

ひろしま復興・平和構築研究事業 報告書

広島の復興経験を生かすために — 廃墟からの再生 —

平成26年3月

国際平和拠点ひろしま構想推進連携事業実行委員会
(広島県 ・ 広島市)

発刊にあたって

本書は、広島県と広島市で構成する国際平和拠点ひろしま構想推進連携事業実行委員会が、平成24年度、25年度の2か年にわたり実施した「ひろしま復興・平和構築研究事業」の成果を報告書として取りまとめたものである。

昭和20年8月6日午前8時15分、広島は一発の原子爆弾により壊滅した。原爆は、多くの尊い命を奪い、街を破壊し尽くし、人々の暮らしと共に、時を重ね築かれた地域の歴史や文化、家族の記憶などを文字通り丸ごと消し去った。

被爆から69年、被爆者を始めとした広島に暮らす人々は、被爆体験を根底に、二度と核兵器による惨禍を繰り返してはならないとの決意の下、核兵器廃絶を世界に訴え続けてきた。そして、今後も、一日も早い核兵器廃絶を目指して、たゆむことなく努力していかなければならない。

「75年は草木も生えぬ」とまで言われた広島は、先人たちの努力により、平和都市として復興した。その姿は、広島を訪れた人々の多くを引き付ける。平和記念資料館を見学した後に広島を歩くと多くの人は、花と緑に満ち溢れる街で人々が暮らす姿に心打たれ、驚きの声を上げる。

広島は、廃墟からの復興を成し遂げた地として、その知見を世界の紛争終結国の復興・平和構築の取組にいかすことで、平和な国際社会の実現に貢献したいと考えている。

本研究では、広島が、様々な困難を乗り越え、復興を果たしたプロセスについて、破壊の中から市民がいかに立ち上がってきたのかという市民の内発的な要因と、広島に差し伸べられた国内外からの様々な支援という復興を促した外的要素を相互に関連させながら調査・分析することにより、現在の広島のアイデンティティー—復興を成し遂げた街、平和を模索する都市—の来歴の検証を行った。

本書が、広島復興の歴史に思いを馳せ、原爆により失われたものの大きさと、新たに生み出された価値を深く理解する一助になるとともに、紛争終結国における復興・平和構築の取組を後押しし、平和で安定した国際社会の実現に向けた取組が一層促進されることを期待している。

最後に、本研究にあたり、編集委員長として御尽力いただいた水本和実広島市立大学広島平和研究所副所長を始め、編集委員を務めていただいた皆様、各分野の執筆やコラム作成に御協力いただいた皆様並びに貴重な助言や資料提供などに御協力いただいた関係各位に深く感謝申し上げる次第である。

平成26年3月

広島県知事 湯崎英彦
広島市長 松井一實

ひろしま復興・平和構築研究事業

執筆者等一覧

執筆者等

(敬称略, 執筆順)

氏名	所属等	区分	執筆担当部分
みずもと かずみ 水本 和実	広島市立大学広島平和研究所副所長〔教授〕	編集委員長 (監修委員)	プロローグ エピローグ コラム(第9章)
あんどう ふくへい 安藤 福平	元広島県立文書館副館長		第1・2章 コラム(第2章)
いしまる のりおき 石丸 紀興	(株) 広島諸事・地域再生研究所代表	編集委員	第3～5章
いとう としやす 伊藤 敏安	広島大学地域経済システム研究センター長〔教授〕		第6章
ちだ たけし 千田 武志	元広島国際大学教授, 呉市参与(呉市史編さん担当)		第7章
こいけ せいいち 小池 聖一	広島大学大学院国際協力研究科教授	編集委員	第8章I
にしもと まさみ 西本 雅実	中国新聞社編集委員		第8章II・III
うぶき さとる 宇吹 暁	元広島女学院大学教授	編集委員 (監修委員)	第9章I・II
うらべ まさし 卜部 匡司	広島市立大学国際学部准教授		第9章III
かわの のりゆき 川野 徳幸	広島大学平和科学研究センター教授	編集委員 (監修委員)	第9章IV
ながい ひとし 永井 均	広島市立大学広島平和研究所准教授	編集委員 (監修委員)	コラム(第1章, 第3～5章, 第7・8章)

コラム作成協力

きくらく しのお 菊楽 忍	広島平和記念資料館 啓発課	コラム(第1章)
おおせと しょうじ 大瀬戸 正司	広島平和記念資料館 学芸課 主任	コラム(第4章)
たかの かずひこ 高野 和彦	財団法人広島市未来都市創造財団 文化科学部長	コラム(第5章)
かとう かずたか 加藤 一孝	元広島市こども文化科学館館長	コラム(第6章)

凡 例

- ◇ 句読点は、引用史料を含めて、それぞれ「。」、「,」で示した。
- ◇ 資料の引用に際しては、旧字体は原則として新字体に改めた。
- ◇ 資料の引用に際しては、読みやすさを考慮して句読点、ルビを補ったところがある。
- ◇ 引用文中の仮名づかい、送り仮名は、原則として原文のままにした。
- ◇ 引用文中の……は省略を意味する。
- ◇ 引用文中の〔 〕は引用者による補足である。
- ◇ 資料の原文の一部に、今日の視点から見て不適切と思われる表現があるが、当時の社会的環境のもとで記された歴史資料であることに鑑み、修正は加えずそのままとした。
- ◇ 敬称は原則としてこれを略した。

略語一覧

- ABCC (Atomic Bomb Casualty Commission) : 原爆傷害調査委員会
- CBS (Columbia Broadcasting System) : コロンビア放送
- CCD (Civil Censorship Detachment) : 民間検閲支隊 (GHQ / SCAP)
- CIE (Civil Information and Education Section) : 民間情報教育局 (GHQ / SCAP)
- GHQ (General Headquarters / SCAP) : 連合国軍最高司令官総司令部
- HICARE (Hiroshima International Council for Health Care of the Radiation-Exposed) :
放射線被曝者医療国際協力推進協議会
- IEA (International Association for the Evaluation of Educational Achievement) :
国際教育到達度評価学会
- ICRC (International Committee of the Red Cross) : 赤十字国際委員会
- INS (International News Service) : アイ・エヌ・エス, 国際通信社
- IPPNW (International Physicians for the Prevention of Nuclear War) : 核戦争防止国際医師会議
- MIS (Military Intelligence Service) : 米陸軍情報部
- MP (Military Police) : 憲兵
- MRA (Moral Re-Armament) : 道徳再武装運動
- NGO (non-governmental organizations) : 非政府組織
- NHK (Nippon Hoso Kyokai) : 日本放送協会
- RCC (Radio Chugoku Company, RCC Broadcasting Co. Ltd) : 中国放送
- SCAP (Supreme Commander for the Allied Powers) : 連合国軍最高司令官
- SIPRI (Stockholm International Peace Research Institute) : ストックホルム国際平和研究所
- SSD (Special Session on Disarmament of the United Nations General Assembly) : 国際連合軍縮特別総会
- UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization) : ユネスコ, 国際連合教育科学文化機関
- UP (United Press) : ユナイテッド・プレス, 合同通信社

目 次

発刊にあたって

執筆者等一覧

凡 例

プロローグ 「広島復興」が持つ意味	1
I なぜいま広島復興が注目されるのか	1
II 広島復興とは	2
III 本書の構成	2
IV おわりに	3
I 部 戦争と破壊	5
第1章 近代化の中の広島	5
I 城下町から近代都市へ	5
II 地方拠点都市へ	7
コラム 広島シンボル、原爆ドーム	9
第2章 戦争と広島、原爆投下の衝撃	14
I 軍都広島のみ	14
II 原爆投下	18
コラム 高野源進書簡 原爆投下前後の広島県知事の思い	22
II 部 都市の復興	25
第3章 復興計画	25
I 政府の戦災復興計画	25
II 広島復興建設計画	27
III まとめにかえて	32
コラム 差し伸べられた手 ― 海外からの復興支援	33
第4章 広島平和記念都市建設法	36
I 広島平和記念都市建設法の制定過程と内容	36
II 広島平和記念都市建設法制定による平和記念都市建設計画への展開	37
III 平和記念都市建設計画の事業化と効果	42
IV まとめにかえて	44
コラム 広島平和記念資料館の使命	45

第5章 再開発をめぐる諸問題	48
I 不法建築の系譜.....	48
II 河岸での不法建築の発生と河岸緑地の形成.....	50
III 基町と住宅建設.....	51
IV 基町再開発への道.....	54
コラム 基町，激変の都市空間を探訪する.....	57

Ⅲ部 復興する広島と市民の暮らし..... 61

第6章 産業経済の再建	61
I 戦時中から終戦直後.....	61
II 高度経済成長期.....	66
コラム 爆心地で路面電車が動き出す.....	70

第7章 保健・医療の充実と被爆者支援	74
I 昭和20年代の保健・医療の状況.....	74
II 戦後広島での保健・医療の推移.....	78
III 公的医療機関の動向.....	80
IV 被爆者医療の実態と展開.....	83
コラム 医師たちの奮闘——未曾有の惨劇に立ち向かう.....	87

第8章 メディアと復興	90
I 『中国新聞』の戦前と原爆被災.....	90
II 原爆報道.....	91
III 市民生活の再建と変遷.....	104
コラム 広島カープ——市民の球団，復興の道標.....	115

Ⅳ部 新しいアイデンティティーを求めて..... 119

第9章 平和を模索する都市	119
I 平和行政.....	119
II 平和運動.....	126
III 平和教育.....	133
IV 原爆体験と原爆被爆者の平和観.....	139
コラム 広島市長の平和宣言.....	159

エピローグ 広島の復興経験をどう生かすか..... 161

～未完の試みからのささやかな提言～

I 広島の復興をたどってみて.....	161
II おわりに 広島の復興をどう生かすか.....	163

執筆者等プロフィール

プロローグ

「広島復興」が持つ意味

はじめに

本書『広島復興経験を生かすために一廃墟からの再生』は、広島県が平成23(2011)年に発表した「国際平和拠点ひろしま構想」の提言に基づき、広島県と広島市の連携事業としてその翌年度から2年間実施した「ひろしま復興・平和構築研究事業」の成果をまとめた報告書である。

この事業の目的は、広島復興プロセスを多角的に検証・分析することにより、広島が今日、国内だけでなく海外からも認知されている「復興を成し遂げた街・平和を模索する都市」というアイデンティティの形成過程を明らかにすることにある。

記述に当たっては、以下の点を考慮した。まず、人類史上初の原子爆弾の投下により未曾有の破壊を経験した広島が、さまざまな困難を乗り越えて立ち上がるプロセスを、市民の努力だけでなく、国内や海外から差し伸べられたさまざまな支援も視野に入れながら描く。

また調査対象の時期は、原則として昭和20(1945)年の被爆時から昭和50年代(1975～1984年)ごろまでを基本としつつ、項目により被爆前にさかのぼり、あるいは昭和50年代以降の時期にまで範囲を拡大する。

その上で、今日、世界の人々から付与された「平和都市」「復興都市」広島のイメージがどのようにつくられてきたのかを、広島にいる私たちの手で、現在からさかのぼって検証しようというのが、本書の試みである。

I なぜいま広島復興が注目されるのか

「復興」とは、古くて新しい言葉である。日本人にとりもっとも大きな共通の復興体験は、第2次世界大戦による戦災からの復興であろう。国内の200以上の市町村が空襲を受けて焼野原となり、戦後、戦災復興院により全国115の都市で戦災復興事業が行われた。一方、最近では、平成23(2011)年の東日本大震災が、福島第一原子力発電所の事故による深刻な被害を併発したことも加わり、「復興」がいまなお未完の課題として被災住民だけでなく日本国民に重苦しくのしかかっている。

そして戦災復興事業において被爆地・広島は当初、通常兵器による空襲で破壊された他の都市と同列に扱われ¹⁾、その後も広島復興ぶりが特に注目されることはなかった。だが東日本大震災による福島原発事故後、「フクシマとヒロシマ」が一緒に語られはじめ、広島復興が新たに注目され始めた。最大の要因は、放射線事故という経験を共有したことだが、果たしてそれだけなのだろうか。

一方、世界に目を向けると、東西冷戦終結後、旧ユーゴスラビアやルワンダ、東ティモール、スーダンをはじめ各地で発生した民族・宗教・文化的対立に基づく紛争や内戦、あるいは平成13(2001)年の米国同時多発テロ後のイラク戦争やアフガニスタン戦争で破壊された地域の復興が、平和のための大きな課題となっている。そして、それら破壊地域で復興事業に携わる関係者らが広島を訪れた際、異口同音に発するのが、復興を成し遂げた街・広島に対する驚嘆の言葉だという。

もちろんそうした言葉には、表面上の賛辞もあろう。また前述したように、焼野原からの復興を遂げた

のは広島だけではない。だが、広島を訪れる人たちの多くが、平和記念公園や平和記念資料館を見学した後、広島を歩き、広島の復興について知りたいと語る。いったい彼らは広島のどこに復興の姿を見出し、何を学びたいと感じているのだろうか。

だが、この問いへの答えを探す前に、私たち自身が「広島の復興とは何か」を掘り下げてみる必要があるのではないか。本書はそうした問題意識に基づく、私たち自身への問いかけでもある。

II 広島の復興とは

広島は全国の計115か所の戦災都市の一つとして、国の復興事業の対象となったが、原爆による被害や破壊の内容には、通常兵器の空襲を受けた他の都市と異なる特徴がある。

昭和20(1945)年8月6日の米軍機による原子爆弾の投下で、広島市は壊滅的な打撃を受け、人口の約40%に当たる約14万人がその年のうちに死亡したといわれ²⁾、被爆直前に市内にあった建物7万6,317戸のうち、約92%に当たる7万147戸が倒壊・焼失して使用不能となった³⁾。また、当時の市の総面積約7,270万平方メートルの約18%に当たる1,325万平方メートルが焼失したが、山林や原野などを除く市の利用面積は約3,300万平方メートルで、その約40%が焦土と化したことになる⁴⁾。

このように、他都市と比べて圧倒的に高い死亡率や罹災率は、広島戦災の大きな特徴だ。それ以外にもいくつかの特徴が挙げられる。

まず、米軍による原爆が投下目標をほぼ正確に捕らえた結果、歴史的に城下町として発展し、広島城周辺の都心部に集中して配置された軍事、行政、商業など都市の中核機能がほぼ完全に消滅した。次に、核兵器が使用されたことから、住民の多くが放射線による被害を受け、原爆固有の被害への対策が、戦後の行政の大きな課題として残った。さらに、明治以降、陸軍第5師団が配置され、日清戦争～第2次世界大戦まで軍事上の重要な機能を持つ「軍都」として発展した広島は、敗戦および旧日本軍の解体と「平和憲法」の下、新たなアイデンティティを模索する必要に迫られた。

これら広島における戦争被害の特徴は、そのまま復興の課題に直結する。「復興」と一口に言っても、さまざまな側面がある。復興のため、行政や経済界、地域住民などを含むコミュニティが一体となり、政治・経済・文化を巻き込んだ多様な営みがなされてきた。その結果、「平和」をアイデンティティとする今日の広島が徐々に形作られた。その過程を明らかにするためには戦争や原爆で広島の何が失われ、何が新たに生まれたのかをたどる必要があるだろう。

III 本書の構成

以上のような問題意識のもと、本書はI部「戦争と破壊」の第1章「近代化の中の広島」で戦前の広島の街の形成をたどり、第2章「戦争と広島、原爆投下の衝撃」で広島の何が戦争で失われ、原爆で破壊されたのかを分析する。

II部「都市の復興」の第3章「復興計画」では、政府による戦災復興計画と被爆都市・広島の復興計画を振り返る。第4章「広島平和記念都市建設法」では、特別立法により制定された同法により、他の一般戦災都市より手厚い国の支援の元で実施された復興事業について取り上げ、第5章「再開発をめぐる諸問題」では、復興現場で生じた地域社会固有の課題や、広島の復興独自の特徴についてさぐる。

Ⅲ部「復興する広島と市民の暮らし」の第6章「産業経済の再建」では、広島の経済の復興ぶりを戦後から高度成長期まで振り返る。第7章「保健・医療の充実と被爆者支援」では、広島の保健医療体制の整備と、被爆地の大きな課題として残った被爆者の医療支援について検証する。第8章「メディアと復興」では、市民生活の復興の素顔や復興途上の市民が直面した問題などを、メディアの報道を通じて描く。

Ⅳ部「新しいアイデンティティを求めて」の第9章「平和を模索する都市」では、「平和」をシンボルとする今日の広島のアイデンティティがどのように形成されてきたのかを、平和行政、平和運動、平和教育、そして被爆者を通じて考察する。

このほか、各章に分かりやすいテーマのコラムを掲載した。執筆者は各テーマに精通した研究者や実務家、ジャーナリストなど、広島県内在住の専門家である。

Ⅳ おわりに

これまでも、広島の戦後の歩みや原爆被爆からの復興をテーマとして取り上げ、まとめた文献は数多く存在する⁵⁾。その大半が広島県や広島市などの自治体が編集委員会を組織し、地元行政関係者や研究者、実務家、ジャーナリストらにより執筆されたものだ。だが「復興」そのものに焦点をあてた文献は、広島市が編集した『広島被爆40年史 都市の復興』（1985年）や『戦災復興事業誌』（1995年）など限られている。それ以外の文献には、原爆による被害の分析や戦後の生活の再建などの記述はあるが、それらを「復興」の一部と捉えて記述したものは多くない。

本書はこれら先行文献に比べ、調査期間や収集資料の数も限られてはいるが、広島の復興に焦点を絞って描くことを試みた点に独自性がある。今後、本書の要約版や英語版を作成し、広島で復興を学ぶ人材育成のための教材として活用することも検討されている。広島が今後、被爆都市から世界の平和構築に貢献する都市へと発展するために、本書がささやかな一石を投じることができれば、幸いである。

（水本 和実）

注・参考文献

- 1) 被爆都市・広島に特別の財源を確保するため、昭和24（1949）年5月、議員立法により特別法として「広島平和記念都市建設法」が制定され、一般の戦災復興事業より手厚い国の支援が行われた。
- 2) 広島市原爆被害対策部編『原爆被爆者対策事業概要』（平成24年版）、15頁。
- 3) 広島市編『広島原爆戦災誌』第1巻、194 - 195頁。
- 4) 広島市編『広島新史 経済編』9頁。
- 5) 主要なものだけでも、広島原爆障害対策協議会『広島原爆医療史』（1961年）、広島市『広島市役所原爆誌』（1966年）、広島市『広島原爆戦災誌』（全5巻、1971～2年）、広島県『広島県史 原爆資料編』（1972年）、広島県『原爆三十年』（1976年）、広島県『広島県庁原爆被災誌』（1976年）、広島市『広島新史』（全13巻、1981～6年）、広島市『広島被爆40年史 都市の復興』（1985年）、広島県『広島県戦災史』（1988年）、広島市『戦災復興事業誌』（1995年）、広島市『都市広島 1945-1995&The Future』（1996年）、広島市『被爆50周年 図説戦後広島市史 街と暮らしの50年』（1996年）、広島市『広島市原爆被爆者援護行政史』（1996年）、広島市『原爆ドーム世界遺産登録記録誌』（1997年）など多数存在する。

I 部

戦争と破壊

I 部

II 部

III 部

IV 部

第1章 近代化の中の広島

はじめに

都市としての広島の歴史は、毛利輝元が天正17（1589）年、太田川のデルタに築城したことから始まるが、それ以来、広島はずっと地方の政治的中心地であり続け、原爆投下までは軍事的拠点都市でもあった。

明治維新を機に、広島は城下町から近代都市へ、変貌を遂げていく。武士身分が解体され、膨大な窮乏士族を抱える街となった広島を舞台に、新たな行政機構・軍事機構が創出され、経済的にも社会的にも大変革が引き起こされていった。

明治前期の巨大大事業・宇品築港、山陽鉄道や市街電車などの鉄道、デルタを繋ぐ新橋のあいつぐ架橋や道路網の整備、街並みの変化、近代的大工場の立地、とりわけ行政拠点都市・軍都・学都としての歩みが、近代都市広島を形成した。

I 城下町から近代都市へ

1 広島城下町

戦国時代、吉田の郡山城に本拠を置いていた毛利氏は、中国地方の大半を支配する西日本最大の大名となり、領域の首府として広島湾頭を選び、広島城を築いた。豊臣秀吉の聚楽第や大坂城を模したという。毛利氏は関ヶ原の戦いで敗れ、防長2か国に押し込められ、その後へ、福島氏が安芸・備後2か国（現在の広島県域）の領主として、広島城の主となった。福島氏の改易により、浅野氏が広島に入ったが、備後南部地域は切り離され、水野氏が福山に入った。それでも広島は芸備両国にまたがる浅野家43万石の城下町として、江戸・大坂・京都の3都を除くと、名古屋・金沢に続き、熊本などと肩を並べる大都市として発展した。

広島城下は、城郭、武家屋敷、町人町、寺町、新開からなる。武家屋敷は城郭の周囲や要所に広大な面積を占めた。その外周や街道沿いに町人町が発達し、新町組、中通組、白神組、中島組、広瀬組の5組に編成された。町人町の南（海側）には、相次ぐ干拓により新開地が形成された。築城当時の海岸線は、現在の平和大通り辺りであったが、藩や民間の手で干拓が進められ、仁保島や江波島が地続きとなった。

城下の発展に伴い町組の人口は増加するが18世紀以降は減少傾向となり、対して新開の人口は増加の一途をたどり、19世紀初頭には町組とはほぼ拮抗し、このころには両者合わせて5万人程度と推定される。一方、武士とその家族の数は、江戸時代中期に1万9,000人と推定される。

2 行政制度の変遷

幕末の動乱を経て、新政府が樹立されると、幕藩体制にかわる中央集権国家が目指され、明治4（1871）年7月、廃藩置県が断行された。これにより、浅野家広島藩が廃され、広島県が設置された（明治9年に備後6郡が編入され、現在の県域となる）。県庁は、城内の本丸に置かれたが、鎮西鎮台第1分営が置かれることになったため、10月に三の丸に移転した。その後、三の丸も兵営となったため、小町・国泰寺に移転したが、明治9年12月に失火のため全焼、寺町・仏護寺の仮県庁を経て、同11年4月、水主町に新庁舎を建設し移転した。町の北側に位置する城郭を軍が占有したのに対し、町の南側、デルタの先に向かった立地となった。ともあれ、広島は、県庁が置かれたことにより、鎮台設置と合わせ、政治都市・軍事都市として、引き続き地域の中心地としての地位を保った。

県が創出されるなかで、県に属する地方行政区画はめまぐるしく変遷した。明治4年10月、広島県は管内を158の区に分け、戸籍作成に着手させたが、このとき広島城下は4区に分けられた。翌年には、戸籍作成だけでなく行政区としての役割を持つ大区小区制に移行し、広島城下および各郡を大区とし、大区を細分して小区を置いた。広島は第1大区となり、12（当初24）の小区が置かれた。

明治11年11月から郡区町村編成法が施行され、県の下に郡-町村を置く旧制が復活し、都会には区制がしかれた。これにより、県内は、広島区と22の郡に編成され、町村に戸長役場が置かれた。広島区役所は大手筋1丁目に置かれ、その後、新川場町、さらに中島新町に移転した。

明治22年4月、市制・町村制が施行され、全国32市の一つとして広島市が誕生した。広島市以外では、町村合併が行われ、新町村が編成された。市役所は中島新町の旧藩の米蔵を改造した区役所がそのまま長く用いられ、ようやく昭和3（1928）年に至り、国泰寺町に新庁舎を建設・移転する。なお、広島市の市域は都市化の進展とともに拡張していった。明治37年に安芸郡仁保島村に属していた元宇品を編入し、昭和4年に安芸郡仁保村・矢賀村・牛田村、安佐郡三篠町、佐伯郡己斐町・古田村・草津町の周辺7町村との合併を実現した。

3 宇品築港

デルタに発達した広島は、町の中心部まで船が入ったが、大型船が入れないため、幕末以来、港の建設が懸案となっていた。これを果たしたのが宇品築港であるが、もともとは士族授産事業と抱き合わせで実施されたものである。明治の前半期、士族の窮乏が問題となり、全国で士族授産事業が取り組まれたが、広島では、その一方策として宇品湾への新開墾地・港湾埠頭の建設が浮上し、明治13（1880）年広島に赴任した千田県令の着任早々の仕事となった。

藩政時代以来の干拓の歴史はあったし、明治初年には窮民を雇用して庚午新開を築調した経験もあったが、今回の事業はあまりにも大規模であった。膨大な工費が必要とされ、埋め立てで漁場を失う大河地区漁民の頑強な反対もあったが、千田県令（のち県知事）の強力なリーダーシップにより、明治17年9月、起工にこぎつけ、難事業の末同22年11月に竣工した。これにより62万坪の土地が造成され、大型船の入港・停泊が可能となった。

造成土地のうち開墾地51万坪は旧広島藩士族授産所に引き渡されたが、塩分が多く、農耕には不利な土地であったこともあり、授産事業としては成功しなかった。また、宇品港自体の有用性もそれほど認識

されず、宇品築港を不要不急の土木事業という声もあった。しかし、5年後に勃発した日清戦争により軍事輸送の拠点となり、当初目論んでいた商港としてよりは、軍用の港として発展していく。

4 交通網の発達と街並みの変化

デルタの町は、7つの川によって舟運に恵まれたが、陸上交通を阻まれていた。藩政時代には西国街道に架けられた橋のほかは、出雲街道の横川橋、京橋川上流の牛田橋（神田橋）のみで、渡し船が橋に代わる役割を果たしていた。明治以降、架橋禁止は解除され、たとえば元安川には、上流から東相生橋（明治11年）、元安橋（毛利時代）、新橋（今の平和大橋、明治7年）、万代橋（明治11年）、明治橋（明治19年）と、明治前期に新たに4つの橋が架けられた。しかし、これらの橋では渡橋費を徴収しており、渡船場も市内各所に残存していた。その後、道路の近代化が進められ、昭和初期には渡し船はほとんど消滅する。

神戸と下関を結ぶ山陽鉄道は、明治25（1892）年7月に糸崎まで開通し、同27年6月に広島まで開通した（明治30年に徳山まで延伸、下関までの全通は同34年）。鉄道は町の中心部を避けデルタの外縁に敷設されたが、市の東部に広島駅、北に横川駅、西に己斐駅が設置されたことにより、広島の市街が広域化していく。その後、横川から可部方面への鉄道（のちの国鉄可部線）、広島と庄原を結ぶ鉄道（のちの国鉄芸備線）が開通し、近郊農村や県北部と広島の結びつきが強まった。また、大正元（1912）年に市内路面電車が開通し、その後順次拡張され、広島駅・八丁堀・紙屋町・己斐駅・横川駅・宇品など主要地が電車で結ばれた。

藩政時代、京橋から堺町筋にかけて西国街道沿いに発展した広島の街並みは、明治前半期には舟運に恵まれた本川・元安川沿いの堺町筋・中島筋が栄えた。大正期には、市内路面電車が開通したこともあり、繁華街が東に移動し、八丁堀が中心となり、新天地・東新天地が創設され、それに伴って中島と東部を結ぶ本通りも発展した。昭和4（1929）年には広島で初めての百貨店が八丁堀の北側に創業した。電車の開通は、広島駅前、鷹野橋、宇品の海岸通りの発展も促した。

II 地方拠点都市へ

1 工業都市としての歩み

明治期の広島には紡績業以外に大規模な工場はなく、概して工業生産は低調であった。そのなかであって、マッチ、缶詰、縫い針などが広島の工業を特徴づけた。マッチは輸出産業として第1次世界大戦期に

ピークを迎えたが、その後の国際競争や技術革新に後れを取り、急激に衰退する。縫い針も同様に第1次世界大戦期にピークを迎えたが、生産過程の改善もあって、その後も地場産業としての地位を保った。缶詰生産は海軍への納入、日清戦争や、日露戦争による需要急増で盛んとなり、小規模な工場が多数設立された。大正12(1923)年の統計では、牛肉缶詰の82%を広島県が占めていた。軍・戦争との結びつきが強い缶詰生産は、日中戦争勃発により急増する。

広島における近代的大工場のさきがけは、官営工場として安芸郡上瀬野村に設立された広島紡績所である。明治15(1882)年、工場竣工と同時に士族授産会社の広島綿糸紡績会社に払い下げられ、操業を開始し、同18年に広島の河原町に移転し、広島随一の工場として稼働した。紡績業はその後も広島の主要産業であった。

第1次世界大戦後には、帝国人絹の広島工場が南千田町に立地した。同工場は10年ほどで閉鎖されるが、代わって錦華人絹広島工場が宇品に立地する。ゴム製品工業・製紙業もこのころから生産が急増した。金属機械工業も勃興し、大正9(1920)年に日本製鋼所が広島工場を発足させ、兵器を生産した。同年、東洋コルクが創立された。同社は、昭和2(1927)年に東洋工業と改称し、海軍の下請け生産を始め、同6年には安芸郡府中町に移転し、三輪トラックの発売を開始した。戦時期には広島工業港建設事業が進められ、江波地先に三菱重工業広島造船所、観音地先に同広島機械製作所が立地した。このように、大工場が第1次世界大戦後から第2次世界大戦中にかけて誕生し、重化学工業が広島の産業の主役になっていき、戦時期には軍需生産に傾斜して発展した。これらの大企業と呉海軍工廠の下請けを行う中小零細企業も発達した。戦後の工業都市広島の原型をそこに見ることもできる。

2 学都広島

広島は学都でもあった。広島高等師範学校が設置されたのが出発点であった。日清戦後経営の一環として中等教育の拡充が図られると、教員確保のため第2高等師範学校設立計画が浮上した。このとき、江木千之県知事が広島市誘致に動き、文部省と交渉、県会も敷地・寄付金の提供を決議し、意を示した。こうした運動もあって、広島設置が決まり、明治35(1902)年に開校した。広島高等師範学校は、東京高等師範学校とならんで東西の教育の総本山と称されるようになった。さらに、昭和4(1929)年には高等師範学校を母体に広島文理科大学が設置された。

大正9(1920)年には広島高等工業学校が設置された。全国に2か所に高等工業学校を新設する計画に広島県が呼応して誘致したものであった。一方、高等学校については、明治33(1900)年に岡山に第6高等学校が設置され、広島にも設置することが悲願となっていた。大正7(1918)年に高等学校大增設が計画されると、県・市・民間をあげて大運動を展開した。そうしたなかで、大正12年に広島高等学校が創立された。そのほか、県立女子専門学校、広島女学院専門学校など高等教育機関が充実していった。公私各種の中等教育・実業教育機関の発達とあわせ、広島は教育都市、学都の名にふさわしい成長を遂げた。

3 拠点都市広島

広島は6大都市に次ぐ人口規模を有する地方拠点都市であった。中四国地方、もしくは中国地方を管轄する官庁の多くが広島に設置された。同様に全国企業の支店立地にあたっては、広島の地を選ぶケースが

多かった。中国海運局・広島控訴院・広島鉄道管理部・広島通信局・広島財務局などの官公署，広島中央放送局・日銀・勧銀・日通などの支店が置かれていた。

一方，県レベルの企業の本店（本社）も広島に立地するが多かった。電力会社や銀行は，明治期には県内の各地域で設立されていたが，合併を繰り返して，大規模化し，戦時期（アジア太平洋戦争期）には企業統制による合併が行われた。大正9（1920）年に7銀行の合同で設立された芸備銀行は，その後，県内外の銀行を次々に合併した。最後には5銀行となったが，昭和20（1945）年4月に合併し，芸備銀行が県内唯一の銀行となった。電力会社の場合，各地に設立された小会社が第1次世界大戦期に広島電燈と広島呉電力に吸収され，大正10（1921）年，両社合併により広島電気が設立された。戦時期には，電力の国家管理が進められ，中国地方全域をエリアとする中国配電が設立された。地域のなかでは，広島にヒト・カネ・モノが集中するようになる。（安藤 福平）

注・参考文献

- ・広島市役所『新修広島市史』全7巻，1958年3月～1961年2月
- ・広島県『広島県史』近代2，1981年3月

コラム

広島のシンボル，原爆ドーム

はじめに

平成8（1996）年12月，世界遺産に広島の建築物が加わった。英文の正式登録名にいう“Hiroshima Peace Memorial (Genbaku Dome)”，いわゆる原爆ドームだ。

平成4年，日本がユネスコ（UNESCO）の世界遺産条約に加盟したのを契機に，原爆ドームを「核兵器の恐怖を語る生き証人として」世界遺産に，という声が上がった。市民による全国的な署名運動も奏功し（平成7年6月には国の史跡に指定），核兵器廃絶と世界平和を求めるシンボルとして，世界遺産一覧表への登録が実現した¹⁾。

1 チェコ人建築家の作品

原爆ドームはかつて，広島の特産品を陳列する物産陳列館であった。明治時代，農商務省は近代国家の「臣民」を啓発するため，各種の陳列所の設置を勧めた。産業の近代化を目に見える形で示した物産陳列館が各地に設けられ，大正6（1917）年には，公立だけで26館も数えた²⁾。広島でも，明治44（1911）年から4か年計画で陳列館の建設を決定したが，公的投資は郡部を優先すべきとの声もあって，建設計画は停滞する。そんななか，大正2年2月，宮城県から転任してきた寺田祐之知事は，陳列館は地元産品の品質向上と販路拡大の拠点施設となり，地域振興の要になるとして，事業を強力に推し進めた。

寺田知事は，かつて宮城で「日本三景」の一つ，松島に県営ホテルを新設し，外国人観光客を誘致する観光振興策を指揮した経験があった。この「宮城県営松島パークホテル」を設計したのが，チェコ人建築家ヤン・レツルだ。寺田は広島でもレツルを起用する。レツルは，チェコ近代建築の父ヤン・コチェラに学んだ後，明治の末に来日。日本に近代建築の先駆けとなる本場のセセッション様式を紹

介した。

さて、広島陳列館の敷地は、旧浅野藩の米倉の跡地と元安川河岸の埋立地、その他を加えた974坪(3,214.2㎡)で、広島市がこれらを準備した。当時、広島随一の繁華街を対岸に見るこの地に、広島県が建設費約12万円で、建築面積310坪(1,023㎡)の陳列館を建設する運びとなる。

大正4(1915)年4月、元安川の河畔に「82尺〔約25m〕の円塔」を頂く「白亜の摩天楼」が落成した。同年8月15日、寺田知事は「県物産の改良増進を図り、関連の発展に貢献する」と語り、ここに「広島県物産陳列館」がオープンする³⁾。館内では、県産品を紹介するだけでなく、県内の物産の品質の向上、取引の仕方、販売方法の改善などを助言、提案する場も設けられた。開館の翌年、大正5年5月には「第1回広島県美術展覧会」が開催され、以後、吉田壽信初代館長自らを会長とする「広島美術協会」が県美展を開催し⁴⁾、また音楽会や講演会が催されるなど、物産陳列館は幅広く活用された。ちなみに、ドイツ菓子のバームクーヘンが日本で初めて紹介されたのもこの陳列館である⁵⁾。

物産陳列館は、大正10年1月に「広島県立商品陳列所」、昭和8(1933)年11月には「広島県産業奨励館」と改称された。

2 産業奨励館の盛衰、そして運命の日

産業奨励館は、昭和9(1934)年に中国東北部の大連、新京、ハルビンに出張所を作り、昭和13年以降、奉天と天津、上海、神戸にも事務所を置いた。その後、館内に広島県中央商工相談所が設けられるなど、産業奨励館の活動は昭和戦前期にその頂点を迎える。

そんな産業奨励館にも戦争の影が帯びてゆく。昭和16年6月、日本木材統制会社広島出張所が入居し、同じ時期にはレツルがデザインした門扉が金属類回収令によって供出の憂き目にあった。展示室の催しも戦時色が濃いものとなり、昭和18年12月の「聖戦美術傑作展」を最後に、すべての展示室が国や県の機関、統制会社等の戦時行政の事務室に転用された。昭和19年3月31日に館の業務が完全に停止、1年余り後に運命の日を迎える。

昭和20年8月6日、米軍機エノラ・ゲイが投下した原子爆弾は、産業奨励館の南東約160m、地上約600mの上空で炸裂した。奨励館は爆風・熱線・放射線をほぼ真上から受けた。対岸の燃料会館(現・レストハウス)で被爆し、奇跡的に一命を取りとめた野村英三によれば、奨励館は8時半から9時頃に窓枠から燃え始めた⁶⁾。当時、奨励館にいた統制組合や県職員ら約30人全員が即死した⁷⁾。ほぼ垂直に爆圧がかかったため、楕円柱の形体で比較的壁が厚かった中心部はかろうじて倒壊を免れた。

3 原爆ドームをどうするか

「見まい、思い出すまい、思い出すのはたまらない、見まいとしても見なければならぬ陳列館跡。わたしはこの陳列館をどうしたらいいか⁸⁾」——妻の丸木俊とともに「原爆の絵」を描いた画家・丸木位里は、原爆投下から5年後、こう自問した。

少なからぬ広島市民も奨励館の廃墟に戸惑いを抱いたが、他方で、この被爆建物は内外の観光客を呼び込む「アトム・ヒロシマ」のランドマークになっていく。終戦直後の占領軍の広島案内には“DOME” BUILDING Commercial Museumとあり、被爆地の「名所」として紹介されている⁹⁾。広

島市が昭和22(1947)年8月に決めた「原爆10景」には、被爆者の感情に配慮したためか、原爆ドームは選定されていない。ちなみに、翌23年7月に広島市観光協会が指定した「原爆記念保存物13カ所(原爆名所13景)」では、ドームが一番目に取り上げられている。

さて、この頃、『夕刊ひろしま』は、復興の停滞を嘆く企画記事のなかで、「あなたはいつまでそのままで？」との見出しと写真を掲げ、原爆ドームを撤去し、過去を「清算しなければいけない」と訴えた¹⁰⁾。そんななか、



「広島産業・文化の拠点だった被爆前の原爆ドーム：広島県産業奨励館」(昭和初期撮影・個人蔵)

昭和24年の春、広島平和記念都市建設法の成立がほぼ確実になり、「平和記念公園及び記念館」の設計コンペが実施される。コンペは建物だけでなく、公園全体を計画するという壮大なもので、丹下健三東京大学助教授のグループが一等を勝ち取った。丹下は、原爆ドームを「シンボルとして残すべき」と考え、設計の中心に据えた¹¹⁾。

同じ昭和24年の10月、広島市は被爆体験者500人にドーム存廃を問うアンケートを行っている。428人から回答を得たが、それによれば、保存派が62%、撤去派35%であった¹²⁾。毎日新聞社の世論調査でも、保存派63%、撤去派23%であり、保存派の過半数(64%)がドームを「原爆広島を象徴する名物的存在」と位置づけていた¹³⁾。戦後初期、多くの広島市民は早急な撤去を望んでいなかったようだ。

なお、「原爆ドーム」という表現が使われ始めるのは、昭和25年頃からだと見られる。新聞紙上では、同年6月23日付の『中国新聞』の社説「観光への注言」で初めて使われ、文学作品でも、同年9月発行の俳句誌『夜』に藤井美典^{かなとこぐも}「鉄鉗雲原爆ドームに蟻狂ふ」が掲載された。昭和26年の夏には、「原爆ドーム」の呼称が新聞・雑誌で散見されるようになり、平和条約が発効し、日本の主権が回復された翌27年には、「原爆ドーム」の表現はより一般化した模様である¹⁴⁾。

4 保存をめぐる綱引き

昭和28(1953)年11月、広島県は原爆ドームを広島市に譲与すると通知した¹⁵⁾。市の管理下でも、放置の状態はしばらく続き、広島市長の渡辺忠雄は昭和31年3月15日の広島市議会の席上、「そのまま残しておく」旨を答弁した¹⁶⁾。

その扱いが定まらぬまま、「原爆ドーム」の呼称が定着していき、またドームを他の原爆遺跡とは一線を画した平和の象徴とする、という見方も出てきた。後者については、例えばドイツ出身のユダヤ系ジャーナリスト、ロベルト・ユンクは、原爆ドームは世界的シンボルであり、「将来起こりうる運命への警告」を発する特別な意味を持つと書き、ドームの保存を強く訴えた¹⁷⁾。

「あの痛々しい産業奨励館だけが、いつまでも、恐るべき原爆を世に訴えてくれるのだろうか〔要旨〕」——1歳で被爆し、16歳で白血病のため死去した^{かじやま}楮山ヒロ子が昭和34年8月6日に書いた日記だ。この日記が彼女の両親から、ユンクと親交のあった「広島折鶴の会」の世話人・河本一郎に託された。

昭和35年5月5日の「原爆の子の追悼の集い」で、「広島折鶴の会」の会員がこの日記を読み上げ、ドームの保存を訴えて、募金と署名集めの活動を開始する¹⁸⁾。その一方で、保存に否定的な考えも依然として根強かった。例えば、昭和38年10月、ドームの真北に位置する広島商工会議所の改築工事に伴い、同会議所が広島大学工学部にドームの調査を依頼した際、濱井信三広島市長は「ドームを補強してまで保存する価値はないと思う」との見解を示している¹⁹⁾。

5 永久保存を決める

昭和39(1964)年3月、核兵器禁止平和建設国民会議(核禁会議)は、広島平和記念公園の慰霊碑の北側に「平和の灯」を建設する考えを表明した。広島県や広島市、政財界、労働組合、宗教界、学会などの代表40人による「平和の灯建設委員会」が組織され、丹下健三に設計を依頼、同年8月1日に完成し、点灯式が挙行された²⁰⁾。慰霊碑からドームを見る軸線上に位置する「平和の灯」の存在で、原爆ドームの象徴性はより高まった。

同じ昭和39年12月、広島県原水禁、広島県原水協、核禁会議など11団体が原爆ドームの保存を求める共同提案を行い、広島市に対し、ドームは「核時代の記念塔」であるとして、その保存を要請する。翌40年3月、湯川秀樹京都大学教授など8人が同様の要望書を広島市議会議長宛に提出した。内外からの要請を受け、広島市は被爆20年に当たる昭和40年度予算に原爆ドームの強度調査費100万円を計上、調査の結果、専門家から補強すれば保存可能、との報告を受けた²¹⁾。

かくして昭和41(1966)年7月11日、広島市議会は、原爆ドームの永久保存を満場一致で決議する。保存に賛同する全国の人びとから募金が寄せられ、その寄付金は昭和42年7月の段階で約6,620万円にも達した。煉瓦壁の内部に接着剤を注入し、壁全体を固めて、建物の要所に鉄骨組の補強を入れる保存工事が行われ、42年8月5日に完工式が挙行された。その後も、数回にわたって保存工事が行われ、現在、広島市は経年劣化等の把握を目的に、原則として3年ごとに健全度調査を実施している。

(菊楽 忍・永井 均)

注・参考文献

- 1) 「原爆ドームの世界遺産化をすすめる会」制作の100万人署名呼びかけチラシ、および『原爆ドーム世界遺産登録記念誌』(広島市、1997年)を参照。
- 2) 『中国新聞』1917年10月21日付。
- 3) 『中国新聞』1915年8月16日付。
- 4) 『中国新聞』1916年6月22日付。
- 5) 大正8(1919)年3月開催の「独逸俘虜技術工芸品展」で紹介・販売された。同年3月5日付の『中国新聞』では、「菓子即売所の前は場内一の雑踏、三人の俘虜係員が眼の廻る忙しさ」と報じられている。
- 6) 「市民が描いた原爆の絵」野村英三 GE28-33、広島平和記念資料館所蔵。
- 7) 広島市編『広島原爆戦災誌』第2巻(広島市、1971年)73頁。
- 8) 丸木位里「陳列館跡」(『中国新聞』1950年10月5日付)。
- 9) 被爆資料0103-0049、スーザン・ナタリー・タウンゼンド氏寄贈、広島平和記念資料館所蔵。広島を訪れる占領軍兵士向けに作られた、原爆ドームのイラスト入りの冊子で、昭和21(1946)年に来広した英軍兵士が保存していた。
- 10) 『夕刊ひろしま』1948年10月10日付。
- 11) 丹下健三『丹下健三——一本の鉛筆から』(日本図書センター、1997年)65頁。
- 12) 『中国新聞』1950年2月11日付。
- 13) 『毎日新聞』1951年8月5日付。
- 14) 西本雅実「ヒロシマの記録」(『中国新聞』2007年6月5日付)。
- 15) 『中国新聞』1953年11月15日付。
- 16) 広島市議会編『広島市議会史—議事資料編2』(広島市議会、1987年)816頁。
- 17) ロベルト・ユンク「原爆ドーム」(『中国新聞』1954年8月5日付)。

- 18) 河本一郎資料, 広島平和記念資料館所蔵。
- 19) 『中国新聞』1963年10月5日, 23日付。
- 20) 『核兵器廃絶と人類の繁栄を求めて—核禁会議50年史』(核禁会議, 2011年) 41頁。
- 21) 昭和40(1965)年7月28日から, 広島大学工学部建築学教室による調査が開始され, 同年11月15日, 佐藤重夫教授から広島市に中間報告があった。

I
部

II
部

III
部

IV
部

第2章 戦争と広島，原爆投下の衝撃

はじめに

広島は日本有数の軍都であった。明治維新の激動の中で、広島城は廃城とならず軍の拠点となり、日清戦争を機に、広島は随一の派兵基地・兵站基地となった。広島の軍都としての機能は、戦時にフルに発揮され、戦争のたびに多くの兵士が広島から戦地に向かった。第2次世界大戦末期には、本土決戦に備え西日本の諸軍を統轄する第2総軍が広島に置かれた。

その広島が、原爆攻撃の標的となり、筆舌に尽くしがたい惨劇が起こった。多くの命が失われ、人々は逃げまどい、苦しんだ。事前の空襲への備えをはるかに超えた想定外の事態の下で、軍を中心とした救援活動、屍体処理、瓦礫の撤去がなされた。復興への前途は多難であった。

I 軍都広島の歩み

1 軍都広島

広島が軍都として発展する起点となったのは、明治維新の兵制改革に遡る。明治4（1871）年に東京・大阪・鎮西・東北の4鎮台が設置されたが、この時、広島に鎮西鎮台第1分営が設置された。明治6年には全国の鎮台配置が改定され、全国を6軍管に分け、広島には第5軍管広島鎮台が設置された（広島以外では、鎮台は東京・仙台・名古屋・大阪・熊本に置かれた）。その後、明治21年に師団司令部条例が公布され、広島鎮台が廃され、第5師団司令部が設置された。このように広島は中四国を管轄する軍事拠点として位置付けられていた。そして、明治27年に日清戦争が勃発すると、陸軍の派兵基地・兵站基地として、その重要性がにわかにクローズアップされるようになった。

日清戦争では、開戦を前に第5師団に動員が下令され、明治27年6月9日には歩兵第11聯隊第1大隊が宇品を出航した。ちょうどこの年、山陽鉄道が広島まで開通した。これと明治22年に築港された宇品港とが結ばれることによって、広島は朝鮮半島・中国大陸への格好の派兵基地となった。広島駅と宇品港を結ぶ宇品線は2週間余の突貫工事で完成し、戦争に間に合わせた。開戦とともに広島以東の各師団が相次いで広島に集結し、宇品から出航したが、これらの将兵は、広島市内や近郊に分宿した。その員数は軍夫を含め17万1,098人、滞在日数は数日から長期の場合は数十日にわたることもあった。9月8日には大本営を広島に進めることが発表され、15日に明治天皇が来広した。帝国議会も広島で開かれ、広島は顯官名士で充満し、臨時首都の様相を呈した。

この戦争を機に広島は、派兵基地・兵站基地として、軍事施設の拡充が図られる。まず、帰還部隊の受け入れに備えて似島臨時陸軍検疫所が明治28年6月に開庁した。翌年には広島軍用水道の工事が始まった（明治31年8月完成）。上水道の建設は、陸軍船舶への上水補給のほか、伝染病対策として欠かせないものであった（日清戦争後帰還部隊を迎えた広島は、コレラの猖獗に悩まされ、明治28年中に、広島市で1,302人がコレラにより死亡した）。陸軍省は次のように広島軍用水道の必要性を力説する¹⁾。

広島県広島市ハ宇品港ト并ヒ兵略上ノ一策源地タルハ敢テ多弁ヲ要セス、然ルニ同市ノ飲料水汚悪ニ

シテ往々悪疫蔓延ノ媒介ヲナシ軍隊ヲ危殆ニ陥サラシムルモノ少カラス、故ヲ以テ其土地ノ形勢港湾ト相待チテ頗ル良好ナリト雖モ水道ヲ布設シ此ノ衛生上ノ欠点ヲ除去スルニアラスンハ充分ニ之カ用ヲ為スニ由ナク、軍隊ヲ派遣還送スルニ当リテモ一部団隊ヲ同時ニ此所ニ駐屯セシムルヲ得ス、……水道ヲ同市ニ布設スルハ実ニ忽緒ニ付スヘカラサルモノナリ、依テ一日モ早く其工ヲ竣ヘ広島ヲ安全ナル策源地トナシ、且宇品港ノ集積倉庫ノ如キモ之ニ伴フテ永久ノ計画ヲ要ス……

上水道建設は、広島市にとっても懸案であり、軍用水道に接続することで市民への給水が可能となったのである。

戦争中フル稼働した宇品港の輸送機能は、戦後も新たに領有した植民地に軍隊が置かれたこともあって、その利用価値を減じることはなく、明治29年3月に臨時陸軍運輸通信部宇品支部が設置された。これが後の陸軍運輸部である。このような宇品の役割と関連して、広島には、糧秣支廠・被服支廠・兵器支廠が置かれた。また、陸軍地方幼年学校が設置されている（明治30（1897）年開校、昭和3（1928）年廃校、同11年復活）。

広島の派兵拠点としての軍都的色彩は、戦時に一挙に噴出する。明治33（1900）年の北清事変に続いて、同37・38年の日露戦争でも、広島は出撃拠点となり、戦争景気を当て込んで、物資と人間が殺到した。とくに宇品の繁盛は目ざましく、開戦前3,200人といわれた人口は、開戦後9,000人に膨れ上がり、ほかに軍事輸送に従事する人夫が3,000人に達したという。また、100軒余の飲食店、30軒近い料理屋、80軒に及ぶ宿屋・下宿屋、人力車夫300人以上、貸座敷40軒余、娼妓200余人という繁盛ぶりであった。満州事変以降、日中戦争・太平洋戦争と戦争が激化するにつれて、広島の役割はさらに増大していく。

2 満州事変から日中戦争へ

昭和6（1931）年9月、南満州鉄道爆破事件（関東軍による謀略）をきっかけに、軍部の主導による満州（中国東北部）への侵略が始まった（満州事変）。中国は国際連盟に提訴し、国際世論は日本の非を鳴らした。しかし、新聞報道や軍部のキャンペーンの影響を受けて、国民世論は一気に戦争支持に傾いた。9月26日には帝国在郷軍人会広島市聯合分会と中国新聞社の主催で軍事大講演会が開催された。11月3日には広島市町総代聯合会が時局問題市民大会を比治山御便殿広場で開いた。ふたたび軍都の姿を取り戻した広島では、宇品から中国大陸に向けて出発する増援部隊の歓送で大繁忙を極めた。11月17日の第8師団の宇品出発には10万人が歓送した。12月21日には郷土師団である第5師団の「出征」で歓送の熱狂は最高潮に達し、この日の宇品付近の人出は13万人にのぼった。

昭和12年7月、中国との全面戦争に突入し、政府は内地3個師団の増派を決定、第5師団にも動員が下令された。まさに大動員で、応召者たちは、盛大な見送りを受け、8月1日から順次宇品港から華北の戦線に向かった。

日中戦争の緒戦においては、日本軍は圧倒的に優勢であった。しかし、中国側の抵抗も頑強で、予想外の苦戦を強いられ、多数の戦死者を出した。8月末には早くも戦死した兵士の遺家族の談話が「陛下のお召だ」「当人も本懐」「本望です」「平然と語る」「戦死は覚悟」などの見出しつきで美談調に脚色されて新聞紙面を賑わすようになった²⁾。

可哀さうとは思いますが、陛下のお召しにより出征、名誉の戦死をとげたのですから決して惜しいとは思ひません……

かねて覚悟はしてをりました、私のやうなもの、子供でも天子様のお役にたてば幸せだと思つてをります……

10月2日には第5師団最初の遺骨が広島駅に到着、このころから年内にかけて、ほぼどの町村にも戦死の知らせが届くようになる。遺骨が郷里に戻ると、盛大な町村葬が営まれた。

戦死者の増加とひきかえに、日本軍は中国の重要都市を次々と攻め落とし、12月13日には国民政府の首都南京が陥落した。広島市では10万人の市民が提灯行列に繰り出して、戦勝気分にあふれた。「敵の首都南京陥落」だけに、戦争終結の期待も高まって手放しの戦勝祝賀行事が行われたのであったが、その後も中国側の抵抗は続き、戦争は終わらなかった。日本軍は中国大陸の奥深く進攻を続け、長期にわたる戦争に突入していく。

大規模かつ長期にわたる戦争を支えるため、経済の戦時体制化を必至とした。昭和13(1938)年には国家総動員法が制定され、総力戦遂行のためすべての人的・物的資源を統制運用できる権限が政府に与えられた。軍需産業への傾斜、企業統制、物資・物価統制、労働統制(徴用)など経済統制がしだいに強化され、一般消費物資が極度に規制され、国民は耐乏生活を強いられていく。

3 本土決戦体制

日中戦争が泥沼化し、米英との対立が深まるなかで、昭和16(1941)年12月8日、日本軍はマレー半島に上陸、ハワイ真珠湾を奇襲攻撃し、対米英戦に突入した。これを受けて、10日には県・市・大政翼賛会県支部の主催により対米英宣戦必勝広島県民大会が広島護国神社前で開催され、「われらは深く忠勇なる皇軍に信頼し最大の感謝を捧げるとともにいかなる困苦欠乏をも断じてこれを克服しもって将兵をして後顧の憂ひなからしめんことを期す」などの決議があげられた。

日本軍は大攻勢により開戦後半年あまりで東南アジアから太平洋一帯の広大な地域を占領したが、それ以後は、連合軍の本格的反攻が始まり、太平洋の島々で日本軍が次々と「玉砕」し、やがて日本本土が米軍の空襲を受けるようになった。絶望的抗戦となったが、戦争指導部は有利な講和にこだわり、本土決戦に備えた。

昭和20年4月、連合軍の上陸で本土が分断された場合に備え、東日本の諸軍を統轄する第1総軍(司令部・東京)と西日本の諸軍を統轄する第2総軍(司令部・広島)を設置した。第2総軍は、第15方面軍(司令部・大阪)と第16方面軍(司令部・福岡)を統轄し、広島市二葉の里の元騎兵第5聯隊跡に司令部を置いた。6月には第59軍(第15方面軍隷下)が創設され、広島師管区司令部が中国軍管区司令部となった。軍管区制にあわせ、国の出先機関や県庁を指揮する地方総監府を設置することになり、中国地方総監府が広島市に設置された。

宇品には陸軍の船舶輸送作戦の業務を遂行する船舶司令部(運輸部と二身一体)があり、内地・外地240隊、30万人を超える部隊(暁部隊)を指揮する役を担った。広島は戦争末期にいたって、ますます陸軍の重要拠点となったのである。なお、広島湾をはさんだ至近距離にある呉市は、呉鎮守府と東洋最大の兵器工場である呉海軍工廠を擁する海軍の拠点であった。

一方、本土決戦に備える地域組織として、地域単位に在郷軍人を招集して編成する地区特設警備隊が置かれた。広島県では26隊(うち広島市2隊)が編成された。また、新たに国民義勇隊を創設し、国民学校初等科修了以上で男子は65歳以下、女子は45歳以下の全国民を編成することになった。組織は地域組

織と職域組織に二本立てとし、地域組織として市町村に市町村国民義勇隊が組織された。広島市では、東西の2部隊と軍管理工場を単位とする職域義勇隊を編成した。これとは別に、中等学校・専門学校の生徒は学徒隊に組織された。

本土空襲必至となるなかで、建物疎開（防空空地を設けるための強制的建物除却）が行われた。広島市は、昭和19年11月、133か所・8,200坪の建物疎開が告示され、同年中に第1次建物疎開400件が完了した。同20年には、第2次から第5次にわたり5,901件が実施され、第6次2,500件の実施中に、8月6日を迎えた。建物疎開作業には、地区特設警備隊、市内および周辺町村の国民義勇隊、学徒隊（市内各中等学校、国民学校高等科）などが動員された。

空襲対策として、大都市では学童集団疎開が実施された。広島市も昭和20年3月に指定され、国民学校3年から6年までの学童が集団疎開することになった。7月ごろまでに、集団疎開8,500人、縁故疎開1万5,000人と合わせ疎开学童数は2万3,500人に及んだ。このうち、鞆町国民学校からは1,095人の学童が山県郡壬生町、八重町へ、竹屋国民学校からは650人の学童が山県郡加計町・安野村・戸河内町・筒賀村・殿賀村へ集団疎開した。しかし、その後の疎开学童には過酷な運命が待ちうけていた。8月6日の原爆投下で肉親の多くが死亡し、帰るべき家を失った。

4 8月6日の広島

広島市は、太平洋戦争勃発直後の昭和16（1941）年末、人口41万3,889人を擁していたが、戦争の推移につれ、市民の数ははだいに減少していった。昭和19年以降、兵役により1万6,208人、疎開により10万1,200人が広島を離れた。さらに学童疎開もあり、同20年6月末現在の米穀配給登録人口は24万5,423人にまで減少した。

一方、中国地方の中核都市としての機能は、他都市が焼土化するにつれて、ますますその重要性をたかめていた。広島は、西日本における決戦の中核として第2総軍司令部、陸軍の船舶輸送の中核としての船舶司令部、中国地方陸軍諸部隊の中核としての中国軍管区など、多数の部隊を擁しており、8月6日当日の在広の陸軍軍人数は約4万人と推定される。広島地域の全被雇用者数は約13万人、うち工場関係では、日本製鋼所広島製作所・東洋工業・陸軍被服支廠・三菱重工業広島造船所・同広島機械製作所などの10大工場で5万3,361人が働いていたのをはじめ、6,191の工場で8万3,671人が生産に従事していた。戦争末期には、動員学徒および朝鮮人徴用工の比重が増していた。

8月6日の広島では、早朝から建物疎開作業が行われていた。防空対策として実施されたものであったが、結果として、そのため大被害を蒙ることになった。建物疎開には、県内の地区特設警備隊・国民義勇隊・学徒隊の出動が命じられ、8月6日には、広島市内の地域国民義勇隊は2万2,500人、郡部の地域国民義勇隊7,062人、動員学徒9,111人が出動していた。主な作業場所は、小網町・鶴見町・雑魚場町・水主町付近の4か所で、この4地域に約1万8,000人が出動していた（戦後行われた調査による）。

8月6日原爆投下時、広島には居住者、軍人、通勤等による入市者を含め35万人ほどの人がいたと推計されている。

II 原爆投下

1 原爆投下への道程

アメリカとイギリスにおける原子爆弾の開発は、ナチス・ドイツが原爆を保有する可能性を憂慮する科学者の訴えをきっかけに始まった。イギリスでの検討で、原爆が実現可能なことを知らされたルーズベルト米国大統領は、昭和17(1942)年6月、原爆の開発計画を秘密裏に開始させた。昭和18年4月にはニューメキシコ州にロスアラモス研究所を設置、20億ドルの資金と科学者・技術者を総動員した大プロジェクトとなった。昭和19年9月の米英首脳会談で、原爆が完成した場合、慎重に考慮したうえで日本に対して使用することが合意された。原爆投下の実行部隊(第509混成部隊)が編成され、原爆投下の秘密訓練を開始した。昭和20年7月16日、ニューメキシコ州アラモゴードの砂漠で史上初の原爆実験が行われた。

昭和20年5月には、8月初めに使用予定の2発の原爆の投下目標として、京都・広島など4都市が選定された。その後、投下目標都市は何度か変更があったが、投下目標都市への空襲は禁止された。原爆のもたらす効果を把握できるようにするためであった。

科学者は原爆使用反対の請願を提出、軍高官のなかにも原爆使用不要とする考えがあったが、戦後世界での覇権や対日参戦するソ連に対する優位を確保する、巨額の費用をかけて開発した兵器であることなどの理由から、倫理的リスクを冒しても、あえて原爆を使用しようとする状況があった。

7月25日、トルーマン米国大統領は原爆投下の指令を承認した。このとき広島・小倉・新潟・長崎のいずれかの都市に8月3日ごろ以降に投下することとなった。7月26日、日本の無条件降伏を求めるポツダム宣言が発表された。日本政府がこれを直ちに受諾すれば、原爆投下は避けられたわけである。裏返せば、米国が原爆を実戦で使用することにこだわるなら、急ぐ必要があった。ソ連の対日参戦が迫っており、和平の望みを絶たれた日本が降伏する可能性があった。

8月2日、原爆による攻撃を8月6日に行うことを決定した。第1目標は広島(照準点は相生橋付近)、予備の目標は小倉、そして長崎であった。8月6日、広島市にウラン型原子爆弾リトルボーイが投下された。続いて、8月9日に長崎にプルトニウム型原子爆弾ファットマンが投下された。8月14日、日本政府はポツダム宣言を受諾し、翌15日、昭和天皇による終戦詔書の朗読が放送された。第3の原子爆弾が準備され、前日まで原爆の投下訓練が行われていた。

2 原爆の威力と被害

8月6日、テニアン島から飛び立ったB-29エノラ・ゲイ号から相生橋を投下目標として、午前8時15分、原爆が投下された。約43秒間落下した後、相生橋よりやや南東の島病院付近高度約600メートルの上空で核爆発を起こした。核分裂により大量の中性子線が放出された。爆発の瞬間、巨大な火球ができ、強烈な熱線が放出され、周辺の地表面は3,000～4,000℃に達した。火球が消えた後、高度約1万6,000メートルに達する巨大なキノコ雲(原子雲)が生じた。また、爆心地では最大風速440m/秒の強烈な爆風が発生した。爆風は放射状に広がり、約10秒後にはほぼ市街全域に到達した。

熱線が放出されたのは短時間であったが、きわめて強烈で、爆心地から1キロメートル地点の人は重度の火傷を負い、3キロメートル以上離れた人でも衣服を着ていない部位に火傷を負った。爆風により、人々

は吹き飛ばされ、死亡あるいは負傷・失神した。爆心地から2キロメートル以内の木造建築は全壊し、人々はその下敷きになった。その後、熱線による自然発火と倒壊した建物からの発火が延焼して、爆発30分後には火事嵐が吹く大火災となった。爆心地から2キロメートル以内の燃えるものは燃えつくし、多くの人が焼け死んだ。原爆から放出された放射線は、人体に深刻な障害を引き起こした。爆心地から1キロメートル離れたところで中性子線・ γ 線合わせて4グレイ、半数の人が死に至る放射線量と推定されている。外傷が全くないのに、放射線を浴びたため数日後に発病し、その後死に至る人が相次いだ。これら直爆を受けた人以外にも、残留放射能や直後に降った放射性降下物を含む「黒い雨」により、周辺居住者や入市者も放射線を浴びた。

原爆による死者の数は、正確につかめていない。広島県警察部が、昭和20(1945)年11月30日現在で軍関係を除く犠牲者一人ひとりを積み上げて求めたところによれば、死者が7万8,150人、行方不明が1万3,983人となっている。一方、軍関係では、昭和22年11月現在で諸部隊の書類を全部調査した結果として、死亡者9,242人、生死不明889人という数字があげられている。これに対して、実際の死亡者数に迫るためさまざまな推計が行われてきた。広島市が昭和51年に国連に提出した資料では、同20年末までの死亡者14万人 \pm 1万人と推計している。近年では、各種被爆者情報をコンピュータに統合し同定する「被爆者動態調査」が続けられている。最新の調査では、被爆者の総数は直接被爆38万4,743人、入市被爆11万8,861人、それ以外を含め計55万7,478人となっている。このうち、8月6日の死亡者は5万3,644人、昭和20年末までの死亡者は3万5,334人(計8万8,978人)となっている³⁾。



廃墟となった広島市街 相生橋東詰の広島県商工経済会のビルから撮影
昭和20(1945)年10月5日(林重男撮影, 広島平和記念資料館提供)

3 救援体制と動員

原爆の炸裂は、空襲への事前の備え・想定をはるかに超えるものであった。県庁は全壊し、空襲で罹災した場合の移転先として予定していた市役所・本川国民学校・商工経済会・安芸高等女学校・福屋も消失もしくは倒壊した。空襲罹災に対し指揮を執る県庁は一時機能マヒとなり、県防空本部が立ち上がるのは、被爆からおよそ9時間後のことで、出張中の県知事に代わり、警察部長が比治山多聞院に設置したのであった。警察部長は、可部署・海田市署を通じて県下の警察署に対し既定計画に基づく食糧の応援、警察官・警防団員・救護班員の応援を指示した。

宇品の陸軍船舶司令部(通称暁部隊)は、被爆直後から独自に救援活動に取り組んだ。船舶司令官は、

火傷患者が押し寄せ始めた午前8時50分、「本六日〇八一五敵機ノ爆撃ヲ受ケ各所ニ火災発生シ爆風ノ為被害相当ニアルモノ、如シ」として、とりあえず市内の消火・救難を命じるとともに、患者を似島検疫所に輸送するよう命じた。さらに午前11時30分に至ると、全部隊に対し日常的業務を停止し、救援活動に従事するよう指示した。患者が激増するなかで、午後8時40分、安芸郡坂村の横浜国民学校など4か所に療養所を開設し、1,000人を海上輸送した⁴⁾。

6日午後2時ごろ、中国地方総監府の副総監は、第2総軍司令部を訪れ、総監の死亡、県庁・市役所・警察機関の全滅を報告、事態収拾の軍への委任と罹災者の救援を要請した。これを受けた第2総軍は、すでに救援活動の指揮をとっていた船舶司令官を広島警備担任司令官に任命した。こうして、自然発生的な救援活動が船舶司令官を最高責任者とする一つの指揮系統に統一された。本土決戦体制の下である。未曾有の混乱の中でも、命令一下、救援・事態収拾のため大動員がなされた。

軍による救援活動の中心になったのは、宇品の船舶部隊であったが、船舶司令官の命令により広島市以外に駐屯の船舶部隊も広島入りした。広島市内外からの船舶部隊の出動は4,000人に及んだ。呉鎮守府も、広島からの帰来者の報告により、午前11時20分、救護隊派遣準備を命じ、午後1時25分、5隊の救護隊を派遣した。第2総軍の命令により隷下の部隊も相次いで来援した。7日早朝には、賀茂郡原村（八本松）に移駐していた総武歩兵第321部隊の約160人が広島市内に到着した。広島第1陸軍病院の江波分院と戸坂分院では、被爆直後から救護活動を行うなど、各陸軍病院関係による救護活動も行われた。

被爆により、広島市内の防空体制は壊滅に近い打撃を蒙ったが、広島市空襲に備えた全県的救援体制はただちに機能し始めた。被爆当日の6日午後3時までに乾パン12万食が配給され、同日中に豊田郡の救護班が比治山多聞院に到着し、救護所を開設した。翌7日には、各警察署管内の救護班員計300人が来広した。また、同日、警察官190人・警防団員2,159人も広島に出動している。警防団員の出動は延べ2万人を超えた。広島県内の各郡に設置されていた広島地区特設警備隊では、広島市被爆の報が伝わるとただちに広島救援の召集がかけられた。医師や看護婦などからなる救護班の広島出動は、戦時災害保護法の適用期限である10月5日まで続いた。出動した県内救護班員の総数は、実人員2,557人・延べ人員2万1,145人、県外救護班の出動は、実人員715人、延べ人員5,397人に上った。このほか、高等女学校の教員・生徒なども救護に動員された。

なお、軍、とりわけ憲兵隊は空襲下での秩序維持に腐心した。8月8日、中国憲兵隊司令部から出された命令では、次のように悪質流言飛語を警戒している⁴⁾。

今次空襲ニ敵ノ使用投下弾ハ従来ノソレニ比シ威力大ナリシ為民心ハ恐怖不安ニ駆ラレ、該爆弾ノ性能ヲ過大視シ惨害甚大ヲ吹聴スルモノ、或ハ軍ノ防衛作戰ニ言及シ、甚シキハ悲観論乃至敗戦的言動ヲナシ、延テハ反軍反戦和平的希求ノ素因トナルカ如キ悪質流言飛語ノ発生ヲ予想セラルルヲ以テ、之カ取締ヲ徹底強化スルモノトス

4 救護所

広島市は、空襲に備えて市内各国民学校など32か所の救護所および18か所の救護病院を指定していた。しかし、原爆により大打撃を受け、計画どおりの救護活動は遂行不可能な状態となった。焼け跡であろうと、河原であろうと、重傷患者が多数集結した場所が救護所と定められ、そこに救護班が配置され、自然発生的な救護活動が始まった。しかし、重症者や大量に放射能を浴びた患者になす術はなかった。

救護所の総数は明らかでないが、各種文献・手記から判明するだけで、8月6日当日に設けられた救護所数は、市内99か所（うち病院救護所16）、市外142か所（うち病院救護所38）、計241にのぼる⁵⁾。

広島赤十字病院・広島通信病院など倒壊・全焼をまぬかれた病院では、被爆直後から救護活動が行われた。各所に救護所が設けられ、本川国民学校では、陸軍の衛生隊が7日から治療に当たった。同校には8日から9月6日にかけて、西条療養所・三次・加計・尾道・三原・竹原・因島の救護班の来援があった。

広島市内から脱出し、あるいは搬送された避難者・負傷者は優に20万人を超えた。徒歩で脱出した者も多かったが、鉄道やトラック、船でも運ばれた。芸備線筋では庄原や東城、西部方面では大竹・岩国など遠隔地にも多数が収容された。周辺町村では、救護所や学校などのほか民家にも割り当てて避難者を収容した。

5 屍体処理

負傷者の救護とならび屍体の処理という困難な課題があった。屍体の処理は、一般民衆に及ぼす影響は重大であり、「夏季腐敗期」でもあり、「丁重且迅速」に実施することとし、現場において火葬または土葬、できるかぎり神官僧侶を列席させ、「人名止ムヲ得サルモ柱数」を確実に調査するとの指示が出された。第一次の屍体処理は8月9日までに完了するよう命ぜられた。

軍・警察・警防団による全般的屍体処理作業は8月11日に一応終了し、以後は海中や焼跡など部分的作業が続けられた。8月20日現在までに県が把握した屍体処理数は、警察機関の処理数1万7,865人、軍部隊の処理数1万2,054人で、その他市外に避難し死亡した者3,040人であった（この時点での屍体処理数は死者の半分にも満たなかったということになる）。市内現場では火葬に付し、近親者・縁故者・市役所などに引き渡された。広島市が引き取った遺骨は、市民部保健課で遺族へ交付した。10月31日現在の授受取扱数は、受領1万1,525体、交付4,805体、残6,720体であった⁶⁾。（安藤 福平）

注・参考文献

- 1) 陸軍省「壱大日記」1895年10月（防衛省防衛研究所戦史研究センター蔵）
- 2) 『中国新聞』1937年8月23日
- 3) 広島市『原爆被爆者動態調査事業報告書』2013年3月
- 4) 「船舶司令部作命綴」（防衛省防衛研究所戦史研究センター蔵）
- 5) 谷整二「1945年8月6日広島原爆投下時の救護所」
(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/heiwa/Pub/42/22Tani.pdf>)
- 6) 『昭和20年広島市事務報告書並財産表』

- ・広島市役所『新修広島市史』全7巻、1958年3月～1961年2月
- ・広島市役所『広島原爆戦災誌』第1巻、1971年8月
- ・広島県『広島県史』原爆資料編、1972年3月
- ・広島県『広島県史』近代2、1981年3月
- ・広島県『広島県戦災史』1988年6月
- ・吉田守男『京都に原爆を投下せよ』（角川書店、1995年7月）
- ・広島平和記念資料館『ヒロシマを世界に』1999年3月
- ・NHK広島「核・平和」プロジェクト『原爆投下・10秒の衝撃』（日本放送出版協会、1999年7月）

高野源進書簡 原爆投下前後の広島県知事の思い

原爆投下時広島県知事であった高野源進が、大阪府次長時代の上司であった池田清（大阪府知事、貴族院議員、衆議院議員など歴任）に宛てた4通の書簡がある。池田清の私設秘書が保存していたもので、現在は広島県立文書館に収蔵されている。原爆投下に直面した広島県知事の思いが伝わるこの書簡を、ここで紹介したい。

昭和20（1945）年6月、本土決戦に備えた行政機構再編の一環として地方総監府が設置され、広島県知事の大塚惟精が中国地方総監に就任した。後任の広島県知事には、大阪府次長の高野源進が就いた。高野の最初の書簡は、昭和20年6月20日付、広島県知事に赴任した直後のものである。すでに大阪空襲を体験した民防空の責任者として当然のことではあるが、書簡から高野の最大の関心事が、空襲への備えにあったことがうかがえる。

当地は今日迄は空襲も比較的少なりしも何れ近々大空襲あることと覚悟致居り候、当地は地域狭小河川多く殆んど全部木造建築にて火災発生せば如何とも致難き状況にて唯心のみあせり居り候

原爆投下目標となっていたがゆえに広島への空襲が禁止されていたことを県知事は知る由もなかったが、7月20日付の書簡では、広島に空襲がないことを、「却って気味悪き様感ぜられ居り候」としている。

中小都市の總てが焼土と化せる昨今、当広島市のみはさしたる被害も蒙らず、却って気味悪き様感ぜられ居り候、果して間に合ふや否や不明なるも目下大々的に建物の疎開を実施中に有之候

しかし、建物疎開を無意味化するほどの巨大兵器が用意されていたのであり、結果的には学徒、国民義勇隊として動員された建物疎開作業従事者が大被害を蒙ることになった。水主町にあった県庁も原爆で倒壊し、出勤・通勤途上の職員も全滅に近い被害を受けた。8月6日当日、高野は福山市に出張中で難を逃れたが、大塚総監、栗屋仙吉広島市長は死亡した。高野は生き残った行政トップとして、原爆投下後の広島市の処理に当面させられた。臨時の県庁は当初、比治山下の多聞院、7日には東警察署に移転、さらに8月20日に安芸郡府中町の東洋工業内に移転した。

原爆投下、終戦後の9月7日の書簡は、東洋工業内の県庁から出されている。敗戦は誠に無念、と心情を吐露しつつ、天皇の命令を承り皇国の再建を期す、と誓っている。

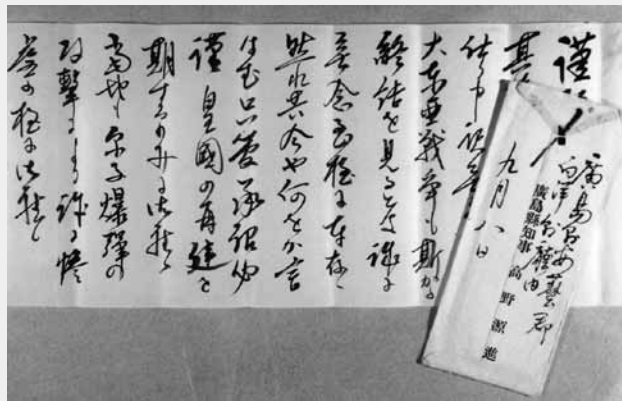
大東亜戦争も斯かる終結を見るとは誠に無念至極に奉存候、然れ共今や何をか言はむ、只管承諾必謹皇国の再建を期するのみに御座候

一方、県庁職員は出張中の者を除き全部が被害を受け、606人がすでに死亡し、「尚相当数の死者を出すこと」を覚悟している。また、原爆の威力を目の当たりにして、「科学の研究こそ将来戦争の勝負を決する唯一無二の戦法」としている。

当県庁員にて既に死亡せるもの六百六名尚相当数の死者を出すことと存じ居り候、生を全ふせしもの、多くは出張中の為当地に在らざりし者にて、重軽傷者を加ふれば在庁員の全部と云ふも過言に無之、将来の戦争態形につきては深く考ひさせらるゝもの有之、防空の如きは如何ともすべからざる次第と存ぜられ候、科学の研究こそ将来戦争の勝負を決する唯一無二の戦法かと存ぜら

れ候

占領軍が矢継ぎ早に改革指令を出しているなかで、10月4日の書簡では、「今明年中には政治上経済上国内は混沌たる状況を招来すべく甚だ憂慮に不堪る次第に御座候」と、不安を述べている。この直後、高野は広島を離れ警視總監に転任する。そして、「混沌たる状況を招来」と予期し憂慮したのが的中したかのごとく、翌年9月公職追放されたのである。（安藤 福平）



高野源進書簡 昭和20(1945)年9月7日(8日投函)(広島県立文書館収蔵)

Ⅱ部

都市の復興

第3章 復興計画

はじめに

日本における戦後の都市の復興は、きわめて注目すべきものであり、とくに広島の被爆からの復興は、稀に見るような復興がなし遂げられ偉業として評価されている。復興がほとんど不可能と思われたほどの破壊された都市で、復興計画は当時として可能な限りでの理想を追求し、意欲的な道路計画、公園緑地計画、土地区画整理を目指したものであった。それ故に幾多の困難を乗り越えねばならない復興となった。そこには、復興計画・事業関係者と市民の並大抵ではない努力、時にはある種の犠牲も強いるものであったかもしれない。同時に、さまざまな形での諸外国からの支援や励ましもあって、被爆直後数年間の危機を乗り越えていったのである。

日本での復興は、まず戦前からの都市計画制度や一定の人的資源や仕組みといった枠組みがあったこともあり、かなり早い時期からの取組が展開された。とはいえ復興過程は多くの特定の条件のもとに、時代的めぐり合わせによって実現したものであり、ある意味で奇跡のような行きであった。日本の復興を成し遂げた過程、広島についてはさらに過酷な条件の中での営為を少しでも明らかにしておきたい。また多くの課題を抱え、持ち越したままでの復興であったことも、明らかにしなければならないのである。

I 政府の戦災復興計画

1 日本における終戦までの都市計画制度

(1) 内務省の管轄と東京市区改正条例、都市計画法の制定

日本における戦後復興体制を説明するには、終戦までの都市計画制度について触れておく必要がある。日本の近代化過程における内閣制度の整備、国会開設など明治20(1887)年ころからの動きとともに、明治21年に公布されて都市計画制度¹⁾として先陣を切る「東京市区改正条例」があり、これがしだいに他の大都市に展開されていく。この過程で、内務省が都市計画を管轄する組織として整備されていった。

大正期に入ると、日本における産業の近代化が進み、都市への人口集中も著しくなり、土地利用の混乱対策など都市におけるさまざまな対策が必要になっていった。とりわけ都市の郊外が無秩序に開発されれば、その再整備のために多大な負担が生じることとなるので、あらかじめ都市の姿を策定して、計画的に対応するという都市政策上の役割を果たすために、都市計画法が大正8(1919)年に制定された。そして都市計画法の適用対象の都市が全国的に少しずつ拡大されていったのである。このような制度により、都市計画区域の指定、都市計画道路や公園・緑地の計画決定や執行年度割といった事業の決定・実施、さらには用途地域の指定や市街地建築物法と連動した建築規制の運用などが推進されることとなった。

(2) 広島における状況

広島市に都市計画法が適用されたのは大正 12 (1923) 年であり、大正 14 年に都市計画法を適用する範囲である都市計画区域の確定、昭和 2 (1927) 年に用途地域の指定、昭和 3 年に道路の計画決定、昭和 16 年に公園の計画決定と進められた。

この推進に当たり、広島県では都市計画広島地方委員会として、戦前では大正 13 年 3 月 28 日開催の第 1 回委員会から終戦までに第 38 回 (開催日不明) までが開催された。この都市計画委員会 (後の都市計画審議会) を運営・担当したのが広島県都市計画課であり、議題や各種説明資料、委員会名簿などを綴った議事録に、審議の過程を記録した議事速記録が添付されている。

2 戦災復興計画に対応するための制度改革

(1) 戦災復興院の設立²⁾

昭和 20 (1945) 年 8 月 15 日に第二次世界大戦あるいは太平洋戦争といわれた戦争が終結するが、戦後は国内に多くの戦災都市が残され、戦災復興が大きなテーマになった。その復興計画は昭和 20 年 11 月に設立された戦災復興院が担当することとなった。すなわち、戦災を蒙らなかった非戦災都市は内務省管轄であり、戦災都市は戦災復興院の管轄というように都市計画行政が一時的に複雑な体系となった。

昭和 20 年 8 月の終戦からあまりに早い時期での戦災復興院の設立は、終戦前から戦後復興の準備をしていたということである。戦災復興院の創設については、井上亮著『焦土からの再生、戦災復興はいかに成し得たか』(新潮社、2012) においても、戦時中から、極秘に内務省の一部の関係者によって設立準備が進められたという大橋武夫の証言が掲載されている。

戦災復興院の職員の多くは内務省からの配置転換であり、長官に民間人の小林一三を招いてのスタートであった。その後昭和 23 年に内務省が解体され、建設院設立、内務省からの合流へと至る。

昭和 20 年 12 月 30 日、「戦災地復興計画基本方針」³⁾ が閣議決定された。これはまさに国の戦災復興計画における基本的な方針を示したものである。この中で注目されるのは、たとえば「主要施設」の「街路」の項の「イ」において、街路網の役割について述べ、「ロ」において都市規模と道路幅員との関係について述べ、そして「ハ」において「必要の箇所には幅員 50 メートル乃至 100 メートルの広路又は広場を配置し利用上防災及美観の構成を兼ねしむること」と記述されたことであり、百メートル道路計画を義務付けるというよりは誘導・推奨する形での基本方針が展開された。

この基本方針は、さらに昭和 21 年 1 月 14 日開催の「関係都道府県主務課長及び 5 大都市関係局部課長会議」で報告され、これを受けて全国的に計画が展開された。

(2) 土地区画整理という事業手法・制度

日本における都市計画制度のなかできわめて理解しにくい制度は、土地区画整理という仕組みであろう。そもそもは、スイスあるいはドイツで発展した制度で、ドイツではアディケス法と呼ばれ、その法を当時の日本の農商務省で導入し、明治 32 (1899) 年に耕地整理法として制定した。この制度を準用して都市の市街地整備においても利用できるように明治 42 年に耕地整理法を改正し、さらに都市計画法 (当時は旧法) に組み込むこととした。土地区画整理法の制定は昭和 29 (1954) 年であるが、それまで関東大震災時の震災復興計画土地区画整理や戦災復興時の戦災復興計画においては特別都市計画法によって復興事

業の手法を位置付け適用したのである。

この土地区画整理の基本的な仕組みは、土地区画整理法に述べられているように「都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業」と説明される。より直接的に言えば土地の所有者すなわち地主から公共用地となる土地を提供してもらい、宅地全体としても利便性を高めるための事業ということになり、その地主から土地の提供を減歩といい、所有地に対するその割合を減歩率といったのである。そして公共用地を生み出すための減歩を公共減歩といい、事業費等を補てんするために確保し、後に売却するような減歩を保留地減歩と呼んでいる。

(3) 戦災地図の作成と利用

日本ではかなり早めに戦災地図が作成された。各都市でも独自に作成された場合もあったし、全国的にも主な戦災都市の戦災地図を収集して出版される場合もあった。たとえば、第一復員省がまとめて出版したのは全国150余都市（町村を含む）の戦災地図で昭和20（1945）年12月、第一復員省編「日本都市戦災地図」であった。これは後に復刻されて第一復員省編・国立国会図書館所蔵「日本都市戦災地図」（原書房、1983）として出版された。

第2次世界大戦はまさに世界的な規模で多大で深刻な被害を引き起こし、多くの戦災都市が出現した。しかし世界の戦災都市で戦災地図も作成された形跡のない場合もあり、また作成されていたとしても秘密扱いとなったりして、広く出版されることは稀ななかで、日本における戦災地図作成と公開は注目されよう。

II 広島復興建設計画

1 被爆と被爆後の広島

昭和20（1945）年8月6日8時15分、1発の原子爆弾が広島の上空で炸裂し、広島は被爆した。原爆開発から実験段階を経て、現に多くの人間の生活する都市の上空から原子爆弾が投下されたのは人類の歴史上初めてのことであった。ここで多くの人たちが被爆死し、傷つき、そして被爆者となり、また相当に時間が経ってからも次々と障害が現れ、多くの人たちを苦しめた。同時に、被爆により都市が破壊され、具体的には住宅や店舗・工場・公共建築などの建物や、交通施設、通信施設、上下水道などの都市インフラ施設も徹底的に焼失・破壊された。

広島市の市勢要覧復興第一年号昭和21年版（昭和22年3月31日発行）によれば、昭和20年11月30日調べとされている広島県警察部発表では、全焼5万5,000戸、半焼2,290戸、全壊6,820戸、半壊3,750戸とされている。また昭和21年8月調べで爆心地よりの距離別の建物被害の内訳が示されている。全体としては被爆前の建物は7万6,317戸であり、半焼・半壊以上の建物の合計は7万147戸とされている。この数値は資料により異なるであろうが、目安として90%以上の被害であったことは疑いないであろう。

長崎と比較すれば、長崎では爆心地が市街地中心でなかったとはいえ、より強力なプルトニウム爆弾による被爆であり、人的被害の重軽傷者の多さとともに、広域に被害が及んだことを示している。ちなみに長崎における建物被害は全焼1,494戸、半焼150戸、全壊2,652戸、半壊5,291戸と相対的に半壊の割合

が大きく、これも広範囲の区域に被害が及んだことを示している。

2 復興計画への模索・準備と各種復興構想

(1) 応急復旧

被爆後少しでも元の生活に近い形で生活できる場を確保しようとするれば、復旧という過程が必要である。インフラの応急復旧により交通や電気、水道等の確保が急がれた。こうしたなか、電車の復旧は比較的早かったといわれる。電車網回復・維持の懸命な努力の結果、被爆3日後の8月9日には己斐—西天満間の片側運転を再開した。一方、国鉄山陽本線は2日後の8日に広島—横川間が開通し、9日には芸備線も開通している。

しかし9月の枕崎台風や10月の豪雨により折角応急復旧していた橋が落ちたり、破損したりして、またしても市民生活に影響を及ぼすことになるのである。

幹線道路は最初とりあえず通行できるように障害物が取り除かれ、次いで橋の手すりや路面の改修等が進められた。とくに著名な光景は相生橋の復旧工事（写真3—1）であろう。水道復旧は漏水を止めながら進められたが、容易に全面的な復旧に至らず、市内で多くの井戸が掘られ、井戸水が重宝されたのである。

復興に至る過程として実施されたのは、戦災地応急対策である。『戦災復興誌第7巻広島市』によれば、「戦災地応急対策として取敢えず罹災地の清掃事業より着手したが、戦災復興事業を西部、東部の2地区に分けてそれぞれ広島県、広島市に於て実施することとなったため、清掃事業も西部地区を広島県事業により、東部地区を広島市事業により実施した。」とある。国庫補助対象事業としての清掃事業は昭和21（1946）年度に始まり昭和24年まで実施された。

さらに金属回収事業も実施された。事業費も必要とされたが、回収された金属が売却され戦災復興事業費に繰り入れられた。戦災死没者会葬事業も必要となった。

上水道の被害は取水場、浄水場、給水施設等において甚大であったが、上水は生活必需品であり、送水ポンプの稼働は被爆後4日目に再開された。しかし至るところで噴水・放水を生じることとなり、被爆後相当期間漏水に悩まされ、末端までの水道管の補修が難事業であった。市周辺部まで給水ができる状態に復旧するまでに9か月を要したといわれる。こうして戦後広がったのは手押しポンプによる地下水くみ上げであった。

下水道については、広島では雨水、汚水の合流式であり、抽水所の被害、入孔蓋、吐口の被害が甚大で、応急復旧により排水可能とするも強い降雨があればたびたび浸水の被害が起きた。抽水所の応急復旧、下水管の清掃、整備によって少しずつ改善を図っていったのである。

住宅対策事業は応急的な対策であり、かつ中長期的な展望も必要な政策であった。政府も住宅営団とい

う戦時下で機能していた組織を動員して住宅建設を進めた。広島では基町の中央公園予定地に昭和20年から22年にかけて越冬住宅743戸、市営住宅1,038戸、県による引揚者住宅34戸、合計1,815戸を建設して、一大住宅地としたのである。このことは後に復興事業をどのように終息させるかという重大問題として押し掛かることになるのである。

(2) 復興構想の提案、各種計画思想

広島市の復興計画は、広島県と広島市の双方で取り組まれた。もともとは県のリーダーシップで広島市の都市計画が策定されていたが、戦後の民主化の路線の中で行政権限の広島市へのシフトが志向され、広島市自身の取組が本格化した。

昭和21(1946)年1月8日、広島市に復興局が創設され、名古屋市から千葉県出身の長島敏復興局長が迎えられ、併せて市長の諮問機関として広島市復興審議会が設置され、2月25日に第1回審議会が開催された。この審議会で活発な議論が行われ、復興に対する期待を大いに盛り上げたのであった。審議会の議事録は「広島新史資料編Ⅱ復興編」に収められており、審議経過や決定事項など多くの情報を入手することができる。

この復興審議会を創設したのは木原七郎市長であった。原爆投下時は栗屋仙吉市長であったが、即死状態であったとされ、戦後の昭和20年9月に木原市長が選出され、しばらく市政を担当した。そして昭和22年4月に行われた戦後初の公選により復興審議会では委員として参加していた濱井信三が市長として選出され、その後の戦災復興期の主要な市政業務を担うこととなった。

この復興審議会では、いくつもの提案がなされた。また復興審議会だけでなく、新聞や雑誌等さまざまな場で多くの構想が提案された。すなわち、戦後広島の構想段階における特徴的なことは、きわめて多くの構想が提案されたことである。

終戦直後に提案された構想から主なものを抽出するならば、①都市移転構想、②小都市思想、③地盤嵩上げ構想、④河岸緑地化構想、⑤渡辺滋案、⑥峠三吉案、⑦丹下健三案、⑧マイルス・ヴォーン提案、⑨タム・デーリング提案、⑩ジョン・D・モンゴメリー提案、⑪S. A. ジャビー提案である。これらは、さまざまな形で提案されたものであり、一つの計画思想に多くの人がかかわっている場合もあれば、一人の提案者が多くの構想を含んだ提案をしている場合もある。すなわち、計画思想の提示の仕方が一貫しておらず、細かく捉えればきわめて多くの計画思想が提示されたことになる。

都市移転構想は高良富子ほかによって提案されたもので(図3-1)、被爆した市街地の中心部分をそのまま残して新しい都市を別の場所に作ればよいという考え方は、種々の事情で現実には採用することはできなかったが、計画思想としてみればきわめて鮮明で衝撃的である。地盤嵩上げ構想は松田重次郎ほかによって提案されたもので、それまで水害に悩まされてきた広島を復興に際して地盤を嵩上げておくという



図3-1 都市移転構想(注・参考文献4)より)

画期的なものであった。その他懸賞論文に入選した峠三吉による『1965年のヒロシマ』提案も注目される。また小都市思想というのは広島市の将来人口の予測はきわめて少ないもので、それは積極的に小都市の方がよいという積極論と、大人口を予測しても無理であろうという消極論であった。当時としては被爆後の広島は人口は小都市でしかないとの予測であったのである。

こういった構想は日本人だけでなく、外国人、とくにアメリカ人、オーストラリア人からも提案された。なかでもジョン・D・モンゴメリー、S・A・ジャビー、マイルス・ヴォーン、タム・デーリングといった外国人が目立つ存在であった。これらの提案に共通する特徴は、原爆ドームの保存提案にみられるような記念性、保存性の重視であった。

このように提案された多くの構想ではあるが、採用されて実現に向かったものはわずかであった。河岸を緑地化しようという提案は後に実現したが、多くは提案のままで終わった。

3 当初の広島復興建設計画の内容と事業への取り組み

(1) 法定計画の仕組み

日本における都市計画の制度として、法定計画としての都市計画決定という独特の過程がある。これは、大正8（1919）年に公布された都市計画法とともに確立された制度で、ある計画についてあらかじめ原案を作成して議案としたものを都市計画広島地方委員会で審議・決定し、さらにその計画案を事務局である広島県担当課と内務省とで事務的処理をして、内務省による官報告示という形で最終的に決定に至るといって一連の過程である。戦後の復興計画については内務省告示が戦災復興院告示へと変更されて継続されたのである。

昭和15（1940）年時点で都市計画決定された道路があり、この計画に基づいて昭和初期に都市計画事業が実施され、新たな都市計画道路が姿を現しつつあったときに、日中戦争に突入し、太平洋戦争となり、やがて多くの事業が中断することとなった。戦後の復興計画は、これをベースとして開始されるのである。

戦後、昭和21年に広島県と広島市で調整して復興計画の原案を作成し、戦災復興院を交えて調整し、それを都市計画広島地方委員会の議を経て戦災復興院告示という形で決定した。

広島復興計画に関して戦後最初の議題は、昭和21年9月16日に開催された第39回委員会での「広島復興都市計画道路決定の件」というものであり、原案どおり委員会決定の後に、10月4日に戦災復興院告示第198号として官報に掲載されて決定した。

また、街路計画の議題の中で都市の性格ということについても説明され、議題の一部としての扱いであった。この段階で平和都市・文化都市さらには中枢都市というキーワードが提示されていたことになる。計画の基本的な内容として、「『広島は世界平和の記念都市である。市の復興は世界平和を象徴するに足る理想的な文化都市を建設することを目標としなければならない。世界の目は今広島に集中されている。』と意ふ〔ママ〕高遠な理想と誇に充ちた気魂があふれている。」と集約されている。

(2) 復興計画としての道路計画

道路計画に関しては、第39回都市計画広島地方委員会において、委員会幹事である広島県都市計画課長竹重貞蔵は幹事説明として、幹線道路のそれぞれの意味について述べ、市勢要覧によれば次のように説明されている。すなわち、

「幹線街路は単に市内交通の利便を図る為のみならず、都市とその後方地帯並びに衛星都市等を連絡する大動脈である。本計画の樹立にあたっては、焦土と化した広島市を白図とみて根本的な改良が企てられ、東西、南北に広島市と其の後方地域とを連絡するもの、陸の玄関広島駅と海の門戸宇品港を連絡するもの、将来の飛行場予定地と広島駅を連絡するもの、広島駅から市の中心部へ連絡」とある。とはいえ、まったく白図化したうえでの道路計画ではなく、一部では過去の計画を踏襲し、引きずられた部分を含んでの計画であった。

このように、まず広島のデルタの島々をカバーする形で展開された。すなわち、大きい島では複数の縦軸を、小さい島ではほぼ中央部に縦軸を配し、商業・業務街路であったり、国土幹線であったり、工業地帯を結ぶ幹線であったり、それぞれ性格の異なる横軸を設けて、全体的にはグリッドパターンに見えるが、いくつかの特徴的な形態も包含してまとまりを構成したのである。戦前に決定していた道路を下敷きにしつつ、まったく新たな路線も採用して、歴史的な積み重ねがうかがわれる。そして目を引くルートは、比治山庚午線という主要幅員が百メートルの道路であり、広島駅前付近から吉島方面に向けての斜めに横切る道路の計画であった。前者は通称百メートル道路とされ、後に平和大通りと公式的に名乗ることになる道路である。そして、その南側にもう1本の百メートル道路、出汐庚午線であり、全長約6.1キロメートルのうち、舟入川口町から南観音町までの約1.9キロメートルが幅員百メートルとされたのである。この広幅員道路の去就については後述する。

(3) 復興計画としての公園緑地計画

公園緑地の計画については、第40回都市計画広島地方委員会（昭和21（1946）年10月19日開催）で審議し、決定している。そのなかで委員会幹事である広島県都市計画課長竹重貞蔵は公園計画に関連して世界の整備水準について言及している。こうして少しでも整備水準をあげようという意図がみられる。

計画の内容については、大公園は全体で中央公園、中島公園、東公園の3か所（面積合計101.2ヘクタール）、緑地4か所（面積合計62.02ヘクタール）、墓地1か所（19.29ヘクタール）、小公園は全体で40か所（面積合計66.35ヘクタール）というものであった。ただし、この中にはいくつかの既設の公園は含まれておらず、また土地区画整理に伴い配置されていくはずの小公園も含まれていなかった。さらに「この外水都の美を発揮する為、河岸は公園化する計画である」として後の河岸緑地の整備が約束されていたのである。

(4) 土地区画整理区域の決定

このように道路や公園の計画を進めたとしてもそのまま実現が保証されたわけではない。確実にその用地が確保されるのには、土地区画整理という手法が必要であった。土地区画整理決定に関しては第39回都市計画広島地方委員会で審議・決定され、昭和21（1946）年10月9日に199号として告示された。

区画整理について、市勢要覧復興第一号（昭和二十一年版）は、「市街の交通を便利にして通風採光を良くし土地の利用価値を高める上に於て区画整理は大切な事業である。本市の復興計画上の区画整理は焼失市街面積の全部約四百万坪にわたり執行する計画である。本事業は単に土地整理を行ふのみでなく、補助街路、小公園（区画整理公園と云ふ）等の設置も併せて行ふもので、其の執行年度割は次の通りである。」として、市執行分約237.4万坪（783.4ヘクタール）、県執行分162.6万坪（536.6ヘクタール）をそれぞれ昭和21～25年度にどの程度の面積を執行するか決定した結果を示している。そしてさらに続けて

「以上の如く区画整理によりて街路、公園、緑地、等の敷地を取り、残地を各人に配分する事になるから、敷地面積は約七割位に縮小される予定である。」と記述し、いわゆる減歩率が30%に及ぶ可能性について言及している。すなわち、復興計画は当時の地主・市民に対してきわめて大きな負担を強いるものであったことも触れておかねばならないであろう。

4 復興初期における事業化の推進

こうして、復興計画が策定され確定したのであるが、当時の広島市の予算は財政難であり、思いどおりの事業が実施できなかった。そうしたなかで、いくつかの施設の建設に海外からの援助があり実現したものがあつた。この件に関しては次章で述べることにするが、復興初期段階における海外からの援助がなされたことが、広島市民の復興への意欲を鼓舞したはずである。

昭和21(1946)年9月16日に土地区画整理の計画決定が行われ、事業の実施に当たっては同年10月に事業決定、執行年度割の決定という手続きを経て着手・推進されていた。行政庁施行という制度のもと、市長執行、県知事執行とし、それぞれ広島特別都市計画事業東部復興土地区画整理事業、同西部復興土地区画整理事業といった。一方、昭和21年2月には基町の商工会議所内に広島県広島復興事務所が開設されていたが、昭和22年1月にそれに隣接するように広島市復興局東部復興事務所も開設された。その後、同年8月に市の執行分のうち15万坪(49.5ヘクタール)の第一次換地の発表(正式には第一次換地予定地発表)、9月に県の執行分のうち24万坪(79.2ヘクタール)の第一次換地の発表がなされ、事業が本格化することとなった。

初期の復興状況を示すと、昭和21年8月の広島市調査課での調査によれば、半焼・半壊以上の建物は7万147戸であったが、1年後の復興建物は3万2,242戸となっており、復興割合は約4割6歩という値が出ており、その内訳は新築(本建)1,585戸、修理1万8,486戸、バラック建1万2,171戸という結果が示されており、本格的な建築は少なく修理・バラック建の数値が高いことが注目される。とりわけ、この段階でバラックが1万2,000戸以上も建設されていたことは区画整理制度の欠陥ともいえるが、広大な面積の区画整理には時間がかかるのはやむを得ないといえる。

Ⅲ まとめにかえて

以上のように、戦災復興計画は、広島では藩政時代の城下町の都市構造が色濃く残っていた町を、戦災を契機として都市を近代化する役割を担ったものであり、同時に、その町の持っていた歴史的な雰囲気や痕跡を断ち切り、無性格な側面を強くするものであったともいえる。このような都市改造が比較的短期間に日本の主要都市、多くの戦災都市において実施されたのであり、壮大な試みであったといえよう。

一方、広島における被爆都市としての復興計画は、都市の近代化の使命を持ちつつ、被爆したことを意識しつつ、何らかのメッセージを伝えるべくスタートした町づくりであったといえよう。ただ当初の戦災復興計画は、十分に吟味が進まない段階で、あまりに短期間に決定して事業化することを迫られ、一方で、逼迫する財政状態によって復興事業が行き詰まり、結果的に当初計画を見直す事態に追い込まれた。

復興計画を実現するということは、公共用地を確保するために区画整理を伴うという形となった。すなわち、区画整理区域内でなければ、実現が担保されないということになった。この土地区画整理事業は費

用も時間もかかるという難事業であり、簡単には進捗しなかった。基盤が整備されないまま、住宅等の建設への要求は強まる一方であり、市民の不満も高まるという状況が続いたのである。

日本における復興過程の最大の特徴は、土地の基盤を整備することが行政の仕事であり、その土地を利用して建物を建てたり、利用したりするのは、土地の所有者（あるいは利用権を有する主体）自身に任されてしまうことであった。どのような建物がどのように建つかは、まさに民力に頼るしかなかった。ここに日本の復興過程の基本的特質があった。（石丸 紀興）

注・参考文献

- 1) 大霞会内務省史編集委員会編「内務省史第二巻」（大霞会発行，1971）参照，石田頼房著「日本近代都市計画の百年」（現代自治選書，1987），石田頼房著「日本近代都市計画史研究」（柏書房，1992）
- 2) 戦災復興院の創設に関しては建設省編「戦災復興誌第壹巻，第貳巻，第参巻」（都市計画協会発行，1959）に詳しい。
- 3) 建設省編「戦災復興誌第壹巻，第貳巻，第参巻」（都市計画協会発行，1959）
- 4) 広島都市生活研究会編集『広島被爆40年史—都市の復興』（広島市企画調整局文化担当発行，1985）

- ・建設省編・著『戦災復興誌第1巻』（都市計画協会発行，1959），全10巻の内の1巻
- ・第一復員省編・国立国会図書館所蔵『日本都市戦災地図』（原書房，1983）
- ・石田頼房著『日本近代都市計画の百年』（自治体研究社，1987）
- ・広島市編『広島新史都市文化編』（広島市発行，1983）
- ・井上亮『焦土からの再生・戦災復興はいかに成し得たか』（新潮社，2012）
- ・広島市都市計画局計画調整課『Town Planning in Hiroshima 広島の都市計画』（広島市発行）

コラム

差し伸べられた手——海外からの復興支援

はじめに

平成23（2011）年3月11日に東日本大震災が発生したとき、テレビやインターネットなどを通じて災害情報が世界中に即座に伝わり、日本国内はもとより海外からも多くの被災地支援がなされたことは記憶に新しい。他方、今から約70年前に原子爆弾が広島を襲ったとき、関連情報の伝達は質量ともにきわめて限定的ではあったが、さまざまな支援が海外からもたらされた。「海の向こうからのサポート」は、苦境にあった広島市民を物心両面にわたって励ました。

1 被爆直後の医薬品の提供

海外の支援者としてもっとも有名なのは、おそらく広島平和記念公園に顕彰碑があるマルセル・ジュノーであろう。スイス人で医師のジュノーは、赤十字国際委員会（ICRC）の駐日主席代表として昭和20（1945）年8月9日に来日した。日本で原爆が投下された噂を耳にするも、終戦直後は連合軍捕虜に関する状況調査に追われた。8月29日、ジュノーは駐日代表部職員フリードリヒ・ビルフィンガーらを広島に派遣し、現地報告を指示する。ビルフィンガーは30日に電報を打ち、広島は「恐るべき惨状」にあり、連合軍総司令部（GHQ）とただちに交渉して、救援医療物資を早急に広島に送るようジュノーに求めた。ジュノーはすぐにGHQと折衝して被爆地支援の了解を取りつけ、9月8日に自ら広島入りし、米軍から提供された約15トンの医薬品と医療器材を届けて多くの被爆者を救った¹⁾。

2 ヒロシマを伝える

広島原爆被害について、海外向けに報じた最初期の記事は、日系二世のレスリー・ナカシマとオーストラリア人のウィルフレッド・バーチェットによるものだが²⁾、被爆者との濃密なインタビューを経て、被爆者「個人の物語」をいち早く外国に伝えたのはアメリカ人のピューリッツァ賞作家ジョン・ハーシーであった。ハーシーは昭和21(1946)年5月に広島を訪れ、広島流川教会の谷本清牧師など6人の被爆者にインタビューしてルポルタージュ「ヒロシマ」にまとめ、同年8月31日発行の雑誌『ニューヨーカー』に発表して、全米に大きな衝撃を与えた。同じ年の12月に早くも単行本化された『ヒロシマ』は、当時アメリカ人に未知だった原爆の惨状を生々しく伝え、読者をして広島の復興支援に駆り立てた³⁾。

広島の被爆体験をヨーロッパに伝えたロベルト・ユンクの存在も見逃すことができない。ドイツ出身のユダヤ系ジャーナリストのユンクは、昭和32(1957)年5月に広島を訪れ、広島市職員・小倉馨の案内と通訳に助けられながら被爆者への取材を重ねた。その2年後、若き2人の被爆者を主人公に「よみがえる広島」を描いた『灰燼の光』を刊行、ヨーロッパで大きな反響を呼び、また佐々木禎子と千羽鶴の物語を世界に紹介するきっかけも作った⁴⁾。

3 被爆者のために家を建てる

原爆で住まいを失った被爆者の家族のために家を建てたアメリカ人、フロイド・シュモールのことも忘れがたい。敬虔なクエーカー教徒で、ワシントン大学講師のシュモーが広島を訪れたのは、昭和24(1949)年8月、彼が54歳のときであった。20年8月、シュモーはシアトルで広島に原爆が投下されたニュースを聞き、「自分自身に爆弾が落された」との悲痛な思いを抱いた⁵⁾。「悔恨と恥辱の念にかられ、せめて家庭を失った人々のために住宅を建設しよう⁶⁾」——心の痛みと「負い目」に向き合うなかで、シュモーは原爆によって住む家をなくした人びとのために、自分の手で家を建てることを決意し、アメリカで募金を集め、同胞の協力者も得て広島に向かった。

シュモーは広島で日本人ボランティアと協力しながら、3か月で4戸の家を皆実町に建て、4世帯の家族に提供した。彼はその後も「広島の家」造りを指揮し、昭和39年までに江波や牛田に16戸の家と公民館1棟を建設して困窮する被爆者の人びとを支えた⁷⁾。現存する「広島の家」は、平成24(2012)年から「広島平和記念資料館シュモーハウス」として公開されている。

4 被爆者の心の傷を癒す

昭和39(1964)年3月、広島市は「原爆孤児に物心両面の援助など平和運動に尽力」した功績をたたえ、アメリカ人のノーマン・カズンズに「特別名誉市民」の称号を贈った。広島平和記念公園内にはカズンズの顕彰碑があり、広島の復興に果たした彼の役割を今なお鮮明に覚えている市民もいるかもしれない。

カズンズは評論雑誌『サタデー・レビュー』の主筆で、昭和24年8月に初めて来広した。広島戦災児育成所を訪れ、原爆孤児たちの窮状にショックを受けた彼は、帰国後すぐに「4年後のヒロシマ」と題する現地ルポを発表する。そのなかで彼は、原爆で肉親を失った子供たちを精神的な養子として家族に迎え入れ、その子の成長をサポートする「精神養子縁組」を提唱、多くのアメリカ人の賛同者を得て、約500人の孤児に対する支援につなげた⁸⁾。

カズンズのもう一つの功績は、被爆女性に渡米治療への道を開いたことだ。被爆でケロイドを負った女性たちは、周囲の視線や言葉に深く傷つき、行動が消極的になっただけでなく、表に出ることさえ嫌うようになった⁹⁾。昭和28年9月、カズンズは3度目の来日時に谷本清牧師の紹介で10人の被爆女性と面会し、このときの出会いがきっかけとなって、女性たちの渡米治療の運動に打ち込んだ。彼の奔走とアメリカの医師やクリスチャンなど民間の支援により、手術や渡航・滞在にかかる費用、宿泊先などが用意され、昭和30年5月に25人の渡米が実現する¹⁰⁾。「原爆乙女」と呼ばれた彼女たちは、身をもって原爆の悲惨さをアメリカ国民に問いかけた。滞在先では、通訳として同行したバイリンガルで日系二世の横山初子（ヘレン横山）が、外国に不慣れで、手術に不安を覚える彼女たちを励まし続けた¹¹⁾。25人はニューヨークのマウント・サイナイ病院で顔や体のケロイドを消すための整形手術に臨み、31年11月の帰国までに100回以上の手術が実施された。

おわりに

戦後のアメリカでは、原爆投下を正当視する世論が多数を占めていたけれども、これまで見てきたようにアメリカ人の広島支援者は少なくなかった。原爆を投下したアメリカという国の国民としての痛みや人間としての良心、それが彼らを「ヒロシマ」に関わらせ、行動を促したようであった。彼らの存在を想起するとき、我々は彼らの信念を強め、行動を促し、アメリカと「ヒロシマ」の間をとり結んだ谷本清や小倉馨、ヘレン横山など、広島側の仲介者たちの働きがあったことも忘れてはならないだろう。

（永井 均）

注

- 1) プノワ・ジュノー（大川四郎訳）「マルセル・ジュノー——一人の『第三の兵士』として」（『愛知大学法学部法経論集』第166号、2004年12月）70 - 74頁。マルセル・ジュノー（丸山幹正訳）『ドクター・ジュノーの戦い [増補版]』（勁草書房、1991年）263 - 275頁。
- 2) ナカシマの記事は1945年8月30日付『ホノルル・スター・ブレティン』に、バーチエットのものは9月5日付の『デイリー・エクスプレス』にそれぞれ掲載された（西本雅実「ヒロシマ打電第1号」『中国新聞』2000年10月5日付）。
- 3) 谷本清「初版 訳者あとがき」、ジョン・ハーシー（石川欣一、谷本清、明田川融訳）『ヒロシマ [増補版]』（法政大学出版局、2003年）211 - 219頁。
- 4) 『ヒロシマを世界に伝える——核の被害なき未来を求めて』（ロベルト・ユンク生誕100周年記念資料展・関連資料）（広島平和記念資料館、ユンク科研グループ、2013年）4 - 5頁。小倉馨『ヒロシマに、なぜ——海外よりのまなざし』（溪水社、1979年）41 - 60頁。
- 5) 同前、小倉『ヒロシマに、なぜ』8 - 9頁。
- 6) フロイド・シュモー（大原三八雄訳）『日本印象記—ヒロシマの家』（広島ピース・センター、1952年）22頁。
- 7) シュモーについては、前掲、小倉『ヒロシマに、なぜ』のほか、シュモーさんの「ヒロシマの家」を語りつくす会編『平和の足跡—シュモーさんの「ヒロシマの家」』（私家版、2007年）も参照。
- 8) 近藤紘子『ヒロシマ、60年の記憶』（徳間書店、2009年）91 - 93頁。
- 9) 同前、60 - 65頁。
- 10) 谷本清『広島原爆とアメリカ人』（日本放送出版協会、1976年）174 - 180頁。
- 11) 原田東岷『平和の瞬間』（勁草書房、1994年）70 - 71頁。西本雅実「原爆乙女—検証ヒロシマ1945～95(6)」『中国新聞』1995年2月26日付。

第4章 広島平和記念都市建設法

はじめに

広島における戦後復興過程について記述を進めるが、当初の復興計画は財政難、人材難、資材不足、公有地不足といった様々な困難な事態に遭遇することとなる。本章では、このような困難性をのりこえるべく到達した国からの特別補助や国有財産の払い下げへの道を開いた広島平和記念都市建設法制定について記述する必要がある。憲法95条に基づく特別法のシステムは広島にとって起死回生の制度であったことを明らかにする。また、この制定過程とそれによってもたらされた平和記念都市建設計画という法定計画策定への過程を辿ることも重要なテーマとなる。特に、平和記念都市という概念の形成、平和記念施設という特別な事業制度、平和記念公園の設計と建設の実態等を明らかにすること、さらに復興計画として特徴的な平和大通りの建設にまつわる諸問題にも触れ、復興過程を記録する必要がある。また、広島を基本に置きながら、復興の特質について可能な限り触れておきたい。

I 広島平和記念都市建設法の制定過程とその内容

昭和21(1946)年10月、11月段階で初期の復興計画が確定し、あとは土地区画整理事業を推進するだけという段階になったが、この事業の推進は広島に限らず全国の戦災都市でも困難を極めた。昭和24年6月24日「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」が閣議決定されることとなった。このなかで区画整理区域を縮小しようという方向や、街路については「幅員のはなはだ大なる街路(おおむね30メートル以上)は、その実現性並びに緊急性を勘案して適当に変更する」というように道路幅員の縮小を指示するなど、当初の基本方針からの大転換となった。

再検討・見直しによって全国的に計画縮小が進み、たとえば広幅員道路である百メートル道路が当初全国では24本計画されていたが、再検討後は4本にまで激減してしまうのである(表4-1, 2)。百メートル道路に限らず、区画整理区域面積も大幅に縮小することになる。当初全国の区画整理区域の計画面積は約1億8,000万坪であったが、後の再検討5か年計画面積は昭和35年時点で約8,500万坪となり、ほぼ半減したのであった。

全国における戦災都市の財政難にもまして困窮を極めていたのが被爆都市広島であった。ほとんど税収の上がらないなかで、緊急に必要な事業や対策は過大であった。このようなとき、関係者、担当者は決して手をこまねいていたわけではなかった。

表4-1 百メートル道路の計画状況

都市名	100メートル	80メートル
東京	13	1
横浜	2	
川崎	2	
名古屋	2	
大阪	4	1
神戸		1
広島	1	
合計	24	3

(「特別都市計画街路幅員別調書」(戦災復興院計画局土木課調22. 11. 12)より)

表4-2 百メートル道路の計画状況

都市名	100メートル以上計画	100メートル以上計画
	再検討前	再検討後
東京	7	0
横浜	2	1
川崎	1	0
名古屋	2	2
大阪	2	0
広島	2	1
合計	16	4

(「戦災復興事業再検討街路計画比較表」(昭和24. 6. 28. 都市局)より)

この事態に対処するために、苦慮を重ねた結果、『広島平和記念都市建設法』の制定という方法を見出したのであった。

終戦直後から政府に対しては特別の補助とか、国有財産の払い下げなどについて、配慮をいただけるようたびたび要望・陳情を繰り返していった。たとえば、早くも昭和20(1945)年11月13日、広島市会全員協議会はGHQマッカーサー元帥に対して『広島復興意見書』を提出して復興事業への特別の高率補助を要請している。昭和21年1月、木原市長は国に対して旧軍用地の払い下げを申請しており、この要望はその後何回も行っている。この終戦直後から昭和23年11月ごろまでを第1期とすると、国有財産払い下げ・特別補助陳情運動期と名付けることができる。そして昭和23年11月30日の広島市会全員協議会において「広島の復興・建設を国家の事業として実施されたい」旨の復興国営の請願を議決したことから第2期、復興国営請願期が始まると考えられる。

昭和24年2月13日、広島市関係者、参議院各委員長と協議、陳情を進め、そのなかで浅岡参議院議員と任都栗市会議長らが参議院の寺光忠を議事部長室に訪ねたところから急展開することとなった。寺光から新憲法95条に規定されている特別法の制定という枠組みで対応しようというアイデアが披歴され、早速その草案作りが開始されることとなった。その法律を「広島平和記念都市建設法」(平和都市法と略すことあり)としようということで、第3期、平和都市法制定運動期が始まった。このときの「平和記念都市」というキーワードが導かれた。平和都市法案第1条に目的として、「この法律は、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、広島市を平和記念都市として建設することを目的とする。」とあり、都市建設の目的を掲げそこに至るよう努力するというものであった。また第6条で広島市長の責務として「その住民の協力及び関係諸機関の援助により、広島平和記念都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。」と規定している。

広島平和記念都市建設法は、昭和24年5月10日に衆議院を、11日参議院を満場一致通過した。こうして昭和24年5月11日国会通過までが第3期の平和都市法制定運動期ということになる。

次いで、同年5月14日に衆議院議長が地方自治法に基づき内閣総理大臣に広島平和記念都市建設法が憲法第95条の特別法としてある旨を通知し、同年7月7日の住民投票を経て、8月6日の公布に至って成立するまでが、第4期の広島平和記念都市建設法制定運動終幕期である。投票率は65.0%、投票総数に対する賛成票の率は91.0%、有権者総数に対する賛成票の率は59.2%であった。広島向けの広島平和記念都市建設法が成立し、同年8月6日公布・施行となった。その後は第5期の平和都市法運用期(あるいは平和都市法活用期)となり、広島の復興過程において大きな役割を果たすのである。

II 広島平和記念都市建設法制定による平和記念都市建設計画への展開

1 平和記念都市建設計画の内容

当初の法定計画としての復興計画は、3章に述べたような内容であった。次いで広島平和記念都市建設法制定に基づいて当初計画を改定して、新たな法定計画が立てられることとなるのであり、その計画は昭和27(1952)年3月31日をもって確定された「広島平和記念都市建設計画」であった。ここに至る大まかな過程を説明しよう(表4-3)。

広島平和記念都市建設計画を策定するために市当局、とりわけ広島市長室が中心となり、丹下健三や浅田孝らも加わって、昭和24年11月1日から昭和25年2月4日まで集中的に計画策定作業が進められた。このなかで平和公園計画として中央公園を含めた

表4-3 各種平和記念都市建設計画
各種計画

番号	計画名	計画主体	計画・発表時期
①	広島平和記念都市建設総合計画書（案）	広島市	昭和24年9月23日
②	広島平和記念都市建設事業計画案	広島市	昭和24年10月3日
③	広島平和都市建設構想試案	広島市役所市長室	昭和25年4月
④	広島平和都市建設構想案	広島市役所市長室	昭和25年10月
⑤	広島平和記念都市建設計画についての意見書	広島平和記念都市建設専門委員会	昭和26年8月6日

計画図が作成され、「広島平和都市建設構想試案」がまとめられ、同25年4月に発行された。平和記念都市ではなく平和都市を建設すると表現され、第1章の「平和都市としての広島」において「広島を平和都市として建設する理由」をとうとうとして論述していること、平和施設として平和会館、平和公園とともに平和緑道、橋梁、平和記念苗圃¹⁾も含めていること、文化施設（図書館、科学館、美術館、野外劇場、学術施設）、児童センターだけでなく、レクリエーション施設（休養、慰楽、保健、衛生、体育運動並に交歓に供し得るような施設）も計画対象に含めていること、等である。

次いで「『広島平和都市建設構想案』（昭和25年10月）」が発表され、この構想案の特徴は、平和都市というキーワードの方が重用されていることである。内容をみると、「平和都市としての広島」、「平和都市建設計画の中心的課題」として平和都市法と絡めながら平和都市の理念を展開し、具体的な平和施設を機能や面積を含めて提示している。ここではのちに平和記念施設と呼ばれる平和施設、当初の復興計画における中島公園と中央公園とを合わせた平和公園、のちに平和大通りと呼ばれる平和緑道などが提案されている。

広島平和記念都市建設専門委員会は『広島平和記念都市建設計画についての意見書』（昭和26年8月6日）という全16頁の小冊子を作成しているが、広島平和記念都市建設計画に関する広島市長の諮問に答申する形でまとめられたもので、昭和25年10月11日の第1回から、同26年6月5日の第5回までの検討結果が記されている。内容として注目されるのは、平和記念都市を建設する上で注意すべきこと、とりわけ平和記念施設計画の考え方が提示されていることである。もう一つ注目すべきは、百メートル道路を「平和記念百米道路」と呼んでいることである。広島平和記念都市建設法適用に当たり、平和記念施設関連に名付けることによって少しでも高比率の補助対象としようという意図もうかがえる。このように、広島平和記念都市建設法制定から平和都市建設への多くの構想が設定され、平和記念都市建設計画への法定計画への準備が整ったのである。

2 平和記念都市建設計画への計画改定

昭和27（1952）年3月29日に開催された第48回都市計画広島地方審議会において、都市計画道路、都市計画公園および都市計画緑地、記念施設、墓地、下水道、街路事業、区画整理区域等が審議・決定された。都市計画道路については、当初計画における幅員百メートルの比治山庚午線を含む27路線となった。

公園緑地計画に関しては、当初計画では区画整理の換地設計が進んでいなかったため、区域内の公園計画が不可能な状態であった。平和記念都市建設計画の段階になると区画整理も相当程度進捗してきたので、

小公園も計画決定できるようになってきた。さらに、当初計画ではなぜか計画決定していなかったいくつかの大公園も改めて計画決定扱いとなった。以上により、当初計画で3か所の大公園、32か所の小公園、4か所の緑地、1か所の墓地、計40か所であったが、平和記念都市建設計画では6か所の大公園、72か所の小公園、8か所の緑地、2か所の墓地、計88か所と飛躍的に増大したのである。なかでも特徴的なのは13.14ヘクタールの東部河岸緑地、8.18ヘクタールの西部河岸緑地の計画であった。元宇品公園、比治山公園、江波山公園、総合運動公園は実質的には存在していたので、大公園の主な変更は、中島公園を公園から外して記念施設扱いとしたことである。

土地区画整理に関しては、昭和21年当初計画として総面積1,322.5ヘクタールを「広島特別都市計画事業復興土地区画整理」として決定されていたが、昭和27年にその表現を「広島平和記念都市建設事業復興土地区画整理」と改めるとともに、東部復興区域を579.0ヘクタールとし、西部復興区域を481.1ヘクタールとして、合計1,060.1ヘクタールとなったのである。そして東部復興は広島市長執行とし、西部復興は広島県知事執行としたのであった。

用途地域については、建築基準法の施行により工業地域を、準工業地域と工業専用地区とに分け、中央の百メートル道路以北と広島駅裏の一部を商業地域とし、また吉島本町刑務所以南と丹那の一部ならびに宇品埋立地を準工業地域に変更するとともに、旧吉島飛行場を準工業地域に追加等の変更を行っている。

この審議会におけるもう一つのきわめて特徴的な内容が、記念施設の決定であった。すなわち、平和都市法の制定に従来なかった特別の枠組みが可能となったのである。

このとき提示された具体的な記念施設は、爆心地からほぼ500メートル圏内の中島本町、天神町付近に12.21ヘクタールの平和記念公園と、記念公園内の平和記念館と慰霊碑であった。さらに平和記念館については、建物延坪2,825坪（テラス718坪）で、集会場、記念陳列室、本館を含むとされていた。先に述べた「広島平和都市建設構想案」では、記念施設でなく平和施設という表現であったが、その他平和アーチ、慰霊堂、原爆遺跡も含めていて、また平和記念公園でなく約85ヘクタールの平和公園としていたことからいえば、かなりの後退であったが、記念施設としての決定は全国的に例がなく、このような制度は特別法制定によって初めて可能になったのである（図4-1）。

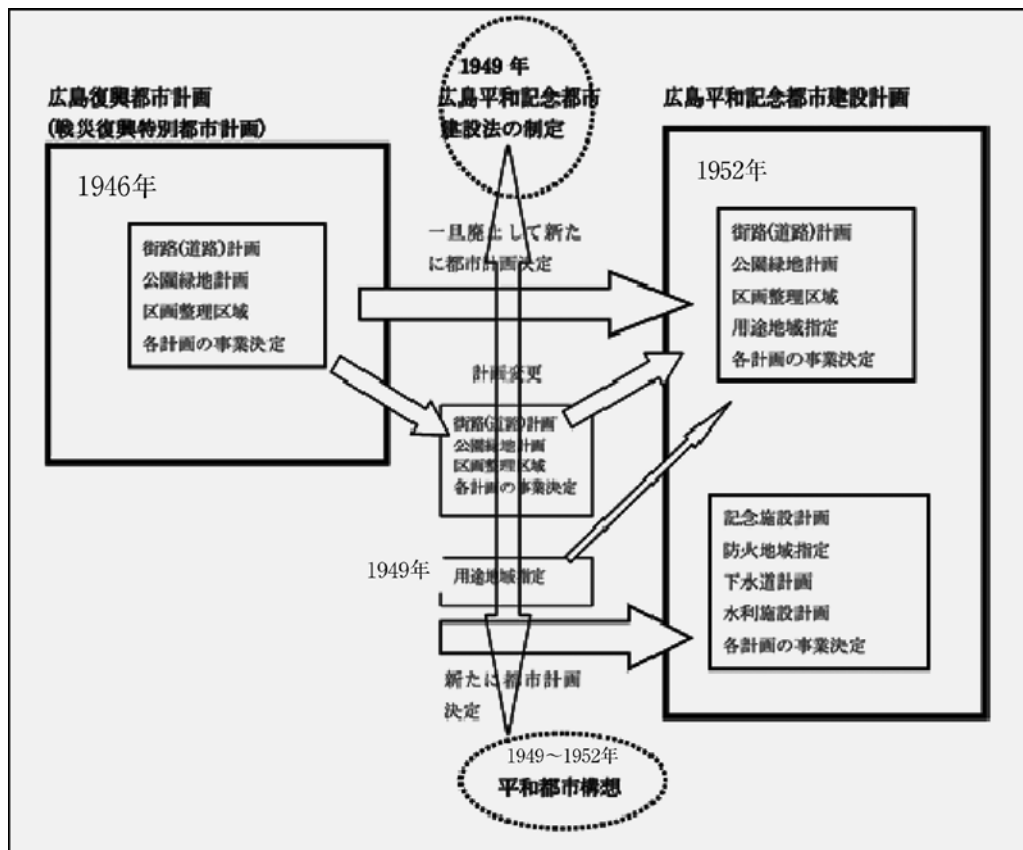


図4-1 当初復興計画（昭和21（1946）年）から平和記念都市建設計画（昭和27（1952）年）への変更の流れ

3 平和記念公園の形成過程

(1) 平和記念公園コンペティション

広島平和記念都市建設法の成立によって新たな事態が出現した。先の都市計画を改定するという都市計画決定もその重要な事態であったが、それと前後するように広島にとって、大きな設計・計画に至るコンペティション（以下コンペ）が行われた。昭和24（1949）年、広島平和記念都市建設法の国会通過が確実となった時点で、平和記念公園コンペが実施されることとなったのである。この過程については、詳細は省くが、戦災復興計画で大公園の一つであった中島公園を公園の扱いからはずして平和記念施設として特別に扱い、国からの特別の補助の元に平和記念資料館、平和記念館を建設する動きが始動したのである。ここではまさに平和記念思想が定着したといえる。

「広島平和記念公園及記念館競技設計についての座談会」において寺崎幸助（当時広島市土木課長）は、「二十三年（昭和）の八月頃から募集の範囲、構想実現の方途等について種々相談した結果、二十四年五月二十日に募集計画を発表した次第であります」と述べている。

募集要項（要綱ともされる）で明らかにされた設計方針としては、①募集の主旨に叶ったもので環境に適応させること、②平和記念館と公園との総合的な計画とすること、③造園、苑路、広場、植樹の設計をすること（樹林については針潤を区別すること）、④平和記念館、各種国際会議が出来る集会室、原子爆弾災害²⁾資料の陳列館、平和の鐘を釣る塔、集会場（収容人数2,000人）、小会議室、事務室、図書室、大食堂等を計画すること、というものであった。

さらに、「建設月報 1949 年 6 月号」に掲載された「募集要綱」における「予定地の現況」³⁾では、「元産業奨励館の残骸があるが、これは適当修理の上存置する予定である」と、極めて重大な記述があるが、この内容がコンペ応募者に十分に伝わっていたかは不明であり、現に応募者の多くがこのことを踏まえた計画案に到達していなかったといえるのである。

(2) 入選した丹下健三案

このコンペにおいて丹下健三グループ（代表丹下健三）案が入選する。平和記念公園の設計コンペは、戦後のきわめて早い時期に実施されたコンペであったが、大きな話題を呼び、とりわけ広島という都市で実施されたコンペは注目を浴びた。前年の広島市鞆町に位置するカトリック教会（後に世界平和記念聖堂と名付けられた聖堂）の設計コンペとともに、「広島」と「平和」というキーワードをもって、建築設計分野での新たな潮流として注目されたのであった。平和記念公園コンペについては、昭和 24 年 7 月 20 日（一説には 7 月 18 日）に締め切れ、8 月 6 日に結果が発表された。もっとも早い結果発表である同年 8 月 7 日付中国新聞をみれば、図 4-2 のように「四萬坪に文化の粹、広島平和公園・當選作決る」の見出しのもと、「(前略) さきに平和記念公園および平和記念館設計図を全国から懸賞募集したが、東大教授〔ママ〕丹下健三、浅田孝、大谷幸夫、木村徳国四氏（東京在住）の共同作品が審査会の結果百四十五点の応募品のうちから輝く一等（賞金七万円）に入選した」と報じたのである。二等は山下壽郎（東京都）、三等荒井龍三（横浜市）、佳作として山口和男（東京都）、杉本朝次（東京都）、河内義就、藤本次郎（広島市）、橋本文夫（東京都）、間野廣吉（東京都）の 5 組となっていた。ここに丹下を含む 4 人グループの案が一等入選したのである。当時、このコンペは多くの注目を集め、広島的设计業界でも当然関心が深かった。広島から応募した暁設計の建築家グループの応募入選があったことが注目される。

そして、一等案についての説明としては、「同設計によると公園予定地は公園面積三萬七千坪に対し、東から西に抜けて広島市自慢の百メートル道路を正面として南向きに平和記念館を配置、同館は廊下によって本館と集会場の二建物がつながれ、公園の中央には平和記念碑ともいべきアーチの塔をつくり随所に緑樹が配されており百メートル道路に観光客が立てば記念館の廊下—アーチの塔をすかしてアトムの残骸旧産業奨励館のドームを見通し得るようになっている」と解説されていたのである。

昭和 24 年の補正予算によって平和記念公園の整備が始まった。そして丹下健三が広島ピースセンターと呼んだ建物の建設が開始された。まず、のちに平和記念資料館本館となる陳列館が昭和 26 年 2 月に着工され、のちに平和記念資料館東館となる平和記念館が同年 3 月に着工された。ところが予算規模が小さく、工事は長期にわたった。未完成状態のまましばらく放置されていた時期もあったのである。

一方、コンペ当初に集会所と呼ばれた建物は広島独自の記念施設といえないとして国の補助対象とならず、最終的に地元財界からの寄付によって昭和 28 年 11 月、地元の設計事務所が大幅に設計変更して着工となった。それは当初計画の集会所というものでなく、後に公会堂となるもので、しかもホテルと組み合

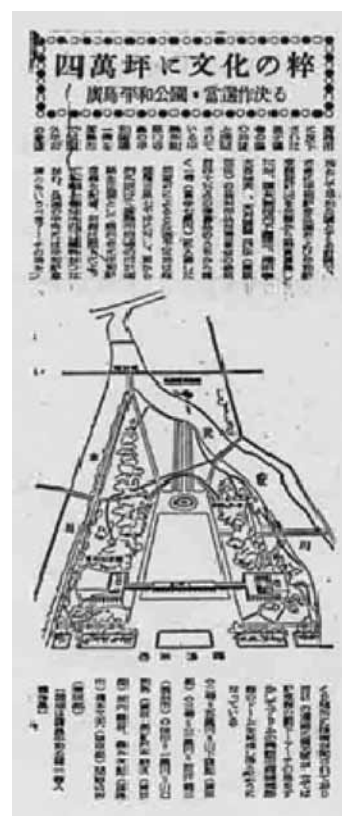


図 4-2 平和記念公園コンペ結果報告（昭和 24 年 8 月 7 日付中国新聞）

わされた建物としての建設であった。

建設中の陳列館の写真は、戦後の、広島、復興過程の苦悩を表現するような光景を映し出している。建設途中ではこの資料館は鳥かごと擲擧されたように、がらんどうの躯体を晒していた（写真4—1）。一方、公



写真4—1 建設中の陳列館（昭和27年7月1日撮影）（広島市公文書館提供）

園内には立ち退きを迫られたままの多くの民家が残っていた。この民家が見えないように幔幕を張って平和記念式典を挙行している光景もまた、広島、戦後復興過程を象徴している。

これらの建物も昭和30年になると相次いで竣工することとなる。もっとも着工が遅かった広島市公会堂が最も早く同年3月に、平和記念館が同年5月、陳列館が同年8月竣工であった。また、公園内から民家が昭和34年にはすべて取り除かれ、このころほぼ形を整えたことになる。なお、昭和33年4月、この平和記念公園、資料館を会場として、復興大博覧会が開催された。戦前人口を超え、復興がかなりの程度成し遂げられたと判断されたのである。

Ⅲ 平和記念都市建設計画の事業化と効果

1 広島平和記念都市建設法の効果

昭和24（1949）年8月6日に公布施行された広島平和記念都市建設法のに基づき、早速同24年度の追加予算約3,100万円が組まれ国からの特別な補助が実施された。昭和25年度は1億8,000万円の追加であった。その後も他の戦災都市に比較しても長崎と共に特別の枠で戦災復興事業費の補助がなされた。平和記念施設に対して3分の2という高い補助率での補助であった。平和記念資料館の建設費や平和記念公園の整備費はこの補助によって支援されたのである。国有財産の譲与も相当規模でなされ、たとえば白鳥や吉島などの小学校、二葉や幟町などの中学校、基町高校、牛田町にある水道施設、市民病院などの用地が譲与された。

広島平和記念都市建設法の効果はこういった国からの特別補助だけでなく、国から見守られ、支援されているという精神的な支援もきわめて大きな役割を果たした。広島、復興において、広島自身の復興への取り組みだけでなく、このような支援の仕組み、物心両面での支援が重要であるということであろう。

2 特徴的な計画の実現—とくに百メートル道路計画

広島、復興計画、とりわけ平和記念都市建設計画は3大特徴を有すると判断されている。

いわゆる百メートル道路は、昭和21（1946）年の当初復興計画における広路I比治山庚午線のうち延長3,570メートルの幅員が百メートルであったことから、通称百メートル道路とされ（写真4—2）、同26年11月に公募により平和大通りと名付けられた道路である。ところがこの路線から南に約2キロのと

ころに、当時出汐庚午線（のちに霞庚午線）と呼ばれたもう一本の百メートル道路が計画されていた。これは昭和24年の全国的な再検討見直しによって縮小されるのである。完成したばかりの平和記念公園南部の東西に位置する橋は、平和大橋、西平和大橋と名付けられた。百メートル道路をめぐる問題として作家大田洋子が著した「夕風の街と人とー1953年の実態」にお



写真4ー2 比治山からみた建設中の百メートル道路（昭和27年5月12日）（広島市公文書館提供）

いて、昭和28年ごろの広島で百メートル道路に批判的な人たちが描かれている。

さらにその決定的な状況は、昭和30年4月に実施された広島市長選であった。それまで二期広島の復興を進めてきて実績十分とも思われていた現職の濱井信三が、都市計画の見直しを訴え、とくに「百メートル道路の幅を半分に」「市民のために住宅建設を」と訴えた渡辺忠雄候補に敗れたのである。のちに渡辺市長は、公約を撤回し、昭和32、33年に献木運動、供木運動によって中央のグリーンベルトへの植樹を進めることによって、しだいに景観も整えていった。

3 海外からの援助

広島の復興は国によって支援されただけでなく、海外からの支援があったことに触れておかなければならない。シュモ博士は昭和24（1949）年に広島を訪れ、原爆罹災者のために住宅を建設して提供することを思いついた。ヒロシマの家・シュモハウス計画の発端である。その後幾度も広島を訪れ、皆実町や江波山（二本松一丁目）などに計21戸の建設を進め、寄贈したのである。

ハワイやアメリカ本土、カナダ、ブラジル、ペルー等に移住していた広島県人は、広島原爆被害に対して義捐金や援助物資を送って支援した。ハワイの県人会は、昭和23年4月に広島戦災救済会が結成され、救済募金運動をして復興資金のための義捐金を送金してきた。そのようななかで、基町の中央公園内に建設された市児童図書館は、アメリカ・カリフォルニア州在住の広島県人会からの寄付によるものであった。これは、昭和27年丹下健三の設計でキノコ型のコンクリートシェルに壁面をガラス張りとしたもので、同28年開館し図書を求める子供たちの人気の場所となった。また、平和大橋と西平和大橋は共に、対日援助見返資金により国の直轄事業で建設されたものであった。

直接的な支援ではないが、百メートル道路沿いに建設されたCIE図書館（アメリカ文化センター）といった施設は、文化施設の欠乏状態であった広島にとって貴重であった。

また、幟町に建設されたカトリック教会である世界平和記念聖堂にかかわる各種設備も寄贈されたものである。たとえばドイツ（当時は西ドイツ）のケルン市からはパイプオルガン、ボーフム市の鉄鋼会社からは4つの平和の鐘、デュッセルドルフ市からは玄関の正面扉、ミュンヘン市からは説教台、当時の西独アデナウアー首相からはモザイク壁画、アーヘン市からは洗礼盤、ベルギーからは本祭壇、聖堂内の各所で明かりとりと雰囲気づくりに貢献しているステンドグラスはオーストリアやドイツ、ポルトガル、メキシコ、ミュンヘン市の教会等からの寄贈であった。これらは、記念聖堂を建設した幟町教会に贈られたの

であるが、多くの場合広島市民への贈り物であるとの認識のもとに贈っていた。寄贈への思いを広島市民としてあるいは日本人として記憶しておかねばならないのである。

IV まとめにかえて

1 復興の最終段階としての民力による建物建設

よく言われているように、日本における復興の仕方は、公的な力によるインフラ整備や都市基盤の整備が中心であり、出来上がった土地にどのような建物を建設し、生活を再建していくかは、地主や建築主、さらにはその住み手や借主といった民力に任されていた。被爆後、まずバラックを建設し、都市基盤が整備された後に本建築を建設するという標準スタイルだけでなく、さまざまな形態がありえたが、いずれにしても都市の大半を占める建築はまさに民力によるしかなかった。しかし、公的には、資金の融資制度はあるものの、財力の乏しい主体による自力建設はかなり困難で、生活に追われていたことも稀ではなかった。

復興の過程で、家々が立ち揃い、まちの姿がしだいに現れていった。商業的な活動や業務的な活動が、店舗やビルの形をした建物を要求し、建築家や施工会社設計部等が対応して設計し、施工会社が建設した。都市はしだいに巨大な建築集団として形成された。その過程で幾人かの建築家が活躍したのであり、広島の暁設計といわれる建築家集団が戦後の建築設計を担っている。さらにそこから独立していく建築家もいて、さらに飛躍的な建築設計活動となっていった。建築一つ一つが広島の復興を体現するものであり、まさにこの姿を見て広島が復興しつつあるといい、復興の最終段階を建築が担ったのである。

2 復興過程における批判や問題

平和記念都市建設計画が実現していく過程で何回か目立った市民の批判や不満が表出した。一つが、昭和24(1949)年7月、広島平和記念都市建設法の制定過程における住民投票時に現れた反応、もう一つは、昭和30年4月における市長選挙の際に現れた市民の反応であった。さらに根深い問題が区画整理に対する不満で、一部は訴訟にまでなって争われた。このような市民の負担や犠牲を伴った復興過程であったことを忘れてはならないのである。

(石丸 紀興)

注・参考文献

- 1) 「広島平和都市建設構想試案」(昭和25年4月)において「世界的諸行事の開催を記念して、また国際人の来訪記念として、更に平和都市を緑化する為の補充用としての苗木を育成する為、平和記念苗圃を造成する」としている。
- 2) 当時の表現のままである。
- 3) 「建設月報1949年6月号」では「予定地の現況」として、「現況は広島市の中央部中島町一帯及び細工町の一部を加えた約123,750平米で二つの川に挟まれた大体平坦なデルタ地帯を主体として川を隔てた対岸の一部には元産業奨励館の残骸があるが、これは適当修理の上存知する予定である。南部は百米計画道路に接し北端は丁字橋で相生橋に連続している。」としている。

- ・建設省編・著『戦災復興誌第壹巻』(都市計画協会発行、1959)、全10巻の内の1巻
- ・第一復員省編・国立国会図書館所蔵『日本都市戦災地図』(原書房、1983)
- ・Edited by Carola Hein, Jeffery M.Diefendorf and Ishida Yorifusa "REBUILDING URBAN JAPAN AFTER 1945" (Palgrave Macmillan, 2003), Written by Norioki ISHIMARU "Reconstruction Hiroshima and Preserving the Reconstructed City"
- ・石田頼房著『日本近代都市計画の百年』(自治体研究社、1987)

- ・広島市編『広島新史／都市文化編』（広島市発行，1983）
- ・広島都市生活研究会編集『広島被爆40年史／都市の復興』（広島市企画調整局文化担当発行，1985）
- ・基町地区再開発促進協議会編『基町地区再開発事業記念誌』（広島県・広島市発行，1979）
- ・井上亮『焦土からの再生／戦災復興はいかに成し得たか』（新潮社，2012）
- ・石丸紀興『広島戦災復興計画時における復興顧問ジョン・D・モンゴメリーの計画思想とその果たした役割に関する研究』（日本都市計画学会都市計画論文集No.33-3，2009年10月）829-834頁
- ・広島市都市計画局計画調整課『Town Planning in Hiroshima 広島都市計画』（広島市発行）
- ・広島県『第四八回都市計広島地方画審議会議事録・速記録』（広島県都市計画課，1952）他。
- ・広島市市民局国際平和推進部編「平和記念施設保存・整備方針」の資料編
- ・石丸紀興著「広島平和記念都市建設法の制定過程とその特質」（広島市公文書館紀要第11号，1988）1-56頁

コラム

広島平和記念資料館の使命

はじめに

被爆後の焼け野原で、リュックを背負い、被爆した瓦や石を集める男がいた。広島平和記念資料館の初代館長となる長岡省吾であった。昭和23（1948）年、広島市は広島文理科大学の地質学鉱物学授業嘱託だった長岡に原子爆弾に関する臨時調査事務を委嘱し、翌24年には、基町の中央公民館内に「原爆参考資料陳列室」を設置する。当初は、机やいすの上に瓦や石を並べただけの展示であった。やがて、中央公民館の隣に「原爆記念館」が開設された。小さな施設だったけれども、被爆直後の広島市街地を再現したパノラマ模型を置き、海外の要人たちも訪れた。復興を模索するなか、広島市民は被爆体験を記録に残し、記憶にとどめる道を選択していく。

1 資料館を作る

広島平和記念資料館が平和記念公園に開館したのは、被爆から10年後の昭和30（1955）年8月のことだ。原爆で壊滅的な被害を受けたが、広島では早くから復興に向けた活発な議論がなされ、被爆の翌21年には、「広島復興都市計画」が策定された。ただ、財政難のために、復興事業の進展は必ずしも芳しいものではなかった。

こうした状況を打開したのが、地方公共団体のみに適用される特別法「広島平和記念都市建設法」だ。昭和24年5月、衆参両院の満場一致で可決されたこの法律に支えられ、平和記念公園の整備が始まった。広島市は平和記念公園のデザインを広く一般に公募し、その結果、同年8月、145の作品から丹下健三東京大学助教授らのグループの案が一等に入選した。この案は、原爆ドーム、アーチ、記念陳列館を一直線に並べ、平和大通りからアーチを通して原爆ドームが見えるよう工夫が凝らされたものであった。

昭和26年2月、丹下が設計した「原爆資料陳列館」の建設がいよいよ始まり、やがて「廃墟の中に立ち上がる」イメージのプロティ形式の建物出現する。とはいえ、資金難ゆえに、毎年少しずつ工事を進めては中断することの繰り返しとなり、完成までに足掛け5年も要した。資料館が開館し、長岡省吾が初代館長に就任したのは前述のように昭和30年8月のことである。当時、展示室はガラス張り、日光が降り注ぎ、空調設備もなかった。長岡館長や原爆資料集成後援会（後年の原爆資料保存会）が集めた被爆資料や写真など、展示資料は限られていたが、初年度から11万人を超える入

館者があった。入館料は、大人（13歳以上）20円、小人（13歳未満）10円だった。

2 何を、どうやって伝えるか

実物の資料を中心とした展示の充実とともに、入館者はほぼ毎年増加し、昭和36（1961）年度には年間入館者が50万人を超えるまでになった。昭和39年、海外からの入館者のために、館内の展示を解説する英語版のオーディオガイドが始まった。翌年度以降、オーディオガイドは日本語版をはじめ他の言語にも拡充されていく（平成26年3月現在、中国語やハングル、フランス語など17か国語）。昭和45年には、来館者が感想や思いを書き込める「対話ノート」も置かれた。昭和46年度には、年間入館者が初めて100万人を超えた。入館料は、昭和47年に大人50円、小人30円に改定され、現在に至っている。

昭和48年、開館以来、初めての大規模な改修工事が行われた。このとき、展示室への日差しを遮断するなど資料の劣化防止の措置が施された。また、同じ時期、米軍が占領時代に収集し、本国に持ち帰っていた資料が日本に返還され、これら新資料に基づき、展示内容が一新された。

被爆から50年を前に、資料館は大きく生まれ変わる。平成3（1991）年、2度目の大改修が行われ、大型の映像装置などを取り入れた展示に更新された。そして、平成6年6月、東館が開館し、資料館は2館体制となる。新たに設けられた東館の常設展示では、被爆前の広島歴史と原爆投下の経緯、被爆後の復興、核時代の現状、広島市の平和への取組などが紹介された。また、東館の地下1階には、企画展を開催する展示室のほか、被爆者が自らの体験を語るホールや会議室を設け、「平和学習の場」としての機能が充実した。さらに、国内外での原爆展も本格的に始まった。

3 人間的悲慘を語り継ぐ

平成18（2006）年7月、戦後の建築物として初めて、平和記念資料館本館が国の重要文化財に指定された。広島市は、市民から意見を募りながら、学識経験者や被爆者などで構成される検討委員会での検討を経て、平成22年7月に「広島平和記念資料館展示整備等基本計画」を策定、観覧動線の変更を伴う建物の改修や全面展示更新の概要をまとめた。被爆者が高齢化し、戦争体験のない世代が多くを占めるなか、被爆の実相を伝える施設としての平和記念資料館の使命が強く意識された。平成22年の基本計画では、常設展示を「導入展示」、「被爆の実相」、「核兵器の危険性」、「広島歩み」の4つのゾーンで構成し、「被爆の実相」を資料館の中心となる展示と位置づけている。「被爆の実相」は、原爆の悲惨さを人間（被爆者）の視点から伝えることを基本に据え、被爆者の遺品や当時の被害写真、映像も含めた実物資料の展示を重視し、原爆の非人道性、原爆被害の凄惨さ、被爆者や遺族の苦しみ、悲しみをこれまで以上に伝えることを目指している。

4 国立原爆死没者追悼平和祈念館

平成14（2002）年8月、原爆死没者慰霊碑の東に国立広島原爆死没者追悼平和祈念館が開館した。「原子爆弾死没者を心から追悼するとともに、その惨禍を語り継ぎ、広く内外へ伝え、歴史に学んで、核兵器のない平和な世界を築くことを誓います。」—祈念館の入口には、こう書かれた銘文が掲げられている。この施設は、原爆死没者の尊い犠牲を銘記して追悼の意を表し、原爆の惨禍を後世に受け継ぐために、国が広島（そして長崎）に設置したものだ。祈念館には、原爆死没者の氏名と遺影を公開

する遺影コーナーや被爆体験記、証言映像、原爆被災写真などを公開する体験記閲覧室のほか、企画展の会場となる情報展示コーナー、そして平和祈念・死没者追悼空間があり、被爆体験継承のための充実した施設となっている。

平和記念資料館と追悼平和祈念館とは、それぞれの機能を補完し合いながら、より連携を深めていくことだろう。(大瀬戸 正司・永井 均)

参考文献

- ・広島都市生活研究会編『広島被爆40年史－都市の復興』（広島市企画調整局文化担当，1985年）。
- ・広島平和記念資料館編『30年のあゆみ』（広島平和記念資料館，1987年）。
- ・被爆50年記念史編修研究会編『被爆50周年図説戦後広島市史－街と暮らしの50年』（広島市総務局公文書館，1996年）。
- ・財団法人広島平和文化センター編『広島平和文化センター20年誌－センターの歩み』（財団法人広島平和文化センター，1997年）。
- ・原爆死没者追悼平和祈念館開設準備検討会編『原爆死没者追悼平和祈念館開設準備検討会最終報告』（厚生省保健医療局企画課，1998年）。
- ・広島平和記念資料館編『被爆60周年記念事業・広島平和記念資料館開館50周年企画展 廃墟の中に立ち上がる－平和記念資料館とヒロシマの歩み』（広島平和記念資料館，2005年）。
- ・広島市都市整備局都市計画課編『広島平和記念都市建設法－理念を未来へ』（広島市都市整備局都市計画課，2008年）。
- ・広島市都市整備局都市計画課編『ひろしまの復興』（広島市都市整備局都市計画課，2005年）。
- ・『広島平和記念資料館更新計画』（広島市企画総務局国際平和推進部平和推進担当，2007年）。
- ・『広島平和記念資料館展示整備等基本計画』（広島市，2010年）。
- ・国立広島原爆死没者追悼平和祈念館 ホームページ。

第5章 再開発をめぐる諸問題

はじめに

本章は特に復興過程の中で起こった不法建築問題、同時に河岸緑地の形成や再開発計画の実態等に焦点を当てる。戦後の混乱期に住むところもなく、また所有者の不明な土地に住宅を建設して住む事例はよくあることである。広島でも戦後いくつかの場所で不法建築群の立地する場所が発生した。後に平和記念公園となった中島地区、河岸緑地に整備された基町地区である。中島地区では公園建設が進む中で民家が次第に立ち退きを迫られた。河岸では不法建築を強制的に立ち退かせつつ緑地を整備し、基町では戦後公的に住宅が建設されたが、これらに混じるように不法建築が出現し、これらを含めて再開発計画の対象となり、多くの困難をのりこえて基町・長寿園高層アパートが建設された。このような広島の戦後の不法建築と再開発をめぐる復興過程を本章では描く。

I 不法建築の系譜

1 終戦直後の広島駅前

通常、人は毎日少量でも食料を必要とするし、身にまとう衣料が必要である。住まいが破壊されれば、本格的な建物は簡単に用意できないので、とりあえず住めるところを探して身を寄せることとなるにしても、生き延びるためには食料と日用必需品は待たなしで買い求めなければならない。そこに闇市発生の必然メカニズムがある。正規の流通ルートが整備され、闇ルートの取り締まりが厳しくなれば、いずれ消滅することとなるのであるが、まさに限定された期間における特有の存在形態だといえる。



図5—1 第3期の闇市の想定図

日本が昭和20(1945)年8月14日、ポツダム宣言を受け入れ、無条件降伏という形で終戦となり、広島では早くも8月末に広島駅前広場に闇市が出現したという記録が残っている。広島駅前一帯の変遷という視点で時代区分¹⁾してみると、第1期「自然発生的駅前広場露店ヤミ市時代」から第2期「民有地集団移転・一部駅前広場再集中ヤミ市時代」、第3期「松原町集団移転民衆マーケット時代」(図5—1)を経て、火災発生に伴って第4期「箱形店舗時代」、第5期「共同店舗化・土地区画整理進捗・駅前広場周辺整備時代」となっていく。その後は再開発準備期、再開発実現・ビル運用期となるが、闇市としての存在は第3期までと捉えてよいであろう。

2 不法建築の蔓延

(1) 不法建築発生の主たる場所

広島復興過程で不法建築住宅群が現れ大問題となった。特に昭和25(1950)年ごろから30年過ぎにかけての平和記念公園内の不法建築住宅群、昭和35年ごろから41年過ぎにかけての広島駅前猿猴川沿いの河岸における多くの店舗を含む不法建築住宅群である。そして、復興事業の最終段階である昭和40年ごろから、53年にかけての太田川本川沿い、基町河岸のいわゆる相生通りといわれた不法建築住宅群であった。その他各地に、とりわけ河岸に多くの不法建築住宅がみられたが、これら3地区がもっとも集中的にみられた不法建築住宅群であった。



写真5—1 昭和27年に行われた平和記念式典
(中国新聞社提供)

(2) 平和公園内の民家

平和公園内の不法建築が目立つのは、毎年挙行される8月6日の平和記念式典においてこの式典行事が歴年必ず撮影され、保存されていることによる。昭和27年、慰霊碑が完成して実施されている記念式典の写真(写真5—1)によれば、背後に多く立ち並んだ建物の存在があり、慰霊碑のすぐ反対側に幔幕を張って民家が見えないようにして記念式典を実施している姿があった。翌



写真5—2 昭和30年に行われた平和記念式典
(中国新聞社提供)

28年、翌々年の29年の式典写真も同じであった²⁾。さらに3年後の30年の式典でも幔幕を必要としていた(写真5—2)。この間、式典に参列する人々の規模は次第に大規模となり、整然となっていくのであるが、幔幕を取り巻く環境は同じであった。背後の民家がわずかずつ少なくなっていっているのを読みとることができる。そして、昭和34年の記念式典では完全に民家が立ち退いた状態になった。写真で確認する限り昭和31年にはなお数件民家が残っており、32年、33年にかけて最終的に立ち退いたものと考えられる。

この中島地区は被爆までは人家や商家、娯楽施設が密集しており、また寺院や墓地等も多く集合しており、爆心地から500メートル圏内で被爆による被害も甚大であった。一家全滅や被爆孤児だけが残されたケースなど、家族を崩壊させ、生活の仕組みを奪ったのである。そこが、さらに住む場所ではなく広大な公園用地として指定され、もちろん所有権を抹消されるのではないが、減歩され、離れた場所に換地されるのであるから、コミュニティは再建されず、区画整理後はバラバラに近い状態でのそれぞれの場での生活再建となった。区画整理によって権利のある地主は、換地されて、新たに居住地や貸家業、商業経営など生活基盤を存続させることができたが、そのような基盤が築けない住民は、違法建築に住まわざるを得ない場合が生じることとなる。この不法建築の存在こそが、復興過程を物語る明確な証拠物件なのである。

II 河岸での不法建築の発生と河岸緑地の形成

1 当初復興計画における公園・緑地計画から河岸緑地計画へ

当初の戦災復興計画においてどのような公園緑地計画が策定されたかについては記述したところでもあり、ここでは省略するが、基町地区には大公園として中央公園が計画されたことを踏まえておきたい。一方で、この地域に大々的な住宅建設が進み、住宅的な機能と公園的な機能とがせめぎ合う場となる。

昭和24(1949)年の広島平和記念都市建設法の制定に伴い平和記念都市建設計画が策定され、同27年、新たな公園緑地計画が展開されたことは第3章で述べたとおりである。このなかで、当初の復興計画時には考え方としては存在していたが計画決定に至らず、詳細な区画整理設計が進んだ段階で大々的な河岸緑地計画となって13.14ヘクタールの東部河岸緑地、8.18ヘクタールの西部河岸緑地が出現した。東部河岸緑地とは、広島市執行分の東部復興土地区画整理事業区域内での河岸緑地の確保であり、西部河岸緑地とは、広島県執行分の西部復興土地区画整理事業区域内での河岸緑地の確保である。

2 復興計画における区画整理と河岸緑地整備へ

もともと戦前における広島の河岸の多くは民有地であり、場所によっては倉庫や運輸的施設が立地し、あるいは料亭、割烹、旅館といった商業施設や住宅、しかもやや高級な住宅が立地するところであった。もちろん所々に宅地の間をすり抜ける小道があり、川津と呼ばれる石段や雁木に達することができて、川で泳いだり魚釣りや貝掘り等もできたりしたのであるが、道路からは直接川は望めず、川の眺望は建物の窓からか、あるいは橋を渡るときぐらいで、川の街広島といわれても、日常的に川を楽しむことは多くの場所で不可能であった。



写真5—3 戦後における駅前付近的場地区の河岸の不法建築群
(広島市公文書館提供)

このような河岸に戦後は緑地が計画されたのであり、さらに土地区画整理の換地設計がなされると、基本的にはそれぞれの元地から仮換地先への移転が進められることとなった。移転が完了すれば、もとの河岸は公有地となり、最終的に緑地が整備されるはずであった。ところが、仮換地先に移転せずに居座ったり、移転した後に別の主体が入り込んだりして、必ずしも緑地として整備できる状態にならなかった。法的に土地の所有権が失われてそこにとどまれば、不法建築ということになってしまうのである(写真5—3)。

土地区画整理を最終的に換地処分という形で終わらせるには、換地に応じない土地の存在を許すわけにはいかないものであり、昭和41(1966)年1月、いよいよ強制執行による不法建築の撤去という事態に至ったのである。「戦災復興を終わらせるため」とか「戦後の膿を出す難事業」とか表現されたが、まず駅前

付近的場2丁目の河岸の南端から撤去作業が進められた。建物の撤去作業は、当初は警官も出動したが、広島市の職員を動員して進められ、次第に市内全域の対象区域に拡大されていった（写真5-4）。

こうして本格的な河岸緑地の整備が始まったのである。護岸が改めて整備され、堤防には植樹が施され、散歩やジョギング、自転車通行ができるように路面整備がなされ、見違えるような景観となった。さらに後の荒木武市長時代には都市美政策が推進され、河岸緑地には多くの彫刻が置かれるようになった。またさらに後には、オープンカフェと呼ばれる屋外での飲食の場が河岸沿いに置かれて、広島の一つの名物にもなるのである。雁木タクシーと呼ばれる広島の川を使つての移動あるいは川そのものの楽しみ方なども、河岸緑地整備の効用といえよう。今後もさらによい河岸緑地の利用のされ方が創出されるであろうが、そのような努力とともに、広島戦後に刻まれた河岸の実態およびその変遷過程に思いを馳せ、とくに多くの犠牲を伴いながら整備されたことを忘れてはならないであろう。



写真5-4 駅前付近的場地区における河岸の不法建築群撤去の強制執行直前の状況（広島市公文書館提供）

III 基町と住宅建設

1 基町の変遷と戦後直後の住宅建設

(1) 基町の変遷

広島を語るとき欠かせない内容・場所として戦後基町の変遷ということがある。基町は広島太田川デルタの要、枢要の場でもあり、藩政時代広島城の中核である天守閣や本丸、二の丸、三の丸、武家屋敷が置かれ、内堀や中堀、外堀に囲まれ、まさに「広島開基の地」「基（もとい）の地」として君臨した。

この城郭地は明治維新後、明治4（1871）年の鎮西鎮台第一分営の設置、同6年広島鎮台の配置決定により軍都心臓部として位置づけられた。その後も諸部隊、諸施設が創設蓄積し、明治19年広島鎮台は第5師団と改称された。広島は産業都市あるいは学都としても発展し、近代化した。その近代化と時には連繋するように、時には競合するように軍都化が進んだのである。この基町は、日常的には市民生活に馴染みある場所ではなかったが、日清戦争期に大本営が置かれて臨時首都の様相を呈し、日露戦争を経て太平洋戦争に突入すると、様々な側面で軍事色を強めていき、市民生活に多大な影響を及ぼす中枢部となった。そして、昭和20（1945）年8月被爆を迎えた。

(2) 終戦直後における住宅建設

基町は爆心地からほぼ1キロメートル圏内という至近距離で被爆し、人的にも物理的にも壊滅的な打撃を受けた。戦後は軍が解体されて瞬間的に空白地帯となったことから、新たな戦後史が始まった。元の西練兵場付近は一時的に開墾され農業用地となり、さらに転用されて住宅用地となった。それは被爆・戦災

による住宅不足に加えて、海外からの引揚者や復員兵に対して、とりあえず応急的な住宅を供給する場所として絶好の地と判断された。戦後この地は国有地となることによって独特の役割を担うこととなる。昭和 21（1946）年 10 月、基町の主要部分である 70.48 ヘクタールがそのまま中央公園として決定されたのである。もしこのまま公園の整備が進んでいたならまったく異なる状況になっていたであろうが、まさにこの公園用地に住宅が建設されたことから、基町問題が始まった。

昭和 21 年 6 月まず広島市が 480 戸を緊急住宅対策として建設した。10 軒長屋で越冬住宅と呼ばれ、丸太杭打ち土台敷き、ソギ葺、無天井の粗末な住宅であったが人々は競って入居した。さらに昭和 21 年度中にセット住宅と称するいわば 7 坪のプレハブ住宅 267 戸を供給した。戦時中に役割を担った住宅営団がふたたび機能することとなった。その後も県営住宅を含めて住宅建設が進み、かくして基町地区は一大住宅地となり、被爆し人口が減少していた都市に新たな息吹を与えたのである。

当時は深刻な住宅不足の時代であり、公園確保よりも住宅供給が望まれる時代であった。公園として計画した場所を、とりあえず住宅の建設場所として転用しようとした背景には、本を正せば軍用地はとりあえず公園用地として計画決定しておこうという当面の判断や、公園用地を使用して供給すれば問題が生じにくいであろうという発想から、圧倒的に不足する住宅に対する緊急政策として、この公園用地を使用しなくても住宅供給を優先させる状況があったといえるだろう。

2 中層公営住宅の建設

巨大な住宅用地化した基町はその後、複雑な問題を抱え込むこととなる。

それまで二期を務めた濱井信三市長に対して立候補した渡辺忠雄は、「基町住宅を高層アパート化する。公園用地、百メートル道路は縮小する」などの公約で市長選挙に勝利した。基町地区において、中央公園予定地の面積を変更することとし、昭和 31（1956）年 12 月「一団地の住宅経営」地区が指定され、13.25 ヘクタール縮小して計画決定面積を 42.32 ヘクタールとした。この住宅地への大転換は都市計画審議会において提案され議論された。そのときの趣旨は、「本市の中央部に位置する基町地区内の旧軍用地は、中央公園として計画されていたが、この地域には、戦後急造された木造公営住宅があり、この移転先がないため公園造成事業が殆ど進捗せぬ現状であった。この公園造成上の隘路を打開するためと、老朽公営住宅を整理統合するために、平和記念都市建設計画中に新たに『一団地の住宅経営』の部を追加し」と説明されている。



写真 5—5 中層住宅建設状況（読売新聞社提供）

置する基町地区内の旧軍用地は、中央公園として計画されていたが、この地域には、戦後急造された木造公営住宅があり、この移転先がないため公園造成事業が殆ど進捗せぬ現状であった。この公園造成上の隘路を打開するためと、老朽公営住宅を整理統合するために、平和記念都市建設計画中に新たに『一団地の住宅経営』の部を追加し」と説明されている。

そして、「基町中層住宅計画」が策定され、昭和 31 年度から公営住宅の建替工事が進められ、同 43 年度まで中層住宅として市営 630 戸、県営 300 戸が完成した（写真 5—5）。これによって基町はいよいよ住宅地としての地歩を築くこととなったが、しかし、公園予定地は依然として多くの老朽住宅・不法住宅が立地したままであり、公園用地は確保されないままであった。すなわち、このような中層住宅の建設を

もってしても、密集した木造住宅群をすべて建替えることは不可能であることが、明確になっていったのである。

3 基町河岸における不法建築の実態

昭和44(1969)年の時点で基町地区における太田川本川の左岸沿いの河川敷・土手に形成されていた不法建築住宅群は撤去されておらず、存続したままであった。ここが、かつて相生通りとも原爆スラムとも呼ばれたのは理由があった。現在、相生通りといえば上天満町から十日市、相生橋、紙屋町、八丁堀を経て広島駅前の稲荷町に至る広島の最大の繁華街を貫通する目抜き通りのことを指すが、相生橋の東詰から三篠橋の東詰までの約1.5キロメートルが独特の形成過程をたどり、最盛期には1,000戸にも及んだとき、誰言うとなく相生橋から「相生通り」と呼ばれるようになった。山代巴編著『この世界



写真5—6 相生通りで発生した火災
(中国新聞社提供)

の片隅で』(岩波書店、1965)でも次のとおり紹介されている。「相生通りのことを旅のルポライターは至極簡単に、原爆被害者の吹きだまりなどと書いていますが、広島最大のスラム街がもしそうであるなら私どもはせめてその実態だけでもつかんでおきたかったし、……」「そこでこの街の中ほどに部屋を借り、文沢隆一が住むことになりました。ですから相生通りについては一応のつうです」³⁾

住宅その他の建物は、被爆後早いうちから集積を始め、当初は南端の相生橋東詰と北端の三篠橋東詰の交通の便利な所から進み、対岸の寺町への渡し場があった中間部などもそれに続いた。その後、基町の旧軍用地に住宅営団や市・県による公営住宅が建設されるようになるとそれによる立退きで河川敷に押し寄せられて不法建築を建てるようになり、さらにその後の戦災復興土地区画整理の進行に伴い、行き場を失った人びとがここ相生通りに集積していった。

平和記念公園の整備が進んだ結果、基町相生通りへの流入に繋がったという側面もあった。このことは中国新聞社編「炎の日から20年／広島記録2」の「相生通り」において「下流の対岸になる平和記念公園の工事が進みだした。どっと七十戸近くの立ちのきバラックがなだれ込んできた」⁴⁾。さらに、「三十年(1955年)以後は、太田川放水路や百メートル道路工事による市内福島町地区からの立ちのき組も、この土手へ集中した」⁵⁾と記述されている。昭和33(1958)年、アラン・レネ・監督が「ヒロシマ・モナムール」の撮影のために広島を訪れ、その時主演女優のエマニュエル・リヴァがロケ中に基町のバラックを撮影していたことが判明した。

そこもまた、簡易的な素材ですぐに老朽化が避けられない建物で埋め尽くされており頻りに火災が発生したりしてきわめて危険な場所と位置付けられ(写真5—6)、相生通りは不法占拠地帯としてまた「ここに住む人たちはすべてが、政治のひずみのしわよせを受けており、ここに追いこまれざるを得なかったのです」⁶⁾と表現されるような場所として、把握される場所となった。

昭和45年に現地調査を実施したとき⁷⁾、すでに再開発が実施されることが決定されていたが、環境的には問題もあるとはいえ、住まいの空間に迫ればこの地区に馴染み満足して住んでいる人たちもいて、き

め細かなコミュニティも形成されていたことが判明した。

昭和40年ごろ、戦災復興事業として施行された土地地区画整理事業が終息期に向かうや、基町地区の扱いが最大の課題として浮上していった。片や終戦直後に建設された木造の公営住宅が、中層の耐火建築によっても収容しきれずに高密度でかつ老朽化しつつあった。片や市内の多くの河岸では不法建築の撤去作業を進めてきて最後に残されたここ相生通りをどのように收拾するかが問われた。密集し衛生環境など多大な問題を抱えた住宅群をどうするか、この再開発が戦災復興事業の最終段階の大きな課題となったのである。

IV 基町再開発への道

1 戦後復興の総仕上げという課題

広島という都市の中で、とくに被爆して破壊・焼失した地区での土地地区画整理が進み、形態的に整備がかなりの程度進行したとき、中心部の重要な位置にあって取り残されたように佇む基町地区がそのままでのよいのかという、新たな計画課題が浮上した。

広島市では昭和38(1963)年ごろから、被爆者援護法に絡めて基町地区での原爆被爆者用住宅の特別法制定を模索したり、広島県では特別立法よりも住宅地区改良事業の施行を模索したりしていたが、同時に県・市でも



写真5-7 基町地区に住宅地区改良法適用を陳情する住民とそれを受ける国・県・市の担当者
(中国新聞社提供)

協議を進め、昭和42年9月に建設省に対して、①住宅地区改良事業の執行、②再開発の基本理念の調整、という内容での説明をして、この難関を打開しようと試みていたのである。昭和42年12月、広島市長は定例市議会において、「市の従来の考え方にこだわらず、基町地区の再開発を住宅地区改良事業で行いたいこと、及び昭和43年2月頃までには県と協議して市の考え方をまとめた」と述べ、42年末ぐらいには再開発への意思が強くなっていったことがわかる。

折しも、相生通りでは「広島市基町地区住宅建設促進同盟連合会」を結成し、広島県や広島市、さらには建設省にも働きかけ、陳情を繰り返していた。昭和41年9月にも担当者に対象地区の視察を要請し、地元集会の場に招いて陳情し、建設省担当者から住宅地区改良法適用の可能性について回答を引き出していた(写真5-7)。

2 再開発計画への道とその内容

ここに課せられた難問は、大きくは三つであった。一つは、終戦直後に公的供給され、著しく老朽化し、個別に増築などして著しく過密化していた公営住宅地区をどのように扱い、再開発するかであった。

もう一つは、公的に供給されたわけではなく、いわば不法建築として存在していた相生通りの建物に居住し、あるいはそこで店舗を営み生活していた人たちをどのように処遇するかという問題であった。もう一つの大きな課題は、中央公園や河岸緑地をどのように整備するかということである。これは広島の都市

としての重要課題であり、昭和 21（1946）年に公園決定した時からの理念の実現の場が最終的に準備されたということである。

再開発計画の策定過程の記述に戻すと、昭和 43 年 5 月県・市で基町地区再開発促進協議会を発足させて協議を進め、併行して基町地区マスタープランを、続いて長寿園地区マスタープランづくりを大高正人建築設計事務所へ委託したのである。基町及び長寿園地区再開発計画図の策定は早くも昭和 43 年 5 月であり、長寿園地区マスタープランは 44 年 3 月に策定された。こうして同月 18 日「広島市基町地区」の名称で改良地区指定を受けた。



写真 5—8 囲まれた中央部にその屋上を緑地施設として設置された中央店舗（撮影：石丸紀興）

大高正人建築設計事務所によるマスタープランは、高層住宅を南北方向の軸からずらして折り曲げながらつないでいくという「く」の字型を基本とした住棟形式として両側から囲むように配置し（写真 5—8）、人車分離を原則とした人工歩廊で店舗や小学校等とも一体的に整備しようというものであった。またほとんどの 1 階レベルで階段やエレベーターの連絡口を除けば住戸を設けず、柱だけのピロティ形式として地上を開放し、また連結した住棟の屋上には庭園を設けるという独特のスペースを構成するものであった。大高正人は、ル・コルビュジェの提唱したピロティや屋上庭園など近代建築の 5 原則のいくつかを適用した。基町地区の再開発住宅に供されたのは 7.54 ヘクタールで、計画住戸 2,954 戸、人口 9,500 人であり、人口密度 1,260 人／ヘクタール、容積率 241% というきわめて高密度なもので、高さは 14 階から 20 階建（一部、8 階、12 階建）までの連続棟という高層であった。

長寿園地区では改良住宅として計画戸数 650 戸のほか、公営住宅 486 戸、住宅公団賃貸住宅 220 戸、住宅供給公社分譲住宅 204 戸の計 1,560 戸が計画された。ここでも高密高層で、太田川沿いの南北に細長い敷地のため、基町地区の住棟形式を踏襲した。厚みのあるスペースは確保できなかったが、河川側に幅 17 メートルの緑地を設け、遠くからでも目立つようなスカイラインの構成を意図して都市景観に配慮したのである。

その他の特徴としては、大架構方式の鉄骨純ラーメン構造で、9.9 メートル×9.9 メートルの正方形に 2 戸を 2 階分の 1 ユニットとした住宅を収容する平面構成であり、こうして主要の住棟が 14 階建てから 20 階建て（長寿園では 13 階建てから 15 階建て）でほぼ南から北に向けて盛り上がっていくように配置された。基町地区では向き合った住棟群の中に商店街が配置された。

もっとも標準的な住戸については廊下階と、階段で繋がる非廊下階で平面形が異なり、廊下階は 2DK、非廊下階は 3K として、エレベーターは廊下階だけに止まるといういわばスキップフロアパターンであった。さらに単身者用住宅は 1K として各階廊下接続のパターンも用意された。こうして建設されていった基町・長寿園高層住宅群は広島の中なかでもきわめて目立つ存在で、壮観であった。計画通り実現した中央店舗、屋上庭園、ピロティ等もユニークな空間として出現した。

再開発対象の全区域での撤去対象住宅は 2,600 戸、2,951 世帯であり、ここから地区外に移転希望世帯があつて 2,609 世帯が改良住宅への入居を希望し、さらに世帯分離等により 261 世帯増を見込む必要があつた。そのうち、スラムといわれていた河岸堤防の不法建築住宅群での撤去対象は、1,065 世帯で地区外移転希望があり、改良住宅入居希望は 981 世帯、世帯分離による入居希望で 84 世帯増であった。現実には

少しずつ撤去し、撤去した跡に新築し、そこに入居すればまたその住宅を撤去するというように、次第に撤去部分を拡大していった。長寿園では撤去対象の住宅は無かったので、直ちに建設が始まり、ここでの改良住宅には河岸堤防からの入居者が多かった。改良住宅でない一般公募住宅では入居資格のある世帯からの抽選によって入居世帯を決定して、しだいに再開発事業が進んだのである。

昭和 53 (1978) 年 10 月 11 日、基町地区再開発事業完成記念式典が執り行われ、同時に記念碑の除幕および記念植樹もなされた。ここに設置された基町地区再開発事業完成記念碑には「この地区の改良なくして広島戦後は終わらない」といわれたことを引用し、広島戦後を終わらせるための再開発事業であったことを記述している。

今や相生通りの跡は、基町河岸整備として著しく変貌した。相生通りに住んでいた人たちはそれぞれの選択肢で移転していったが、河岸堤防が県管理ということもあって長寿園再開発の改良住宅への移転世帯が多かった。移転当時よく指摘されたのは、確かにスラムは解消されたが、横のつながりとして強かったコミュニティを高層という縦の繋がりにして、果たして居住者は耐えられるのかという問題であった。今まで昼間はほとんど鍵も掛けず、家の前を通る人が丸見えの状態で行っていた。隣近所との付き合いも深く、物のやり取り、貸し借りも日常的であった。それが一転してスチールの扉で、開け放つわけにいかず、時には鍵も掛けなければいけないということになれば、自ずとコミュニティのあり方も大きく変化することになる。それまでの相生通りがあまりに特殊な環境であったともいえるが、それは現代社会に対するある種のアンチテーゼとしての意味を有していた社会の消滅でもあった。

その後、基町地区におけるもっとも大きな変化は、比較的画一的であった住宅を、いくつかのタイプに改修することが進められていることで、広島市では基町再整備事業の一環で規模増改善として平成 17 (2005) 年度から 2DK 2 戸を 3DK 1 戸に、3K 3 戸を 3DK 2 戸に、1K 2 戸を 2LDK 1 戸にする計画であり、広島県では住戸改善計画として昭和 54 (1979) 年度から廊下階の単身用 2 戸を 1 戸にする事業を進めている。当初計画で当時の標準設計を先取りした規模であっても、規模と住戸プランを固定することは無理が生じる。居住層によってもさまざまな住宅の規模やタイプが必要となり、転居のシステムや、基町・長寿園高層住宅街をより生かすための仕組みづくりといった新たな課題等、当初計画や事業の欠陥というよりは、現在を生きる関係者に課せられていると考えなければならないであろう。

(石丸 紀興)

注・参考文献

- 1) 石丸紀興著：広島駅前ヤミ市の変遷とその特徴（広島市公文書館紀要第 18 号，2005）1～34 頁。
- 2) 広島都市生活研究会編集『広島被爆 40 年史／都市の復興』（広島市企画調整局文化担当発行，1985）93～96 頁。
- 3) 山代巴編「この世界の片隅で」（岩波新書，1965）まえがき vii 頁。
- 4) 中国新聞社編「炎の日から 20 年／広島記録 2」（未来社，1966）283 頁。
- 5) 中国新聞社編「炎の日から 20 年／広島記録 2」（未来社，1966）28 頁。
- 6) 山代巴編「この世界の片隅で」（岩波新書，1965）まえがき vii 頁。
- 7) 石丸紀興他著「基町相生通りの出現と消滅」「基町高層住宅における空間と文化」（広島市編発行「広島新史／都市文化編」（1983）所収）。

基町、激変の都市空間を探訪する

はじめに

広島デルタの本格的な歴史は、天正17(1589)年、戦国大名毛利輝元による広島築城から始まる、といわれる。広島城は東西・南北ともに約1キロメートル、面積は約90万平方メートルの広さを有し、三重の堀と88の櫓を備える堅固な平城であった。「基町(もとまち)」という町名は、明治5(1872)年、城郭一帯が広島の基礎を築いた地であることから命名された¹⁾。基町は、明治時代から被爆前まで、第5師団の司令部や西練兵場などの軍事施設が林立するなど、軍都を体現する町でもあった²⁾。戦後、しばらく応急的な公営住宅が立ち並んでいたが、現在は、県庁や国の行政機関、博物館、図書館、体育館などの文化・スポーツ施設、中低層および高層の住宅群、そして中央公園などからなる、広島市を代表する都市空間に変貌した。以下では、今日残される往時の痕跡をひもとき、過去と現在をオーバーラップさせながら、この町の激変の軌跡をたどってみたい。

1 臨時の首都となる

広島県庁の東館南に「臨時帝国議会仮議事堂跡」の説明板がある。明治27(1894)年8月に始まった日清戦争で広島に大本営が移されたこと、臨時帝国議会が開催されたことが記されている。日清戦争が始まると、第5師団が置かれた広島は大陸への出兵地となった。宇品築港と山陽鉄道の開通が主な要因だった。同じ明治27年の9月、大本営が東京の参謀本部内から広島城内の第5師団司令部内に移される。10月15日には、臨時軍事費予算案や戦争関連法案を審議するため、広島に臨時帝国議会が召集された³⁾。そのため、西練兵場の一画に急遽、木造柿(こけら)葺の洋風平屋建ての仮議事堂が建設された⁴⁾。大本営と帝国議会が広島に移されたことで、明治天皇をはじめ、政府高官、軍の要人、貴族院・衆議院議員らが相次いで来広する。日清戦争の開戦直後、広島は文字通り臨時首都の様相を呈した⁵⁾。

2 広島城の外堀と新たな繁華街

紙屋町の地下街(シャレオ)の中央広場より北、広島県庁に上がる階段下に、広島城外堀に使用されていた石積みがある。地下街の建設工事の際に発掘されたものだ。紙屋町交差点の東西方向の道路(現・相生通り)は、かつて広島城南の外堀だった。明治時代、外堀は常に汚水が停滞したため夏季には悪臭を放ち、春秋の雨期には水があふれ出して伝染病流行の原因になっていた⁶⁾。広島市は解決策として外堀の埋立てを計画、堀を所管していた陸軍省からの払下げを受け、明治44(1911)年、外堀は広場と道路、宅地へと姿を変える。同時に、電車の軌道も敷かれ、大正元(1912)年11月、市内で初めて路面電車が開通した⁷⁾。電車の開通は人びとの移動を容易にし、八丁堀や新天地、広島駅前などが繁華街として発展した。

3 原爆投下—広島城から街の壊滅を発信する

広島城本丸の南辺、内堀の石垣沿いに半地下式の鉄筋コンクリート造りの遺構がある。被爆当時、

中国軍管区司令部の防空作戦室と呼ばれた軍の施設だ。空襲下の作戦本部、情報本部として使用され、重要書類の保管庫も備えていた。昭和 20（1945）年 5 月から比治山高等女学校の 3 年生 90 人が 3 交替で動員され、電話による連絡業務に従事していた。そんな彼女たちを原子爆弾が襲う。勤務先の中国軍管区司令部の建物は一瞬にして倒壊し、その後、炎で覆われた。広島城の本丸上段にあった旧大本営と天守閣も倒壊したが、火災は免れた。半地下の防空作戦室にいた比治山高等女学校の生徒たちは、原爆による爆風で吹き飛ばされた。彼女たちは、広島市内の電信・電話施設が壊滅するなか、かろうじて使用可能だった専用電話を用いて、いち早く市外に、広島壊滅の報を伝えた⁸⁾。

現在、かつての防空作戦室の入口近くには、この地で被爆した軍人・軍属や動員学徒を追悼する慰霊碑が立っている。

4 幻の広島駅移転計画

戦後の復興計画において、広島駅を基町（西練兵場の跡地）に移転する案があった。広島市にとって駅の移転は当時、重要課題の一つであり、西練兵場跡地の有効活用策の一環として浮上した。だが、財政負担があまりに大きく、この案は結局、幻に終わる⁹⁾。ただ、基町に隣接する白島地区では、現在、山陽本線とアストラムラインの交差点にそれぞれ新駅の建設工事が進められており、市の中心部にある鉄道の駅を夢見た先人たちの願いは、形を変えて実現しつつある。

5 応急住宅と基町

戦災復興計画で、西側大半を公園用地として計画決定された基町の旧軍用地。その一方で、当面の住宅不足対策として、住宅営団や広島県、広島市はこの地に応急住宅を建設した。昭和 23（1948）年末現在、基町の市営住宅は 851 戸と 3 棟（木造 2 階建てアパート）に上り、翌 24 年ごろには住宅営団・広島県・広島市合わせて 1,800 戸もの公営住宅がこの町に広がっていた¹⁰⁾。

住宅営団の住宅は、工場生産された材料を現地で組み立てる簡易住宅で、素人でも 2、3 日で建てることができた。市内には、ほかにも公営住宅が建設されたが、入居申込みが殺到し、抽選は常に高倍率だったという¹¹⁾。基町の公営住宅はその後、老朽化し、また太田川の土手沿いには不法住宅が立ち並んだ。

再開発事業により住宅事情が解消したのは昭和 53 年のことだ。かつて不法住宅が集中した土手沿いは、現在、「基町環境護岸」として親水性のある水辺空間に変貌している¹²⁾。

（高野 和彦・永井 均）

注・参考文献

- 1) 広島市役所編『新修広島市史』第 2 巻（広島市、1958 年）442 頁。
- 2) 広島市編『広島新史』財政編（広島市、1983 年）213 - 216 頁。
- 3) 前掲『新修広島市史』第 2 巻、521 - 523 頁。
- 4) 広島県庁編『広島臨戦地日誌』（広島県 1899 年）〔1984 年、溪水社より復刻〕235 頁。
- 5) 広島市役所編『新修広島市史』第 1 巻（広島市、1961 年）455 - 457 頁。
- 6) 前掲『新修広島市史』第 2 巻、607 - 608 頁。
- 7) 広島電鉄社史編纂委員会編『広島電鉄開業 100 創立 70 年史』（広島電鉄、2012 年）43 頁。
- 8) 旧比治山高女第 5 期生の会編『炎の中に一原爆で逝った級友の 25 回忌によせて』（旧比治山高女第 5 期生の会、1969 年）29 - 31 頁。広島市役所編『広島原爆戦災誌』第 2 巻（広島市、1971 年）166 - 168 頁。広島城編『広島城壊滅！一原爆被害の実態』（展示解説図録）（広島城、2010 年）75 - 78 頁。

- 9) 広島市編『広島新史』資料編2（復興編）（広島市，1982年）18 - 19, 26 - 27, 35, 48頁。
- 10) 広島市役所編『市勢要覧〔昭和23年版〕』（広島市，1949年）83 - 84頁。広島平和記念資料館編『基町一姿を変える広島開基地』〔展示解説パンフレット〕（広島平和記念資料館，2012年）10頁。
- 11) 広島市編『広島新史』市民生活編（広島市，1983年）55 - 59頁。広島都市生活研究会編『広島被爆40年史—都市の復興』（広島市，1985年）70 - 71頁。
- 12) 広島都市生活研究会編『広島—都市美づくりこの10年 風景の創造へ』（広島市，1989年）80 - 85頁。

I
部

II
部

III
部

IV
部

復興する広島と市民の暮らし

第6章
産業経済の再建

はじめに

昭和20（1945）年8月6日の原爆投下は広島に甚大な被害をもたらした。にもかかわらず、広島の産業経済の復旧・復興はめざましかった。広島の産業経済は、なぜ急速に再建しえたのだろうか。本章では、広島の復旧・復興過程について下記の点から検証する。

- ①主に「工業統計表」に依拠して、戦後復興期から1960年代半ばまでの広島県における製造業の動向を中心に扱う。終戦直後の数年間については、終戦直前の数年間の状況と比較する。
- ②当時の統計は都道府県単位で発表されているため、主に広島県全体の数値をみていくが、可能な限り広島市のデータを取り上げる。
- ③統計データに関する分析を補完するため、当時の制度・政策の影響や社会資本インフラの整備状況と照らし合わせるとともに、『広島県史』『広島新史』などを活用する。

I 戦時中から終戦直後

1 従業者数の推移

広島県の製造業は、戦前から主力産業の1つであった。製造業の従業者数（常時雇用の職工5人以上の事業所、各年12月31日現在）は昭和15（1940）年に10万40人、沖縄県を除く46都道府県のうち第9位（人口は第10位）であったが、終戦翌年の昭和21年には9万482人にほぼ1万人減少し、順位は第13位に低下した（表6-1）。しかし、昭和22年には1万人近く増加して9万9,305人となり、第11位に上昇した。さらに同23年には1万人以上増加して11万3,581人、第9位（人口は第13位）という戦前の水準に回復している。

表6-1 広島県の製造業（昭和15～23年）

	昭和15年	16年	17年	20年	21年	22年	23年
人口（千人）	1,823	1,826	1,897	1,885	1,901	2,011	2,044
工場数（所）	3,280	3,274	2,976	2,211	1,897	2,804	2,837
従業者総数（人）	100,040	101,850	101,746	96,095	90,482	99,305	113,581
職員（人）	8,583	10,594	10,934	14,739	14,754	16,843	15,844
職工（人）	88,337	87,424	86,686	76,802	69,456	77,756	92,352
その他（人）	3,120	3,832	4,126	4,554	6,272	4,706	5,385
生産総額（千円）	446	489	462	745	2,010	7,279	19,853

電動機操業実馬力（千馬力）	144	183	173	欠測	134	161	270
---------------	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----

- (注) 1. 経済産業省(商工省、軍需省)「工業統計表」、総務省「日本の長期統計系列」から作成。
 2. 常時雇用の職工(昭和23年から工員)5人以上の工場。生産総額は名目値。
 3. 昭和18～19年は欠測。

戦災に加えて当時のエネルギー事情もあって、終戦直後に残っていた工場がすべて稼働していたわけではない。昭和21～22年の「工業統計表」では休業工場が集計されているが、休業工場は21年に全国(沖縄県を除く)で1,397か所、うち広島県では79か所であり、東京・神奈川・愛知・大阪・兵庫に次いで多かった。しかし、22年になると全国では496か所、広島県では20か所に減少している。このことから比較的順調な復旧・復興の様子がうかがえる¹⁾。

注目すべきは昭和20年から21年の動きである。昭和20年に広島県の従業者数は同17年比約4,000人減の9万6,095人であったが、順位は第7位に相対的に上昇した(昭和18～19年は欠測)。従業者数の全国シェア(沖縄県を除く)は昭和15～16年には2.2%台であったが、20年には4.3%に達した。ところが21年になると、一転して従業者数は約6,000人減少して9万482人になった。これは、連合国による賠償請求問題が21年1月から本格化し、その指定と解除をめぐる混乱が影響したのではないかと推察される²⁾。

その半面、従業者数の全国シェアは昭和21～22年に2.7%台に上昇し、23年には3%を超えた。広島県の人口の全国シェアは昭和17年と20～21年に2.6%台、22～23年には1940年代初頭と同程度の2.5%台であったので、戦後になって初めて製造業従業者数の全国シェアが人口のそれを上回ったことになる。

製造業について広島市の数値が取り出せるのは昭和25年からである³⁾。ところが、これは当時の市域の統計であり、市域の変更が考慮されていない。現市域に近いものとしては、昭和28年の数値がある⁴⁾。これによると旧佐伯町と旧湯来町を除く広島市の製造業従業者数は3万1,515人、人口は48万5,244人であった。広島県全体に対する広島市のシェアは人口では22.9%であったが、製造業従業者数では25.2%であった。また、人口千人当たり従業者数は広島県では59.1人であったのに対し、広島市では64.9人であった。これらのことから、広島市(旧佐伯町と旧湯来町を除く)においては人口に比較して製造業が集積していたことが分かる。

2 従業者数の回復

広島市の人口は昭和19(1944)年には約34万人であり、呉市(約34万人)、福岡市(約33万人)とともに3大都市圏の主要都市に次ぐ規模を誇っていたが、同21年には約17.1万人へ半減した⁵⁾。原爆投下による死亡者数は昭和20年12月までに約14万人といわれているので、人口の減少幅はこれにおおむね対応している。

その一方、広島県全体の製造業従業者数をみると、最も少ない昭和21年でも戦時中の水準から約1万人、10%減にとどまっている。46都道府県全体(沖縄県を除く)では昭和15年比で20年に50%減、21年に26%減、23年でも18%減であったことから、広島県の製造業従業者数の減少幅は相対的に小さかったといえる。

ただし、これは常時雇用の職工5人以上の工場をみたものである。戦時中ならびに昭和23年の「工業統計表」では、常時雇用の職工5人未満の零細工場の工場数と従業者数が集計されている。昭和15年と

23年を比較すると、広島県の総工場数は1万6,589か所から6,515か所へ61%減少した。うち5人以上の工場については3,280か所から2,837か所へ14%減であったものの、5人未満の零細工場については1万3,309か所（総数の80.2%、沖縄県を除く全国は80.4%）から3,678か所（同56.5%、54.4%）に72%減となった。この間、総従業者数は12万9,989人から12万4,298人へ4.4%減であった。うち5人以上の工場については10万40人から11万3,581人へ増加した半面、5人未満の零細工場については2万9,949人（同23.0%、21.9%）から1万717人（同8.6%、9.2%）へほぼ3分の1に減少した。

広島県全体について5人未満の零細工場の従業者の内訳をみると、昭和15年には雇傭従業者33.7%（沖縄県を除く全国は36.2%）、家族従事者66.3%（同63.8%）であった。

これらのことから、昭和15～23年のあいだに激減したのは家族経営を中心とする零細工場であったことが分かる。これらのうち広島市の零細工場の多くは、爆心地に比較的近い住工混交地域に立地し、原爆投下によって事業の継続ができなくなったと推察される。実際、被爆前と被爆後の昭和20年11月1日時点において町内会ごとに調べた人口によると、爆心地から1.5キロメートル以上2キロメートル未満圏内では約6.5万人から約1.1万人へ減少したのに対し、1キロメートル未満圏内では約6.1万人から1,455人へ、1キロメートル以上1.5キロメートル未満圏内では約6.6万人から5,925人へ、それぞれ激減している⁶⁾。

にもかかわらず、常時雇用の職工5人以上の工場に関する限り、広島県全体では従業者数は致命的といえるほどには減少しなかったことが、その後の復旧・復興を下支えしたとみられる。もちろん常住（夜間）人口だけでなく、郊外や避難先から流入してくる人びとのことも考慮しておかなくてはならないが、被爆から1年後の昭和21年8月1日の中国新聞によると、そのころ「市外から広島市内に流入する昼間人口が激増し、次第に復興を盛り上げていった」と報道されている⁷⁾。

3 生産能力の下支え

このような広島県製造業の復旧・復興に寄与した要因として、そのほかに以下のような点があげられる。

第1は、人的資源と並ぶ生産要素である資本、つまり機器・設備である。戦時中から終戦直後の「工業統計表」では原動機とその実馬力が集計されている。このうち操業中の電動機についてみると、昭和15（1940）年に全国では789万馬力であったが、同21年には991万馬力、26%増となっている。この間、広島県については14.4万馬力から13.4万馬力に約7%低下したものの、22年には16.1万馬力に回復している。

第2は、従業者のうちとくに職工の厚みである。当時の「工業統計表」では、従業者は職員、職工およびその他に分類され、職員はさらに事務員と技術員に区分されたうえで、それぞれ男女別の人数が記載されている。従業者数に占める職工の比率は、全国では戦前に80%台半ば、戦後は70%台後半であり、おおむね8割程度であった。一方、広島県では戦前に80%台後半であり、終戦直後に80%を少し割り込んだものの、昭和23年には再び80%を超えるなど、戦前・戦後ともに全国平均を数ポイント上回っていた。終戦直後の昭和20年ですら、46都道府県（沖縄県を除く）のうち広島県の順位は従業者数では第7位であったが、職工数では第6位であった。

第3は、職工のなかでも女性労働力による下支えである。職工のうち女性の比率は昭和15年には全国（沖縄県を除く）33.8%、広島県30.3%、同20年には全国34.6%、広島県31.1%であり、全国水準を下回っていた。ところが昭和15～20年の増減をみると、全国では職工は55%減、そのうち女性は54%減であり、

男女ともに半数あまり減少したのに対し、広島県では職工は13%減、うち女性は11%減にとどまっている。広島県における女性の職工は20年の2万3,883人（職工全体の31.1%）から21年には1万5,835人（同22.8%）に減少したものの、22年に1万9,322人（同24.8%）、23年に2万5,989人（同28.1%）に増加して15年の水準（2万6,723人）に戻している。

第4は、軍事施設の民間転換、特に製造業への比較的円滑な転換である。旧陸海軍の施設のうち連合国占領軍が使用しないものについては順次、民間への譲渡等が進められた。たとえば、陸軍運輸部金輪島工場（広島市）は三菱重工業広島造船所に、陸軍糧秣支廠（同）は広島糧工に、呉海軍工廠（呉市）は尼崎製鉄、播磨造船、日垂製鋼、アメリカ資本のNBCに、広第11海軍航空廠（同）は川南工業、東洋パルプに、それぞれ貸与された⁸⁾。このような転換は昭和23年ごろまでに完了した⁹⁾。

4 製造業の生産性

表6-2は、昭和15～23（1940～48）年における広島県の製造業について、労働生産性（従業者1人当たり生産額）や資本装備率（従業者1人当たり電動機操業実馬力）を整理し、全国水準と比較したものである。これから、次の点が指摘される。

第1に、広島県の製造業は基幹産業であったとはいえ、個々の事業所の規模はあまり大きくはなかった。戦前には1工場当たりの従業者数は30人程度であり、全国平均の90%前後の水準にとどまっていた。戦後になると1工場当たり40人を超え、全国平均を上回るものとなった。

第2に、製造業は広島県の基幹産業であるといっても、人口千人当たり製造業従業者数は、戦前・終戦直後を通じてせいぜい50人台であった。戦前には沖縄県を除く全国平均の90%以下の水準であったが（旧陸海軍工廠の数値は含まれない）、戦後によりやく全国平均を上回るようになった。

表6-2 広島県の製造業の主要指標（昭和15～23年）

	昭和15年	16年	17年	20年	21年	22年	23年
1工場当たり従業者数 (人)	30.5	31.1	34.2	43.5	47.7	35.4	40.0
人口千人当たり従業者数 (人)	54.9	55.8	53.6	51.0	47.6	49.4	55.6
従業者数に占める職工比率 (%)	88.3	85.8	85.2	79.9	76.8	78.3	81.3
1工場当たり生産額 (千円)	136	149	155	337	1,060	2,596	6,998
人口1人当たり生産額 (千円)	0.24	0.27	0.24	0.40	1.06	3.62	9.71
従業者1人当たり生産額 (千円)	4.5	4.8	4.5	7.8	22.2	73.3	174.8
1工場当たり電動機操業実馬力 (馬力)	43.9	55.9	58.1	欠測	70.6	57.4	95.2
従業者1人当たり電動機操業実馬力 (馬力)	1.44	1.80	1.70	欠測	1.48	1.62	2.38
1工場当たり従業者数 (全国100)	91.3	92.1	89.3	113.9	121.5	107.1	109.2
人口千人当たり従業者数 (全国100)	87.2	87.8	81.1	164.2	104.2	106.7	120.9
従業者数に占める職工比率 (全国100)	103.5	102.5	103.3	103.2	100.4	101.8	101.7
1工場当たり生産額 (全国100)	67.4	65.7	60.1	53.4	104.6	94.6	85.0
人口1人当たり生産額 (全国100)	64.4	62.6	54.6	77.0	89.7	94.3	94.1
従業者1人当たり生産額 (全国100)	73.8	71.3	67.3	46.9	86.1	88.4	77.9
1工場当たり電動機操業実馬力 (全国100)	75.0	82.5	85.1	欠測	60.6	86.3	122.7
従業者1人当たり電動機操業実馬力 (全国100)	82.2	89.5	95.4	欠測	49.9	80.6	112.3

(注) 1. 資料は表6-1に同じ。
2. 全国には沖縄県を含まない。

第3に、工場当たり、人口当たり、あるいは従業者当たりでみた広島県の生産額は、全国平均に比較し

て全般に低い。いいかえれば生産性はあまり高くなかった。この問題については、産業構造の問題を考慮する必要があるが、もう1つ、人的資源と機器・設備の点からも考えることができる。

経済成長、いいかえれば労働生産性の成長は、労働、資本および知識・技術の組み合わせによってもたらされる。知識・技術要因を無視すれば、結局は従業者当たりの資本ストックの水準によって決まることになる。広島県の場合、みてきたように従業者数は比較的早く戦前水準に回復した半面、昭和21～22年の電動機操業実馬力は16～17年の水準を下回った。つまり、分母が相対的に大きくなった結果、21～22年の資本装備率（従業者1人当たり電動機操業実馬力）は全国の50～80%の水準にとどまり、労働生産性（従業者1人当たり生産額）も全国平均の80%台となっている。ただし、昭和23年の資本装備率は全国平均を12ポイント上回る水準に上昇しており、その後の成長を予感させる。

5 社会資本インフラの復旧と整備

昭和20（1945）年8月6日の原爆投下によって爆心地とその周辺は廃墟と化した。その粉塵も収まらないうちに、道路、鉄道、電力などの社会資本インフラの復旧が始められた。これはいうまでもなく当初は軍事・防衛、被災者救援、医療・衛生などを目的としたものであったが、移動手段や輸送手段が少しずつ復旧していくことで、産業経済再建の基盤となっていった。被爆直後における主要インフラの復旧状況は以下のようなものである。

道路については、被爆後まもなく軍隊や警防団によって「市内の主要幹線道路の清掃・啓開」¹⁰⁾が行われた。鉄道については、6日当日午後には広島駅と西条駅（東広島市）の間で折り返し運転が行われ、被災者の避難と救援派遣に供された。復旧作業は「徹宵の努力でもって」¹¹⁾進められ、7日には広島駅と宇品港をつなぐ宇品線、8日には幹線の山陽線、9日には県北地域をつなぐ芸備線がそれぞれ開通し、少し遅れて8月18日ごろには郊外をつなぐ可部線が全線開通した。

市内路面電車は当時の保有車両123両のうち15両、うち完全可動車両は3両を残すだけという壊滅的な被害を被った。しかし、9日には一部区間（西天満町～己斐）で片側運転が始められた。「部分的ながらも電車の早期復旧は萎縮しがちな市民に大きな活力を与えた」¹²⁾とされる。また、9日には被災を免れたバス2台を使って、広島駅～比治山～宇品港間の運行が開始された。

原爆投下とともに広島市全域で停電が発生した。しかし、比治山（標高約70メートル）の陰になったおかげで被害が比較的小さかった段原変電所を応急修理し、翌7日には軍事施設のある宇品方面、8日には広島駅周辺などへの送電が開始された。一方、爆心地から約2キロメートル離れた牛田浄水場の被害は軽微であり、市内中心部で送水管の破損による漏水がみられたものの、断水することなく給水が続けられた。

被爆1年後の昭和21年8月になると、広島は活況を取り戻しつつあり、国鉄・電車の1日の利用者数は合計で6.5万人に達したという。主要駅の利用者数は広島駅約4万人、横川駅約8,000人、己斐駅約4,000人、郊外電車宮島線の西広島駅約1万3,000人などとなっている¹³⁾。

このような社会資本インフラをはじめとする都市づくりを計画的に推進していくため、昭和21年ならびに24年に広島復興都市計画が策定された。昭和24年には広島平和記念都市建設法が施行され、これを受けて同27年に広島平和記念都市建設計画が決定された。

II 高度経済成長期

1 調整期間から朝鮮戦争特需へ

昭和23～24（1948年～49）年にかけて、わが国の産業経済は大きな転機を迎えた。連合国占領下においては当初、計画経済的・統制経済的政策が進められてきた。しかし、昭和23年12月に均衡予算や物価・賃金の統制を求めた「経済安定9原則」の発表、同24年3月に「ドッジ・ライン」の実施、翌4月に1ドル360円という固定為替レートの導入など、アメリカの方針転換もあって、しだいに自由主義的政策に重点が置かれるようになった。なかでも「ドッジ・ライン」は、当時の異常なインフレの抑制を目的に金融・財政の急激な引き締めを実施したものであるが、それによって全国に深刻な不況がもたらされた。

たとえば、わが国全体の完全失業者数は昭和23年に24万人であったのが、同24年に38万人（58.3%増）、25年には44万人（15.8%増）に増加した（総務省「労働力調査年報」）。日本銀行広島支店による昭和24年6月の「金融経済報告」では、1～6月における広島県内の人員整理は122事業所、3,466人に達したとされる¹⁴⁾。その一方でインフレは着実に沈静化した。広島市における小売物価指数の前年比をみると、昭和22年に82.8%増、23年に70.9%増であったが、24年には17.4%増に少し落ち着き、25年には逆に17.0%減に転じた¹⁵⁾。

広島県製造業への影響を「工業統計表」からみていくと（表6—3）、従業者5人以上の工場数は昭和23年の2,837か所から24年には3,029か所に増加したにもかかわらず、従業者数は11万3,581人から10万5,095人へ7.5%減となった（この間、従業者5人未満の零細工場の従業者数は1万717人から1万879人へほぼ横ばいであった）。これに対し、全国における従業者数の減少率は7.7%であったので、広島県の全国シェアは昭和23年の3.09%から24年には3.10%へ相対的に上昇した。

表6—3 広島県の製造業と全国シェア（昭和24～27年）

	実数				変化率（%）	
	昭和24年	25年	26年	27年	24—25年	26—27年
人口（千人）	2,070	2,082	2,097	2,106	0.59	0.42
事業所数（所）	3,029	3,812	4,338	4,294	25.85	-1.01
従業者数（人）	105,095	108,427	117,394	117,996	3.17	0.51
出荷額等（百万円）	34,285	51,509	92,000	103,619	50.24	12.63
人口（%）	2.53	2.50	2.48	2.45	-0.03	-0.03
事業所数（%）	2.79	2.44	2.61	2.55	-0.35	-0.05
従業者数（%）	3.10	2.81	2.77	2.73	-0.29	-0.04
出荷額等（%）	2.38	2.25	2.28	2.24	-0.13	-0.04

（注）1. 資料は表6—1に同じ。下段は全国シェアと変化ポイント。

2. 昭和23年から工場数は事業所数に変更され、24年から常時雇用労働者4人以上の事業所に対象が拡大。

昭和25年から生産額は工業出荷額等に変更。出荷額等は名目値。

3. 全国には沖縄県を含まない。

近年の研究では、「ドッジ・ライン」はその後の日本経済の発展基盤として機能したと評価されている¹⁶⁾。ところが当時の広島では、地域経済の急激な景況悪化は「経済政策の歴史的な流れに逆行したドッジ・ラインの時代錯誤性に、ひとえに起因したもの」¹⁷⁾という厳しい受け止めがされていた。

いずれにしても当時のわが国の産業経済は、官需依存と保護主義的政策からの脱却、いわばある種の構造調整を迫られていたはずであるが、その調整が十分に終わらないまま朝鮮戦争特需に突入した。

昭和25年6月25日に勃発した朝鮮戦争に伴う特需ブームは、「まさに経済復興の梃子として作用した」¹⁸⁾。全国についてみると、昭和10年を100とする鉱工業生産指数は、昭和21～22年には30台で低迷し、23年に50台、24年には60台にとどまっていたが、25年には83.3に上昇し、26年には111.1と戦前水準を凌駕した。この特需の影響は広島にとっても「起死回生のカンフル剤」となり、早くも翌7月から効果があらわれ、「不況にあえいでいた広島市の経済は、一転して活況を謳歌するにいたる」とされている¹⁹⁾。広島をはじめとするわが国の産業経済は、朝鮮戦争を契機に、その後の高度成長を実現したことになる。

2 生産県構想の登場

広島県の産業経済はなんとか復旧・復興してきたとはいえ、全国に比較して伸びや水準が高かったわけではない。朝鮮戦争を機会に製造業の従業者数は11万人を超え、生産額は昭和24(1949)年に343億円、25年に515億円、26年に920億円、そして27年には1,036億円の大台に達した。その半面、1950年代に入って全国シェアはむしろ低下した。1事業所当たり従業者数と人口千人当たり従業者数についても、昭和24年から27年にかけて全国平均を超えてはいたが、その水準は相対的に低下している(表6-4)。

そのなかで従業者1人当たりの生産額、つまり労働生産性については、昭和25年まで全国平均の80%以下であったのが、26年から82%超となった。つまり、相対的に少ない従業者で生産額が相対的に多い生産活動ができるようになったといえる。しかし、全国水準にはまだ及ばず、2割程度の格差を残していた。

表6-4 広島県の製造業の主要指標(昭和24～27年)

	実数				変化率(%)	
	昭和24年	25年	26年	27年	24-25年	26-27年
1事業所当たり従業者数 (人)	34.7	28.4	27.1	27.5	-18.02	1.54
人口千人当たり従業者数 (人)	50.8	52.1	56.0	56.0	2.57	0.10
従業者1人当たり出荷額等 (千円)	326.2	475.1	783.7	878.2	45.62	12.05
1事業所当たり従業者数 (全国100)	111.1	115.1	106.3	107.0	3.57	0.66
人口千人当たり従業者数 (全国100)	122.3	112.2	111.7	111.3	-8.23	-0.32
従業者1人当たり出荷額等 (全国100)	76.8	79.9	82.4	82.0	4.10	-0.51

(注) 表6-3に同じ。

このような背景のもとで、昭和26年1月、選挙公約の1つに「消費県から生産県へ」を掲げた大原博夫・広島県知事が誕生した。同知事の考えは県庁内での調査・研究や審議を経てまとめられ、昭和27年12月に「生産県へのみち」、いわゆる「生産県構想」として発表された。これは、全国平均の80%弱にとどまっていた広島県の人口1人当たり県民所得を昭和31年度までに全国水準に引き上げることを目的としたもので、農林水産業の振興、商工業の振興、交通網の整備強化、治山治水の確立という4つの柱から構成されていた。

昭和26年7月の休戦会談開始とともに朝鮮戦争特需が終息していくなかで、「生産県構想」の提示はきわめて時宜を得たものであった。同27年4月には連合国占領下で禁止されていた新造船が認められるようになり、戦前から県内に集積のあった造船業が活気づいたことも同構想にとって追い風になった。

広島県における製造業の生産額は昭和21～23年には46都道府県(沖縄県を除く)のうち2桁台であっ

たが、24年には第9位に上昇した。人口1人当たり県民所得は、32年度に全国平均に達したとされるが、30年度以降の統計がある内閣府「県民経済計算年報（長期時系列）」によれば、すでに30年度には沖縄県を除く46都道府県平均を3.3ポイント上回り、第8位（人口は第13位）に上昇している。

3 高度経済成長への突入

広島県製造業の従業者数は、昭和25（1950）年の10万8,427人から同30年に13万2,232人、35年に20万1,665人、そして40年には26万3,194人に増加した。全国シェアは昭和25年の2.81%（人口の全国シェアは2.50%）から35年にはやや低下したものの、40年には2.78%（同3.32%）まで再び上昇した。製造品出荷額等の成長はもっと順調であり、全国シェアは25年に2.25%であったのが、30年に2.31%、35年に2.48%、40年には2.87%となった。30年から40年にかけて、人口の順位は46都道府県（沖縄県を除く）のうち第12位で推移したが、製造業の従業者数も製造品出荷額等も第9位を維持した（昭和30年の従業者数は第8位）。

1950年代後半から60年代前半にかけて、広島市内には東洋工業淵崎工場、同宇品西工場、新明和工業広島工場、東京濾器広島工場などが立地した。そのほか県内では、バブコック日立呉事業所、日本紙業大竹工場、三菱レイヨン大竹事業所、三井石油化学工業岩国大竹工場、東京プレス工業広島工場などの主要工場が相次いで操業を開始した。そして昭和40年には、工業整備特別地域整備促進法（昭和39年）に基づいて福山市に日本鋼管福山製鉄所が立地した。

高度経済成長に突入したころの広島県製造業については、とくに2つの点を指摘しておく必要がある。

その1つは、従業者数の増加に比較して製造品出荷額等の伸びが高かったことから明らかなように、労働生産性（従業者1人当たり製造品出荷額等）が着実に上昇したことである。広島県製造業の労働生産性は昭和30年に全国の86.7%の水準から35年には全国の93.6%の水準まで上昇したものの、まだ全国平均を下回っていた。しかし、高度経済成長という時代の波にうまく乗ることができて、昭和40年には全国を3ポイントあまり超える水準となった。

この時期の労働生産性の成長は、全国・広島県を問わず、きわめて資本投入主導型であった。これは以下のように説明される。

すなわち、昭和30年と35年の「工業統計表」には従業者数4人以上の事業所について有形固定資産減価償却費——これは資本ストック水準を表しているとみなせる——が記載されている。有形固定資産減価償却費は30年から35年にかけて全国では1,418億円から3,731億円へ163%増であったのに対し、広島県では33.2億円から88.3億円へ166%増であった。また、製造品出荷額等は全国では90%増に対し、広島県では105%増であり、いずれも広島県の伸びが上回る。その一方、従業者数は全国53.1%増、広島県52.5%増で広島県が下回ったため、労働生産性の伸びは全国24.3%に対し、広島県はこれを10ポイント上回る34.3%となっている（金額は物価調整済み）。

この間、資本装備率（ここでは従業者1人当たり有形固定資産減価償却費）の伸びは全国71.8%に対し、広島県74.5%であり、やはり広島県が上回っている。資本装備率の伸びが製造品出荷額等の伸びに比べて著しく高いことは、労働生産性の成長に対する労働要因と知識・技術要因の寄与は小さかったことを意味する。折しも昭和33年6月から36年12月まで続いた「岩戸景気」のときには「投資が投資を呼ぶ」といわれたが、この言葉はこの時期の経済成長が資本投入主導型であったことを端的に表現している。その

なかでも広島県の製造業は、資本投入主導型経済成長の性格がより強かったといえよう。

もう1つは、中小・零細企業の厚みと広がりである。広島のような産業集積地域における中小・零細企業の多くは、鋳造・鍛造、金型製造、めっき、切削、研磨、熱処理、機械加工といったものづくりの基本的作業を担っており、主要企業の生産や試作を支える「基盤的支援産業」といわれる。

前述のとおり、爆心地周辺の広島の零細工場は原爆投下によって壊滅的打撃を受けたとみられるが、戦後の混乱が落ち着くと少しずつ戻ってきたか、あるいは新規起業が増えてきたことが推察される。広島県全体の数値ではあるが、「工業統計表」から従業者3人以下の零細事業所を取り出してみると、事業所数と就業者数は昭和25年に7,059か所、1万3,210人、30年に8,435か所、1万8,493人、35年に9,099か所、1万9,552人と増加している。従業者数の全国シェア（沖縄県を除く）も25年には2.27%であったのが、35年には3.45%まで上昇している。

昭和31年7月に発表された「経済白書」は「もはや戦後ではない」という表現で知られるが、そのころの広島に密度の高い「基盤的支援産業」の集積が形成されていたことは、ヒロテック（広島市）の社長を務めた鶴野俊雄の回想からうかがうこともできる。

すなわち、同社の前身の鶴野製作所は昭和7（1932）年に臨海部の近くで創業した。1950年代後半にはステンレス浴槽などを製造すると同時に、新たな事業展開を模索していた。鶴野氏によると、そのころ「十日市町〔爆心地の西約1km〕によく通ったもんです。専門化した小企業や個人商店が連なり、ものづくりには欠かせない街だったんです。当時は、自転車をこいで鋼材問屋に行き、必要な量だけ鋼材を切り売りしてもらった。工具店で買った刃物で削った後、熱処理業者に持ち込む。焼き入れをして、浴槽などの金型が出来上がった。鋼材など原料だけでなく、工具やボルトやナットなどの部品も、一本から売ってもらえる便利さがありました。まさに製造業者の規模に合わせた調達ができただけです」²⁰⁾としている。

4 高度経済成長の終わり

朝鮮戦争特需に湧いた昭和25（1950）年当時、広島県における製造業の主要業種は化学（製造品出荷額等の24.1%）、食料品（19.8%）、輸送用機械（14.5%）であった。その後、化学と食料品の地位が相対的に低下した代わりに、鉄鋼と一般機械が上位に登場した。これらの主力産業が牽引力となって、広島県の製造品出荷額等の順位は昭和27年から53年まで連続して第8～9位を維持し、43年には福岡県を抜いて中国・四国・九州で第1位に躍進した。全国シェアは昭和50年に3.17%（沖縄県を含む）でピークに達した。昭和50年に人口の全国シェアは2.36%であったので、広島県の産業はいかに製造業に特化していたかが分かる。

この間、人口1人当たり県民所得の順位は、昭和30（1955）年度の第8位から31年度に第7位、46年度に第6位、49年度に第5位、そして製造品出荷額等の全国シェアがピークに達した50年度には第3位を記録した（昭和47年度以降は沖縄県を含む）。ところが、1970年代後半から順位はしだいに低下し、昭和59年度以降は2桁台に甘んじている。

製造業に依存し、そのなかでも輸送用機械、鉄鋼、一般機械といった重厚長大型業種が牽引力となってきたことは、戦後復興期から高度経済成長期の終わりまで広島県産業の強みであったことは疑うべくもない。しかし、そのウエイトの大きさゆえに、1980年代以降は産業構造転換の足かせともなったことも否定できない。

（伊藤 敏安）

注・参考文献

- 1) 当時の主要工場では多数の犠牲者が出た半面、施設の被害は比較的軽微であった。たとえば三菱重工業広島機械製作所と広島造船所は、それぞれ爆心地から4 km 前後の距離にあったが、「建物の被害も全体の約30%にとどまり、機械設備の損傷は皆無に近い状態」であった。爆心地から約5.5km離れた三菱重工業第20製作所については「窓ガラスが吹っ飛び、木造建物の一部が倒れた程度」であり、被爆翌日から「ただちに戦時生産が再開された」という。爆心地から約5.3 km離れた東洋工業については「強烈な爆風で工場の屋根は吹きあげられ、窓ガラスはほとんど破損、窓枠は曲り、建物若干が倒壊した」ものの、「総体的な被害率は小破で約30%程度」であったとされる（広島市1984 a, 13 - 22 頁、一部改変して引用）。
 - 2) 連合国は、わが国に対して現物による1回限りの戦争賠償を要求した。主要工場の機器・設備を撤去して、わが国の生産力を昭和5～9年水準に引き下げることとされ、広島地域では、日本製鋼所広島工場、帝国兵器羽衣製作所、東洋製罐、東洋工業、三菱重工業広島工作機械製作所などが賠償対象の候補とされた。最終的に全国で1.6億ドル相当の施設が処分された。しかし、東西冷戦の対立がしだいに顕在化していくなかで、賠償問題は昭和24年5月に事実上立ち消えとなった。広島市（1984 a, 63 - 79 頁）では、この報道に接して「広島でも大いに愁眉を開くものとなった」と表現している。
 - 3) 広島市『広島新史 資料編Ⅳ』、広島市、1984年 b 470 頁以降。
 - 4) 広島市『広島新史 資料編Ⅳ』、広島市、1984年 b 324 頁。一部は昭和25年と30年の補足推計。
 - 5) 西水孜郎編『資料 国土計画』、大明堂、1975年 当時市域。
 - 6) 広島市『広島原爆戦災史 第1巻 総説』、広島市、1971年 a 621 頁。
 - 7) 広島市『広島原爆戦災史 第1巻 総説』、広島市、1971年 a 621 頁。
 - 8) 機器・設備が復旧しても、戦前と同じものをすぐに生産したわけではない。なかでも新造船が規制されていた造船業の復興は「前途暗澹たるもの」であり、三菱重工業広島造船所（広島市）では鍋や釜のほか、鋤や鍬などを造り、日立造船因島・向島工場（現尾道市）では寺院の梵鐘を製造した。当時の造船業は「ナベ・カマ時代」と呼ばれたという（広島県1983, 173 頁）。
 - 9) 広島県『広島県史 現代』（通史Ⅶ）、広島県、1983年 22～23 頁。
 - 10) 広島市『広島原爆戦災史 第1巻 総説』、広島市、1971年 a 586 頁。
 - 11) 広島市『広島原爆戦災史 第1巻 総説』、広島市、1971年 a 586 頁。
 - 12) 広島市『広島原爆戦災史 第1巻 総説』、広島市、1971年 a 587 頁。
 - 13) 広島市『広島原爆戦災史 第1巻 総説』、広島市、1971年 a 621 頁。
 - 14) 広島市『広島新史 経済編』、広島市、1984年 a 58 頁。
 - 15) 広島市『広島新史 経済編』、広島市、1984年 a 122～123 頁。
 - 16) 中村隆英「概説 1937～54年」、中村隆英編『「計画化」と「民主化」』、第1章、岩波書店、1989年 など
 - 17) 広島市『広島新史 経済編』、広島市、1984年 a 159 頁。
 - 18) 中村隆英「概説 1937～54年」、中村隆英編『「計画化」と「民主化」』、第1章、岩波書店、1989年 53 頁。
 - 19) 広島市『広島新史 経済編』、広島市、1984年 a 295 頁。
 - 20) 中国新聞経済部『広島ものづくり物語 町工場街』、中国新聞社、1994年 16 頁。
- ・中国地方総合研究センター編『中国地方の工場立地 130年の歩み』、中国地方総合研究センター、2008年
- ・中国電力エネルギー総合研究所編『広島県を中心とした産業発展の歴史』、中国地方総合研究センター、2010年
- ・広島県「工業統計調査でみる広島県のあゆみ 戦後～平成22年」、広島県、2011年
- ・広島市『広島原爆戦災史 第5巻 資料編』、広島市、1971年 b
- ・広島市『広島新史 資料編Ⅱ』、広島市、1982年
- ・広島市都市整備局都市計画課「ひろしまの復興」（第2版）、2009年

コラム

爆心地で路面電車が動き出す

1 開業から被爆時までの状況

大正元（1912）年11月23日の広島電鉄（以下「広電」という。）の開業当日は、駅前（現・広島駅）～紙屋町（現・紙屋町交差点付近）～御幸橋西詰（現・御幸橋）間と八丁堀～白島間が開通した。少し遅れて12月8日には紙屋町～己斐（現・西広島）間が開通している。その後、大正4年4月8日には御幸橋東詰（のちの専売局前、その後廃止）から向宇品口（現・元宇品口）までの路線（宇品線）が開通し、さらに大正8年5月には御幸橋の上流側に電車専用橋ができて、駅前から紙屋町を通り向宇品口までの路線が一本でつながった。また大正6年11月1日には横川線が単線で開通した。その後、

軍の要請により、工員輸送のための江波線、兵員輸送のための比治山線（現・皆実線）が昭和 19（1944）年に開通した。とくに物資の不足していた時期に敷設された比治山線は、当時の宮島線の電車廿日市（現・広電廿日市）～電車宮島（現・広電宮島口）間のレールをはがして単線化し、そのレールを使って複線での運行を開始した。

2 原爆投下直前の状況

原爆投下当時の公共交通機関は、路面電車と小さなバスであった。当時広島市内の電車の数は 123 両、バスは 100 台を保有していた。しかし戦時下、国の指導により電車とバスの路線が重なる路線については、バスの運行は中止され、それに加えて原爆投下時には燃料不足や修理部品などの不足のため、実際に動いていたバスは 20 台にも満たないほどであった。

また、戦時中は当局から一部の電停の使用を禁止されていたり、緊急性のない人びとには電車の利用を自粛させていた。それは広島だけではなく全国で見られた状況であった。また、いざとなったときに緊急車両の通行に障害が出ないようにするため、島状電停の利用停止・撤去も当局の方針として通達が出ていたが、実施が間に合わず終戦となった経緯がある。

つまり現在でいう公共交通機関は、贅沢なものであるとのことで緊急を要する者以外は利用しづらい風潮があった。このような状況のなか、路面電車のなかには車内のいすが撤去され、竹で作った手すりを取り付けられ、乗客はそれをつかんで乗車していた車両もあった。

さらに、戦争が激化し男手が不足してくると、それを補う形で昭和 18（1943）年 4 月には広島電鉄家政女学校が皆実町に開校した。当初は学びながら電車に車掌として乗務をしていたが、戦争がさらに激しさを増し、いよいよ男手が不足してくると、女学生にも運転をさせるようになっていった。

3 原爆投下時の状況と復興

原爆投下により、123 両あった路面電車の被害は 108 両。うち全焼 22 両、半焼 3 両、大中小破 83 両という状況であった。電柱は 842 本のうち 393 本が被害を受け、10 万 2,400 メートルの架線のうちの被害は 9 万 4,350 メートル。またバスは保有 100 台のうち被害は全焼 19 台、全壊 13 台、中小破は 36 台で被害数は合計 68 台であった。そのほか建物や施設の被害などもあり、広島市内の全路線が不通となった。



横川終点近くで被爆した 100 形（115 号）電車。大正元年開業当時の木造電車のため、台車のみ燃え残っている。（広島平和記念資料館提供（米軍撮影））

このような状況のなか、原爆投下後3日目となる8月9日には、被害の少なかった広島市西部の己斐～西天満町（現・天満町付近）間に、やはり被害の少なかった宮島線に疎開していた車両を使い、廿日市の変電所からの電気を得て、復興の兆しとなる一番電車が乗客を乗せて走った。実際にはその前日に、広電の関係者や行政・軍関係の人を乗せて試運転をしていた。また9日からの運転は、単線での復旧のため2両の電車がつながって走った。そしてお金のない人には運賃を取らずに乗車させた。被爆した荒野のようなところを走った路面電車の存在は、広島市民に多くの勇気を与えたと伝えられる。また電車だけではなく、8月8日には動けるバスが2台ほど、千田町から紙屋町を通り広島駅へ無料で運行したとの証言もあり、千田町にある広電本社から紙屋町付近を走る姿をうかがうことができたという。

予想をはるかに超えた原爆の被害のあと、当初、広電はもちろん軍（陸軍東京電信隊）も出動して復興に努めた。重機の不足を補うため、戦車も出動して復旧に当たったとのことである。人びとの献身的な努力により、8月15日には電車は西天満町からさらに東の小網町まで単線ながら復旧した。

そして復興の足音が聞こえ始めていた矢先の9月17日に、ふたたび広島を大きな災害が襲った。それは枕崎台風と呼ばれる大型の台風で、県西部では山津波も発生している。この台風の被害は甚大で、広島市内では原爆に耐えた橋も流された。電車専用橋である天満橋、横川橋、稲荷橋がそれである。原爆投下後の復旧のさなか、台風の襲来は復旧のスピードにブレーキをかけたのは間違いなかったと思われる。

さて8月15日の終戦、そして9月17日の台風の被害を経て広島復興は本格的に始まることとなる。終戦により軍もいないなかで、広電のスタッフが中心となつての復興となる。

終戦間もない8月18日には千田町にある発電機が復旧し、宇品線の電鉄前（現・広電本社前）～向宇品口間の運行が始まり、翌日の8月19日には本線の己斐から土橋まで、また21日には十日市町、23日には左官町（現・本川町）、そして9月7日には八丁堀まで復旧していった。しかしそのころは運転を再開していても、漏電や架線の切断などのため、たびたび電車が止まることがあった。また、運行可能な車両も10両程度しかなく、窓ガラスなどは調達できないので、窓の部分に板を張り付けた電車も運行していた。その後9月12日には電鉄前～紙屋町間が復旧し、10月11日には駅前まで復旧した。しかし、まだ単線の状態での復旧だった。

そして約2年後の昭和22（1947）年11月1日には江波線の土橋～江波（現・舟入南町）間、昭和23年7月1日には比治山線の的場町～専売局前間が復旧した。その後、枕崎台風で流された横川橋の復旧もあり12月18日には横川線の三篠（現・横川駅）～別院前間が復旧した。また、白島線については都市計画のための道路建設の関係もあり、昭和27年6月10日に軌道を移設した新しい路線で再開された。このときをもって、広島市内の路面電車網はとりあえずすべてが復旧したことになる。

ところで、被爆当時123両あった車両のうち108両が被災したが、そのうち27両が廃車となり、被害がなかったものも含め96両の復旧を行い、昭和25年には車両の復旧等すべてが完了した。これら車両の復旧は主に広電社内の工場（千田車庫内）を中心として行われてきたが、それだけではとても間に合わない。そこで作業の多くが外注された。外注先の主なものは、宇品造船所や暁造船所（いずれの造船所も現在存在していない。）との記録が残っている。それら造船所を中心とした外注先が、電車復旧への協力企業として存在していたということである。こうしてなんとか、広島街にふたたび電車を走らせようとする努力が実り、みごとに原状復旧を果たしている。

その後、昭和40年代のモータリゼーションでは、路面電車の存続の危機が起こり、全国で廃止する都市が多くてたが、さまざまな努力でそれを乗り越えてきた。そして今では、人にやさしい最先端の路面電車である超低床車両の導入にも積極的に取り組み、その車両の導入の数もわが国で一番多く、名実ともに日本の都市の中での「路面電車王国」の地位を確立し、現在に至っている。

(加藤 一孝)

注・参考文献

- ・広島電鉄株式会社『広島電鉄開業80・創立50年史』(広島電鉄株式会社, 1992年)
- ・広島電鉄株式会社『広島電鉄開業100・創立70年史』(広島電鉄株式会社, 2012年)
- ・長船友則『広電が走る街今昔』(JTBパブリッシング, 2005年6月)
- ・広島電鉄社内報「輪苑」昭和24年第39号, 29年第58号, 29年第91号他
- ・広島復興局経理課長あて 施設復興状況調査報告(昭和22年9月3日付他)
- ・その他昭和19年郊外線広島発着バス時刻表 他多数

第7章

保健・医療の充実と被爆者支援

はじめに

1945（昭和20）年8月6日の原爆投下によって、広島は街は灰燼に帰し多くの人々が死傷した。医師等の医療従事者、医療施設も例外ではありえなかった。

本章は、こうしたなか、被爆直後の広島の医療環境がどのようなものであったのか、また、そこからどのように復興し発展を遂げたのか、さらに、被爆者に対してどのような医療・支援が行われてきたのかなどについて、昭和20（1945）年から昭和50年頃までを中心に明らかにすることで、広島の戦後医療の特徴を示すことを目指す。

I 昭和20年代の保健・医療の状況

1 終戦直後の保健・医療環境

戦争は、国民の生活をことごとく破壊した。こうした経済や生活基盤の崩壊に伴う衛生状態の悪化は、海外からの復員者や引揚者の帰国とあいまって急性伝染病や肺結核などの病気を蔓延させることになった。しかも医療従事者、医療施設、医薬品の極度の不足に、悪質なインフレーションによる医療保険制度の破綻が加わり、病気になっても治療を受けることのできない患者が続出した。

戦争がもたらした被害は、原爆により市街地のほとんどが焼け野原となり、軍人を除いた被爆人口30から31万人、軍人被爆者4万3,000人、昭和20（1945）年11月はじめまでの被爆死亡者13万人前後を記録した広島市の場合、他都市以上に深刻であった¹⁾。市街地の医療機関は鉄筋コンクリートの病院を除いてことごとく破壊され、残った病院も大きな被害を受け満足に医療活動を続けることができなかった。それ以上に困難を極めたのは、「防空業務従事令書」により疎開することを禁じられたために、原爆投下時に広島市内にいた医師298人をはじめとする2,370人の医療従事者のうち、医師270人を含む2,168人が被爆したために、多くの患者が治療を受けられない状態におかれたことであった²⁾。

2 終戦後の広島の死亡調査

全国と広島県の主要死因別死亡者数が得られるのは、昭和22（1947）年から、広島市に関しては同24年以降であり、それも少し項目等が相違した内容になっている。

表7-1によると、広島県の主要死因別死亡者数は、基本的には全国と同じ傾向にある。また、昭和24年の人口1,000人に対する死亡率11.6も、全国平均と同一である³⁾。ただし注意しなければならないのは、こうした結果はあくまでも昭和22年から25年の記録であり、このなかにはもっとも死者が多かった20年と、それに次ぐ21年の統計は含まれていないということである。そうしたなかで注目すべき点は、全国に比較して広島県は死亡者数、10万人当たりの死亡率とも他の病気では下回るなかで、癌およびその他の悪性腫瘍の死亡率がわずかではあるが、常に全国を上回ることである。

広島市の死因別死亡者数は、表7-2のように1位は全国と同じ全結核であるが、消化器系が高く頭蓋内血管の損傷が低く、呼吸器病と癌および腫瘍はあまり変わらない。また5大病の占める比率が低いという特徴がみられる。いずれにしても原爆の影響がもっとも大きかった時期を欠いており、確定的なことはいえない。

表7-1 全国と広島県の主要死因別死亡者数

単位：人

	全 結 核						下痢腸炎, 胃炎, 十二指腸炎, 大腸炎						肺 炎					
	全 国			広 島 県			全 国			広 島 県			全 国			広 島 県		
	順位	人数	率	順位	人数	率	順位	人数	率	順位	人数	率	順位	人数	率	順位	人数	率
昭和22年	1	146,241	187	1	3,820	190	3	101,154	130	2	2,663	132	2	101,601	130	3	2,563	127
23	1	143,909	179	1	3,679	180	3	83,264	104	3	1,911	93	5	52,979	66	6	1,245	61
24	1	138,765	169	1	3,324	159	3	72,188	88	3	1,665	79	5	56,636	69	6	1,154	55
25	1	121,769	146	1	2,853	137	4	68,540	82	4	1,543	74	5	54,169	65	5	1,335	64

	頭蓋内血管の損傷						全 心 臓 の 疾 患						癌およびその他の悪性腫瘍					
	全 国			広 島 県			全 国			広 島 県			全 国			広 島 県		
	順位	人数	率	順位	人数	率	順位	人数	率	順位	人数	率	順位	人数	率	順位	人数	率
昭和22年	4	101,095	129	4	2,494	124	6	48,575	62	5	1,392	69	5	53,047	68	6	1,380	69
23	2	94,326	118	2	2,192	107	6	49,254	61	5	1,370	67	4	55,677	69	4	1,479	72
24	2	100,650	122	2	2,415	115	6	52,826	64	5	1,322	63	4	58,892	72	4	1,557	74
25	2	88,420	106	2	2,032	98	6	54,112	65	6	1,304	63	5	68,861	83	3	1,771	85

出所：広島県衛生部予防課『広島県衛生統計』（1953年）2～7ページ。

注：率は10万人に対するものである。

表7-2 広島市の主要死因別死亡者数

単位：人

	全結核			消化器系			呼吸器病			癌および腫瘍			頭蓋内血管の損傷		
	順位	人数	率	順位	人数	率	順位	人数	率	順位	人数	率	順位	人数	率
昭和24年	1	350	129	2	322	119	3	205	76	4	189	68	5	148	55
25	1	330	111	2	296	99	4	202	68	3	215	72	6	183	61

出所：広島市役所編『市勢要覧 広島平和記念都市建設法制定記念号 昭和二十四年（1949年）版』（広島市総務局調査課, 1950年）57ページ。広島市総務局調査課編『市勢要覧 昭和25年（1950年版）』（広島市役所, 1951年）67ページ。

3 終戦後の保健所の活動状況

終戦直後の混乱期に広島県においても、急性伝染病や肺結核、性病が蔓延した。こうしたなかで、充分とはいえないまでも対策を講ずることができたのは、厳しい財政にもかかわらず、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の指導のもと、医療・衛生行政の改革がなされたことによる面が大きい。これにより地方衛生行政は警察から離れ、厚生省一都道府県衛生部一保健所一市町村という体系が確立した。とくに公衆衛生担当の第一線機関となった保健所の果たした役割は大きかった。

昭和22（1947）年9月5日、GHQの意向に沿って全面的に改正した「保健所法」が制定され（昭和23年1月1日施行）、保健所は公衆衛生のほとんど全分野にわたる指導業務に当たることになった。新政策に対応するため広島県は、終戦まで設置されていた19の県立保健所の整備に努めた。こうしたなかで、23年5月に各都道府県に理想的な保健所を設けることを目指した「模範保健所設置の件」、6月に人口15万人以上の市を対象とした「保健所の市移管に関する件」が出されたことにより、8月1日に広島保健所と呉保健所（モデル保健所）は両市に移管された。なお呉保健所がモデル保健所に指定されたのは、占領

軍の司令部が置かれていたことによる⁴⁾。

4課、職員120人余の体制でスタートした呉市保健所は（ちなみに広島市保健所は31人）、ただちに結核、性病、寄生虫、トラコーマに関する予防事業計画書と母子衛生栄養事業計画書を作成した⁵⁾。昭和19年に1,650人を記録した法定伝染病患者が、占領軍からの厳しい指導、援助もあり徹底した消毒などにより、同20年に603人、21年に397人、22年に147人と減少したのに対し、結核や性病などの届出伝染病が多発していたことが、こうした計画を策定する原因になったものと思われる。

とくに結核は、昭和23年に1,523人（死者472人）、同24年に1,775人（433人）と患者数だけでなく、死亡数も多く、24年には「呉市保健所結核対策要綱」（5カ年計画）を策定、結核予防知識の普及、ツベルクリンやBCGの接種、ツベルクリン反応強陽性者へのX線間接撮影、発病者の療養指導などを実施、30年には患者・死者が924人（137人）に減少した。

性病については昭和24年10月11日に呉市保健所内に性病診療所を併設するなどの対策がとられたが、相変わらず2,000人台の患者を記録、朝鮮戦争期の同26年には3,916人、27年には5,469人と最悪の事態となった。こうしたなかで保健所は、3,000人と推定される売春常習者に5組合を結成させ定期健診を受けるように指導、これを受け入れないものに対しては、「駐留軍憲兵隊の協力によって、週四回取締りを実施」するとともに、警察と共同で、「毎月二、三回の一斉取締りを実施」したが⁶⁾、患者が2,000人台に戻るには、英連邦朝鮮派遣軍が全面撤退した31年まで待たなければならなかった⁷⁾。

4 終戦後の医療機関と活動状況

昭和22（1947）年以前の広島市の医療統計については、統一的な資料は見当たらない。まず昭和23年、24年、25年の広島市の医療機関をみると、病院が24、35、35、診療所は205、270、230と病院が増加し診療所は大きく変動している。また医療従事者は、医師が360人、520人、551人、歯科医師が139人、128人、151人、看護婦が500人、745人、752人、助産婦が190人、371人、378人、保健婦が60人、91人、94人、薬剤師が225人、277人、286人、医業類似行為者が222人、262人、270人と24年の歯科医師が減少するなど例外もあるが、着実に増加がみられる⁸⁾。

これらの医療機関のうちもっとも大規模な国立広島病院は、広島第二陸軍病院関係の疎開分院を閉鎖し、医師10余人、看護婦など50から60人と入院患者約200人を広島市宇品町の大和紡績附属病院に集結し、昭和20年12月1日に開院した。ところが12月5日には、占領軍より在日朝鮮人引揚収容所に利用するので病院を明け渡すようにという命令を受け、やむなく丹那町の元船舶教育隊の空兵舎に移転した⁹⁾。

こうしたなかで昭和21年2月初旬に至り、3月末で朝鮮人引揚業務が終了し軍人の復員、民間人の引揚業務が開始されるので、傷病者の受け入れ先として国立広島病院の再開が求められることになった。このため3月初旬から、「船舶司令部の建物を本部として内部を改造し」、また宇品引揚援護局がバラックの病室3棟を新築、さらに丹那町の兵舎も改造し、全部で1,500人の患者を収容できるようにした。

昭和21年4月から9月末まで、約200人の職員により、アメリカやイギリスの病院船から一度に500人から1,000人と上陸する患者を、家庭に帰す者、他の国立病院に転送する者、当病院に収容する者に区分し治療するなど煩雑な業務が続いた。その内訳は、陸軍関係者1,416人、海軍関係者496人、一般人184人、合計2,096人となっている¹⁰⁾。その後は一般市民、とくに被爆者の治療にあたったと述べられている。なお昭和22年4月の資料によると内科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚泌尿器科、歯科を有

している¹¹⁾。

次に対象とする日本医療団は、昭和17年4月16日に制定され翌日施行された「日本医療団令」に基づいて、国民体力の向上のため医療の普及、とくに結核の撲滅と無医地区の解消を目指して特殊法人として設立された¹²⁾。戦時医療体制の一翼を担った医療団は、昭和22年1月24日の閣議において4月1日をもって解散されることになり、結核療養施設81か所、奨健寮11施設が国に移管された¹³⁾。一方、一般病院180か所と診療所は、10月31日に「医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律」が公布、11月1日の施行にともない最終的に医療団が解散されることになり、原則として府県および大都市に移管することになった¹⁴⁾。

日本医療団の広島県内における戦時中の活動については、「昭和19年度（自18年4月至19年3月）医療施設収支状況調」（昭和18（1943）年度の誤りと思われる）によって、その一端を知ることができる。この調査をみると、結核療養所として畑賀病院（150床、患者延数2万8,952人）、奨健寮として呉（病床、延患者数不明）、尾道（50床、3,427人）、奥（150床、7,308人）が記載されているが、都道府県病院も地方病院も存在を確認できない¹⁵⁾。

戦後に至り、後述するように広島市においては、被爆者救護所が昭和20年10月5日に閉鎖され、日本医療団病院に引き継がれた。このうち元県立広島病院（広島県立医学専門学校附属医院）の職員を構成員とする草津国民学校救護所は、同21年2月1日に日本医療団草津病院と改称した¹⁶⁾。また矢賀国民学校内の日本医療団矢賀病院は、「狹隘ニシテ且設備不完全ナルノミナラズ学校側児童教育ニモ多大ノ支障ヲ生ジ」という理由により、同町内の岩鼻に新築移転することになった（昭和21年8月1日起工、22年3月31日竣工予定）¹⁷⁾。

昭和20年10月1日、宇品町13丁目の広島陸軍共済病院（昭和17年11月3日開院）と陸軍病院の井口分院を譲り受けて日本医療団宇品病院と同井口分院が開院した¹⁸⁾。そして昭和22年6月1日には、日本医療団の草津病院と宇品病院が合併、宇品病院の施設を使用して同団広島中央病院が開院した（院長には草津病院長の黒川巖が就任）¹⁹⁾。

この間の昭和21年2月20日の日本医療団の役員会で経営困難な奨健寮を3月31日までに廃止することを決定、広島県では焼失した呉奨健寮（50床）を廃止、尾道奨健寮（50床の診療所）を地方病院とすることにした²⁰⁾。その後すでに述べたような経緯により、昭和22年4月1日に畑賀病院（150床）、原療養所（188床）、奥奨健寮（150床）、11月1日に都道府県病院の広島中央病院、地方病院の瀬戸田病院、呉片山病院、矢賀病院、安芸津病院、中央病院井ノ口分院、忠海病院は県に移管されることになった²¹⁾。

このことを知った広島県は、「医療保健施策を強力に推進し以て県民の要望に応へるため」これを受け入れることにし²²⁾、厚生省、日本医療団と折衝を続け、昭和23年3月23日、7病院、2診療所を広島県に移管する契約を締結した²³⁾。そして3月31日、「県立病院及び県立診療所設置並びに管理条例」を制定し4月1日、これらの施設を使用して県立広島病院、県立井ノ口病院、県立厚生病院（矢賀病院を改称）、県立二河病院（呉片山病院を改称）、県立安芸津病院、県立瀬戸田病院、県立忠海病院、県立豊田診療所、県立小島診療所を開院した²⁴⁾。

原爆により広島市の医療施設は壊滅的な被害を受けた。しかしながらその復興は、予想したよりも早かったように思われる。そしてそれを可能にしたのは、第二陸軍病院を受け継いで国立広島病院が開院、広島陸軍共済病院の施設を利用して県立広島病院が再出発したように陸軍の遺産であった。また県立広島病院が日本医療団病院の譲渡を受けて再建されたように、医療団が果たした役割も忘れてはならない。ただし

ほとんどの病院や診療所は医療従事者の確保などにおいて改善の跡がみられるものの、施設や医療器具は不十分であり、その意味では復興はこれからという状態であった。

II 戦後広島の保健・医療の推移

1 死因別等からみた広島市の特徴

昭和26(1951)年から同50年までの広島市の死因別順位の推移を示した表7-3によると、26年はそれまでと同様に全結核が第1位を占めているが、27年からは悪性新生物、35年からは中枢神経系の血管損傷が1位となっている。このほか5位以内に登場する死因としては、不慮の事故、心臓の疾患、老衰などがあげられる。

こうした状況を表7-4により全国と比較すると、広島市の場合、死因別5位内で死亡する10万人当たりの患者が少ないなかで、悪性新生物と不慮の事故での死亡順位の高いことが目につく。とくに悪性新生物の場合、全国的には昭和30年になって初めて2位となるのに対し、広島市では27年から34年まで1位であり、一貫して死亡率が上昇している。しかも死亡率を全国と比較すると、たとえば30年の場合、87に対し103というように広島市が著しく高いという興味深い現象がみられる。

広島市と全国の人口動態率をみると、出生率が低く、死産率が高いという注目すべき現象がみられる。なお死亡率、乳児死亡率、新生児死亡率はいずれも全国平均より低い²⁵⁾。

表7-3 死因順位の推移(広島市)

年次	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和26年	全結核	111.8	不慮の事故	88.7	悪性新生物	85.0	中枢神経系の血管損傷	78.6	老衰	51.1
27	悪性新生物	90.6	中枢神経系の血管損傷	84.5	全結核	77.7	不慮の事故	65.5	老衰	44.5
28	悪性新生物	90.9	中枢神経系の血管損傷	79.3	不慮の事故	75.4	全結核	66.9	老衰	49.2
29	悪性新生物	109.2	中枢神経系の血管損傷	81.1	全結核	60.4	老衰	52.7	心臓の疾患	45.3
30	悪性新生物	103.3	中枢神経系の血管損傷	85.9	全結核	55.4	老衰	51.8	心臓の疾患	47.9
31	悪性新生物	114.7	中枢神経系の血管損傷	91.8	老衰	58.8	心臓の疾患	51.3	不慮の事故	40.1
32	悪性新生物	118.6	中枢神経系の血管損傷	90.1	心臓の疾患	66.0	老衰	62.9	不慮の事故	51.4
33	悪性新生物	132.5	中枢神経系の血管損傷	100.6	心臓の疾患	60.6	老衰	49.3	不慮の事故	43.3
34	悪性新生物	133.3	中枢神経系の血管損傷	115.1	心臓の疾患	51.4	不慮の事故	48.8	老衰	39.1
35	中枢神経系の血管損傷	101.9	悪性新生物	90.1	心臓の疾患	48.2	不慮の事故	43.1	全結核	34.6
36	中枢神経系の血管損傷	99.6	悪性新生物	92.7	不慮の事故	46.6	心臓の疾患	42.1	老衰	39.4
37	中枢神経系の血管損傷	102.8	悪性新生物	90.4	不慮の事故	40.5	心臓の疾患	38.5	老衰	32.5
38	中枢神経系の血管損傷	100.3	悪性新生物	88.5	心臓の疾患	46.8	不慮の事故	35.2	老衰	34.8

39	中枢神経系の血管損傷	102.4	悪性新生物	86.5	不慮の事故	42.4	心臓の疾患	40.6	老衰	28.8
40	中枢神経系の血管損傷	102.5	悪性新生物	87.3	心疾患	50.2	不慮の事故	42.2	老衰	26.6
41	中枢神経系の血管損傷	100.6	悪性新生物	100.2	心疾患	43.6	不慮の事故	43.4	肺炎および 気管支炎	20.6
42	悪性新生物	94.7	中枢神経系の血管損傷	89.9	心疾患	47.6	不慮の事故	38.6	肺炎および 気管支炎	23.2
43	悪性新生物	98.0	脳血管疾患	93.0	心疾患	58.1	不慮の事故	34.4	肺炎および 気管支炎	23.0
44	脳血管疾患	102.4	悪性新生物	98.2	心疾患	66.0	不慮の事故	39.1	肺炎および 気管支炎	25.1
45	脳血管疾患	104.2	悪性新生物	100.7	心疾患	64.4	不慮の事故	38.6	肺炎および 気管支炎	26.0
46	悪性新生物	100.6	脳血管疾患	98.0	心疾患	57.6	不慮の事故	30.5	肺炎および 気管支炎	19.9
47	悪性新生物	98.8	脳血管疾患	89.5	心疾患	52.8	不慮の事故	31.4	肺炎および 気管支炎	19.7
48	悪性新生物	104.1	脳血管疾患	101.2	心疾患	68.2	不慮の事故	32.4	肺炎および 気管支炎	23.0
49	悪性新生物	108.1	脳血管疾患	104.6	心疾患	67.8	不慮の事故	29.7	肺炎および 気管支炎	27.8
50	悪性新生物	115.5	脳血管疾患	107.6	心疾患	65.4	不慮の事故	30.4	肺炎および 気管支炎	28.5

出所：広島市衛生局『保健衛生要覧』1965年，54ページおよび広島市衛生局『保健衛生要覧』1976年版，107ページ。

注：死亡率は10万人に対するものである。

表7-4 死因順位の推移（全国）

年次	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和22年	全結核	187.2	肺炎および気管支炎	174.8	胃炎，十二指腸炎，腸炎および大腸炎	136.8	中枢神経系の血管損傷	129.4	老衰	100.3
25	全結核	146.4	中枢神経系の血管損傷	127.1	肺炎および気管支炎	93.2	胃炎，十二指腸炎，腸炎および大腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30	中枢神経系の血管損傷	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心臓の疾患	60.9	全結核	52.3
31	中枢神経系の血管損傷	148.4	悪性新生物	90.7	老衰	75.8	心臓の疾患	66.0	全結核	48.6
32	中枢神経系の血管損傷	151.7	悪性新生物	91.3	老衰	80.5	心臓の疾患	73.1	肺炎および 気管支炎	59.2
33	中枢神経系の血管損傷	148.6	悪性新生物	95.5	心臓の疾患	64.8	老衰	55.5	肺炎および 気管支炎	47.6
34	中枢神経系の血管損傷	153.7	悪性新生物	98.2	心臓の疾患	67.7	老衰	56.7	肺炎および 気管支炎	45.2
35	中枢神経系の血管損傷	160.7	悪性新生物	100.4	心臓の疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎および 気管支炎	49.3
36	中枢神経系の血管損傷	165.4	悪性新生物	102.3	心臓の疾患	72.1	老衰	58.2	不慮の事故	44.1
37	中枢神経系の血管損傷	169.4	悪性新生物	103.2	心臓の疾患	76.2	老衰	57.5	肺炎および 気管支炎	45.0
38	中枢神経系の血管損傷	171.1	悪性新生物	105.3	心臓の疾患	69.7	老衰	50.4	不慮の事故	40.9
39	中枢神経系の血管損傷	171.4	悪性新生物	107.2	心臓の疾患	69.5	老衰	48.4	不慮の事故	41.3

出所：前掲『保健衛生要覧』1965年，55ページ。

注：死亡率は10万人に対するものである。

2 医療機関の動向

昭和 20 年代の広島県内の医療機関を経営形態別に分類すると、昭和 23（1948）年から 28 年にかけて、病院数が 91 から 106 へと 1.2 倍に、診療所数が 1,406 から 1,535 へと 1.1 倍に、病院の病床数が昭和 25 年から 28 年にかけて 4,501 から 6,718 へと 1.5 倍に増加している²⁶⁾。こうしたなかで広島市の医療機関は、昭和 26 年から 30 年にかけて病院数が 43 から 51 へと 1.2 倍に、一般診療所数は 232 から 307 へと 1.3 倍に、歯科診療所数は 151 から 164 へと 1.1 倍に、病床数は病院が 2,176 から 3,135 へと 1.4 倍に増えている²⁷⁾。これをみると、広島県全体と比較して広島市の診療所数の増加が多いことが分かる。

次に昭和 31 年から 50 年までの広島県の医療機関を示すと、病院が 168 から 246 へと 1.5 倍に、一般診療所が 1,397 から 2,011 へと 1.4 倍に、歯科診療所が 671 から 781 へと 1.2 倍にいずれも増加している。さらに 10 年ごとに区切ると、31 年から 40 年までに病院が 1.4 倍、41 年から 50 年までに 1.0 倍、一般診療所は 1.3 倍から 1.1 倍、歯科診療所は両時期とも 1.1 倍となっている²⁸⁾。

このように広島県の医療機関が変動するなかで、広島市の医療機関は、同じく 31 年から 50 年まで病院が 55 から 82 へと 1.5 倍に、一般診療所が 336 から 741 に 2.2 倍に、歯科診療所が 164 から 296 に 1.8 倍に増加している。また 10 年ごとの動向をみると、病院は 31 年から 40 年までに 1.3 倍、41 年から 50 年までに 1.1 倍、一般診療所がそれぞれ 1.4 倍と 1.5 倍に、歯科診療所が 1.2 倍と 1.4 倍になっている²⁹⁾。広島県全体と比較すると、病院数は差異が認められないが、一般および歯科診療所の増加が大きい。

一方、医療機関と同じ資料により広島県の病床数の推移をみると、昭和 31 年から 50 年までに病院は 1 万 3,278 から 2 万 7,655 床へと 2.1 倍に、一般診療所は 2,366 から 6,656 床へと 2.8 倍に、両者とも大幅な拡大を示しているが、診療所の伸びの方が上回っており、病院以上に有床診療所の増床が大きかったと推測される。さらに 10 年ごとの動向をみると、病院が 31 年から 40 年にかけて 1.6 倍、41 年から 50 年までに 1.2 倍と前者の伸び率が大きいのに対し、一般診療所は 1.6 倍から 1.8 倍へと後者の方が高くなっている。

同様の方法で広島市の医療機関の病床数をみると、20 年間に 3,337 床から 9,202 床へと 2.8 倍に増加した。またこのうち昭和 31 年から 40 年に 1.6 倍、42 年から 50 年までに 1.3 倍になった。これをみると広島県を大幅に上回る増床をしており、病院の大規模化が進展したことがうかがわれる。なお病院数を上回る増加を示した診療所の増床も県全体を相当上回ったものと思われるが、実態を確認する資料が得られなかった。

最後に 1951 年から 75 年までの広島市の医療従事者の動向を追うと、この 25 年間、医師は 495 人から 1,626 人へと 3.3 倍に、歯科医師は 173 人から 498 人へと 2.9 倍に、薬剤師は 277 人から 861 人へと 3.1 倍に増員されている。これをみると増床数を少し上回る傾向を示しており、医療の質的向上への努力がうかがわれる³⁰⁾。

Ⅲ 公的医療機関の動向

1 昭和 20 年代後半の公的病院

昭和 25（1950）年から 29 年に存在した広島県内の駐留軍接收を除く公的病院は、74 機関と多くを数え

る。³¹⁾ 財政難が続くなかで多くの病院が存在し得たのは、県民の要望を受けた行政などが軍関係病院や医療団病院を転用して国立病院、広島県立医科大学附属医院、県立病院などを開院したこと、医療保険の実施を实のあるものにするために市町村や健康保険団体、農村医療の充実に農業協同組合、従業員の健康維持のために企業が病院の経営に乗り出したことによる。これらの病院のなかには広島市など戦災都市へ立地したものも多いが、それにおとらず農村部に満遍なく配置されたという面もみられる。

昭和20年代後半に広島市に開院した医療機関として特筆すべきは、社会保険広島市民病院である。広島市にとって市民病院の開院は戦前からの懸案であったが、原子爆弾により市街地が灰燼となり、多年の希望を実現することは困難となった。それでも23年には、11月22日に開かれた市議会厚生委員会において市当局に対し、「保健課でその構想をねられるやう、研究調査されたいと要望」が出されるなど³²⁾、市民病院開院の動きが再燃することになる。しかしながら24年になると財政難はさらに深刻化し、「起債は市民病院となるとむつかしい」ということで、これ以上具体化することはなかった³³⁾。

広島市の困難な医療状況を認識していた広島県は、厚生省が政府管掌健康保険の被保険者診療のために建設している社会保険病院を広島市に誘致することにし、申請書を提出した。厚生省より社会保険病院設置資料の提出を求められた広島市は、広島市舟入病院の再編成によって対応すると回答した。これに対して厚生省の意向を受けた広島県は、昭和25年3月25日、「1敷地は、市の中央部で交通至便な場所約2～3,000坪を提出されたい」、「2 創設費は、(医療器具を含む。)総額2,000万円」などの4条件を提示した³⁴⁾。

これを受けた広島市は社会保険病院を開設する意向を固め、ただちに候補地の選定を行い、①舟入病院敷地、②基町(緑地、その後の病院敷地)、③基町(緑地、市営住宅など)、④大手町小学校建設予定地を提示した。昭和24年8月15日に広島県出身の安田巖厚生省保険局長の視察が行われ、②のその後の病院敷地が最適との結論に至った。ところが同地は、同26年に広島県を中心に開催される第6回国民体育大会のサッカー場に予定されており、「基町サッカー場を決める迄には相当検討してあそこに決定し」たのであり、国体誘致の附帯条件にもなっているなど、反対意見も強かった³⁵⁾。しかし交通に恵まれた「病院としては、まことに理想的な敷地」という立地条件は換え難いものであり³⁶⁾、10月17日に広島市は厚生省に②に決定したことを伝えた。

難問とみられた敷地問題が解決し社会保険病院計画は進展し、昭和26年1月21日、「社会保険病院建設に関する覚書」が交換された³⁷⁾。これによると敷地は広島市の責任において基町1番地に4,000坪確保すること、建設費については厚生省が26年度に3,000万円を限度として支出すること、病院経営はすべて市長が行うなどとなっている。

昭和26年4月18日に開始した工事は玄関棟、診療棟、管理棟などを建設し、1年2か月後の27年6月30日に完成した。そして2か月たらずの準備を経て8月11日に社会保険広島市民病院という名称で開院した。開院時、4診療科・89床、職員定数59人という小規模な病院として出発した市民病院は、その後にしだいに施設・陣容を整備し広島市を代表する医療機関の一つに数えられるようになった。

2 昭和30年代の公的病院

昭和30年代に広島県内に存在した公的病院は85機関であり³⁸⁾、20年代後半に比較して11か所増加したにすぎない。戦後に大きく改革された医療制度の影響が一段落したことによるが、それでも少数では

あるが、引き続き町村立国保病院、農業協同組合や共済組合、企業の経営する病院の開院がみられる。また労働福祉事業団の経営する中国労災病院、生活協同組合の経営する福島病院、医師会の経営する呉市医師会病院など、高度経済成長に伴い新たな性格の病院が出現している。なお、このように病院数の増加が一段落するなかで、都市部の病院を中心に、増床がなされている。

昭和32（1957）年10月1日の広島大学医学部の広島市への移転と、それに伴い実施された31年9月30日の国立療養所広島病院の閉鎖および翌10月1日の国立呉病院の開院は、広島県の「新たな医療体制を確立した」と述べられるほど大きな影響を与えた³⁹⁾。その原動力となった広島大学医学部の前身の広島県立医学専門学校（広島医専）は、多年にわたる医学校開校を求める県民の期待を担って、昭和20年2月13日に認可された。そして8月5日に開校式を行い、当日のうちに高田郡小田村の高林坊に疎開した。このため教職員と学生のほとんどは、8月6日の原爆の惨禍を免れ、8月8日には入学式を挙行し授業を開始した。しかしながら皆実町の校舎（元広島県師範学校跡）と水主町の附属医院（旧県立広島病院を昭和20年4月1日に移管）は原爆によって焼失、広島市に帰る場を失った。

このため広島医専は昭和20年12月6日に賀茂郡安浦町の旧安浦海兵団跡に移転し授業を再開した。とはいえ医学教育施設が少なく、このままでは医科大学昇格はかなわず廃校に追い込まれると考えた広島県は、旧海軍の病院施設が残っている呉市に協力を求めた。これに対し、「敗戦に伴い海軍という存在基盤を失った呉市は、旧海軍施設の平和施設への転換を目指した」こともあり、即座に協力を約束した⁴⁰⁾。こうして校舎や附属医院の整備が行われ、昭和23年3月10日に広島県立医科大学として開設が認可され、4月1日に呉市に開学した。

安住の地を得た広島医大は、設備・陣容を整備し、昭和28年8月1日に広島大学医学部に移管された。そうしたなかで医学部内に、さらなる発展のためには広島市への移転が必要であるという考えが強まった。これに対し呉市は、「文化都市呉市の象徴」である広島大学医学部を「是非引き続き当市に存置の上、拡充強化下さるよう」に関係機関に陳情した⁴¹⁾。

結局、この問題は国立病院を呉市に誘致し、広町にある附属病院を分院として残すことで決着、昭和31年9月30日に国立療養所広島病院を閉鎖し、同年6月に英連邦朝鮮派遣軍から返還された旧呉海軍病院の施設に広島病院の職員・入院患者を移転し、新たに国立呉病院が開院した。翌32年9月30日、広島大学医学部と附属病院が広島市霞町に移転、これを契機として広島県の医療の中心は呉市から広島市に交替したのであった。

3 昭和40年代の公的病院

昭和40年代に存在した公的病院は75機関と、30年代に比較して9機関減少した⁴²⁾。全体として医療機関数が増加しているなかでのこうした現象は、私立病院の拡張とともに結核専門の県立病院、過疎地域の町村立病院や国保病院の廃院に起因する。

医療機関が減少を示すなかで、人口増加地区の広島市の近郊の安佐郡には、昭和46（1971）年に安佐医療生活協同組合安佐協同病院が開院しているが、こうした傾向は昭和50年以降に顕著になる。また医療機関数は変わらないが、広島市をはじめとする都市部の公的病院は、大部分が病床数を拡大するなど大規模化を達成している。このような都市と近郊への医療機関の集中は、私立医療機関ではさらに顕著であり、過疎地における無医村の増加をもたらすことになる。

IV 被爆者医療の実態と展開

1 被爆直後の救護活動

防空体制の不備もあって多くの死傷者を出したなかで、九死に一生を得た広島医療従事者は、被爆した医療施設や学校、寺院はもとより、橋や道路、公園などを利用してできた救護所において、自らの負傷も顧みず被爆者の治療に当たった。また県内ばかりでなく、他県の医療関係者の援護、さらに昭和20(1945)年8月9日に赤十字国際委員会の駐日主席代表として来日したマルセル・ジュノー博士の尽力による医薬品の提供と4日間の救護活動など国際支援もみられた。なお救護所は、広島県が把握したものが53か所、広島県医師会広島支部会員が救護活動をしたことが判明しているものが102か所に及んでいる。

当時の広島市内には、広島第一、第二陸軍病院、広島陸軍共済病院、県立広島病院、広島赤十字病院、広島通信病院、広島鉄道病院、三菱重工業構内病院などがあつた。このうち第一と第二陸軍病院と県立広島病院は全壊全焼、そのほかの病院は大きな被害を受けながら被爆者の救護施設となつた。

爆心地から1.6キロメートルの千田町1丁目にあつた広島赤十字病院は鉄筋コンクリートの一号館、二号館は大破し木造の南病棟・隔離病棟・寄宿舍などはその後発生した火災によって焼失し、軍関係入院患者のうち5人が死亡、105人が負傷、院長の竹内釵をはじめ職員・生徒のうち、51人が死亡、250人が負傷するなかで、必死の救護活動が展開された。なおそのときの様子について、外科病棟に勤務していた久保(旧姓山根)看護婦長心得は、「やっとの思いで貴重品として持っていた油を入手し、大きく裂いた脱脂綿にどっぷりつけ、両手で砂や硝子片の入っているのも構わず顔、背、手、足と手当り次第次から次へと塗りつける。清潔不潔もなく薬局から追加された落花生油も焼石に水で勿論ガーゼ、包帯は全くなし」と混乱した状況を証言している⁴³⁾。

戦災時の救急活動は60日間と定められており、昭和20年10月5日をもって救護所は閉鎖されることになった。この間に救護された被爆者は、広島県が把握しただけでも31万5,910人を数えた⁴⁴⁾。しかも救護所には、未だ479人の収容者と1,248人の外来患者が治療を受けており、今後も何らかの対策が必要なことは明白であつた。そこで広島県は、日本医療団と相談し日本医療団病院として三篠病院、草津病院、江波病院、仁保病院、矢賀病院、福島診療所を開設し、被爆者医療と一般診療に当たらせることにした。なお、施設が不十分なこと、教室の明け渡しを求められたこと、被爆患者が減少したこともありこれらの医療団病院はしだいに閉鎖されることになる。

2 開業医の原爆後障害研究と原対協の設立

(1) 被爆者医療に取り組む広島の医師

昭和20年代初期、被爆者医療が組織的に行われる以前から、広島の医師たちは被爆者医療や研究に取り組んでいた。なかでも昭和23(1948)年末に専門領域を異にする正岡旭(産婦人科)、原田東岷(外科)を中心として、榎殿順(放射線科)、於保源作・水野宗之・高田潔(以上、内科)、後藤英男(眼科)、竹内釵(外科)の8人によって設立された土曜会は、毎月一回、会員宅に集まり研究を続けた⁴⁵⁾。そして研究会を重ね続けるうちに自然に被爆者医療が共通のテーマになり、被爆者は抵抗力が弱いのではないか、貧血になりやすいのではないか、病気にかかりやすいのではないか、寿命が短いのではないかという疑問

が生じた。とくに於保は自費で被爆者の死因を調査し、26年に土曜会において被爆者に癌が多いという調査結果を発表、さらに研究を重ね30年7月12日に広島市で開催された原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会第3回広島長崎部会などにおいて発表し大きな反響を呼んだ。

(2) 広島市原爆障害者治療対策協議会の設立と被爆者医療

昭和27(1952)年、日本の独立が現実のものとなり、それまでプレスコードによって抑えられていた原爆問題がマスコミにおいて取り上げられるようになった。そうしたなかで「原爆乙女」が東京、大阪やアメリカにおいて治療を受けるニュースが伝わると、広島の医師たちは、「治療は地元医師で」という意向のもと⁴⁶⁾、被爆者の無料診療に向けて奔走した。これを知った広島市は、広島市医師会と協力して被爆者医療を実施することを決意し、こうして昭和28年1月13日に広島市原爆障害者治療対策協議会(原対協)が設立、被爆者の無料治療が開始されたのであった⁴⁷⁾。

3 被爆者医療の法制化

(1) 「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」の制定と問題点

原対協による被爆者治療が開始されてから1年余の昭和29(1954)年3月1日、ビキニ環礁におけるアメリカの水爆実験によって「第五福竜丸」が死の灰をあび、船員23人が被災した。この被害者に対し国費による補償や治療がなされることを知った原対協や広島市議会は、原爆障害者の治療費の全額国庫負担と生活援護を求める運動を開始した⁴⁸⁾。

こうした運動により、昭和29年度から31年度まで、原爆障害者に対する治療関係費が充分とはいえないまでも国家予算によって支給されることになった。さらに31年には、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」(「原爆医療法」)が国会に上程、可決され、3月31日に公布、4月1日から施行された。

「原爆医療法」によって被爆者は被爆者健康手帳の交付を得て、国の費用で健康診断と医療を受けることが可能となった。ただこの法律には、医療手当などの生活援護を認めていないこと、医療給付の範囲が限定されていることなど不十分な点が多かった。このため昭和35年8月1日、同法の改正が行われ、新たに特別被爆者制度が設けられ、認定されると原爆症以外の疾病でも医療費、厚生大臣が原爆症で医療が必要と認定した被爆者には医療手当が支給されることになった。

(2) 「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の制定をめぐって

「原爆医療法」により、健康診断と医療が国費でなされることになり、被爆者医療は大きく前進した。しかしながら特別被爆者制度が設けられその適用範囲が広げられても、適用されない一般患者が残り、その根拠が問題となった。また医療手当が支給されるようになり二度にわたって増額をみたが、これだけではとても生活できるような額ではなかった。もっとも問題なことは、当初から求められていた生活援護が放置されたままになっていたことであった。

こうした問題を打開するため粘り強い運動が続けられ、昭和43(1968)年5月20日に「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」(「原爆特別措置法」)が公布、9月1日に施行された。これによって医療手当に加え、新たに特別手当、健康管理手当、介護手当などが支給されるようになり、充分とはいえないまでも被爆者の医療と福祉は前進することになった。しかしながら同法には、疾病・年齢、所得などの

制限が残された⁴⁹⁾。

4 被爆者の医療と研究機関

(1) 広島原爆病院の開院と活動

被爆者の無料治療を続けていた原対協は、昭和29(1954)年に広島市民病院に原爆症専門病院を設立するよう厚生省に働きかけた。同じころ、日本赤十字社も広島市と長崎に原爆症専門病院の設立を計画、郵政省にとりあえず30年度に3,000万円のお年玉年賀葉書寄付金の配分を要請した。両者の調整をするため30年1月15日に関係者が集まり懇談会が開かれた。この席で日赤より、「①病院の管理は日赤が行う、②運営は市と原対協が行う、③建設場所は日赤広島病院構内とする」という提案がなされた。これに対し原対協は、①と②については今後地元で検討する、③については再考を促すという考えを示した⁵⁰⁾。

こうしたなかで厚生省の仲介による話し合いが行われ、昭和30年2月5日に同省より調停案が提出され、建設場所は広島赤十字病院構内とするが、構造上同病院と区別する、建物の維持管理は広島赤十字病院がこれにあたる、運営は運営委員会(仮称)を設置してその決定にもとづいておこなう、原爆病院はオープンシステムとしてすべての医師がその施設を自由に利用できるようにすることになった⁵¹⁾。

工事は昭和31年1月15日に開始され、6,997万円(ほかに医療機械設備費340万円)を費やして、9月11日には鉄筋コンクリート3階建て(120床)として完成した。この間の8月23日には、17人の委員により第1回運営委員会が開催され、病院の名称を広島原爆病院とすることなどが決定され、9月20日をもって開院した。その後、施設の整備がなされ、開院から50年度までの入院患者は、5,681人(実数)を数えている。

(2) 広島原爆被爆者福祉センターの開所

被爆者医療を推進するためには、被爆者の健康管理施設や生活援護施設が必要なことは明白なことであったが、すでに述べたように「原爆医療法」ではそのような措置はとられなかった。こうした状況のなかで、お年玉つき年賀葉書の寄付金が被爆者の治療および援護を行う事業団体にも配分できるようになったことを知った原対協は、昭和33(1958)年9月、「寄付金つき郵便葉書等の発売に係る寄付金の配分方に関する陳情書」を提出した。その結果、昭和33年度分として1,730万円、34年度分として3,500万円の配分を受け、広島市役所の北側に5,584万円の費用で鉄筋コンクリート3階建ての広島原爆被爆者福祉センター(原爆センター)を建設、36年7月1日に開所した。

原対協は原爆センターの基本方針として、健康指導、生活相談、職業補導からなる総合福祉施設を考えていた。しかし配分額が削減され、構想の修正を迫られることになった。こうした事態に郵政省の意向をくんだ事務局は、健康管理は原爆病院があるので職業補導を中心とする案を示したが、「原爆医療法」の健康診断の重要性を主張する医系理事の説得により、健康指導を中心とすることに決定した。その結果、健康管理所を設置して広島市医師会に運営をまかせ、被爆者の健康診断の拠点としての役割を果たすことになった⁵²⁾。

(3) 原爆後障害に関する調査・研究活動

アメリカ大統領の同国の学士院・学術会議に対する命令により、広島と長崎の原爆被爆者における放射

線の医学的・生物学的影響調査機関として原爆傷害調査委員会（ABCC）が設立され、昭和 22（1947）年 3 月に広島における活動を開始した。その後日米対等の協力関係のもとで調査を続けることになり昭和 50 年 4 月、放射線影響研究所として再発足した。また原爆に起因する種々の疾患の診断および治療の方策を樹立する目的で原子爆弾後障害研究会が設立され、昭和 34 年 6 月 13 日に第 1 回研究会が開催され、現在まで続けられている。

広島県立医科大学は、昭和 27 年に放射性同位元素委員会を設立するなど、早くから被爆者医療の研究に取り組んできた。こうした方針は広島大学医学部にも受け継がれ、33 年 4 月 1 日には広島大学医学部附属原子放射能基礎医学研究施設（原基研）が設立された。そして 36 年 4 月 1 日には、広島大学原爆放射能医学研究所（原医研）が障害基礎、病理学・癌、疫学・社会医学、臨床第一（内科系）の 4 部門によって開設された。その後原医研は、組織を拡大し被爆者医療の総合研究機関としての役割を果たすようになる⁵³⁾。

5 原爆医療の国際化

被爆者の中には、多くの韓国・朝鮮人も含まれているが、帰国した被爆者は多年にわたり放置されてきた。こうしたなかで韓国の被爆者は、昭和 42（1967）年に韓国原爆被害者援護協会を結成、45 年 8 月 10 日には辛泳洙会長が来日し援護を要請した。これに対し日本側は 46 年 10 月、韓国被爆者救済日韓協議会を結成、前後して在韓被爆者の日本での治療、医師団 4 人の韓国への派遣による診察を開始した。また 48 年 12 月、慶尚南道に陝川原爆被爆者診療所を開設、ここでも在韓被爆者の診療が行われるようになった。

これ以降、在韓被爆者に加えてその他の在外被爆者の診療も実施されるようになり、52 年 3 月から 4 月にかけて、第 1 回在米被爆者健診医師団が派遣されている。また少し性格が異なるが、これまで広島が蓄積してきた原爆被爆者医療の実績を役立てることを目的に平成 3（1991）年 4 月に放射線被曝者医療国際協力推進協議会（HICARE）が設立され、チェルノブイリ原発事故の被曝者医療に取り組む研修医の受け入れなど多彩な活動を展開した。被爆者や被曝者への医療とはいえないが、昭和 56 年 3 月、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）が形成され、同年には日本支部、57 年に広島支部が設立され、平成元年と同 12 年には広島で大会を開くなど、被爆国の医師として核戦争防止を訴える運動を続けている。

原爆によって広島市は、医療機関、医療従事者の多くを失った。しかしながら広島市の医師たちは、自ら被爆しながらも立ち上がり世界中の人たちの支援を受け被爆者医療を推進した。そして今、世界に広がる被曝者医療に貢献している。（千田 武志）

注・参考文献

- 1) 広島市長崎市原爆災害誌編集委員会編『広島・長崎の原爆災害』（岩波書店、1979 年）266、274～275 頁。
- 2) 広島市医師会史編纂委員会編『広島市医師会史』第 2 篇（広島市医師会、1980 年）283～284 頁。
- 3) 広島県衛生部公衆衛生課編『広島県衛生統計年報』第 2 号（1949 年度）、23 頁。
- 4) 呉市史編纂委員会編『呉市史』第 7 卷（呉市役所、1993 年）802～803 頁。
- 5) 呉市衛生部「昭和二十三年度呉市監査資料」。
- 6) 呉市保健所保健予防課「定例監査資料」1952 年度。
- 7) 占領軍の医療については、千田武志『英連邦軍の日本進駐と展開』（御茶の水書房、1997 年）を参照。
- 8) 広島市『市勢要覧 昭和二十三年版』45 ページ、『市勢要覧 昭和二十五年版』69 頁。
- 9) 吉村実（初代国立広島病院長）「広島陸軍病院の原爆処理」（国立呉病院編『国立呉病院 創立 15 年の歩み』1971 年、17～21 頁）。なお国立広島病院に関しては、主にこの回想による。

- 10) 厚生省医務局編『国立病院十年の歩み』(1955年) 7, 14, 99頁。
- 11) 元木文泉編『広島要覧』(夕刊民声新聞社, 1947年) 287頁。
- 12) 『日本医療団史』(日本医療団, 1977年) 37頁。
- 13) 同前, 90～95頁。
- 14) 同前, 104, 178～183頁。
- 15) 日本医療団広島県支部「宇品病院一件」1945年9月起(広島県庁所蔵)。
- 16) 県立広島病院『創立120年記念誌』(1999年) 38頁。
- 17) 前掲「宇品病院一件」。
- 18) 広島市役所編『広島原爆戦災誌』第1巻 第1編総説(1971年) 484～490頁および前掲「宇品病院一件」。
- 19) 前掲『創立120年記念誌』38頁および前掲「宇品病院一件」。
- 20) 前掲「宇品病院一件」。
- 21) 前掲『日本医療団史』171～183頁。
- 22) 広島県企画室編『県政とその対象の分析 広島県政に関する実相報告書』第2篇, 瀬戸内海文庫, 1948年) 78頁。
- 23) 広島県知事と日本医療団清算人との「契約書」1948年3月23日(広島県医務課「土地建物関係契約書一件(県立病院)」(広島県立公文書館所蔵)。
- 24) 『広島県報』1948年3月31日。
- 25) 広島市衛生局『保健衛生要覧』1976年版, 89頁。
- 26) 広島県衛生部『広島県衛生統計』各年。
- 27) 広島市保健所普及課編『衛生統計』各年。
- 28) 広島県衛生部『広島県衛生統計年報』第18号(1965年), 第26号(1973年), 第28号(1975年)。
- 29) 広島市東保健所・広島市西保健所『衛生年報』1963年版, 広島市衛生局『保健衛生要覧』1976年版。
- 30) 前掲『保健衛生要覧』1965年版, 1976年版。
- 31) 前掲『広島県衛生統計年報』各年。
- 32) 「第二十二回厚生委員会会議録」1948年11月22日(広島市議会「厚生委員会会議録」1948～49年)。
- 33) 「厚生委員会会議録」1949年2月25日(同前)。
- 34) 広島県民生部長より広島市長あて「社会保険病院建設について」1950年3月25日(広島市議会所蔵)。
- 35) 「厚生委員会」1950年8月24日(広島市議会「厚生委員会会議録」1950年)。
- 36) 安田巖「創立の頃の思い出」(社会保険広島市民病院『病院10年誌』(1962年) 5頁)。
- 37) 社会保険広島市民病院『病院20年誌』(1972年) 13頁。
- 38) 前掲『広島県衛生統計年報』各年。
- 39) 広島県眼科医会史編纂委員会編『広島県眼科医会史』(広島県眼科医会, 1989年) 188頁。
- 40) 広島大学医学部五〇年史編纂委員会編『広島大学医学部五〇年史』通史編(広島大学医学部同窓会〈広仁会〉2000年, 96頁)。
- 41) 「陳情書」1955年10月1日(呉市『広島大学医学部移転問題について』1955年, 29頁)。
- 42) 前掲『広島県衛生統計年報』各年。
- 43) 「広島赤十字病院沿革史原稿(仮題)」1990年8月。
- 44) 広島原爆医療史編集委員会『広島原爆医療史』(広島原爆障害対策協議会, 1961年) 148頁。
- 45) 土曜会については, 前掲『広島市医師会史』第2篇, 330～333頁に詳しい。
- 46) 広島市医師会『広島市に於ける原爆障害者治療対策の概要』(1954年) 2頁。
- 47) 前掲『広島原爆医療史』471～473頁。
- 48) 「原爆障害者治療費全額国庫負担に関する決議」1954年5月25日(広島市議会「議決書」1954年)。
- 49) 「原爆医療法」と「原爆特別措置法」については, 主に広島市衛生局原爆被害対策部『広島市原爆被爆者援護行政史』(1996年) 124～181頁による。
- 50) 『中国新聞』1955年1月16日。
- 51) 前掲『広島原爆医療史』569～570頁。
- 52) 被爆者の健康管理に原爆センターが果たした役割については, 前掲『広島市医師会史』第2篇, 509～531頁参照。
- 53) 原医研に関しては, 前掲『広島大学医学部50年史』通史編, 359～374頁参照。

コラム

医師たちの奮闘——未曾有の惨劇に立ち向かう

はじめに

「この広島におちたピカドン爆弾はふしぎだぞ。元気でピンピンしていたやつが急に死んだりする

んだ。なぜだろう¹⁾」——漫画家の中沢啓治は、その自伝的作品『はだしのゲン』のなかで、爆心地の原風景の一端をこう描写した。膨大な死者、瀕死の重傷者、そして一見健康そうな人の髪の毛が抜け、顔や体に赤い斑点が現れ、咯血しての突然死。ゲンたちが見ていた光景は、被爆した多くの人びとが目撃したものであった。こうした未曾有の異常事態は、治療に当たっていた医師たちにも強い衝撃を与えた。

1 戦争と医師

太平洋戦争の末期、米軍の空襲による市街の延焼を防ぐため、昭和19(1944)年11月から広島市内各所で建物の解体が始まると、市外に疎開する市民の姿も見られるようになった。広島県当局は空襲時の救護対策に支障をきたすことを懸念し、「防空業務従事令書」を発して医師の疎開を禁じた。かくて原爆が投下される直前、広島市内には298人の医師が残った²⁾。

2 医師たちの被爆体験

白島の自宅で被爆・負傷し、勤務先の広島通信病院で縫合手術を受けた蜂谷道彦病院長は、原爆投下の翌日、昭和20(1945)年8月7日に、広島市西部の廿日市から病院に見舞いに来た部下から、市内の惨状を次のように聞かされた。「南は鷹野橋の辺りまで焼け落ちてしまって、赤十字病院の辺りからぼつぼつ焼け残った家があります。日赤は焼けとらん、宇品の方は焼け残っとる。日赤へちよつと行ってみたんですが、ここと同じことさあ。病院の内も外も患者で一ぱいでさあ。あの前の電車通りは死人がずうとならべてあります。あの辺から御幸橋の辺りまで道の両脇に死体がまともてあります。革屋町や紙屋町の電車の中には黒こげ死体がうずくまっています。あの辺の死体は黒こげが多いです。ビルの窓からまだ煙がでていますが、方々に黒こげ死体がありますよ。水槽の中に何人もはいつて死んでいるのはむごいですなあ。逃げおくれた者でしょうて³⁾」。

部下の話は、病床にある蜂谷病院長の想像をはるかに超える凄惨さであった。広島では蜂谷のように多くの医師が被爆した。当時市内在住の医師298人の実に90%が罹災し、そのうち60人が命を落とした⁴⁾。健全な状態で救護活動を行いうる医師はわずか28人に過ぎなかった。歯科医や薬剤師、看護師も皆、同様に被災しており、傷病者の治療の任務に当たるべき専門家集団そのものが壊滅的な打撃を受けていたのである。

3 「原爆症」に対峙する

戦争中、空襲に備えて国民学校(小学校)に救護所を設ける計画であったが、市内の学校の多くがひどく損壊しており、それゆえ広島県衛生課は重症患者が多数集結した場所を仮設救護所と定めて、そこに救護要員と医薬品を送り込んだ。被爆直後に急設された救護所は53か所に上り、県内各郡の医療スタッフはもとより、山口や島根などの近隣県や大阪、兵庫など県外からも救護班が応援に駆けつけ、負傷者の救護に当たった⁵⁾。

市内の開業医がほとんど壊滅状態にあったため、負傷者たちは広島赤十字病院や広島通信病院など大きな病院になだれ込んだ⁶⁾。医師たちは負傷の身ながら、自らの使命を果たすべく傷病者の治療に当たった。ただ被爆直後の混乱期、医薬品が欠乏しているなか、当初は赤チンや油による外傷や火傷の手当てにとどまり、十分な対応を取りうるべくもなかった⁷⁾。

そのうち、無傷で健康そうな人が突然死するという異常な現象が、病院の内外で見られるようになる。「広島を吸うたら死ぬ」といった噂がすぐに市内を駆けめぐった。医師でさえ、米軍が毒ガス弾を投下したのでは、と錯覚するほどだった⁸⁾。広島赤十字病院の朝川貫之内科医長は、無傷の者が「何で死ぬのか初めのうちはわからなかった」けれども、血液検査で白血球が激減している事実で驚愕する。急性放射線障害、いわゆる「原爆症」であった。同じ広島赤十字病院の重藤文夫副院長（広島駅の東口で被爆、頭部に負傷を負った）も、大学院時代から放射線医学を研究し、白血病患者の治療に当たった経験があったが、その彼をしてもすぐには目の前の患者の症状と放射線障害を結びつけることができなかった⁹⁾。広島の医師たちは、人類がいまだかつて経験したことのない「原爆症」に立ち向かうことを否応なく迫られたのである。それは「つねに、出遅れた、受身のたたかい¹⁰⁾」であった。

おわりに

広島市内にいた医療従事者2,370人のうち、91%に当たる2,168人が被爆した。彼らは自ら傷を負いながら、救護に立ち上がった。限られた医薬品で負傷者の治療に当たる一方、「原爆症」という人類未知の病気にも手探りで取り組んだ。日々、被爆者と接し、有効な治療方法を忍耐強く模索し続けた広島の医師たちの情熱と努力の積み重ねが、昭和31（1956）年9月の原爆病院の開設に結びつき、被爆者医療の発展を促した。市内中心部の平和大通り沿いにたたく「原爆殉職碑」、昭和35年8月に広島市医師会が建立した別名「祈りの手」は、そんな医師たちの苦闘の歴史を今も静かに伝えている。（永井 均）

注・参考文献

- 1) 中沢啓治『はだしのゲン』第2巻（汐文社、1975年）40頁。
- 2) 広島原爆障害対策協議会編『広島原爆医療史』（広島原爆障害対策協議会、1961年）9 - 11頁。
- 3) 蜂谷道彦日記、昭和20（1945）年8月7日条（蜂谷道彦『ヒロシマ日記 [新装版]』法政大学出版局、2003年）19頁。
- 4) 前掲『広島原爆医療史』9 - 10頁。
- 5) 同前『広島原爆医療史』144 - 148頁。広島原爆障害対策協議会編『被爆者とともに—続広島原爆医療史』（広島原爆障害対策協議会、1969年）50頁。
- 6) 同前『広島原爆医療史』13頁。蜂谷道彦日記、1945年8月7日条（前掲、蜂谷『ヒロシマ日記 [新装版]』）11頁。
- 7) 重藤文夫・大江健三郎『対話 原爆後の人間』（新潮社、1971年）87頁。
- 8) 蜂谷道彦日記、昭和20（1945）年8月12日条（前掲、蜂谷『ヒロシマ日記 [新装版]』）64 - 65頁。
- 9) 前掲『広島原爆医療史』323頁。前掲、重藤・大江『対話 原爆後の人間』46 - 47, 53, 72頁。
- 10) 大江健三郎『ヒロシマ・ノート』（岩波書店、1966年）132頁。

第8章 メディアと復興

はじめに

広島は原爆で都市機能が灰燼に帰した。メディアも壊滅的な打撃を受けた。未曾有の混乱のなかから、原爆の被害を伝える報道は始まった。しかし、連合軍司令部（GHQ）による検閲と圧力が立ちふさがる。生存者は、最愛の家族や生活基盤を失い、放射線後障害に見舞われながらも、生活の再建に挑む。耐え難く重い年月が続いた。

本章は、原爆がもたらした惨禍を、中国新聞をはじめ国内外のメディアはどう報じたのか、今日に続く報道の礎がどのように形づくられたのかを検証する。広島復興に立ち向かった市民の生活再建と変遷は、報道のみならず児童の手記や行政資料などを手がかりに、光と影が織り成した内実に迫る。

I 『中国新聞』の戦前と原爆被災

『中国新聞』は、広島の地元メディアとして原爆・平和報道の中心的な役割を担ってきた¹⁾。創刊は明治25（1892）年5月5日。当初、日刊『中国』として発行され、明治41年、通算5000号に達したことを契機に題字を『中国新聞』と改め、今日に至っている。

日中戦争下、新聞用紙の配給の削減により、従来、朝夕刊14ページ建てだったものが12ページ建てとなり（朝刊8ページ、夕刊4ページ）、その後も紙面縮小の一途をたどった。昭和19（1944）年3月、『中国新聞』の夕刊は他の全国の新聞と同様に廃止され、11月からはさらに朝刊が2ページ、週14ページに圧縮された。

発行部数に目を転じると、大正5（1916）年に公称4万部だったものが（実数は約3万5,000部とされる）、昭和16（1941）年12月には10万7,000部へと倍増した。戦争と戦域の拡大に伴い、従軍記者や従軍カメラマンを戦地に派遣するなど、積極的な戦争報道も奏功したのだろう、ブロック紙として販路を広げ、発行部数も伸ばした。販売網は、地元広島はもとより、広島経済圏の岩国から柳井、徳山、防府など山口県にまで拡大していった。

昭和11年ごろ、全国に約1,200社あった新聞社は、政府と内務省の指導下で一県一紙の方向で統合されていく。昭和17年10月には54紙にまで整理・統合され、19年4月に『中国新聞』は広島県の単独紙となり、その発行部数は38万部にまで達した。記者たちは、戦時下の言論統制・事前検閲という制約のもとで取材と記事の執筆を行った。

昭和20年8月6日、米軍機エノラ・ゲイが投下した原子爆弾は中国新聞社の社員の頭上をも襲い、出勤途中や本社（爆心地から900メートル）の屋内にいた100人余りの命を瞬時に奪った。社屋にいたある社員は次のように回想している。「爆発と同時に窓ガラスが全部吹き飛び、新館の外装タイルがはげて四散した。社員のひとりには爆風にあおられて二階から落下した。視界は塵埃と飛散物でしばらくの間、真っ暗となった。間もなく四階倉庫にあった薬品類が発火したものとみえ、燃えながら壁を伝って落ちるものが四辺を明るくした²⁾」。

生き残った社員たちの多くも重軽傷を負った。被爆直後、中国新聞社の建物は外壁をとどめるにすぎず、

輪転機を含めた設備機材もことごとく焼失した。ただ、あらかじめ輪転機一台と付属資材を市内の東に位置する温品に疎開させており、これらが業務再開の重要な手段となった。

広島市内で被爆した市民同様、中国新聞社と社員も壊滅的な打撃を受け、そして被爆地のメディアとしてこの逆境を見つめ、乗り越えようと模索を始めていく。

(小池 聖一)

注・参考文献

- 1) 以下の叙述は、主として、小池聖一「広島におけるメディアの『戦後』—中国新聞・中国新聞社を中心に」(小池聖一編『被爆地広島の復興過程における新聞人と報道に関する調査研究』平成19年度・財団法人三菱財団人文科学研究助成研究報告書、2009年3月)に拠った。
- 2) 中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』(中国新聞社、1972年)158頁。

- ・小池聖一「広島におけるメディアの『戦後』—中国新聞・中国新聞社を中心に」小池聖一編『被爆地広島の復興過程における新聞人と報道に関する調査研究』平成19年度・財団法人三菱財団人文科学研究助成研究報告書、2009年3月
- ・中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』中国新聞社、1972年

II 原爆報道

1 幻の第一報

昭和20(1945)年8月6日、広島市は米軍が投下した一発の原子爆弾で、人間も街も壊滅的な被害を受けた。報道機関も例外ではなかった¹⁾。

中国新聞社は広島県内で唯一、新聞発行を続けていた²⁾。本社は広島市上流川町(現中区胡町)にあり、爆心地から東に約900メートルだった。輪転機2台を据え付けていた3階建て本館と、西隣7階建ての「中国ビル」は全焼。犠牲者は本社員の3分の1に当たる114人に上った³⁾。生き残った社員は、多くが肉親を失っていた。

被爆地からの原爆報道は、未曾有の混乱のただ中から始まったのである。各社の記者たちが死力を尽くして送稿した「広島壊滅」の第一報からして「幻の記事」となった。

同盟通信広島支社の中村敏編集部長は午前8時15分、支局員が住む市西部の五日市町(現佐伯区)にいた。「広島市上空に、タツ巻きのような黒煙」が立ちのぼるのを見て、自転車で向かった。同11時20分ごろ、市北部の祇園町(現安佐南区)にあった広島中央放送局原放送所を通じてこう送稿した⁴⁾。

「広島市は全焼、死者およそ十七万の損害を受けた」。同盟広島支社は「中国ビル」に入居していたが、空襲に備えて原放送所を避難先に定めていた⁵⁾。縮景園に近い上流川町(現中区幟町)の放送局は全焼し、そこから脱出した技手らが原放送所へ徒歩と渡船でたどり着き、大阪中央放送局を打ち合わせ線で呼び出していた⁶⁾。

送稿は、原放送所からの連絡に回答した岡山放送局で、同盟岡山支局員が書き取った⁷⁾。だが、東京の同盟本社は被害の甚大さを信じられず、逆に疑問を呈したという。

毎日新聞広島支局の重富芳衛記者は、立町(現中区)の自宅で被爆し、妻を連れて避難した可部町(現安佐北区)に正午ごろ着いた。「全市全滅す。死傷者無数」との原稿を警察電話で送るよう可部署長に依頼した⁸⁾が、大阪本社へは届かなかった⁹⁾。

中国新聞の天下春男校閲主任は、五日市町の自宅から、「午後二時すぎ、ようやく本社に^{たどり}辿ついた」¹⁰⁾。



原爆で全焼した中国新聞本社。広島県警察部写真班の川本俊雄さんが昭和20年秋に撮影
(広島平和記念資料館所蔵)

やがて、牛田町（現東区）の自宅で被爆した糸川成辰調査部長らが駆け付けてきた。「代替紙を依頼しよう」。広島市東部、府中町の疎開先にいた山本実一社長と相談したという善後策を伝えられた。

電話も電信も途絶していた。そこで、二葉の里（現東区）の第二総軍司令部と宇品町（現南区）の陸軍船舶司令部へ手分けして向かう。船舶司令部からの無電依頼は「近畿、九州両地区総監府を通じて朝日、毎日新聞の両大阪、西部本社へ飛んだ」¹¹⁾。

^{しかばね}屍の街を歩き軍の無電で依頼した代替紙の要請は、中国新聞による広島壊滅の第一報でもあった。

被爆後の広島へ新聞は9日付から届いた¹²⁾。「中国新聞」題字の同日付には、西部軍管区発表の北九州地方や長崎への空襲

を報じる1面トップ左横で、宮内省が8日発表した李鍋（リ・グウ）公の広島での「御戦死」の記事と、内務省防空総本部の発表が載る¹³⁾。「新型爆弾攻撃」には「防空壕の補強」を呼びかけていた¹⁴⁾。

政府・軍部は、原子爆弾投下による被害の甚大さを伏せ、国民の士気を保つため報道統制を続けたのである。

2 惨禍の取材

中国新聞カメラマンの松重美人記者は、広島城址に構えた中国軍管区司令部の報道班員でもあった。前夜から断続的に続いた空襲警報に伴う司令部での待機が明け、翠町（現南区西翠町）の自宅に戻り、被爆した。

爆心地から南東に約2.7キロメートル。自宅兼理髪店の窓枠は吹き飛んだが、本人も腰の革バンドにくくりつけていた小型のマミヤシックスも無事だった。

午前11時すぎ、爆心地から約2.2キロメートルの御幸橋で「この世の人間とは思えぬ」老若男女を1



松重美人さんが昭和20年8月6日午前11時すぎ、御幸橋で撮影した1枚目
(中国新聞社所蔵)

枚目に収める。近づくと「涙でファインダーがくもっていた」が2枚目を撮る。上流川町の本社へ向かう途中、路面電車でつり革を持ったまま焼かれた人を目撃したが、「とてもシャッターを切る気持ちにはなれなかった」¹⁵⁾。それでも午後4時すぎにかけて5枚の写真を撮影した¹⁶⁾。

これらは広島原爆を記録した代表的な写真となるが、本社の全焼で載せる紙面がなかった¹⁷⁾。

朝日新聞西部本社報道部の吉田君三記者は、広島市西部の廿日市町（現廿日市市）にいた。門司市（現北九州市）への空襲で焼け出され、生家に戻っていた¹⁸⁾。広島デルタへは軍用トラックに便乗して入った。

「この惨状はどうだ。群衆の一人一人が着衣は裂け、殆

ど全裸に近い姿のうへに顔、腕、そして膝と焼けただれて男か女か見分けもつかぬ」。この惨状ルポが掲載されるのは西部版8月22日付。記者が目撃したまを報じることは戦時下ではかなわなかった¹⁹⁾。

小倉市（現北九州市）から7日入った西部本社通信部²⁰⁾の岸田栄次郎記者の送稿は、西部版8月10日付2面トップで扱われた。「屍越えてこの復仇 敵暴虐の跡に憤怒の誓」の見出しが付けられ、戦意高揚の記事としてであった。

市北部にいて助かった広島支局の小倉五郎記者は、直後の心境を後にこう記している。「長文の原稿を書き、どうしてそれを送稿するかで頭をしぼるところなのだが、一向にその気は起こらなかった²¹⁾。すさまじいまでの現場に立った記者たちは無力感に陥ってもいたのである。

毎日新聞は、大阪本社写真部の国平幸男記者が、社会部の西尾彪夫記者と入った広島を9日に撮影した。臨時県庁が置かれた広島東警察署への缶詰類の搬入や、地下壕に設けられた町会事務所の2枚が11日付大阪版で掲載される²²⁾。しかし、記事の見出しは「危険は閃光の一瞬 この残虐に広島市民は敢闘してゐる」だった。

報道統制は揺るがなかった。紙も墨汁もないなか、中国新聞の記者たちは7日、口伝隊を編成する²³⁾。罹災者の応急救済方針や臨時傷病者の収容場所、救援食糧などの状況を口頭で伝えた²⁴⁾。県警察部の太宰博邦特高課長からは「原子爆弾という名称は使用してはいけない。言語に出したのもも処罰する」と申し渡された²⁵⁾。ところが「ピカドン」²⁶⁾という言葉が生まれ、たちまち広がる。太宰課長も「大衆はうまいことをいうものだ」と、この呼称は差し止めなかった。

3 公式発表

「原爆投下についての最も早い報道は、八月六日午後六時のラジオ放送であった²⁷⁾。全国的に放送されたのかどうかは不明だが²⁸⁾、朝日新聞大阪版7日付に載った中部軍管区司令部（大阪）の発表から内容をうかがうことができる。「六日七時五十分頃、B29二機は四国東南海より北進（略）広島市付近に若干の損害を蒙った模様」²⁹⁾。

大本営は7日午後3時半、以下の公式発表をする³⁰⁾。

「一 昨八月六日広島市は敵B 29少数機の攻撃に依り相当の被害を生じたり 二 敵は右攻撃に新型爆弾使用せるものの如きも詳細目下調査中なり」。

ラジオ報道に続き³¹⁾、各紙は翌8日付1面トップ4段見出しで報じた。

内閣情報局は7日未明、トルーマン米大統領が発表した「原子爆弾投下」とのラジオ放送を入手した³²⁾。だが、軍部は国民の士気への影響が大きいと「原子爆弾」の言葉に反対し、政府も「新型爆弾」と呼んだ³³⁾。言い換えることで事態の深刻さを押し隠そうとした³⁴⁾。と同時に、政府は在スイス公使を通じて10日、米国へ抗議した。

「即時かかる非人道的な兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求す」³⁵⁾。だがすでに9日、長崎へ原爆が投下されていた。

朝日新聞東京版11日付は、政府の抗議記事を「残虐の新型爆弾」の見出しを付けたが、「チューリッヒ特電九日発」によるトルーマン米大統領のラジオ演説には「原子爆弾の威力誇示」の見出しをとった。大阪版は、抗議記事に「原子爆弾は毒ガス以上の残虐」の見出しで扱った³⁶⁾。

8月15日正午、国民はラジオからの「玉音放送」で日本が敗れたのを知る。終戦の詔書は「敵ハ新ニ

残虐ナル爆弾ヲ使用シテ類ニ無辜ヲ殺傷シ惨害ノ及フ所真ニ測ルヘカラサルニ至ル」と、原爆投下による惨状に言及せざるを得なかった。敗戦を機に、原爆被害についての報道は堰を切ったように始まるのである。

4 始まった報道

朝日新聞東京版は8月16日付で、広島へ8日入った理化学研究所の仁科芳雄博士³⁷⁾と、大阪海軍調査団員を務めた大阪帝大の浅田常三郎教授³⁸⁾の解説を載せ、「チューリツヒ特電八日発」による米軍発表を報じた。「約十平方キロが完全に破壊され」。記事は2面の3分の2を占めた。また、同大阪版16日付は「ストックホルム特電十四日発」で英国の報道を紹介した³⁹⁾。「全世界は一変した。原子爆弾は地上の潰滅を責す。しかし原子力を平和目的のために使用するやうになれば対時代を画するのである」。

同盟通信は「リスボン十九日発」で、「英国の牧師が」「原子爆弾の非人道性について痛烈な批判を加えた」と打電した⁴⁰⁾。

原爆は世界を滅ぼす大量殺傷兵器である。また、原子の力を「平和」のためにという考えも「8月6日」を機に起こり広がったといえる。

同盟大阪支社の中田左都男記者は8月10日、大阪海軍調査団に同行して広島へ入り、撮影もしていた⁴¹⁾。「中国ビル」から撮った廃虚の写真は、19日付の朝日、毎日の東京・大阪版、読売報知（読売）、中部日本（中日）をはじめ各紙で掲載される。煙突1本だけが残った無残な広島の光景が全国で報じられ、国民は原爆がもたらした惨禍の一端を目の当たりにしたのである。

敗戦の混乱のうちに政府・軍部の厳しい報道統制はなし崩しになった。報道機関は、原爆の威力に続き放射線障害の影響も伝え始める。

毎日新聞大阪版8月23日付は「残された原子爆弾の恐怖 今後七十年は棲めぬ 戦争記念物・広島、長崎の廃虚」の見出しで深刻な状況をこう伝えた。「米国側においても広島、長崎は今後七十年間は草木はもちろん一切の生物は棲息不可能である、と恐るべき事実を放送してゐる」⁴²⁾。米国発の報道は、中国大陸にも届いた⁴³⁾。

広島では、中国新聞8月27日付（毎日新聞西部本社の代行印刷）で伝わる。自らが親や妻子らが血を



住友銀行広島支店の壁に貼られた中国新聞（朝日新聞西部本社の代行印刷）8月12日付を見る市民。陸軍船舶指令部写真班の川原四儀さん撮影

（広島平和記念資料館所蔵）

はき、髪の毛が抜け、死んでしまう。この現実直面していた人びとは、原爆の恐ろしさをあらためて突きつけられた⁴⁴⁾。

本社が全焼した中国新聞は自力印刷・発行を急いでいた。社員は放射線急性障害に襲われながらも、輪転機1台を疎開させていた温品村（現東区）の牧場にやってきた。テントで寝泊まりしながら作業を続けた⁴⁵⁾。

被爆後の自力発行は9月3日付から再開される⁴⁶⁾。1面左肩で「戦災につき中央へ望む」の見出しをつけ、被爆地からの訴えを掲げた。

「原子爆弾の攻撃を受けた広島はまことに

筆紙に尽し難いものである（略）広島市民の上にさらに当局の積極的な具体的な救護対策を早急に実施されんことを望むものである」。

東京湾上の戦艦ミズーリ号で、政府代表の重光葵外相らが、降伏文書に署名した翌9月3日、米従軍記者団ら約20人の一行が、通訳の日系語学兵を伴い、呉経由で広島に入った⁴⁷⁾。欧米の記者たちはヒロシマへの一番乗りとルポの送稿を狙っていた。実際は、ハワイ生まれの日系2世で日米開戦まではUP東京支局所属のレスリー・ナカシマ記者が8月27日、連合軍の先遣隊とともにいったUP記者を通じて打電していた⁴⁸⁾。

米従軍記者団は、太宰県特高課長や中国新聞報道部の大佐古一郎記者、毎日新聞広島支局の重富記者らに「8月6日」の体験を尋ねた。原爆投下をめぐる日米の市民が交わした初の対話でもある。

中国新聞9月5日付は2面トップで「日米記者団の一問一答」を報じた。

「県政記者団 広島市惨状をみてどう感じたか」「米記者団 ヨーロッパ太平洋の各戦線を従軍したが、都市の被害は広島がもつとも甚大だと思つた」⁴⁹⁾。

ニューヨーク・タイムズから派遣されたW・H・ローレンス記者は、広島ルポを9月5日付で次のように伝えた。

「8月6日、全世界を操る秘密兵器がはじめて使われた広島で、原爆はいまだに1日100人の日本人を殺している」「街は死臭が漂い、生存者や遺族は、ガゼで口元を押さえ、ガレキの中で遺体や家財を捜している」⁵⁰⁾。

単独で広島入りしたロンドンのデイリー・エクスプレス特派員のウィルフレッド・バーチェット記者は、9日5日付で「原爆の疫病としか言いようのないものによって人が死んでいく」と報じた⁵¹⁾。

広島に入った欧米の記者たちも原爆の残虐性を見逃せなかった。同時に、広島で撮られた映像は、米政府と軍によって、原爆投下の正当性を補強する素材にも使われた⁵²⁾。

朝日新聞大阪版は9月4日付で「原子爆弾 正視に堪へぬこの残虐さ」と、広島赤十字病院で治療を受ける少年の姿など4点の写真を掲載した。被爆した人間に焦点を当てた写真が初めて報道された。大阪本社写真部の宮武甫記者が8月9日、中部軍管区司令部の宣伝カメラマンとして入り撮った⁵³⁾。

被害の甚大さをとらえる報道は、国内では日本の敗戦を機に始まり、海外では欧米の記者たちの広島入りから一気に本格化した。しかし、それは短期間に終わり、封じられていく。

連合軍総司令部（GHQ）ダグラス・マッカーサー最高司令官が8月30日、神奈川県・厚木飛行場に降り立ち、日本の占領統治が始まる。9月6日には原爆調査への協力を日本政府に指令した⁵⁴⁾。原爆開発「マンハッタン計画」のナンバー2、トーマス・ファレル准将が率いる「マンハッタン管区調査団」が9日、岩国経由で広島へ入った。

5 情報管理

米陸軍省は、原爆投下直後から残留放射能の影響を否定していた。

8月7日、「マンハッタン計画」に参加したハロルド・ジェイコブソン博士の「原爆の威力にさらされた地域の放射能は、およそ70年間は消散しない。広島もほぼ75年間、荒廢の地となるだろう」との談話がINS通信から流されると⁵⁵⁾、翌8日には頭から否定する声明を発表した。

陸軍省は、原爆開発を指揮したロバート・オッペンハイマー博士の「広島にははっきりと確認できるレ

ベルの放射能は存在せず、わずかながらの残留放射能は非常に早く減少したと考えられる」との見解を強調した⁵⁶⁾。

レスリー・ナカシマ記者が海外へ送った初の広島ルポは、ニューヨーク・タイムズ8月31日付などに掲載された。しかし記事と原文⁵⁷⁾を照らすと、意図的な削除や挿入がなされていたのが浮かび上がる⁵⁸⁾。

ファーレル准将が率いる「マンハッタン管区調査団」は9月9日、爆心地で残留放射能を測定し、広島赤十字病院などを訪れた。国際赤十字社マルセル・ジュノー駐日代表や東京帝国大医学部の都築正男教授が同行した⁵⁹⁾。

「原子爆弾の毒素は今後七十五カ年影響力を持つと報道されたが」との都築教授の質問に、准将はこう答えた。「七十五年なんてとんでもないことだ」「二、三日後からは影響ないはずである」

中国新聞は翌10日付2面トップで「嘘だ、七十五年説」の4段見出しで扱った。続いて15日付トップでは「死者十一万を超ゆ まだ猛威振ふ原子爆弾」「爆心圏遠く離れても 原子爆弾症は免れず」と報じる。「南瓜も葉になる」(9月4日付)「すぐすゑろ お灸」(同8日付)と昔ながらの民間療法かぼちやの効用性も伝えた⁶⁰⁾。放射線障害の影響について、米側も日本の医師も未見であった⁶¹⁾。

東京へ戻ったファーレル准将は9月12日記者会見し、次のように述べる。「秘密兵器の力は原爆開発者たちが予期していたより大きかった。しかし、破壊地域に住んでも危険はない」⁶²⁾。日米のメディアは米軍の見解に従っていく。

「原子爆弾の使用や、無辜の国民殺傷が病院船攻撃や毒瓦斯以上の国際法違反、戦争犯罪であることを否むことは出来ぬであらう」。鳩山一郎がそう言及した談話が朝日新聞東京版9月15日付に載ると、GHQはすかさず48時間の発行停止を命じ、19、20日付は休刊となった⁶³⁾。

さらにGHQは19日、「凡ゆるあら新聞紙の報道、論説、広告及び絵での出版物に適用する」プレス・コードを発する。新聞をはじめ出版、ラジオ放送、映画を検閲し、「占領軍に対して不信、又は怨恨を招く」内容を監視した。検閲は10月8日本格的にスタートする⁶⁴⁾。

こうして「原爆報道」は封印されていくのである⁶⁵⁾。

6 検閲下の報道

検閲は「占領国、実質的には単独占領国として政策を進めているアメリカの政治的利害によって」運用された⁶⁶⁾。東京、大阪に拠点を置く全国紙は事前検閲、地方紙は事後検閲が原則だった。

中国新聞と、別会社で昭和21(1946)年6月1日から発刊した「夕刊ひろしま」⁶⁷⁾は、福岡市に置かれた第3区検閲局の監視を受けた。とはいえ、本紙朝刊と夕刊の紙面から「原爆」の文字が消えたわけではない。ただ、その報道は、原爆の被害を乗り越え、いかに「世界の文化都市“ヒロシマ”」をつくるかという復興を主眼にした。生活の再建に挑む被爆者のみならず、朝鮮半島をはじめ外地から身一つの引き揚げ者や、転入者らの切なる願いでもあった。

被爆1年を控え、「ユートピア広島の建設」をテーマに懸賞論文も募集した⁶⁸⁾。社説は行政を叱咤しったしたり、市民の奮起を促したりもした。

広島市や広島商工会議所、広島観光協会からなる広島平和祭協会(会長・濱井信三市長)が昭和22年8月6日、平和祭(現平和記念式典)を開くと、事業面でも後押しする⁶⁹⁾。翌7日付朝刊は、マッカーサー

最高司令官から寄せられたメッセージ⁷⁰⁾を1面中央に置き、社説は「祭典の深い意義をのべられたことに対し深甚の謝意」を表した。

原爆がもたらした悲惨さを真正面から報じることは「反占領軍的」とみなされたが、復興に焦点を当て「平和・民主・文化国家」の建設を訴えることは占領政策に沿うものであった。GHQは広島復興に関心を寄せ、行政の要望を支持していた⁷¹⁾。

ところで、検閲を当事者たちはどう受けとめていたのか。編集局長だった糸川成辰は「非常に自由な新聞を作れると思ひ、プレス・コード順守の方針でやっていた」と振り返っている⁷²⁾。戦時中のがんじがらめの報道統制と比べ、米国流の新聞づくりには「学ぶところが多かった」とも言い残している。

昭和24年10月3日付朝刊は、「平和擁護広島大会」が広島女学院講堂で前日にあったことを取り上げ、市民200人が参加して「原子爆弾製造禁止の意見を可決」と報じた。14行の短信とはいえ、「原爆禁止」の言葉が初めて紙面に載った⁷³⁾。

しかし、直接的な原爆批判の記事はあくまで例外にすぎない。松重美人カメラマンが被爆直後に撮影した「御幸橋の惨状」写真を、「世紀の記録写真」と初掲載したのは朝刊本紙ではなく、「夕刊ひろしま」昭和21年7月6日付2面である⁷⁴⁾。「米誌が全世界へ紹介」と掲載を理由づけているが、言及する雑誌ライフが初掲載するのは昭和27年9月29日号。検閲違反をかいくぐるための理由付けだったとみられる。

検閲は、昭和24年10月31日、CCD（民間検閲局）の廃止とともに終わる⁷⁵⁾。だが、白血病など深刻化していた被爆の実態を伝え、原爆に続き登場した水爆の禁止も訴える報道には至らなかった。GHQのむきだしの圧力が立ちふさがった。朝鮮戦争下のレッドパージである。

7 むき出しの圧力

昭和25（1950）年6月25日、朝鮮半島で戦火が起こる。前年8月にはソ連が原爆実験を行い、10月には中華人民共和国が成立していた。米ソの冷戦があらわになり、GHQの占領政策は「共産主義との闘い」にかじを切っていた。

戦火勃発の翌6月26日、「マッカーサー書簡」は共産党機関紙「アカハタ」に30日間の発行停止を命じ、7月28日には、まず東京の新聞5社、通信2社、NHKの従業員336人を「共産党主義者またはその同調者」として解雇を言い渡す⁷⁶⁾。レッドパージは全国の新聞社に吹き荒れた⁷⁷⁾。

中国新聞社では8月5日、21人に言い渡された⁷⁸⁾。翌6日付の「原爆5周年と平和祈念」と題した社説は、「戦闘的な示威運動や、あるいは踊ったり唄ったりするお祭り騒ぎは絶対につつしむべきである」と説いた。GHQ中国地方民事部により、8月6日の平和祭は直前になって中止を迫られ、広島市警察本部は平和擁護委員会などの集会を禁止した⁷⁹⁾。

平和祭が再開された昭和26年8月6日付の社説「原爆六周年を迎う」からは、米軍の占領統治下にあった時代の苦渋がにじむ。「ヒロシマがまた日本がいかに平和への悲願をもったと（し）ても（略）その情勢のラチ外にあるのは許されないのである。そこにヒロシマの苦悩があり、日本の悲しみがある」。この年の平和祭には、朝鮮戦線へ出撃した米軍岩国基地の航空士24人が参列し、空軍機から花輪が会場に投下された⁸⁰⁾。

報道のくびきと自己規制が解けるのは、日本の主権回復からである。

8 礎の確立

対日講和条約が昭和27年4月28日に発効すると、原爆の惨禍を扱った出版物が続々と刊行される。

「原爆被害の初公開」とうたった『アサヒグラフ』8月6日号⁸¹⁾や、岩波写真文庫『広島一戦争と都市』、『原爆第1号 ヒロシマの記録写真』⁸²⁾。月刊誌『世界』『婦人公論』8月号は、東大病院・小石川分院で診察を受けた広島からの独身女性たちを取り上げた⁸³⁾。さらに『改造』11月増刊号は「この原爆禍」と題して丸ごとの特集を組んだ⁸⁴⁾。広島ではすでに6月、映画「原爆の子」(新藤兼人監督)が撮影入りしていた⁸⁵⁾。昭和27年は「原爆タブー」が明けた年でもある。

メディアは、被爆によるケロイドや機能障害が残る独身女性を「原爆乙女」と呼び、彼女たちや親を失った「原爆孤児」をことあるたび取り上げていく⁸⁶⁾。しかし、そのまなざしはほとんどが「同情」にとどまった。

大きな転機はビキニ事件からである。昭和29年3月1日、米軍による中部太平洋ビキニ環礁での水爆実験で、静岡県焼津港からのマグロはえ縄漁船第五福竜丸が「死の灰」を浴び、無線長は9月死去する。「原水爆禁止」を求める国民的な運動が起こり、署名は約3,216万人に上る。

昭和30年8月6日には広島市公会堂で原水爆禁止世界大会が開かれ、被害者の救済と「政党、宗派、社会体制の相違をこえて」原水爆禁止の推進を訴えた⁸⁷⁾。翌31年には日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)が発足する。

「社会の片隅に追いやられていた」被爆者たちが自ら立ち上がり、国家補償に基づく援護を求め、国の戦争責任を問う運動に乗り出す。高まるうねりに中国新聞の報道は呼応し、取材の幅を広げ、視点を深めていく。

「原爆が人間の生活と思想になにをもたらしたかを見つめてみよう」。昭和37年の「ヒロシマの証言」(33回連載)は、被爆者や遺族、医療関係者らが直面する実情に迫り、原爆・平和報道の原型をつくる⁸⁸⁾。昭和39年には米軍統治下の「沖縄の被爆者」(11回連載)も追った。

原水禁運動は1960年代に入り、「いかなる国の核実験にも反対するか」どうかで社会・共産両党の対立から混迷を深める。そうしたなか、社説は、核兵器をめぐる問題を被害に遭う人間の側からとらえる視点を打ち出していく。

昭和39年3月20日付は、広島を「政党宣伝の貸し座敷にすることは十数万の声なき出席者にたいする許しがたい侮辱である」と主導権争いを断じた。さらに8月6日付では「広島・長崎が世界中に知られているのは、実は原爆の威力であり、原爆の悲惨によってではない」と定義し、総合的な調査による「『日本原爆被害白書』として国連を通じて世界に公表すべきである」と求めた。

金井利博論説委員による一連の呼び掛けは、広島大学や山口大学の大学人や、『ヒロシマ・ノート』の取材に訪れた作家大江健三郎、日本学術会議の支持と相まって、厚生省による昭和40年の被爆者生存調査へとつながる⁸⁹⁾。

被爆20年の夏、中国新聞の原爆・平和報道は画期的な紙面をつくる。「ヒロシマ二十年」と題し、被爆の実態に焦点を当てた「世界にこの声を」、廃虚からの歩みと原水禁運動を検証した「炎の系譜」、年表「広島島の記録」。3つの連載からなる1ページ特集を7月8日付朝刊から30回掲載する⁹⁰⁾。この「ヒロシマ二十年」報道は日本新聞協会賞を受賞した。

『原水爆時代』を著した今堀誠二(広島大学教授)は「被爆者を人間の尊厳においてとらえ、その点で被

爆していない市民との間に、人間としての共感を引き出そうとした姿勢が、特集の主張になっている」と評価した⁹¹⁾。

被爆した報道機関といえども、市民とともにそうした姿勢・視点を確立するまでには20年もの耐え難く重い歳月を要したのである。原爆がもたらした悲惨さを人間の問題としてとらえる。大量殺傷兵器である核兵器を持つ・持とうとする考えに抗う。平和をつくり出す営みとは、どういうことなのか。原爆・平和報道は、試行錯誤を重ねながら今日に至るのである。(西本 雅実)



中国新聞昭和40年7月8日付「ヒロシマ二十年」の第1回紙面

注・参考文献

- 1) 広島市『広島原爆戦災誌 第三巻』(広島市, 1971年)431頁。広島市内には当時、中国新聞社、同盟通信広島支社、ラジオの広島中央放送局(NHK広島放送局)をはじめ、朝日、毎日、読売報知(読売)、大阪、関門日報、合同(山陽)、西日本の各新聞社が支局を置いていた。また、大佐古一郎『広島昭和二十年』(中央公論社, 1985年)175頁によると、産経の記者もいた。
- 2) 政府が1945年3月に閣議決定した「新聞非常態勢ニ関スル暫定措置要項」で、空襲による交通の途絶に備え、全国紙の配布は東京・大阪・福岡とその周辺に限られ、地方への配布部数は各地方紙に譲り、印刷を委託する「持分合同」が実施される。「中国新聞社報」同年4月10日付によると、広島県内では4月21日付から中国新聞の紙面に「朝日新聞」「毎日新聞」の題字が印刷された1紙だけが配られた。
- 3) 中国新聞社『1945原爆と中国新聞』(中国新聞社, 2012年)15頁
- 4) 中村敏「曼珠沙華—原子雲の下の広島」(『秘録大東亜戦史 原爆国内編』富士書苑, 1953年)272-281頁。「広島原爆投下後の四十八時間」(『新聞研究』193号, 1967年)44頁
- 5) 同盟広島支社は23人が勤務し、小林宝徳支社長ら4人が原爆死した。堂添慶瑞、小林経明「原爆死証明書」(『新聞通信調査会報』412号, 1997年)
- 6) 森川寛の日記『兎糞録』1945年8月6日の項。広島中央放送局で被爆した技手森川は、たどり着いた原放送所で「直ちに中波及(び)短波で大阪を呼ぶと共に大阪打合線と呼ぶ。幸ひ岡山より応答あり。早速大体の様子を連絡して」「大阪より短波放送を依頼して各局に指令を出すと共に救援を乞ふ」た。日記は長男高明が所蔵。中国新聞2013年8月5日付
- 7) 広島放送局60年史編集委員会『NHK広島放送局60年史』(NHK広島放送局, 1988年)79頁。岡山放送局の三宅昭職員は「午後二時前後であった」との証言を残している。
- 8) 重富芳衛『らくがき随筆』(毎日広告広島支社, 1956年)65頁
- 9) 毎日新聞社『「毎日」の3世紀 上巻』(毎日新聞社, 2002年)916頁。重富記者の送稿は「大阪本社に届いた証拠はない」としながら「被爆当日、現地の記者が発信した唯一の情報であった」とする。しかし、本文で記したように同盟通信広島支社、中国新聞の記者らも情報を送っていた。
- 10) 大下春男「歴史の終焉」(前掲『秘録大東亜戦史 原爆国内編』)311-318頁
- 11) 中国新聞社史編纂委員会『中国新聞八十年史』(中国新聞社, 1972年)163頁。陸軍船舶司令部の無電で第1報を打ち終えたのは午後9時半を過ぎていたという。
- 12) 広島県「広島市空爆直後ニ於ケル措置大要」(広島市公文書館所蔵)。表紙に「第一号 戦災記録 広島県」とある記録には、新聞について8月7日の項で記述がある。「差当り大阪ヨリ拾万部、門司ヨリ拾五万部、松江ヨリ壱万式千部配布方連絡シ明日ヨリ入荷ノ予定」。大阪、門司は朝日、毎日新聞の両大阪、西部本社を指す。「松江ヨリ」は島根新聞(現山陰中央新報)で11日から広島県北部に配布された。日本新聞百年史刊行委員会『日本新聞百年史』(同委員会, 1960年)922頁
- 13) 李錕公は、朝鮮李王朝、純宗の義弟の子として生まれ、1945年6月第二総軍教育参謀(中佐)に着任。被爆直後に運ばれた似島の陸軍検疫所で7日死去した。松永英美『抗日—ハン・イル—日韓併合のかけに』(中国放送, 1994年3月21日放映)が李公の生涯を描いている。
- 14) 被爆後の広島へ初めて届いた中国新聞8月9日付は、門司市(現北九州市)の毎日新聞西部本社が代行印刷した早版紙面。

- 15) 梅野彪、田島賢祐『原子爆弾第1号 ヒロシマの記録写真集』（朝日出版社、1952年）86-88頁
- 16) 中国新聞2004年3月11日付特集「ヒロシマの記録」。松重美人は「生き運があったから撮れた」という。出勤する途中に「トイレに行きたくなり」再び帰宅したところで被爆。5枚の写真を撮影した後は、妻や重傷のめいを連れ、両親と長女を疎開させていた愛媛県・大三島に向かった。
- 17) 松重美人が御幸橋で撮った写真が初めて報じられたのは、中国新聞社が別会社から発行した『夕刊ひろしま』1946年7月6日付2面。連合国軍総司令部（GHQ）の日本占領が明けた1952年、『広島一戦争と都市』（岩波書店）や、前掲『原子爆弾第1号』で使われたほか、『LIFE』1952年9月29日号19頁が「米国で初公開」と掲載。同号は、被爆当時、中国新聞社企画局で働いていた山田精三が府中町の水分峡入り口から撮った原子雲の写真も掲載。
- 18) 前掲『1945原爆と中国新聞』27頁。妹、大本八千代の証言。吉田君三は戦後、郷里の廿日市町議を務めた。
- 19) 朝日新聞西部版8月22日付2面トップには、吉田君三をはじめ、通信部岸田栄次郎、長崎に入った福岡総局員渡辺政明の現地ルポが載る。
- 20) 広島取材管轄は1945年2月、第二総軍の設置を控え大阪本社から西部本社に移っていた。朝日新聞西部本社『朝日新聞西部本社五十年史』（朝日新聞西部本社、1985年）83頁。
- 21) 『朝日新聞西部本社編年史4』（朝日新聞社史編修室、1985年）39-40頁
- 22) 毎日新聞大阪版8月11日付掲載の写真は、7日から臨時県庁が置かれ、缶詰類が運ばれる下柳町（現中区銀山町）の広島東警察署や、防空壕前で物資を受け取る女性市民の姿。国平幸男は41枚を撮影し、大阪本社が所蔵。
- 23) 前掲『中国新聞八十年史』168頁。中国軍管区参謀長の松村秀逸から「中国新聞の編集陣で、口伝隊を編成して、大本営発表をやってくれ」と、使者の憲兵が伝えてきたという。松村（後に参議院議員）が『文藝春秋』1951年8月号66-85頁に寄せた「原爆下の広島司令部一参謀長の記録」では口伝隊についての記述はない。
- 24) 前掲の岸田栄次郎も口伝隊に参加した。「最後に必ず付けた『安心してくれ』が気休めでしかないのは、口伝隊のみんなも十分すぎるほど感じていた」と振り返っている。朝日新聞広島地方版1987年8月5日付
- 25) 前掲『秘録大東亜戦史 原爆国内編』322頁
- 26) 政治学者の丸山真男は、陸軍船舶司令部で被爆した様子を1969年に語った中で、「八日にはピカドン、ピカドンと言いました」と振り返っている。中国新聞記者の林立雄が録音取材し、後に「丸山真男と広島」（『IPSU研究報告シリーズ No.25』広島大平和科学研究センター、1998年）に証言全文を掲載。録音テープは長女林かおりが所蔵。中国新聞2013年3月4日付参照。
- 27) 広島県『原爆三十年』（広島県、1986年）99頁
- 28) 白井久夫『幻の声 NHK広島8月6日』（岩波書店、1992年）126-127頁。広島への攻撃に関するラジオ報道は「その夜、六時と九時の間に、なんらの説明もつけずにくりかえされた」が「NHK内に資料はみあたらない」。
- 29) 朝日新聞大阪版は「西宮、広島暴爆」との3段見出しを付け掲載したが、東京版は4行1段の扱い、西部版では記事そのものが掲載されていない。
- 30) 中国軍管区司令部は、大本営発表より早く7日正午、次のような発表をしていた。「一 八月六日八時十分頃敵B29四機は広島市上空において曳光高性能爆弾を投下せり 二 地上家屋に相当の被害ありたるも火災は同日夜概ね鎮火せり」。朝日新聞西部版1945年8月9日付。
- 31) 大佛次郎『大佛次郎 敗戦日記』（草思社、1995年）296頁。8月7日の項に「よし子のお話だと七時のニュースで新型爆弾を使用しこれが対策については研究中と妙なことを云ったという」とある。
- 32) 同盟通信社内情報局分室「（秘）敵性情報」（広島県『広島県史 原爆資料編』1972年）653頁
- 33) 下村南海『終戦記』（鎌倉文庫、1948年）97-98頁。本名下村宏は朝日新聞社副社長や日本放送協会（現NHK）会長を経て情報局総裁を務めていた。
- 34) 前掲『大佛次郎 敗戦日記』297頁。大本営発表を載せた8月8日付朝刊を見て「例の如く簡略なもので『損害若干』である。今度の戦争でV一号とは比較にならぬ革命的兵器の出現だということは国民は不明のまま置かれるのである」と受けとめた。
- 35) 広島では、中国新聞8月12日付（朝日新聞西部本社の代行印刷）で政府の抗議が報じられる。住友銀行広島支店の壁に張り出された紙面を見る市民の姿を撮った写真が残る。陸軍船舶司令部写真班員、川原四儀が撮影。
- 36) 広島で「原子爆弾」の言葉が報じられたのは中国新聞8月16日付2面（朝日新聞西部本社の代行印刷）から。見出しは「非道狂暴の新爆弾」だが、記事には「残虐狂暴な新兵器原子爆弾は遂にわれらの戦争努力の一切を烏有に帰せしめた」とある。
- 37) 理化学研究所の仁科芳雄は大本営調査団に同行して8月8日広島へ入る。一行は10日、広島陸軍兵器補給廠で開かれた陸海軍合同検討会で「原子爆弾ナリト認ム」と結論づけた。新妻清一「特殊爆弾調査報告」1945年8月10日（広島平和記念資料館）
- 38) 「浅田常三郎メモ」（前掲『広島県史 原爆資料編』578-581頁）。大阪帝大教授の浅田常三郎は大阪海軍調査団として8月10日広島入りした。
- 39) 朝日新聞東京版8月16日付には「ストックホルム特電十四日発」は掲載されていない。
- 40) 朝日新聞東京版8月21日付などに掲載された。
- 41) 前掲「浅田常三郎メモ」に「同盟中田報道班員」の名前が残る。中田左都男は少なくとも32枚の写真を撮影。広島市の廃墟や山陽線神田川鉄橋で脱線した貨物列車などの写真が各紙で使われた。一連の経緯は中国新聞2006年9月24日付特集「ヒロシマの記録一埋もれていた同盟の報道写真」に詳しい。
- 42) 原爆開発「マンハッタン計画」に携わったHarold Jacobsonが「広島はほぼ75年の間、荒廢の地となるだろう」と述べたことをINS通信が7日、ニューヨーク発で報じた。『Atlanta Constitution』1945年8月8日付を参照
- 43) 阿川弘之『亡き母や』（講談社、2007年）17頁。中国湖北省漢口で敗戦を迎えた広島市出身の阿川（当時、海軍中尉）は「邦

- 人向けの『大陸新報』始め、華字紙も英字紙も、広島は残留放射能の爲今後七十五年間生物の生存が不可能になった、と大見出しで報じていた」と振り返っている。
- 44) 小倉豊文『絶後の記録』（中央社、1948年）。文庫版（中央公論社、1982年）196頁。広島文理科大学教授だった小倉は、被爆13日後に死んだ妻文代あての手紙形式で、広島の不毛説に「俺だって人知れず心配したし、ことに（息子の）謹二の健康には随分神経過敏になったよ」と記述。
 - 45) 山本朗「胸に燃ゆる・あの日の気持ち」（日本新聞公社『日本新聞報』1945年10月2日付、日本新聞協会）
 - 46) 前掲『中国新聞八十年史』171頁は被爆後の自力発行は8月31日付とし、柳田邦男『空白の天気図』（新潮社、1975年）155頁も「八月三十一日付紙面から再刊にこぎつけた」とあるが、中国新聞社や広島市立中央図書館がマイクロフィルムで所蔵する8月31日付は朝日新聞西部本社の代行印刷。『中国新聞百年史』（中国新聞社、1992年）200頁は「九月三日に第一号」としている。
 - 47) James C. McNaughton, *Nisei Linguists: Japanese Americans in the Military Intelligence Service during World War II* (Washington DC: Department of the Army, 2006) P.436 M I S（陸軍情報部）に所属したThomas Sakamotoが「米国人特派員たちをエスコートした」。同書には「9月9日」とあるが、記者団は「9月3日」に日帰りで広島に入った。
 - 48) Foreign Correspondents' Club of Japan, *20 Years of History:1945-1965* (Tokyo: Foreign Correspondents' Club of Japan, 1965), pp.14-16. 日本外国特派員協会の『20年史』は、Leslie Nakashimaによる記事を「西洋で報道された初の広島ルポ。タイムが45年夏に特電を引用した」と紹介し、全文を掲載。特電の一部は『TIME』9月10日号58頁で引用されている。
 - 49) 前掲『広島昭和二十年』224-225頁。大佐古は「彼らの立派な服装やアイモなどに比べると、われわれはよれよれの国民服に地下足袋、巻き脚絆といういでたち、カメラは誰も持っていない」と会見の様子を表している。
 - 50) W.H.Lawrenceによる「広島9月3日発（遅延）」記事は1面と4面に掲載されている。
 - 51) Wilfred Burchettの記事が海外への広島現地ルポ第1報と、研究書でも扱われているが、Leslie Nakashimaのルポ掲載が早い。今堀誠二『原水爆時代—現代史の証言（上）』（三一書房、1959年）によるバーチェットの記事紹介から定着したとみられる。同著143頁は「連合軍記者の書いた最初の原爆報告」としているが、ナカシマの記事の言及はない。『DAILY EXPRESS』9月5日付は広島県立文書館が所蔵。
 - 52) FIRST PICTURES INSIDE BOMB BLASTED JAPAN 1945. 広島へ9月3日入った米従軍記者団カメラマンが撮った動画はニュース映画 United News で使われ、「人口34万の広島は一発の爆弾で4マイル四方が壊滅した。この原爆は科学の産物であり、日本が世界にもたらした恐怖と侵略に対する返答である」とのナレーションが付く。米国立公文書館所蔵。請求番号はARC Identifier 39080/Local Identifier 208-UN-172.
 - 53) 広島平和記念資料館『宮武甫・松本栄一写真展—被爆直後のヒロシマを撮る』（広島平和記念資料館、2006年）3頁。宮武は121枚を撮影。後に『アサヒグラフ』1952年8月6日号が「原爆被害の初公開」と題し、宮武撮影の4枚を載せたが、治療を受ける少年や重傷の兵士の2枚は大阪版1945年9月4日付で掲載。東京版は未掲載。西本雅実「原爆記録写真～埋もれた史実を検証する」（『広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告』第4号、2008年）7頁
 - 54) 笹本征男『米軍占領下の原爆調査』（新幹社、1995年）52頁。
 - 55) 『Atlanta Constitution』1945年8月8日付
 - 56) 『New York Times』8月9日付
 - 57) 前掲『20 Years of History:1945-1965』P.14-16
 - 58) 「地面に染み込んだウランウムの影響で人々が病気になるとの警告があり、破壊された地域への復帰を遠ざけている」「何千という中学生の男女も犠牲となり、行方不明者の数は驚くばかりである」。放射線急性障害や、非戦闘員の犠牲に言及した記述は削られ、「米国の科学者たちは、原爆は壊滅した地域に長期に影響を与えないと言っている」と原文にない記述が付け加えられている。『New York Times』8月31日付。レスリー・ナカシマの半生は、中国新聞2000年10月5日付1面と特集、6-12日付連載「ヒロシマ打電1号」に詳しい。
 - 59) 国際赤十字社駐日代表のマルセル・ジュノーは約15トンの医療品を携え広島へ入った。
 - 60) 写真家菊池俊吉が10月中旬に撮ったカットに「爆弾症のお灸 河野鍼灸院」が写る。菊池は、文部省が編成した「原子爆弾災害調査研究特別委員会」に同行した日本映画社の記録映画製作でスチールを担当。
 - 61) 小山綾夫「私と原爆」（『広島市医師会だより』1981年8月号特集「私と原爆」）。広島通信病院医師だった小山は、「数十回の血便が出る」患者は「赤痢以外のものは考えられない」「隔離」されたと記している。
 - 62) 『New York Times』1945年9月13日付
 - 63) 朝日新聞東京版、西部版は休刊となったが、同じ記事を載せた大阪版9月19、20日付は発行されている。
 - 64) 山本武利『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』（岩波書店、2013年）63頁。「10月8日に日比谷市政会館に検閲要員が進駐して在京の大手新聞と通信社が同一場所で新聞・通信課によって検閲されるようになった」。
 - 65) 中国新聞は、1945年9月17日、広島県内だけで死者2,012人を数えた枕崎台風の襲来で温品工場が被害を受け、同18日付から休刊。再び朝日新聞大阪本社の代行印刷紙面となる。自力印刷・発行の再開は、焼け跡の本社へ復帰した11月5日付から。山本朗『信頼』（中国新聞社、2012年）85-94頁
 - 66) 有山輝雄「占領軍検閲体制の成立—占領期メディア史研究」（成城大学文芸学部『コミュニケーション紀要』、1994年3月）44頁
 - 67) 前掲『中国新聞八十年史』185頁。中国新聞社は『夕刊ひろしま』を受託印刷し、社員31人を出向。1948年12月1日からは『夕刊中国』、1950年10月1日からは『夕刊中国新聞』、1952年10月1日から本紙の夕刊となった。
 - 68) 中国新聞1946年6月27日付。「原子弾戦災一周年」本社主催事業として論文を募り、171編が寄せられた。1等は「原爆詩集」

- で後に知られる峠三吉の「一九六五年のヒロシマ」。8月2-4日付で3回にわたり掲載。
- 69) 広島商工会議所、県貿易協会と中国地方貿易産業博覧会を8月5日から商議所で開いたほか、6日夕は「広島県盆踊り大会」を新天地広場で開催。
 - 70) マッカーサーのメッセージは「あの運命の日の諸君の苦悩は、凡ての民族の凡ての人々に対する警告として役立つ」などとした。広島市『広島新史 資料Ⅱ』（広島市、1982年）401頁
 - 71) GHQが広島復興を支持したことに、米山リサは「自分たちの利益を促進されると判断した」とみる。「原爆と平和の概念を結合することによって」「戦争を終結させるには原爆の使用は不可避であったとする「利益」である。『広島 記憶のポリテクス』（岩波書店、2005年）28頁
 - 72) 前掲『中国新聞八十年史』176頁
 - 73) 松江澄『ヒロシマの原点へ』（社会評論社、1995年）137-138頁。「平和擁護広島大会」の宣言は「広島と日本の初めての原爆廃棄要求となった」。大会を仕掛け、議長団の1人を務めた松江は当時、中国新聞で社説を担当し、広島県労働組合協議会会長でもあった。
 - 74) 御幸橋で撮った2枚と山田精三による原子雲との3枚を掲載。
 - 75) 前掲『GHQの検閲・課報・宣伝工作』86頁
 - 76) 日本新聞協会『新聞協会報』1950年7月31日付。解雇理由は、マッカーサーが7月18日、共産党機関紙アカハタの無期限発行停止を首相吉田茂に命じた書簡に基づくこととされた。
 - 77) 新聞・通信・放送での解雇者総数は50社・704人に上った。梶谷善久『レッドパージ』（図書出版社、1980年）75頁など。
 - 78) 前掲『信頼』109-112頁。新聞協会事務局長が広島を訪れ、レッドパージによる解雇は「日本の法律の外に置かれている」と説明したという。
 - 79) 宇吹暁『平和記念式典の歩み』（広島平和文化センター、1992年）22-23頁
 - 80) 米軍航空士24人は中国新聞社、広島県、広島市の招請により参列し、米CBSテレビ班が同行した。中国新聞1951年8月7日付
 - 81) 『アサヒグラフ』1952年8月6日号は「増刷四回で計七十万部が売れた」。『朝日新聞社史 昭和戦後編』（朝日新聞社 1994年）155頁。撮影者名は明記されていないが、陸軍船舶司令部写真班員だった尾糠政美が被爆翌日に向かった似島で撮った全身やけどの兵士や女性の写真を冒頭に掲載している。
 - 82) 前掲『広島一戦争と都市』や『原爆第1号 ヒロシマの記録写真』は、松重美人や小糠政美、日本映画社の原爆記録映画製作でスチール写真を担当した林重男、菊池俊吉らの写真を掲載。
 - 83) 『世界』1952年8月号には大田洋子が「広島から来た娘たち」を、『婦人公論』同には芹沢光治良が「原爆の娘たちを救え」を寄稿。
 - 84) 『改造』1952年11月増刊号は、物理学者武谷三男の「生き残った12万人」とのルポを巻頭に収録している。
 - 85) 長田新編『原爆の子 広島の子のうたったえ』（岩波書店、1951年）を素材にした映画「原爆の子」に続き、翌1953年には「ひろしま」（関川秀雄監督）が製作された。両映画は海外でも公開され、「原爆の恐ろしさを世界に訴える糧となった」。前掲『原爆三十年』214頁
 - 86) 1952年8月6日の平和記念式典では、原爆で親を失った児童・生徒5人が平和記念公園に建立された原爆慰霊碑を除幕した。中国新聞社『検証ヒロシマ』（中国新聞社、1995年）41頁
 - 87) 「8・6世界大会準備ニュース《世界大会最終報告》」『原水爆禁止運動資料集』第2巻（緑蔭書房、1995年）364-365頁
 - 88) 「中国新聞社報」1962年9月1日付によると、原爆企画は「政治部が担当する不文律になっていたが」「広島県知事選、参院選と続いたため、社会部におハチが回ってきた」。「ヒロシマの証言」を担った浅野温生は、それまで本格的な企画がなかったのは「原爆の傷や影は社内でも身近にあり、驚きや感心をあまり持っていなかったせい」とみる。浅野自身は広島二中（現観音高）2年の夏に被爆したが、体験を口にすることはなかったという。「1本書くのに10数回足を運んだ」取材に基づく連載は反響を呼ぶ。広島「折り鶴の会」が連載記事を全国の平和団体へ送ろうと呼び掛けると、約1万の古新聞や切り抜きが集まった。中国新聞1962年8月27日付
 - 89) 金井利博は1968年には原爆被災資料広島研究会をつくり、会は『原爆被災資料総目録』第1-3集を刊行。『核権力ーヒロシマの告発』（三省堂、1970年）も著した。
 - 90) 「炎の系譜」を執筆した平岡敬（1991～99年広島市長）は、「中国新聞の原爆・平和報道が形づくられたのは金井利博さんと兼井亨さんの存在が大きかった」と語る。兼井は「ヒロシマの証言」を社会部長、「ヒロシマ二十年」を編集局次長として実現させた。平岡は社会部記者時代の1965年11月、国交回復直後の韓国を訪れ、同月25日～12月4日付で「隣の国・韓国」（10回）を連載。「ヒロシマ」と韓国、を重ね合わせて、そこからよみとらねばならないものは、おそらく日本人自身の問題であろう」と、放置されていた在韓被爆者援護の必要性を訴えた。平岡の半世紀前近くの問題提起は、日本の植民地支配と戦争責任にとどまらず、「唯一の被爆国」と唱えながら核軍縮にあいまない態度を取り続ける歴代政府、今日のメディアの言説をも厳しく問い掛けている。
 - 91) 中国新聞1965年9月11日付
- ・阿川弘之『亡き母や』（講談社、2007年）
 - ・朝日新聞社『アサヒグラフ』（朝日新聞社、1952年8月6日号）
 - ・朝日新聞西部本社『朝日新聞西部本社五十年史』（朝日新聞西部本社、1985年）
 - ・朝日新聞西部本社『朝日新聞西部本社編年史4』（朝日新聞社史編修室、1985年）

- ・朝日新聞百年史編集委員会『朝日新聞社史 昭和戦後編』（朝日新聞社 1994年）
- ・今堀誠二『原水爆時代—現代史の証言（上）』（三一書房、1959年）
- ・岩波書店編集部『広島—戦争と都市』（岩波書店、1952年）
- ・宇吹暁『平和記念式典の歩み』（広島平和文化センター、1992年）
- ・梅野彪、田島賢祐『原子爆弾第1号 ヒロシマの記録写真集』（朝日出版社、1952年）
- ・大佐古一郎『広島昭和二十年』（中央公論社、1985年）
- ・小倉豊文『絶後の記録』（中央社、1948年）文庫版（中央公論社、1982年）
- ・長田新編『原爆の子 広島の子の少女のうたえ』（岩波書店、1951年）
- ・大佛次郎『大佛次郎 敗戦日記』（草思社、1995年）
- ・梶谷善久『レッドパーズ』（図書出版社、1980年）
- ・金井利博『核権力—ヒロシマの告発』（三省堂、1970年）
- ・笹本征男『米軍占領下の原爆調査』（新幹社、1995年）
- ・重富芳衛『らくがき随筆』（毎日広告広島支社、1956年）
- ・下村南海『終戦記』（鎌倉文庫、1948年）
- ・白井久夫『幻の声 N H K 広島 8月6日』（岩波書店、1992年）
- ・田村吉雄編『秘録大東亜戦史 原爆国内編』（富士書苑、1953年）
- ・中国新聞社『証言は消えない 広島の記事1』『炎の日から20年 広島の記事2』（未来社、1966年）
- ・中国新聞社史編集委員会『中国新聞八十年史』（中国新聞社、1972年）
- ・中国新聞社史編さん室『中国新聞百年史』（中国新聞社、1992年）
- ・中国新聞社『検証ヒロシマ』『年表ヒロシマ』（中国新聞社、1995年）
- ・中国新聞社『1945 原爆と中国新聞』（中国新聞社、2012年）
- ・日本新聞百年史刊行委員会『日本新聞百年史』（日本新聞百年史刊行委員会、1960年）
- ・広島県『広島県史 原爆資料編』（広島県、1972年）
- ・広島県『原爆三十年』（広島県、1986年）
- ・広島市『広島原爆被災誌 第三巻』（広島市、1971年）
- ・広島市『広島新史 資料II』（広島市、1982年）
- ・広島平和記念資料館『宮武甫・松本栄一写真展—被爆直後のヒロシマを撮る』（広島平和記念資料館、2006年）
- ・広島放送局60年史編集委員会『N H K 広島放送局60年史』（N H K 広島放送局、1988年）
- ・毎日新聞社『「毎日」の3世紀 上巻』（毎日新聞社、2002年）
- ・松江澄『ヒロシマの原点へ』（社会評論社、1995年）
- ・柳田邦男『空白の天気図』（新潮社、1975年）
- ・山本武利『G H Q の検閲・諜報・宣伝工作』（岩波書店、2013年）
- ・山本朗『信頼』（中国新聞社、2012年）
- ・米山リサ『広島 記憶のポリテイクス』（岩波書店、2005年）
- ・有山輝雄「占領軍検閲体制の成立—占領期メディア史研究」（成城大学文芸学部『コミュニケーション紀要』、1994年3月）
- ・大下春男「歴史の終焉」（『秘録大東亜戦史 原爆国内編』富士書苑、1953年）
- ・大田洋子「広島から来た娘たち」（『世界』岩波書店、1952年8月号）
- ・小山綾夫「私と原爆」（『広島市医師会だより』1981年8月号特集）
- ・芹沢光治良「原爆の娘たちを救え」（『婦人公論』中央公論社、1952年8月号）
- ・武谷三男「生き残った12万人」（『改造』改造社、1952年11月増刊号）
- ・中国新聞社「中国新聞社報」1945年4月10日付、1962年9月1日付
- ・堂添慶瑞、小林経明「原爆死証明書」（『新聞通信調査会報』412号、1997年）
- ・同盟通信社内情報局分室「(秘) 敵性情報」（広島県『広島県史 原爆資料編』1972年）
- ・中村敏「広島原爆投下後の四十八時間」（『新聞研究』193号、1967年）「曼珠沙華—原子雲の下の広島」（『秘録大東亜戦史 原爆国内編』富士書苑、1953年）
- ・西本雅実「原爆記録写真—埋もれた史実を検証する」（『広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告』第4号、2008年）
- ・林立雄「丸山眞男と広島」（『IPSU 研究報告シリーズ No.25』（広島大平和科学研究センター、1998年）
- ・松村秀逸「原爆下の広島司令部—参謀長の記録」（『文藝春秋』文藝春秋社、1951年8月号）
- ・新妻清一「特殊爆弾調査報告」1945年8月10日（広島平和記念資料館）
- ・日本新聞協会「新聞協会報」1950年7月31日付（日本新聞協会）
- ・広島県「広島市空爆直後ニ於ケル措置大要」1945年8月6-21日（広島市公文書館）
- ・森川寛日記「兎糞録」1945年8月6日の項（森川高明所蔵）
- ・山本朗「胸に燃ゆる・あの日の気持ち」日本新聞公社『日本新聞報』1945年10月2日付（日本新聞協会）
- ・「8・6世界大会準備ニュース《世界大会最終報告》」『原水爆禁止運動資料集』第2巻（緑蔭書房、1995年）
- ・Foreign Correspondents' Club of Japan, *20 Years of History:1945-1965* (Tokyo: Foreign Correspondents' Club of Japan, 1965)
- ・James C. McNaughton, *Nisei Linguists: Japanese Americans in the Military Intelligence Service during World War II*

Ⅲ 市民生活の再建と変遷

1 廃墟からの出発

原爆により廃墟となった広島で、市民の多くは自らの力で生活を立て直すしかなかった。塗炭の苦しみをなめた。市の人口は、昭和20（1945）年11月1日の調査で被爆前の約3分の1に減ったが、13万7,197人が焼け残った周辺部で暮らしていた¹⁾。

「あれから三月まだこの姿」。広島市上流川町（現中区胡町）の全焼した本社へ復帰した中国新聞は、自力印刷・発行を再開した同年11月5日付で、ガレキが広がる中心街の写真を載せ、朝刊2ページ裏のほぼ全紙面を充て訴えた。

「市民の希求して止まないのは巧緻精妙，雄大深遠なる復興の構想ではなくて寒さに対する家であり，飢えに対する食物の補給にほかならないのである」。

その日をどう生き抜くのが最大の関心事だった。電灯はつき始めたが²⁾，ガスの供給は見通しがたたず³⁾，住宅営団広島支所が旧軍需工場に資材を発注する住宅建設計画は，緒に就いたばかりだった⁴⁾。バラックを建てても飲み水は地下水に頼らざるを得なかった⁵⁾。

主食の配給は，敗戦による「平和」が到来しても好転するどころか悪化していた。戦時中の配給量は1人1日当たり2合3勺（約345グラム）だったのが，終戦直前に1割減配となり，2合1勺の配給が昭和21年11月まで続く⁶⁾。市民は米飯はめったに食べられず，イモか，野菜や野草をわずかの米に混ぜたかゆを主食とした。

窮乏を極めた暮らしを幟町国民学校（現中区）の5年男児が作文に書いている⁷⁾。

「一番困るのはたべる物と着せる物がないことだと何時も近所の人にお母さんが話しておられます。家もバラックで，これもお父さんにたててもらったのですが，すき間が多く風がすうすう入って寒くて夜もろくろく眠れません。電気がつかないので火鉢で木を焚いて明るくします。焚く木は遠い所までいってさがさないとありません。水も遠くまでくみに行くのです。お風呂もはいれないので足から首までよごれています」。



被爆3か月後の市街地。左奥が八丁堀地区。中国新聞社昭和20年11月撮影

師走を控えた市民1,000人に暮らしぶりを尋ねたアンケートによると，実に86%が「飢餓必至」と答えている⁸⁾。食糧増産のカギを握る農村部も「聖戦」遂行という総力戦の下で疲弊していた。原爆投下の翌9月には県内だけで2,000人を超す死者・行方不明者が出た枕崎台風の猛威に見舞われていた⁹⁾。

政府も自治体も打開策がない以上，

市民は生き抜くために自衛策を取るしかなかった。廃墟の広島でいち早く隆盛したのが、いわゆる闇市場である。

2 「復興は闇市から」

広島の闇市は、被爆直後の昭和20（1945）年8月下旬ごろには、広島駅前広場で「三々五々と露店営業を出す者が現れ」た¹⁰⁾。

広島通信病院の峰谷道彦病院長は9月15日、「広島駅へ行けば進駐軍がきている」と聞いて向かった駅周辺の様子を書き残している¹¹⁾。

「路傍に畳半畳敷（き）か一畳ばかりの板を置きいろんな物を売っていた。小さな掘っ立て小屋もできていた。店先には代用食の海草麺（海草でつくったうどん）や関東煮、よもぎだんごや何で作ったかわけのわからぬだんごがならべてある。お粗末な食糧店ではあるが、皆繁盛しているようだった」「哀れな浮浪児をみて、いたたまれなくなり駅を逃げ出すようにして帰路についた」¹²⁾。

闇市はデルタの交通結節街に広がり、「自由市場」とも呼ばれた。「“広島の復興は闇市から”」。中国新聞昭和20年12月19日付記事が混とんたる闇市の活気を伝えている。

「金持ちのふところからころがり出た百円札だろうが、受け取ったばかりの保険金だろうが、またサラリーマンの財布で肩身のせまい思いをしていた十円札でも、一端この市場に足をふみこんだからには忙しく次から次へと走り回らなければならない。修繕代を受け取った靴屋はアメを買い、アメ屋はみかんをかう」

治安当局の県警察部は、当初は闇市に対して「国民生活の円滑化という面」から「或る程度の黙認の形」を採った¹³⁾。広島駅前では約1,500人、天満、己斐、横川（以上、現西区）、宇品（現南区）の闇市でも各500人以上の「即席商人」が登場する¹⁴⁾。配給物資の不足や帰還兵の増加もあり、昭和21年6月には県内の闇市は21か所、1,863店までに拡大した¹⁵⁾。

しかし、闇市は生活必需品が自由に購入できる半面、悪性インフレに拍車をかけ、賭博なども公然と行われたことから、警察は全国で厳しい取り締まりに転じた。

県警察部は昭和21年2月から取り締まりに乗り出す¹⁶⁾。6月13日早朝には、広島駅前をはじめ市内の5市場を取り囲み、「外域との交通を遮断して、買い出し人、遊び人、商人の区別なく一様に持ち物検査を行い」1,000人以上を検挙する¹⁷⁾。広島の占領統治に当たった英連邦軍MP 200人も出動した。前後6回に及んだなかで最大規模となったこの取り締まり以降、広島の闇市は急速に衰退していく。

自治体も対策に動いた。広島市は、市民生活擁護のため公設市場を企画し、6月5日己斐に19店舗を設けたのに続き、同20日皆実町（現南区）に14店舗、7月15日横川に23店舗をそれぞれ設置する¹⁸⁾。

隆盛を誇った広島駅前の闇市も、駅前の国鉄広島鉄道局管理部前広場と荒神町（現南区）に順次移転し、7月からは「民衆マーケット」を



広島駅の南側に広がった闇市。毎日新聞社昭和21年2月撮影

呼称し、「店舗にいずれも表札を掲示して販売物取扱の責任を明確に」するようになった¹⁹⁾。

3 食糧危機

「全国民においても、乏しきを分かち、苦しみを共にするのを覚悟をあらたにし、同胞互いに助け合って、この窮況をきりぬけなければならない」

昭和天皇は昭和 21（1946）年 5 月 24 日、ラジオを通じて国民にこう呼びかけた²⁰⁾。宮城前で「飯米獲得人民大会」（食糧メーデー）が 19 日開かれ、旧憲法下の不敬罪に問われる事件も起きていた。

広島市では、配給の遅配が 11 日を数えた同 21 日、中島学区（現中区）の住民代表らが楠瀬常猪知事に膝詰め談判に及んだ²¹⁾。少年が米を詐取したり、通学生の弁当を狙ったりする事件も珍しくなかった²²⁾。

木原七郎広島市長は直面する「未曾有の食糧危機」から 6 月 27 日、「市民に告ぐ!!!」と自給自足を訴えた²³⁾。

「市民諸君の中、田舎に土地を有する者、親戚、知己のある者は『一時』帰って農村の増産に協力し、本市に残る者は今日より直ちに蔬菜、食用野草等によって大幅の節米、食ひ延ばしを励行し、更に次の危機に備えて焼け跡其の他の空闲地の全面的利用をはかる等（略）之を励行して吾々自らの手で自らの途を開かなければならない」

食糧危機は底が抜けた状態が続いた。

「“草まつり” ついでに “カエル” も口に入れ」。広島市は呼び掛けに先立つ 6 月 24 日、広島駅前「食用野草試食会」を開いた²⁴⁾。皮をはいだトノサマガエルの油揚げも披露し、市内の国民学校では野草調理も教えた。

広島県は、米の懇請班を編制して町村長や農業会長らを訪ねる。広島市は農具修理の野鍛冶班もつくって巡回し、「保有米の義侠的供出」を要請した。さらに 7 月 12 日、「広島市民十八万の望みの綱」の「救援米」の代わりとなる配給のタバコ 200 万本を積んだトラックが市役所を出発。市議らが県北部を回って感謝の意を伝えた²⁵⁾。

市民は、綱渡りのような救援米にヤミ米買いで日々をしのいだが、7 月 17 日からは「月 3 日間の欠配」が断行され、困窮者には「1 日 1 人 2 個の団子」の配給が告げられる²⁶⁾。米も野菜も魚もほとんど配給されず、8 月下旬になると、ヨモギやイモづるなどを乾燥した粉が未加工のままでの配給となり、「最低の食生活となった」²⁷⁾のである。

政府は食料輸入を連合軍総司令部（GHQ）に要請し、広島県内の 5 市には小麦粉やトウモロコシ、パイナップルの缶詰が放出された。広島市議会は 9 月 18 日、「連合軍最高司令官ニ対スル感謝決議」を満場一致で議決し、マッカーサーに感謝を表した²⁸⁾。

食糧危機は、食べ盛りの子どもたちを直撃した。比治山国民学校（現南区）が出席した児童 1,460 人を調べると、弁当持参は 180 人とどまった。中身も米と麦の混飯は、うち 78 人でしかなかった²⁹⁾。

広島市が昭和 21 年 7 月末、市内 31 校の児童 1 万 9,800 人を身体検査して日米開戦前の昭和 15 年度と比べると、身長は男子で平均 5.5 センチメートル、女子で 3 センチメートル低く、13 歳の高等科 1 年男子では 12.9 センチメートルも低くなっていた。保健課技師は、カロリー摂取が得られていないうえ「原子爆弾で身体の内外ともに非常に弱っている」影響を指摘し、精神面も「インフレと飢餓、深刻な社会不安」

から「いらだって落ち着きがない」と診断した³⁰⁾。

食糧事情は昭和23年に入るところから少しずつ好転し、主食の代名詞だったサツマイモの配給は嫌われるようになり、宇品町住民らは「芋返上町民大会」を開いた³¹⁾。この年11月からは主食の配給は1人1日約390グラムに増えたが、広島市民の82%が「不足感」を覚えた³²⁾。衣類の配給も乏しく、自由相場は高値が続いた。

窮乏のなかにあっても子どもたちは再開された学校に通い、明日を夢みたのである。

4 青空教室・間借りの授業

原爆で校舎が焼失した幟町国民学校（現中区）は昭和20（1945）年10月5日、焼け残った鉄筋の広島中央放送局を借り、授業を再開した。机や椅子は旧工兵隊から大八車で運び込んだ³³⁾。教室は放送局から広島中央電話局へ移り、そこも修理が始まると学校の運動場に戻るしかなかった。4年男児が書いた「僕たちの学校」と題した作文から³⁴⁾。

「雨の日でも休まずに青空教室の勉強がはじまりました。とてもあつくてのぼせる様な日でも帽子をかぶって勉強しました。焼けあとのあちこちで勉強しているのがおもしろいので進ちゅう軍の兵隊さんが度々見にきたり、しゃしんをとってかえりました。ある日の朝会の時、校長先生からやがて学校がたつと言われたので、うれしくてうれしくてたまりませんでした」

幟町国民学校の平屋バラック10教室は昭和21年6月末にできたが、教室が足らず6年生以外は2部授業となった。教育基本法公布で翌22年4月、幟町小学校となった後も、児童数の増大で葦簾張りの野外教室が続いた。

このため「幟町小復興促進委員会」をつくり、学区内の保護者や同窓生から建設資金を募る。昭和24年3月、第1期として木造2階建て13教室の校舎を建設。バラック校舎に残った約400人を移すため、さらに第2期で15教室を同年10月に建てた。第1期の500万円と第2期の600万円は、市との折半だった³⁵⁾。

学校再建の苦闘は幟町小にとどまらなかった。国民学校は、被爆前は37校あったが、原爆後も使用可能なのは、鉄筋の窓枠も折れ曲がった本川、袋町を含む11校にすぎなかった³⁶⁾。中島、荒神国民学校なども青空教室から授業を再開した。

新制の市立中学は47年7校が開校したが、焼け残った小学校を引き継いだり、借用したりした。五中（現幟町中）は、鉄筋の袋町小校舎3階に間借りした。開校時の備品はバケツ3個、ほうき5本、白墨2個であった³⁷⁾。五中の授業風景をルポした記事から³⁸⁾。

「まだ教科書の配給もなくプリントを作って教科書に代えようとしても印刷する謄写版もないので今のところ先生の口から生徒の耳への至って原始的な教育が行われている。しかし先生も生徒も禁止事項を羅列することを以て訓育の第一主義とした過去の教育法をかなぐり捨て、各種の運動を奨励し多岐にわたる情操教育をとり入れ、教育に



屋外で授業を受ける幟町小の児童たち。昭和23年
（広島市公文書館所蔵）

対する熱意で現在の貧弱な設備をカバーしようと渾身の努力を続けている」。

昭和24年4月からは新制中学は12校に増え、生徒数は翌25年計8,761人に増大する。このころから、小学校を含め本建築校舎の建設や校具備品類の設置がようやく進むようになる。

5 娯楽・文化の台頭

戦争が終わった解放感は、廃墟のデルタでも早くから漂った。被爆翌月の昭和20(1945)年9月4日、全焼したキリンビヤホールでビールの立ち飲み自由販売が始まる。喫茶店は、焼け残った市立浅野図書館に中国復興財団が設け、砂糖水1杯を10銭で振る舞った³⁹⁾。

料理飲食店は、腹をすかせた市民を当て込み、「原子砂漠の新築建物は大体一万戸程度」とみられた翌年夏までに、料理店10、飲食店750、外食券食堂7の計767軒と戦前の1.5倍に増えた。「食堂の復興」は他都市と比較して遜色ないとされた⁴⁰⁾。

市民は娯楽にも飢えていた。映画館は、原爆で宇品の港劇場を除き壊滅したが、昭和21年2月に広島駅前荒神橋東詰めに松竹系の広島劇場ができ、5月には福屋百貨店7階に名画劇場と、この年だけで8館が開館⁴¹⁾。映画館は昭和24年には14館、演劇などの「その他の劇場」が6館となる⁴²⁾。市民は、1人当たり全国平均の年10回前後を上回る13回前後と、立ち見でも詰めかけた⁴³⁾。

男女の社交ダンスも起こった。戦前はダンス専門のホールはなかったが昭和21年7月、広島劇場裏に20坪(66平方メートル)の広さと17人のダンサーを抱える広島会館が登場した⁴⁴⁾。ダンス・ホールとレッスン場は同24年には計19に増えた。

被爆3年後のころからは、女性はモンペ姿からロングスカートが目立つようになる。米国・ハワイへ戦前渡った親族から慰問品が届くようになり、品物を売買する「『舶来屋』と呼ばれる広島に特徴的な商店」も増えていた⁴⁵⁾。

書店第1号は昭和21年春、下流川町(現中区流川町)のバラックで始めた瀬戸内海文庫⁴⁶⁾。広島県観光協会理事でもあった店主は昭和23年6月、総合雑誌『ひろしま』を創刊し、翌24年5月には全編英語の写真集『LIVING HIROSHIMA』(生きている広島)を刊行した。また、日英両語で「アトム書房」“Bookseller Atom”の看板を掲げたバラックが21年9月、原爆ドームと後に呼ばれる旧県産業奨励館近くに現れた⁴⁷⁾。



日系人の募金を基に開館した広島市児童図書館。中国新聞社昭和27年撮影

全焼した市立浅野図書館は昭和21年10月、比治山の山陽文徳殿を借り受けて臨時再開し、一部修理を終えた24年6月、小町(現中区)に戻った。若い世代の人気を集めたのが23年11月、中町(同)にモルタル平屋で開館したC I E(民間情報教育局)図書館だった。レコードコンサートや映画会を催し、アメリカ文化へのあこがれから昭和25年の利用者は7万6,552人をみた⁴⁸⁾。未設置だった県立図書館の母体となる県立児童図書館がC I E図書館の隣に開館したのは昭和26年11月である⁴⁹⁾。

「原爆の街の子どもたちに夢を」。廃墟の広島で初め

て建てられた文化施設は、旧軍用地が広がる基町（現中区）で昭和23年5月にできた児童文化会館と、昭和27年12月開館の市児童図書館である。前者は教師を中心に資金を募って建て（昭和25年からは市が運営）、後者は米国カリフォルニア州の南加広島県人会からの寄付400万円を基に誕生した。

原爆に見舞われた広島市民や県民をいち早く支援したのは、「在外同胞」とも呼ばれた日系人たちである。広島は全国最多の移民を送り出した「移民県」でもあった⁵⁰⁾。

6 日系社会からの支援

昭和23（1948）年3月26日、ロサンゼルスから広島商工会議所へ1通の手紙が届いた。日本製品の買い付けで帰郷した熊本俊典が16ミリカメラで取めた広島の現状を県人会の集まりで紹介し、楠瀬常猪知事から要請された復興支援を訴えると「復興援助促進会」が設立された、と伝えてきた⁵¹⁾。

その南加広島県人会⁵²⁾は2月に支援を決めた会合で3,000ドルを集めた⁵³⁾。「原爆被害者救援金募集に就いて 県人諸氏にお願い」。高田義一会長は、地元の日本語新聞を通じて募金を呼び掛けた⁵⁴⁾。

日本軍の真珠湾奇襲で、米国西海岸の1世や米国市民権を持つ2世ら12万1,000人は内陸部への移動を命じられ、10の収容所へ送られた⁵⁵⁾。戦後、広島ゆかりの日系人も生活再建の途上であり、暮らし向きは決して楽ではなかった。それでも南加広島県人会は、呼び掛けから半年後に1万2,000ドルを集め、一部を救援物資に充て似島学園（現南区）や市郊外五日市町（現佐伯区皆賀）の広島戦災児育成所など5施設548人に送る、と伝えてきた⁵⁶⁾。

ハワイでは昭和23年4月、「広島県戦災民救済会」がホノルルで結成される⁵⁷⁾。役員に就いた寺田久造氏らは前年10月、やはりバイヤーとして広島へ帰郷した折、弟の寺田豊議長や濱井信三市長から支援を求められた。活動はオアフ、カウアイなど各島に広がり、支援金は会結成の5か月後には「4万8,114ドル70セントの巨額に達し」⁵⁸⁾、昭和24年6月に約11万3,000ドルに上った⁵⁹⁾。1ドル360円、広島市の工場勤労者の平均給与は男性8,175円、女性3,484円の時代である⁶⁰⁾。

支援金はGHQの許可を得て昭和24年7月、まず9万ドルが届き、県と市が半額ずつ受け取った⁶¹⁾。広島市は4万5,000ドル（1,620万円）を充て、母子寮4棟を基町に増築し、助産院を宇品に、市郊外観音村（現佐伯区）に老人養護施設などを建てた⁶²⁾。さらに受け取った2万ドルで身体障害者の共同作業場なども設けた。

南加広島県人会からは「児童のために図書館を建設する費用として」と昭和25年5月、400万円が広島市に送られてきた⁶³⁾。市児童図書館は支援金に市費を加えて建設された。円形で周囲ガラス張りの建物は広島のランドマークにもなる。設計は平和記念公園に続いて丹下健三が手掛けた。昭和29年6月にはシアトル広島県人会から76万2,000円が寄せられ⁶⁴⁾、図書購入費に充てた。

日系社会からの支援は米国にとどまらない。ブラジル・サンパウロの広島県出身者らは昭和25年、「原爆孤児救援会」を結成し、物資を8施設に送った⁶⁵⁾。アルゼンチン広島県人会は昭和26年6月、復興資金約67万円を広島市に届けた⁶⁶⁾。個人的な帰郷や、墓参・観光団訪問のたびにも支援金や物資が寄せられた。

さらに「ヒロシマを救え」というハワイの活動は「全同胞」からアジア系、白人を巻き込み、英語メディアも盛んに取り上げた⁶⁷⁾。日系人の活動が米国市民を刺激し、フロイド・シュモア氏が率いた「ヒロシマ・ハウス」建設や、ノーマン・カズンズが提唱した原爆孤児の「精神養子」へと続き、事業の広がりをも支

えたのである。

7 高まるつち音

広島復興の財政的な弾みとなったのが、昭和24（1949）年8月6日公布の広島平和記念都市建設法である。戦災復興補助金の増大と国有地の無償譲渡が進んだ⁶⁸⁾。市民に夢をもたらしたのが、広島カープの誕生である。

「チーム名はカープ（鯉）と決定した」。中国新聞昭和24年9月28日付で市民に初めて「広島カープ」の名称が報じられた2か月後の11月28日、セントラル野球連盟への加盟が認められる⁶⁹⁾。翌昭和25年1月15日、西練兵場跡（現県庁一帯）に木造スタンドを設けた市民球場でチーム結成披露式が開かれ、郷土出身の石本秀一監督率いるチームの門出を約2万人が祝った。

東京や大阪などの他球団と違って親会社はなく、資本金は官民の有力者が寄せた⁷⁰⁾が、選手の給料遅配が続く。公式戦は41勝96敗1分けの最下位に終わった。翌昭和26年のシーズン開幕前には、身売りや他球団との合併話まで追い込まれた。石本監督は、支援金も募る後援会の結成を発案して東奔西走し、約1万3,000人が賛同した⁷¹⁾。それだけに「市民・県民のチーム」として応援は熱を増す。カープの躍進に広島復興と発展を重ね合わせたのである⁷²⁾。

この時期、「貧乏球団」といわれながらも広島カープが存続できたのは、復興への確かな手ごたえが広がっていたからである。

昭和25年6月に起きた朝鮮戦争は全国に特需ブームをもたらす。米軍の「軍用物資の買い付けが行われて、その支払いがドルでなされドル収入が一挙に増加した」⁷³⁾。広島では造船、車両部品、木材、人絹、針などの輸出が伸び「一転して活況を謳歌する」⁷⁴⁾。市民は衣食から暮らしの上向きを感じるようになった⁷⁵⁾。

人口は6月末に28万人を突破し⁷⁶⁾、昼間は40万人を越す。一般住宅は「バラックより本建築へと進み」、会社や飲食店、商店、公営住宅などを含めると6万5,000戸を数えた。電力の平均使用量は県内全体の22%を占め、「歓楽街のめざましい復興ぶりに伴って昔懐かしいネオンサインが復活」した⁷⁷⁾。

原爆で大半が焼失した車両不足から車外にはみ出た乗客の死傷が珍しくなかった路面電車は115両に増え、殺人的な混雑は解消された⁷⁸⁾。

占領統治が明けた昭和27年の師走には、総支出のうち食料費の割合を示す市民のエンゲル係数は50.4まで下落し、「家計は今ようやく一息ついたところまできた」⁷⁹⁾。10月には広島初の民間放送局「ラジオ中国」（RCC）が開局した⁸⁰⁾。

被爆10年後の昭和30年になると、平和記念公園内に1,200席のホールや25の宿泊室を備えた市公会堂が3月落成し、続く8月には原爆資料館（正式名称は広島平和記念資料館）が開館する。人口は37万人と増え続けた。半面、復興をめぐる影も濃くなり、昭和30年4月の広島市長選は平和記念都市建設に基づく事業の進め方が争点となった。

8 光と影

復興を指揮した濱井信三市長は、昭和30（1955）年4月の市長選で3選に挑んだが涙をのむ⁸¹⁾。弁護

士の渡辺忠雄が、デルタを東西に貫く「100メートル道路（平和大通り）を50メートルにして、鉄筋製の文化アパートを建てる」とぶちあげ、破った⁸²⁾。

平和記念都市5か年計画による戦災復興区画整理事業で、道路は市街地面積の31%、戦前はほとんどなかった公園・緑地は7%となった⁸³⁾。公共用地が広がった半面、対象区域の住民は立ち退きを迫られ、行き先のない住民は緑地が計画されていた河岸などに移転先を求めた。住宅不足は約1万3,000戸といわれた⁸⁴⁾。

広島の玄関口である駅前帯はバラックが密集し、昭和30年4月に48戸を全半焼、翌31年7月にも70戸を全焼するなど大火が続いた⁸⁵⁾。立ち退き区域だったが、そのたび仮設バラックが建ち、「不公平」などと市民から批判の声も高まる。広島市は同年9月強制執行に踏み切り、住民と警官隊がもみ合う事態までになった。

広島市の勤労世帯の月平均実収入額は、経済白書が「もはや戦後ではない」とした昭和31年に対前年比10.4%上昇し、33年になると19.5%も増える⁸⁶⁾。人口は41万人台となり戦前の最盛時の水準を回復した。

市制施行70年が重なった昭和33年は「広島復興大博覧会」が4月1日から50日間開かれる。原爆で失われた広島城の天守閣を復元し、郷土館の会場に充てた。第1会場の平和記念公園では、復興館やテレビ電波館などに加え、「原子力の平和利用」をテーマに米国製のマジック・ハンドも展示した原子力科学館⁸⁷⁾や、ソ連が協力した「人工衛星館」が設けられた。入場者は累計87万7,000人と予想を上回る盛況となった⁸⁸⁾。

広島は高度経済成長の波に乗る。昭和32年7月、ナイター設備を兼ね備えた広島市民球場と、1日700台が発車するバスセンターが基町にできる。渡辺市長は100メートル道路の縮小を見直し、昭和32年から翌33年にかけて県内の町村に供木の提供を呼び掛けた。市民もバラ園の苗などを寄贈する。「昼なお暗いほど、雑草にうずもれて」⁸⁹⁾とも表された平和大通りの景観は大きく変わり、昭和40年5月全通する。

乗降客やバス・タクシーの乗り入れで混雑を極めた広島駅前の整備も進み、国鉄と広島市・地元財界などの出資で広島駅が地上7階・地下1階の「民衆駅」として開業したのは、やはり昭和40年12月である。

人口は、前年に50万人の大台に乗っていた。増え続けるごみ・し尿処理が市民生活の新たな問題として浮上する。支店経済の様相も強めた広島で、50万市民のうち8割が非被爆者となっていた⁹⁰⁾。復興に続く経済成長の波に乗った者と、そうではない者との落差は一層濃くなっていた。

返り咲いた濱井市長が率いる広島市は、40年4月の原爆医療法改正で「被爆者の住宅総合対策の確立」が付帯決議されたのを受け、「原爆スラム」と呼ばれた河岸緑地などに立つ住宅の解消に向け、県と本格的な対策に乗り出す⁹¹⁾。

市と県が翌昭和41年11月まとめた調査によると、「原爆スラム」は市内63地区に5,449戸、6,256世帯があり、3分の1が被爆世帯であった⁹²⁾。基町の太田川堤防沿いに3,141戸、3,453世帯が密集し、翌42年7月27日の大火では、171世帯、



太田川左岸に密集した老朽住宅群。中国新聞社昭和37年撮影

532人が被災した⁹³⁾。

基町再開発は昭和44年から始まる。226億円を投じて対象区域33.36ヘクタールにあった2,600戸の老朽住宅を取り除き、高層住宅を建て環境と装いを一新する⁹⁴⁾。

「この地区の改良なくして広島戦後は終わらない」。この言葉を刻んだ基町地区再開発事業記念碑が広島城南緑地帯に建てられたのは昭和53年10月である。

広島が復興を成すまでには、市民各自の奮闘とさまざまな支援、ひずみや矛盾があった。原爆市長とも呼ばれた濱井元市長が「よくも生き抜いてきた」と書き残しているように、その感慨は原爆による廃墟からの生活再建に挑んだ市民共通の思いだろう⁹⁵⁾。先人たちが掲げた「恒久平和を実現しようとする理想の象徴」に広島がなりえているかどうかは、今を、未来を生きる市民にとっても共通の課題である。

(西本 雅実)

注・参考文献

- 1) 広島市『昭和52年版 市勢要覧』(広島市, 昭和53年3月)66-67頁。内閣統計局の調査によると、広島市の居住人口は1944年2月22日時点では34万3,034人だった。
- 2) 本店社員約3分の1の102人が犠牲となった中国配電は、被爆翌日から送電復旧作業を始め、「11月末にはすべての被害地域への送電復旧を完了した」。中国電力50年史編集委員会『中国電力50年史』(中国電力, 2001年)68頁。しかし電力不足が慢性的に続き、全面停電は珍しくなかった。
- 3) 69人が犠牲となった広島ガスは1946年4月11日、宇品町の残存需要家235戸にガス供給を開始した。広島ガス社史編集委員会『広島ガス80年史』(広島ガス, 1990年)10頁
- 4) 日本銀行広島支店「歳末経済金融報告」1945年12月31日によると、「木材ノ入手困難ナル事情モアリ住宅営団ノ年内三千五百戸建設計画モ掛声バカリテ現在見本程度ノコノ数軒ヲ申訳的二建テナニ過ギナイ」。広島市『広島新史 経済編』(広島市, 1984年)34頁。
- 5) 柴田重暉『原爆の実相』(文化社, 1955年)73-74頁。広島市の給水は「焼け跡の至るところに口を開けた水道からこぼれ出」て炎天下の尋ね人や整理作業者の喉を潤したが、焼け跡の漏水が原因で「却って水不足に悩まされる結果を招いた」。柴田は被爆時に市助役だった。
- 6) 広島県『原爆三十年』(広島県, 1976年)135頁
- 7) 1945年12月6日付
- 8) 中国新聞1945年12月19日付「戦災者一千人の声」
- 9) 広島県『広島県砂防災害史』(広島県土木建築部砂防課, 1997年)33頁。枕崎台風は1945年9月17日広島に襲来し、県沿岸部を中心に死者・行方不明者は2,012人を数えた。「原爆による戦災のため、气象台(注・当時は広島管区气象台)の電話回線が復旧しておらず」「関係機関へ通報したり、ラジオで一般住民に知らせたりする体制ができていなかった」。
- 10) 広島県警察史編集委員会『新編広島県警察史』(広島県警察連絡協議会, 1954年)951頁
- 11) 蜂谷道彦『ヒロシマ日記』(朝日新聞社, 1955年)同新版(法政大学出版局, 1975年)245-246頁
- 12) 米第6軍先遣隊が大坂から呉市に入ったのは1945年9月26日。広島県『広島県戦災史』(第一法規出版社, 1988年)481頁
- 13) 前掲『新編広島県警察史』952頁
- 14) 中国新聞1946年8月6日付
- 15) 前掲『新編広島県警察史』956頁
- 16) 夕刊ひろしま1946年2月7日付。広島市内の闇市への第1回摘発は同6日行われ、違反者111人(うち女性50人)を拘束したという。
- 17) 同6月15日付
- 18) 中国新聞1946年8月6日付
- 19) 同8月1日付
- 20) 井上亮『焦土からの再生』(新潮社, 2012年)48-49頁。「いまではほとんど忘れられているが、昭和天皇二度目の『玉音放送』である。天皇が終戦と同様にラジオで訴えなければならぬほど、国民の生活は極限に達していた」と、1946年5月24日のラジオ放送の内容を紹介している。
- 21) 中国新聞1946年5月22日付
- 22) 夕刊ひろしま同年6月24日付、同26日付
- 23) 広島市「広島市報 復活第5号」1946年7月20日(広島市公文書館)
- 24) 夕刊ひろしま1946年6月26日付
- 25) 中国新聞同7月12日、17日付
- 26) 同7月15日付

- 27) 広島市『広島新史 市民生活編』(広島市, 1983年) 25頁
- 28) 広島市議会「広島市議会会議録」1946年9月18日
- 29) 中国新聞 1946年2月1付。比治山国民学校の弁当持参調査は1月17日に行われた。
- 30) 同 46年8月31日付
- 31) 同 1948年2月24日付
- 32) 同 11月3日付。総理府(現内閣府)世論調査の広島市関連による
- 33) 幟町小学校創立百周年記念事業委員会『さつき』(幟町小, 1973年) 80-81頁
- 34) 夕刊ひろしま 1946年6月3日付
- 35) 前掲『さつき』92頁
- 36) 広島市『新修広島市史 第四巻文化風俗編』(広島市, 1958年) 639頁
- 37) 前掲同 644頁
- 38) 中国新聞 1947年5月22日付
- 39) 中国新聞 1945年9月5日付。同 11月11日付によると、キリンビヤホールでの立ち飲みはビール瓶不足から休止となる。
- 40) 同 1946年8月4日付
- 41) 前掲『新修広島市史 第四巻』668-669頁
- 42) 広島市『市勢要覧』(広島市, 1950年) 87頁
- 43) 前掲『新修広島市史 第四巻』669頁
- 44) 中国新聞 1946年7月15日付
- 45) 前掲『新修広島市史 第四巻』670頁
- 46) 広島県立文書館「田中嗣三資料仮目録」2009年4月21日(広島県立文書館)。「LIVIN G HIROSHIMA」の出版経緯については、西本雅実「ヒロシマをめぐる『神話』と『事実』」(『広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告第7号』2011年5月)を参照。
- 47) 毎日新聞社『毎日グラフ』(毎日新聞社, 1985年10月13日号) 9頁。元学徒兵の杉本豊が「日本人はすぐに立ち直るぞ」と進駐軍に示したい」との思いから学生時代の蔵書を並べたという。広島の前からの移り変わりを書き続けた薄田太郎は、中国新聞 1956年8月2日付で「鉄道草が生い茂っていた電車道に」アトム書房が登場したときの驚きを書き残している。
- 48) 前掲『新修広島市史 第四巻』671-672頁
- 49) 広島県社会教育委員会連絡協議会『社会教育三十年の歩み』(連絡協議会, 1977年) 14-15頁
- 50) 1899年から1941年の累計県別移民数で広島県は9万6,848人、次が沖縄県の7万2,227人。国際協力事業団『海外移住統計』(国際協力事業団, 1990年) 119頁
- 51) 中国新聞 1948年3月27日付
- 52) 南加広島県人会 75周年記念誌委員会『南加広島県人会 75周年記念誌』(南加広島県人会, 1985年)「ひろしま県人会 75年の歩み」。ロサンゼルスを拠点とする広島県人会は第2次大戦中の中断を挟み、1946年8月広島原爆1周年慰霊追悼会を営み、翌年に芸備協会、1948年南加広島県人会となり、広島市出身の高田義一が初代会長に就いた。
- 53) 羅府新報 1948年2月18日付。羅府新報(本社ロサンゼルス)は大戦中の発行停止を経て1946年1月1日復刊。
- 54) 同 2月27日付。「戦争のために被害を被ったという点では、在米同胞も故国の人々と異なる所はありませんが、私たちは幸いにも物資豊かな米国にあって、同じく復興線上を辿りながらも、故国の現状に比べれば、天地雲泥の相違がその間に認められるのであります」「せめて前記の孤児や、母子寮にいる人々や、その他たくさん気の毒な人々にせめて温かい手を差し延べたい」と呼び掛けた。
- 55) ロバート・ウィルソン、ウィリアム・ホソカワ『ジャパニーズ・アメリカン』(有斐閣, 1982年) 227頁。ホソカワは、両親が広島県安佐郡(現安佐南区)から渡った。
- 56) 中国新聞 1948年8月4日付。前掲『南加広島県人会 75周年記念誌』30頁によると、救援金は当時1万5,000ドル集まったが「日本は米軍占領下、送金することができず、救援物資の輸送だけは許されていたので」5000ドル分の物資を広島市の母子寮や孤児院に送ったとある。
- 57) 布哇報知(本社ホノルル) 1948年4月5日付
- 58) 中国新聞 1948年9月18日付
- 59) 布哇報知 1949年6月27日付
- 60) 前掲『市勢要覧』(1950年) 78頁
- 61) 中国新聞 1949年7月20日付
- 62) 広島市「市政広報ひろしま」1950年12月1日(広島市公文書館)
- 63) 中国新聞 1950年5月10日付
- 64) 同 1952年6月13日付
- 65) ブラジル広島県人会『ブラジル広島県人会発展史並びに県人名簿』(ブラジル広島県人会, 1967年) 38-39頁
- 66) 中国新聞 1951年6月28日付
- 67) 同 1948年4月14日付, 1949年9月22日付
- 68) 広島都市生活研究会『広島被爆40年史 都市の復興』(広島市, 1985年) 56-57頁。国有地は34ヘクタールが無償譲渡され、広島市民病院など公共施設が建った。
- 69) 日本野球連盟の解散でセ・パに別れ、セントラル野球連盟へ加盟が認められた時は「広島カープス」と名乗っていた。中国

新聞 1949 年 11 月 29 日付。その直後から「カーブ（鯉）」の複数形は「S」が見つからないと広島大学教授や学生の投書があり、本来の広島カーブに戻った。

- 70) 広島県の楠瀬常猪知事をはじめ県議会正副議長、広島市の濱井信三市長、地場企業の各代表らが株式を申し込んだ。中国新聞社『V1 記念 広島東洋カーブ球団史』（広島東洋カーブ、1976 年）171 頁
- 71) 前掲『V1 広島東洋カーブ球団史』337-340 頁
- 72) 広島カーブは、1967 年広島東洋カーブに改称し、初優勝したのは 1975 年。10 月 20 日、平和大通りで行われた優勝パレードには市民 30 万人が押し掛けた。
- 73) 中村隆英『昭和史Ⅱ 1945 - 1989』（東洋経済新報社、1993 年）439 頁
- 74) 前掲『広島新史 経済編』295-296 頁。広島県全体の特需受注額は「最初の 4 か月のみで、約 4 億円」と推計され、1951 年 6 月までの「1 か年間に、約 12 億 5,600 万円にのぼったといわれる」。
- 75) 広島県内 3000 世帯に尋ねたアンケート調査（2951 票を回収）によると、「食べもの」が「良くなった」が 48%と最も多く、「着るもの」も「良くなった」が 38%をみた。中国新聞 1950 年 9 月 24 日付
- 76) 1950 年 10 月 1 日の第 7 回国勢調査によると、広島市の人口は 28 万 5,668 人と全国 11 番目となった。前掲『市政広報ひろしま』1950 年 12 月 1 日号
- 77) 中国新聞 1950 年 8 月 6 日付
- 78) 市内電車は、原爆による車両不足から超満員の乗客を乗せて走り、車外にはみ出たり飛び降りたりするなどして 1946 年は、死者 12 人・負傷者 120 人を数えた。中国新聞 1947 年 1 月 10 日付
- 79) 広島市『市勢要覧 1952』（広島市、1953 年）227 頁
- 80) 中国放送 50 年史編さん委員会『中国放送の 50 年』（中国放送、2002 年）34 頁。開局に際し、世界平和記念聖堂（広島市中区鞆町）の「平和の鐘」をオープニングに放送した。
- 81) 濱井信三は落選後、「広島市政秘話」を中国新聞 1955 年 7 月 15 日 -10 月 5 日付で 74 回連載。『原爆市長』（朝日新聞社、1967 年）はそれを基にしている。
- 82) 渡辺忠雄は 5 万 7,335 票、濱井は 5 万 5,758 票だった。
- 83) 中国新聞 1955 年 7 月 22 日付「広島市建設 10 年の歩み」
- 84) 同 7 月 24 日付
- 85) 戦災復興事業誌編集研究会・広島市『戦災復興事業誌』（広島市、1995 年）131 頁
- 86) 広島市『市勢要覧 1959』（広島市、1960 年）77 頁
- 87) 原子力科学館は原爆資料館を会場とした。広島復興大博覧会を機に、米国から提供された原子力船の模型など「原子力平和利用」の展示を一部そのまま続けたが、1967 年に撤去した。中国新聞 1967 年 5 月 7 日付
- 88) 広島復興大博覧会誌編集委員会『広島復興大博覧会誌』（広島市、1959 年）228-229 頁
- 89) 大田洋子『夕風の街と人と一九五三年の実態』（講談社、1955 年）51 頁
- 90) 1964 年の市人口は 51 万 1,611 人、市内在住の被爆者は 9 万 3,393 人だった。
- 91) 「原爆スラム」の呼称はメディアでは 1960 年代初めから使われるようになった。偏見ととられかねない呼称であり現在一般的に使わないが、当時の報道も差別を助長する意図はないといえる。広島在住の作家文沢隆一は基町の「原爆スラム」に住み、「相生通り」と題して優れたルポを表している。山代巴編『この世界の片隅で』（岩波書店、1965 年）に収録。中国新聞は 1967 年 7 月 26 日付から実情報告の「原爆スラム」を 8 回掲載した。
- 92) 中国新聞 1966 年 12 月 1 日付。被爆世帯は 1,906 戸、2,160 世帯を数えた。
- 93) 基町の「原爆スラム」に住む 892 世帯、3,015 人を調べた大阪市大の大藪寿一助教授のまとめによると、被爆世帯は 35・1%。家屋は全体の 92%がバラックで、40%が借家だった。職業は日給が 50%近く、無職が 20%、老人と孫だけの世帯が 13%もあった。中国新聞 1968 年 4 月 29 日付
- 94) 広島県・広島市『基町地区再開発事業概要』（広島県・広島市、1978 年）
- 95) 前掲『原爆市長』復刻版（シフトプロジェクト、2011 年）99 頁

- ・井上亮『焦土からの再生』（新潮社、2012 年）
- ・大田洋子『夕風の街と人と一九五三年の実態』（講談社、1955 年）
- ・国際協力事業団『海外移住統計』（国際協力事業団、1990 年）
- ・柴田重暉『原爆の実相』（文化社、1955 年）
- ・戦災復興事業誌編集研究会・広島市『戦災復興事業誌』（広島市、1995 年）
- ・中国新聞社『V1 記念 広島東洋カーブ球団史』（広島東洋カーブ、1976 年）
- ・中国電力 50 年史社史編集小委員会『中国電力 50 年史』（中国電力、2001 年）
- ・中国放送 50 年史編さん委員会『中国放送の 50 年』（中国放送、2002 年）
- ・中村隆英『昭和史Ⅱ 1945 - 1989』（東洋経済新報社、1993 年）
- ・南加広島県人会 75 周年記念誌委員会『南加広島県人会 75 周年記念誌』（南加広島県人会、1985 年）「ひろしま県人会 75 年の歩み」
- ・鞆町小学校創立百周年記念事業委員会『さつき』（鞆町小、1973 年）
- ・蜂谷道彦『ヒロシマ日記』（朝日新聞社、1955 年）『ヒロシマ日記 新版』（法政大学出版局、1975 年）
- ・濱井信三『原爆市長』（朝日新聞社、1967 年）『原爆市長』復刻版（シフトプロジェクト、2011 年）

- ・広島ガス社史編纂委員会『広島ガス 80 年史』（広島ガス、1990 年）
- ・広島県『原爆三十年』（広島県、1976 年）
- ・広島県『広島県戦災史』（第一法規出版社、1988 年）
- ・広島県『広島県砂防災害史』（広島県土木建築部砂防課、1997 年）
- ・広島県・広島市『基町地区再開発事業概要』（広島県・広島市、1978 年）
- ・広島県警察史編集委員会『新編広島県警察史』（広島県警察連絡協議会、1954 年）
- ・広島県社会教育委員会連絡協議会『社会教育三十年の歩み』（連絡協議会、1977 年）
- ・広島市「広島市報 復活第 5 号」1946 年 7 月 20 日（広島市公文書館）
- ・広島市『昭和二十二年版 市勢要覧（復興第二年号）』（広島市、1947 年）
- ・広島市『市勢要覧』（広島市、1950 年）
- ・広島市『市勢要覧』（広島市、1953 年）
- ・広島市『市勢要覧』（広島市、1960 年）
- ・広島市『新修広島市史 第四巻文化風俗編』（広島市、1958 年）
- ・広島市『広島新史 市民生活編』（広島市、1983 年）
- ・広島市『広島新史 経済編』（広島市、1984 年）
- ・広島市議会「広島市議会会議録」1946 年 9 月 18 日
- ・広島都市生活研究会『広島被爆 40 年史 都市の復興』（広島市、1985 年）
- ・広島復興大博覧会誌編集委員会『広島復興大博覧会誌』（広島市、1959 年）
- ・ブラジル広島県人会『ブラジル広島県人発展史並びに県人名簿』（ブラジル広島県人会、1967 年）
- ・毎日新聞社『毎日グラフ』（毎日新聞社、1985 年 10 月 13 日号）
- ・山代巴編『この世界の片隅で』（岩波書店、1965 年）
- ・ロバート・ウィルソン、ウィリアム・ホソカワ『ジャパニーズ・アメリカン』（有斐閣、1982 年）
- ・西本雅実「ヒロシマをめぐる『神話』と『事実』」（『広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告第 7 号』2011 年 5 月）
- ・広島県立文書館「田中嗣三資料仮目録」2009 年 4 月 21 日（広島県立文書館）
- ・広島市「広島市報 復活第 5 号」1946 年 7 月 20 日（広島市公文書館）
- ・広島市「市政広報ひろしま」1950 年 12 月 1 日（広島市公文書館）

コラム

広島カープ——市民の球団，復興の道標

はじめに

広島象徴は何か——広島県民は、世界遺産の原爆ドームと宮島（厳島神社）、広島カキやお好み焼に加え、広島交響楽団とサンフレッチェ広島、そして広島カープという 3 大プロの存在も外せない、と考えている¹⁾。このうちもっとも古い歴史を有するのが広島カープ(正式名称は「広島東洋カープ」)だ。

1 市民の球団

戦前から広島商業をはじめ全国大会で優勝するほどの強豪校を擁し、戦後再開したプロ野球の広島での興行時には球場が超満員となる盛況を呈するなど、広島県民にとって野球は人気のスポーツだった。プロ野球界が昭和 25（1950）年から 2 リーグ制に再編される機会を捉えて広島もリーグ加盟に名乗りを上げ、1 月 15 日にカープ発会式を挙行、3 月 10 日に初試合を行う。「カープ（Carp 鯉）」の名が選ばれたのは、広島太田川で「出世魚」の鯉がたくさん採れたこと、毛利輝元が築城した広島城が「鯉城」と呼ばれたことなどによる²⁾。

他球団と違って、カープは親会社を持たず、広島市と広島県など自治体の出資によって誕生し、市民、県民が自ら株主となって基金を集め、この郷土のチームを支えた。結成当初から深刻な財政難に見舞われたが、市民は郷土のチームを支援すべく、職場に後援会を立ち上げ、あるいは球場前に置か

れた日本酒の四斗樽（広島には造り酒屋が多かった）に募金をしてチームの窮状を救った³⁾。カーブが「市民の球団」と呼ばれる所以である。

2 「戦争の影」を背負って

黎明期に活躍したカーブの選手のなかには、「戦争の影」を背負った広島出身者が少なくない。たとえばハワイ日系移民の銭村健四は、兄の健三と一緒に昭和28（1953）年にカーブに入団したが、彼は太平洋戦争中、家族とともにアリゾナ州の日系人強制収容所に抑留された苦い経験を持っていた。郷土の人たちから熱烈な歓迎を受けてカーブに入団した銭村健四は、外野の守備や走塁で鳴らし、同29年7月のオールスター・ゲームにも監督推薦で出場している⁴⁾。

カーブにはまた、広島で被爆体験を持つ選手も含まれていた。原田高史もその一人で、13歳の時に皆実町で勤労作業中に原子爆弾に襲われた。顔や手足に火傷を負った彼が当時着ていた服は、今も広島平和記念資料館に保管されている⁵⁾。

3 親善大使として

カーブ初の海外遠征はフィリピンだった。チーム結成4年目、昭和29（1954）年1月のことだ。フィリピンは太平洋戦争中、日本軍に占領され、甚大な被害を受けており、対日感情が厳しかった。前年の28年、マニラ近郊の刑務所で服役していた100人余りの日本人戦犯（約半数は死刑囚）がフィリピン大統領の恩赦で釈放されるなど、友好ムードの兆しこそ見えたが、依然として「フィリピン人の反日感情は強い、といわれている中で敢行された遠征であった⁶⁾」。

この遠征は松本瀧蔵（広陵野球部OBで、戦前にフィリピン大学教授を務めた）がフィリピン側に打診した結果、実現したものだ⁷⁾。昭和29年の1月16日から31日までマニラのリサール記念野球場で計12試合が行われ、このうちカーブは11試合に勝利を収めた。現地の新聞は「被爆都市広島から来たカーブ」の試合を連日のように報じた。「日本の親善大使たち」と現地紙で評されたカーブは、試合を通じてフィリピン国民にプロとしての落ち着きを示した⁸⁾。ラモン・マグサイサイ大統領はじめ、カーブの選手と接したフィリピン人は彼らを温かくもてなし、選手たちに「好印象を与えてくれた⁹⁾」。カンルーバン・シュガー・バロンズとの最終戦（1月31日）の終了後、帽子を振って別れの挨拶をするカーブの選手たちに、フィリピンの観衆は温かい拍手を送った。

4 復興のシンボル

「原爆被災の跡が、まだあちこちに残って」いたところに誕生したカーブは¹⁰⁾、広島復興のシンボリック的存在だった。昭和32年（1957）年7月、原爆ドームに対峙する位置に、広島で初のナイター設備を備えた広島市民球場が完成し、24日に初ナイターが行われた¹¹⁾。ただ、チームは長く下位に甘んじ、球団創設から18年間、Bクラスにとどまった。そんなカーブを支えたのはファンの熱意であり、昭和30年代後半に広島を訪れた作家・大江健三郎も、「昨夜のカーブの試合の噂に夢中」なタクシー運転手の姿を著書『ヒロシマ・ノート』に書き留めている¹²⁾。

昭和49（1974）年10月、メジャーリーグでのコーチ経験を持つジョー・ルーツが監督に就任し（プロ野球界初のアメリカ人監督でもあった）、帽子とヘルメットを「戦う色」の赤に変える。カーブは翌50年のペナントレースで「赤ヘル」旋風を巻き起こし、10月15日の対巨人戦で勝利を収め、初

のリーグ優勝を果たす。球団創設 26 年目にして念願の初優勝、創設時代から積み上げてきた野球が花開いた瞬間であった。

被爆直後に誕生したカーブは、広島復興とともに歩んだ地元スポーツの代表、地域密着型プロスポーツの先駆けだ。平和への思いを表すべく、チームは平成 20 (2008) 年から「8 月 6 日」にもっとも近い日の広島での試合を「ピースナイター」とし、被爆体験を次世代に継承する努力を始めている。

(永井 均)

注

- 1) 広島県「平成 19 年度第 1 回広島県政モニターアンケート調査の結果」
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kenseiiken/1184907357815.html> (2014 年 1 月 16 日アクセス)。
- 2) 中国新聞社編『広島東洋カーブ球団史』(広島東洋カーブ, 1976 年) 173 頁。
- 3) 西本恵『広島カーブの昔話・裏話』(トーク出版社, 2008 年) 84-91 頁。
- 4) Bill Staples, Jr., *Kenichi Zenimura: Japanese American Baseball Pioneer* (North Carolina: McFarland & Company, Inc., Publishers, 2011), pp. 116, 197-200; 『朝日新聞』1954 年 6 月 30 日付。
- 5) 前掲, 西本『広島カーブの昔話・裏話』198-205 頁。「地獄の記憶をふりきるように野球にのめり込んだ日々」(『アサヒグラフ』第 2930 号, 1979 年 8 月 17 日) 23 頁。「平和データベース」http://a-bombdb.pcf.city.hiroshima.jp/pdbj/detail.do?data_id=52597 (2014 年 1 月 23 日アクセス)。
- 6) 白石勝巳『背番号 8 は逆シングル』(ベースボール・マガジン社, 1989 年) 196 頁。
- 7) 同前, 197-199 頁。
- 8) *Manila Bulletin*, 23, 30 Jan. 1954; 前掲『広島東洋カーブ球団史』327 頁。
- 9) 山川武範「日比親善の旅—フィリピン紀行」(『ベースボール・マガジン』第 9 巻第 3 号, 1954 年 3 月) 73 頁。
- 10) 堀内慧子氏の回想による(前掲『広島東洋カーブ球団史』348 頁)。
- 11) 広島市民球場は、老朽化のために平成 22 (2010) 年 9 月をもって閉鎖され(カーブ最後の試合は平成 20 年 9 月 28 日), 平成 24 年にライトスタンドの一部を残して解体された。平成 21 年 3 月, 広島駅近くに新しい球場「MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島」, 通称「マツダスタジアム」が完成し, 同シーズンからカーブの本拠地として使われている。
- 12) 大江健三郎『ヒロシマ・ノート』(岩波新書, 1965 年) 46 頁。

新しいアイデンティティーを求めて

第9章 平和を模索する都市

はじめに

原爆の放射線は、人体に原爆症を引き起こした。急性原爆症の猛威は約2か月間続いたが、これを取り切ることのできた患者の症状は、徐々に回復に向かった。戦後の広島は、これら生存者を中心にその歩みを始める。

広島への原爆投下のニュースに、原子エネルギーが人類の将来に大きな影響を及ぼすことを直感した多くの人びとがあった。被爆2年目には核戦争による人類の滅亡を予感し、恒久平和の実現を目指す動きが起こった。また、海外からは、広島・長崎の原爆被害に強い関心を寄せる人びとによる被爆地救援や被害の実相を伝える運動が始まった。本章では、広島の行政・運動・教育の各分野で展開された平和模索の歩みを取り上げる。

被爆直後から被爆の実相を訴える試みは見られる。しかし、それらが社会的影響力を持つようになるには、講和条約発効前後からである。以後、原爆被害者の思いや声がさまざまな形でまとめられている。ここでは、被爆60年後の被爆者の平和観を事例研究の形で紹介する。

I 平和行政

1 平和行政の萌芽—広島市平和祭—

(1) 戦災死没者一周年追悼会

原爆を生き延びた広島市の市民は、まず肉親や知人の消息捜しと死者への慰霊に取り組んだ。被爆の翌年昭和21(1946)年5月、広島市は、供養週間を設け、各町会の協力のもとに遺骨収集を実施した。最終日には西本願寺の大谷光照法主を迎えて、建設中の供養塔前において戦災死没者収骨供養法会を挙行了。さらに一周年目の8月6日には広島市・宗教連盟広島県支部・広島市戦災死没者供養会による戦災死没者一周年追悼会が午前6時半から約6時間にわたり挙行された。以後毎年欠かさず挙行されることになる各宗派共同の追悼行事の始まりであった。なお、広島市は、この日の午前8時15分に、黙とうをするよう市民に呼びかけている。

(2) 日本国憲法をめぐる広島市の動向

日本政府は、昭和21(1946)年4月17日、憲法改正草案の全文を発表した。11月3日には日本国憲法が公布され、翌昭和22年5月3日から施行されることとなった。広島では新憲法の平和主義に共鳴するさまざまな動きが現れた。

広島市町会連盟は、昭和21年4月、平和復興祭を計画し、広島市にその旨を申し入れた。また、6月28日には、広島県商工経済会と広島市本通商店街復興協議会が、世界平和記念祭のプログラムを作成し、広島市に建議している。広島市は、こうした市民の声に呼応して、7月初め、8月6日を中心に平和復興祭を開催することを計画した。その意図は「8月6日を戦争放棄世界平和の記念日として後世に伝えるとともに文化的平和都市として再建に努力する市民に希望を与える」（『中国新聞』7月6日）ことにあった。

昭和22年8月6日、平和祭が、広島平和祭協会（広島市役所・広島商工会議所・広島観光協会の三者が発起人となり6月20日設立）主催により開催された。占領軍も好意的で、マッカーサー元帥が長文のメッセージを式典に寄せた。9月に長田新（広島文理科大学学長）・長谷信夫（医師）ら在広文化人が設立した日本文化平和協会は、平和祭が「恒久平和」をスローガンとする年一回のお祭りであるとするれば、「恒久平和の研究と実現とに寄与することを主要な使命」（『恒久平和論』長田の序）とする活動組織であった。また、広島平和記念都市建設法（昭和24年8月6日施行）は、新憲法に寄せる被爆地の思いを、国民の意思として法律の形式に高めたものといえよう。こうした一連の動向が示しているように、広島では都市復興のスタート時点で、憲法の平和主義が強く意識されていたのである。

（3）平和祭の展開と挫折

平和祭開催の趣旨は、「被爆市民の平和への意志を全世界に公表」（『原爆市長』）、「平和の息吹で原子砂漠をおおう」（『中国新聞』昭和22（1947）年6月21日）、「パリ祭になぞらえて8月6日を世界平和が蘇った日として永劫にメモライズする」（『中国新聞』6月22日）などと表現されている。広島市は、昭和22年7月31日、「毎年8月6日は、本市の平和記念日として市役所事務を休停する」との条例（「広島市役所事務休停日条例」）を制定し、市役所あげて8月6日を迎えることとした。これに呼応するかのようになり、アメリカ北部バプテスト連盟の人びとによる「8月6日＝世界平和デー」の呼びかけがなされ、昭和23年4月18日には、世界26か国の発起人により世界平和デー委員会が組織された。そして、同委員会による第一回世界平和デーの行事が、8月6日に世界の各地で挙行された（広島平和協会『「平和と広島」に関する国外からの書簡 第一輯』）。さらに、昭和24年2月1日、広島市議会は、「8月6日を平和の日として国民の祝祭日に加えられるよう要望の件」を決議した。

平和祭の式典にマッカーサー連合軍最高司令官・英連邦軍総司令官・米軍政部長、総理大臣・衆参両院議長などがメッセージを寄せた。式典の様子は、JOFK（NHK広島）、式典の様子を実況放送するとともにJOAK（東京）を通じて米国に中継（日本の戦後初の国際放送）、INS、CBSなどの米国の放送会社やユナイテッド、日映、時事などのニュース映画会社が取材した（『中国新聞』8月7日）。

広島側からも国内外からの関心に応じる、あるいは関心を高める行動が取られていた。全国の戦災都市へ送る平和記念樹苗の伝達（第1回）や全国のさまざまな人びとに対する式典参加の要請である。昭和25年の広島市の案内状発送先の予定は、占領軍関係者、内閣総理大臣、衆参両院議長、国務大臣（15人）、衆議院議員（453人）、参議院議員（256人）、県会議員（57人）、市会議員（38人）、商工会議所議員（69人）、各都道府県知事（46人）、全国都市長（233人）、県内市町村長（347人）、在広新聞社（19人）、市戦災孤児収容所（6人）、市政功労者（23人）、県下市会議長（5人）、合計1,567人となっていた（『広島新史資料編Ⅱ』）。

式典の内容は、翌年以降、年々充実しており、昭和25年に開かれる予定の平和祭（第4回）は、それまでで最も充実した行事となるはずであった。しかし、6月の朝鮮戦争勃発により、開催直前に中止が決

まった。これは、8月2日の広島平和協会常任委員会での報告によれば、「[中国地方] 民事部ならびに国警本部県管区本部長、市警本部長との交渉」(同委員会記録)の結果なされた決定であった(『広島新史資料編Ⅱ』)。

2 平和記念式典の展開

(1) 慰霊と平和

昭和26(1951)年の式典は、8月6日7時30分から10時まで戦災供養塔前広場で開催された。それまでの平和祭の式次には、慰霊の要素はみられなかった。ところが、昭和26年には、「賛美歌合唱、献花、焼香、玉串礼拝」が加えられた一方で、平和宣言の代わりに市長の挨拶があったにとどまり、式典の雰囲気は慰霊祭に近いものであった。また、中国新聞社と広島県・市は、アメリカ空軍岩国基地の要請により、朝鮮戦争に50回以上出撃したパイロット20数人を式典に招待していた。また、岩国基地所属の飛行機から花輪が投下され、霊前に供えられた。なお、この年は、原爆死没者の7回忌に当たり、さまざまな団体によって8月6日に向けて多くの慰霊祭が開催された。

昭和26年9月9日、サンフランシスコで対日講和条約が調印され、翌昭和27年4月28日発効した。独立後初の平和式典は、平和記念公園内に新設された原爆死没者慰霊碑(正式名称は広島平和都市記念碑)前広場で午前8時から1時間開催された。式次には慰霊碑除幕のほか広島市原爆死没者名簿奉納があった。また、この年に復活した平和宣言には、「尊い精霊たちの前に誓う」という原爆死没者との関係を示す言葉が盛り込まれた。平和祭式典には、もともと慰霊の要素はなかったが、これ以後、式典は、「慰霊」と「平和」という二つの性格を持つようになっている。

(2) 平和宣言

平和式典のなかで市長が読み上げる宣言の主体は、慣例として、市長個人ではなく、「広島市民の代表としての広島市長」あるいは「被爆体験を持つ広島市民の代表としての広島市長」であった。たとえば、「われら広島市民」(昭和22(1947)年)、「原爆を体験したわれわれ」(昭和30年)という表現が用いられている。ところが、平成3(1991)年の宣言は、「平和への不断の努力を市民の皆様とともにお誓いする」と結ばれている。英文では、この主語は、「We」ではなく、「I」であり、市長個人が主体として宣言に登場した初めての例であった。

昭和22年と23年の宣言は、最後をそれぞれ、「ここに平和塔の下、われらはかくの如く平和を宣言する」、「戦災3周年の歴史的記念日に当り、我等はかくの如く誓い平和を中外に宣言する」と結んだ。当初の宣言は、このように自らの誓いを内外に明らかにするということが目的としていた。ところが、昭和26年以降、宣言の対象が、具体的に文面に表現されるようになった。昭和26年には、「犠牲者の霊を慰めるとともに〔略〕平和都市建設の礎とならんことを誓うものである」と結んでおり、慰めの対象として「犠牲者の霊」が現れた。また、翌昭和27年には「〔略〕尊い精霊たちの前に誓うものである」と結び、「精霊」が宣言の対象の一つとして明確に表現された。さらに、昭和29年には、宣言の対象として「全世界に訴える」という表現が使用された。これ以後、宣言の中には、この三つの要素(「誓い」、「慰霊」、「世界への訴え」)が、常に盛り込まれるようになった。

昭和22年の平和宣言には「(原爆被害)によって原子力をもって争う世界戦争は人類の破滅と文明の終

末を意味するという真実を世界の人々に明白に認識せしめた」との文言がある。この人類破滅観は、ニュアンスの差はあるものの、その後の宣言の中に一貫して盛り込まれてきた。平成3年の宣言の中では、それは、「ヒロシマはその体験から、核戦争は人類の絶滅につながることを知り……」と表現されている。人類破滅観は、当初は将来の可能性として取り上げられていた。しかし、ビキニ水爆被災事件を経験した昭和29年の宣言では、「今や……滅亡の脅威に曝されるに至った」と、現在の可能性として表現された。また、当初人類絶滅観に基づいて訴えられたのは、絶対平和の創造・戦争放棄などであったが、昭和33年以降、核兵器禁止を訴え続けている。

広島原爆被害の表現形式は、時代とともに変化している。昭和22年の宣言は、被害を都市の壊滅と大量死の二つの要素で把握しているが、昭和28年の宣言では、それを「原爆下の惨状」と表現し、新たに「原子爆弾が残した罪悪の痕は、いまなお、消えるべくもなく続いている」と原爆の後遺症を付け加えた。

(3) 参列者

式典の参列者数は、昭和28(1953)年までは、数千人規模であった。しかし、昭和29年には参加者は約2万人を数え、以後数万人の参列が恒例となった。参加者数が数千から数万に飛躍したのは昭和29年から毎年8月6日前後に、広島市内で全県的あるいは全国的規模の原水爆禁止大会が開催されるようになり、これらへの参加者が式典に参列したためであった。

政府は、この式典に、当初から関心を示している。初期の段階では、総理大臣として式典にメッセージを寄せ、地元選出の国会議員・閣僚が総理代理を務めた。ところが、1960年代半ば以降、閣僚の参列が見られるようになり、昭和46年には、佐藤栄作総理自らが初めて式典に参列した。このほかに、昭和54年からはこの式典に国庫から補助金が支出されるようになった。昭和56年からは、全国の各都道府県から毎年一人ずつ原爆犠牲者の遺族代表を式典に招聘する国の補助金制度が始まった。以上のような式典の変遷から、式典が、被爆10周年ごろに一地方行事から全国的規模のものに飛躍し、被爆20周年以降、国家的行事としてしだいに定着した様子を知ることができる。

昭和35年には皇太子(現天皇)の式典への参列が見られた。この年の式典に初めて参列した大江健三郎は、その直後に「この体験の重みはしだいに大きくなり僕を深く支配するであろう」と記している。有名な『ヒロシマ・ノート』は、昭和38・39年の広島での体験を中心にまとめたものである。

昭和30年の原水爆禁止世界大会(第1回)には、14か国52人の海外代表が参加していた。この大会のプログラムでは平和式典参列が存在しており、以後、大会参加者の式典参列が恒例となった。山田節男市長は、昭和42年の平和式典に、世界の著名人を式典に招く構想を明らかにしたが、在任中に、この構想が具体化することはなかった。この構想は、次の荒木武市長により、国連関係者の参列という形で実現される。1970年代半ばから、非同盟諸国や国際的な平和団体は、核軍縮への関心を高め、そのイニシアティブを国連に求めるようになっていた。広島・長崎両市長も、昭和51年12月、国連本部を訪問し、ワルトハイム事務総長とH・S・アメラシング国連総会議長に核兵器廃絶への措置を要請した。さらに、両市長は、翌年の式典への招請状を発送した。こうした両市の働きかけに応え、この年の式典には、アメラシング総会議長と国連事務総長代理(M・クラーク国連広報センター所長)が両市の式典に参列した。これ以後、国連事務局の幹部の事務総長代理としての参加がしばしば見られるようになった。

3 平和と慰霊をめぐる対抗と調和

(1) 広島県主催平和記念式典

広島市民・原爆犠牲者遺族の間には、8月6日を厳粛な祈りの日として過ごしたいという気持ちが根強く存在していた。第5回原水爆禁止世界大会が開かれた昭和34（1959）年には、こうした気持ちは、大きな広がりを持つものとなった。広島県宗教連盟は、7月、世界大会に連盟としては参加しないことを決めるとともに、8月6日に「全市各戸ごとに弔旗を揚げる運動」を提唱した。また、12月15日、広島県議会は、県当局に対し、昭和35年に原爆犠牲者の大慰霊祭を執行するよう要望した。県議会のこの要望は、その後紆余曲折を経て県・市共催の「原爆15周年慰霊式ならびに平和記念式典」として開催されることとなる。

昭和35年8月6日、式典会場の来賓席には、皇太子殿下をはじめ、総理大臣（代理・厚生大臣）・衆議院議長・参議院副議長・自民党広報委員長・社会党教宣局長・民社党書記長・共産党中央委員会議長代理などが顔をそろえ、約4万人が参列した。また、慰霊碑には全国知事会・県議長会などから贈られた100余の献花がならべられた。式典直前には、県内4地区（庄原市・府中市・大竹市・竹原市）を起点として、慰霊式に参加できない各家庭からリレーで届けられた線香が慰霊碑前に供えられた。なお、この式典は、広島県が主催した唯一の平和記念式典である。

(2) 市民団体の対応

政府や地方自治体とは別に、平和団体などによる原爆投下時刻の「祈り」への独自の取り組みもある。高知県原水協は、昭和32（1957）年に8月6日の原爆投下時刻に県民が一斉に黙とうをささげるよう県内の諸団体に呼びかけた。また、国鉄労組と機関車労組が昭和34年に広島市の平和記念日の正午に一斉に列車と電車の汽笛を鳴らして黙とうをささげるよう各支部に指令している。こうした呼びかけは、1960年代の原水禁運動の分裂の時期には途絶えていたが、1970年代後半に、ふたたび復活した。

日本原水爆被害者団体協議会全国理事会（昭和39年6月）は、広島・長崎への原爆投下日に日の丸の半旗を掲げ、被爆時刻に1分間の黙とうをする国民運動を起こすことを決定した。「対立した原水禁運動を超越する国民運動のおんどを日本被団協がとる方法として8月6日から同18日までを国民総反省旬間とし、旬間中は日の丸の半旗を掲げる運動を起こそう」との関東甲信越代表理事の提案が具体化したものである。しかし、提案には8月15日の黙とうも含まれていることに疑義が出され、原爆投下日の黙とうのみが決まった。

広島県労会議と県労被爆連は、昭和53年7月26日、広島県知事と市長に、8月6日午前8時15分から1分間、①県内すべての職場、家庭に呼びかけ、平和祈念の黙とうをささげる、②道路上のすべての車もストップさせる、③全市町村は一斉にサイレンなどの合図で、住民に平和祈念を呼びかける、④この運動は少なくとも隣接県にも呼びかけ協力を求める、の4項目を申し入れている。

(3) 平和公園の聖域化

平和公園は、市民憩いの場としてだけでなく、さまざまな集会の会場として使用されており、原水爆禁止世界大会の会場でもあった。ところが、昭和34（1959）年には右翼団体、また、昭和38年には学生団体が、平和公園の大会会場で参加者と衝突する事態（いずれも8月5日）が生じた。こうした運動の混乱

に対し広島諸団体・機関から、厳しい批判が寄せられた。8月17日には広島市遺族会など11団体が、原水協への広島での大会中止の申し入れなどを広島県知事と広島市長に求めることを決定している。昭和39年に入ると、3月23日、広島県議会が「原爆記念日を静かな祈りの日に」との意見書を採択、6月5日には広島市が、8月5、6、7日の3日間、平和記念公園の原爆死没者慰霊碑前広場を一般団体の集会に使わせない方針を決定した。

昭和42年5月には、山田節男新市長が平和記念公園の聖域化構想を表明した。それまでの公園の使用規制は、いわば原水禁運動の混乱への対応策であったが、新たな構想に基づくさまざまな施策が実施されることとなった。昭和44年2月には、公園内での露天営業の許可が取り消され、メーデーを除くデモや集会の不許可、芝生内への立ち入り禁止など、平和記念公園の利用に対する厳しい規制がとられるようになった。ただし、昭和56年2月の「ローマ法王平和の集い」や昭和59年5月の「カーター前大統領平和の集い」のように、平和記念公園で開催される事例も存在している。

(4) 黙とうの呼びかけと実施

政府は、昭和39(1964)年4月24日の閣議で、8月15日に第2回全国戦没者追悼式を靖国神社境内で開催することとし、8月15日正午の黙とうを国民に呼びかけることを決定した。同年、広島県は、8月6日の8時15分と8月15日の正午に、それぞれ1分間の黙とうを行うよう県民に呼びかけているが、8月15日の黙とうの呼びかけは、閣議の決定を受けてのものであった。

長崎市は昭和47年8月6日の黙とうを実施し、広島市に8月9日の黙とうを呼びかけていた。これを受けて翌年48年7月には、広島市が、8月9日の原爆投下時刻に1分間の黙とうを市民に呼びかけることを決定し、以後、広島・長崎両市の「黙とうの連帯」が始まった。昭和54年には、広島県知事と市長は、黙とうの呼びかけを県内のみでなく中国地方5県と愛媛と香川を合わせた7県に拡大し、翌昭和55年には47都道府県知事と9政令指定都市長あてに「原爆死没者の慰霊並びに平和祈念の黙とうについて」と題する文書を発送し、黙とうを呼びかけている。さらに広島市は、昭和58年からは毎年、全国の都道府県市長会および広島県町村会に黙とうを呼びかけるようになった。

こうした被爆地からの要請に応え、原爆投下時刻の黙とうは、しだいに全国に広がってゆく。昭和48年、埼玉県庁が、被爆地以外の県庁としては初めて、広島・長崎の原爆被爆時刻に黙とうを実施した。また、昭和57年6月には、全国市長会が広島・長崎両市長の要請に応じて、両市の原爆被爆時刻に1分間の黙とうをすることを決定している。

共同通信社の調査によれば、昭和55年に17県と1政令市(川崎市)、翌昭和56年には25道府県と2政令市が呼びかけに応じた。また、昭和57年の黙とう実施自治体=487自治体(呼びかけた772自治体の63%)に急増、58年には703自治体(呼びかけた865自治体の81%)。以後、自治体の黙とうへの取り組み実施率は、80%台で定着していることが報じられている。

4 広島平和文化センター

(1) 平和行政の誕生

昭和42(1967)年5月、山田節男が新たに広島市長に就任した。市長は、10月に市の機関の一つとして「広島平和文化センター」を発足させた。「地方公共団体としてこの種機関の設置は全国初めての事例」

(『広島証言』所収の山田の「序」)であった。その目的は、広島平和文化センター条例で、「平和に関する諸問題の総合的な調査研究、国際文化会館建設の調査および企画、平和に関する事業および行事の企画およびその実施の推進、平和記念施設を中心とする文化施設の整備および管理の基本的かつ総合的な方針の策定およびその実施の推進等を行い、もって世界平和の確立と人類の福祉の増進に資する」(第一条)とうたわれている。設立直後の12月には、市長の委嘱または任命による「平和文化推進審議会」委員(学識経験者・各界の代表・市職員)24人が選ばれ、同センターが財団化するまで、広島市の平和行政に積極的な提案や検討を行った。

(2) 事業の展開

山田は熱心な世界連邦主義者であった。昭和43(1968)年1月23日～24日、市民を対象としたセンターの最初の行事は世界連邦市民講座であった。また、昭和46年の平和宣言では「すべての国家は日本国憲法にうたわれた戦争放棄の基本精神に則り、一切の軍備主権を人類連帯の世界機構に委譲し、解消すべきである」と世界連邦思想を訴えている。

センターは、積極的に市民の平和問題への関心を高める試みを行った。昭和43年8月には、「平和を語る市民の集い」(第1回)を開いた。「ヒロシマはいかに平和を訴えるべきか」をテーマとする市民の話し合いの場であった。昭和44年8月には第2回(テーマ「被爆体験の継承と平和教育」)、昭和45年7月には第3回の集いを開いている。また、設立まもなく平和関係団体を対象とした調査を実施した。団体間の連絡調整、団体に属さない市民の参加を目指した新たな試みに役立てるための調査であった。まず53団体の概要が『平和関係団体名簿(昭和48年3月1日現在)』としてまとめられ、その後も名簿の更新がなされている。

(3) ヒロシマ会議

「平和文化推進審議会」委員の発案が契機となり、昭和45(1970)年11月29日～12月2日に「ヒロシマ会議」が開催された。広島市が市民の協力を得て開催した戦後初めての国際平和会議である。招待参加者は、海外からフィリップ・ノエルバーカー(英国、ノーベル平和賞受賞)、ユージン・ラビノビッチ(米国、パグウォッシュ会議創始者の一人)ら6人、国内からは、湯川秀樹・朝永振一郎(いずれもノーベル物理学賞受賞者)ら13人であった。

このほかにも平和宣言の起草、原爆爆心地復元委員会の設置(昭和44年4月)、映画『ヒロシマ・原爆の記録』の制作(昭和45年8月完成)、図書の刊行(昭和44年以降)、図書室の開設(昭和49年6月)、市民が描いた原爆の絵の受贈(昭和50年12月)など多様な事業を展開した。

(4) 組織の改編

広島平和文化センターは、昭和51(1976)年4月の、財団法人化に伴い、市の平和行政を担う一組織からNGO(非政府組織)としての性格を持つ組織として、広島市の各部署との連携のもとに平和行政を担うこととなった。このほかの組織面では、昭和46年度から昭和50年度まで、広島平和記念資料館と平和記念館が、さらに昭和48年度から昭和50年度まで広島市公会堂が広島平和文化センター所属となった。

(宇吹 暁)

注・参考文献

- ・長谷信夫編『恒久平和論』（日本平和文化協会，1948年）
- ・濱井信三『原爆市長－ヒロシマとともに二十年』（朝日新聞社，1967年）317頁
- ・広島平和協会『「平和と広島」に関する国外からの書簡（第一輯）』（1949年）
- ・大江健三郎『ヒロシマ・ノート』（岩波書店，1965年）
- ・広島平和文化図書刊行会（編）『ヒロシマの証言－平和を考える』（日本評論社，1969年）
- ・広島平和文化センター（編）『平和関係団体調査報告書（広島市関係・その1）』（1968年）
- ・ヒロシマ会議委員会（編）『現代における平和への条件 1970 ヒロシマ会議』（1971年）
- ・広島平和文化センター（編・刊）『（財）広島平和文化センター 20年誌－センターの歩み』（1997年）439頁
- ・広島県（編・刊）『原爆三十年－広島県の戦後史』（1976年）505頁
- ・広島県（編・刊）『広島県史 近代2』（1981年）1092頁
- ・広島県（編・刊）『広島県史 現代』（1983年）1199頁
- ・広島県（編・刊）『広島県戦災史』（1988年）735頁
- ・広島市（編・刊）『広島新史資料編Ⅱ』（1982年）598頁
- ・広島市（編・刊）『広島新史歴史編』（1984年）592頁
- ・宇吹暁『平和記念式典の歩み』（財団法人広島平和文化センター，1992年）137頁

Ⅱ 平和運動

1 占領期の平和運動

(1) 被爆直後の原爆批判キャンペーン

日本政府は、原爆被爆直後の昭和20（1945）年8月10日、原爆の使用を国際法違反と断じ、その使用の中止をアメリカに要求した。さらに「終戦詔書」（8月14日付）でも原爆使用を「残虐ナル爆弾」との表現で取り上げている。日本の報道機関は、日本政府の原爆批判を報じるとともに、海外から伝わる原爆批判を逐一紹介した。さらに、8月下旬には、「爆心地域には今後70年間残留放射能のため人畜の生存は不可能」とする説（70年生物不毛説）を大々的に取り上げた。

日本政府の抗議、終戦詔書の言及それに8月下旬の原爆爆心地域70年生物不毛説の流布などの一連の動き（原爆批判キャンペーン）に、アメリカは敏感に反応した。当時のアメリカの新聞は、日本の海外向け放送が伝えるこうした情報の多くを取り上げ一つ一つ否定的な解説を加えて報じた。さらに、GHQのプレス・コード（9月19日指令）による日本の原爆報道への厳しい検閲を始めた。

この時期の原爆批判キャンペーンは、終戦までは報復心を煽り立てるという性格、それ以降は、国内的には日本の敗戦責任を原爆に転嫁し、対外的には日本の戦争責任を不問に付すという性格を内包したものであった。一方、アメリカの原爆情報対策は、日本政府・軍部のそうした意図をくじきはしたが、同時に原爆被害情報の隠ぺいや歪曲をもたらす結果を招いた。

(2) 世界連邦運動

広島市の平和祭（9-I-1参照）は、被爆体験に基づく平和運動の嚆矢といえるものであった。平和宣言などを通じ、広島から発信される市民の平和への願いは、海外に大きな反響を巻き起こした。世界のさまざまな平和の潮流が被爆地に関心を寄せたが、そのなかには、被爆地に強い影響力を持つことになる潮流もあった。占領期の代表的なものとしては、世界連邦運動と平和擁護運動をあげることができる。

世界連邦運動は、戦争の無い世界は、世界政府を樹立して、各国の主権の一部を世界政府に移譲し、各国の軍備を撤去することにより実現されるという思想に基づく運動である。日本では昭和23（1948）年8月6日に東京で世界連邦建設同盟が創設された。広島では、濱井信三市長や楠瀬常猪県知事もこの運動

の賛同者であり、昭和24年10月にはトルーマン米国大統領に「世界平和機構」の確立指導を請願する署名運動が展開され市民10万人の署名が集められた。また、昭和27年には、11月3日から4日間、広島市で世界連邦アジア会議が開催された。この会議は、世界連邦運動としては、アジアで開催する初めての国際会議であり、広島にとっては、戦後初の本格的な国際平和会議であった。参加者は、アジア8か国、欧米14か国の計22か国の代表51人と日本側代表263人、オブザーバー400人という大規模なものであり、アインシュタイン、ラッセルほか31か国170余人の呼びかけが会議へメッセージを寄せた。最終日の広島宣言には決議で「原子兵器の製造ならびに使用を禁止する」が、また各国政府への勧告で「原爆被害状況の写真ならびに研究成果の発表を自由にする」という文言が盛り込まれている。

昭和25年10月14日に京都府綾部市が世界連邦都市宣言を行って以降、国内に同様の宣言が広まった。広島でも広島市議会（「世界連邦都市宣言についての決議」昭和29年10月30日）、広島県議会（「（平和県に関する）宣言」（=世界連邦都市宣言）昭和34年3月18日）が宣言している。広島県のもは県レベルでは全国で6番目にあたる。また、初期の宣言には、核兵器への言及が含まれていないが、広島県の宣言は、「核兵器を禁止し、世界の恒久平和を実現するため世界連邦建設の趣旨に賛同」と核兵器禁止の態度を明示した。なお、広島県内では、昭和29年の広島市が最初で全国では5番目であった（『世界連邦運動ヒロシマ25年史』）。

（3）平和擁護運動

昭和24（1949）年は、戦後の米ソの対立＝冷たい戦争が一つの転換点にたった年である。4月にトルーマン米国大統領が、「原子兵器の使用を決定することをためらわない」と発言した。社会主義陣営では、9月にソ連が原爆保有を発表し、世界に大きな衝撃を与えた。また、10月には、アジアで中華人民共和国が成立し、ヨーロッパではドイツ共和国（東ドイツ）が生まれた。一方、この年の4月、パリとプラハで第1回平和擁護世界大会が開かれ、「平和はたたかいとらねばならない」とする世界的な広がりを持つ平和擁護運動が生まれた。日本でも、10月2日に国際平和デーの一環として東京で平和擁護日本大会が開催された。東京大会では原子兵器への言及はなかったが、これに呼応して開かれた広島大会の宣言は「人類史上の最初に原子爆弾の惨禍を経験した広島市民として“原子兵器の廃棄”を要求します」と結んでいる。これ以後、国内における原子兵器禁止の声が急速に広がり、ストックホルム・アピール（昭和25年3月19日）支持署名運動では原爆被害を前面に掲げた運動が繰り広げられた。広島市内中心部に設けられた同アピール署名場に「原爆の日の惨状」を写した数枚の写真が展示（『アカハタ』昭和25年5月27日）され、『平和戦線』（共産党中国地方委員会機関紙）6月9日号は、広島市の被爆直後の写真6枚を掲載し、丸木位里・赤松俊子の「原爆の図」展が全国各地で開催された（『原爆の図』）。被爆体験は、これ以後、原子兵器禁止運動の中で重要な役割を果たすこととなる。

2 原水爆禁止運動

（1）市民運動と被爆体験

広島平和問題談話会は、昭和26（1951）年10月に濱井市長らをまじえて発足した民間団体である。この会の提唱のもとに平和市民大会を昭和27年8月6日に開催するための委員会が組織された。その準備段階で破防法粉碎をスローガンとするかどうかで、委員の間に意見の不一致が生じたが、結局「広島市の惨

劇をくりかえすな」,「戦争反対, 平和憲法を守れ」,「朝鮮戦争の即時停止」,「世界の人々よ平和の闘いに団結せよ」の4つのスローガンにしぼって統一集会が開かれることとなった。平和市民大会は, 8月6日の平和式典終了後に開催された。参加者は2,000人弱であったが, 市民団体主催として初めての屋外集会であり, 原子兵器の製造と使用の禁止などを訴えた宣言を決議している。昭和28年8月6日には, 県・地区労・総評ほか48団体が主催する広島平和国民大会が広島市民広場で開催され, 全国22団体950人の代表と広島県内22団体の6,630人が参加した。大会で「原爆使用禁止」「再軍備, 軍事基地反対」「原爆犠牲者の生活安定」など13項目のスローガンを承認した後, 1,500メートルの隊列で慰霊碑前まで行進している。

以上のように, 広島では, ビキニ水爆被災事件以前に, 被爆体験が原水爆禁止の課題と結びつき, 大きな運動へと成長し始めていたのである。

(2) 原水爆禁止世界大会

昭和29(1954)年3月のビキニ水爆被災事件以降, 日本では, 原水爆禁止を求める決議・署名・集会など多様な形態の運動が自然発生的に展開された。署名運動は, 平和擁護運動ですでに経験された運動形態であるが, 国会・県市町村議会の決議は, 以前には見られなかった現象である。議会の禁止決議は, 10月22日の長崎県議会の決議で46都道府県の決議が揃い, 22日現在で169市92町村に及んだ。このような運動の高揚を背景として, 昭和30年8月に広島で原水爆禁止世界大会が開催された。この大会は, 翌年以降の開催を予定していたわけではなかったが, この大会を契機に, 毎年継続的に開催されるようになった。

昭和30年の大会(第1回)の議論の中心は, 原水爆被害問題と米軍基地問題であった。このうち, 前者とくに原爆被害者救援問題は, 開催地である広島の準備会が積極的に取り組んだ問題であった。これは, 第2回大会以降も原水爆禁止の課題と並ぶ重要な課題として定着した。一方, 後者は, 各地の大会代表により持ち込まれたものである。第2回大会では, 原水爆禁止運動と基地反対・沖縄支援闘争・護憲運動・日ソ国交回復運動との有機的関連の検討を目的とした分科会が設定されている。この事実は, 大会の基盤にさまざまな平和運動が存在していることを示すものであると同時に, 大会が, こうした平和運動の結節点の役割を果たしていた証拠でもあろう。このような大会のあり方は, 一面では, その継続開催を保障するものであったが, 他面では, 大会批判への原因となった。その後, 日本の原水爆禁止運動は, 安保条約の評価をめぐり自民党・民社党などが離れ(第5回大会), 昭和36年には民社党を中心に核兵器禁止平和建設国民会議(核禁会議)が結成された。また, 社会主義国の核実験や部分的核実験禁止条約(第9回大会)の評価をめぐって, 社会党や総評などが, 別に大会を開催するようになり, 昭和40年には原水爆禁止日本国民会議(原水禁)を結成した。それまで, 原水爆禁止日本協議会(原水協, 昭和30年9月結成)を中心に開始されていた大会は, 原水協・核禁会議・原水禁の3団体により別個に開催されることとなった。

ところで, 昭和38年の部分的核実験禁止条約の締結は, 世界の原水爆禁止運動に大きな影響を与えていた。核兵器反対の行進として知られていたイギリスのオールダーマストーン行進は, 昭和39年から姿を消している。しかし, 日本では, この条約締結が運動の分裂の原因とはなかったが, これを契機に運動が消滅することはなかった。その理由には, アメリカの原子力潜水艦の寄港問題および中国核実験という日本を取り巻く核状況の重大な変化をあげることができる。3つに分裂した潮流に課題や運動の進め方に違

いはあったが、いずれも、原水爆禁止に加えて原爆被爆者援護の課題を掲げて原爆記念日前後に大会を開催するという点では一致している。

広島県議会は昭和30年7月1日、8月に開催される原水爆禁止世界大会を支持する決議を採択、広島市議会も7月28日、同様の決議を行った。こうした被爆地の自治体として世界大会に寄せる期待は、第4回・第5回大会についてもみられた（広島市議会が昭和33年7月2日、昭和34年6月15日の支持決議）が、第5回世界大会の混乱を契機に支持の動きは消え、逆の動きが起こる。広島県議会の「原爆犠牲者の大慰霊祭執行についての要望」（昭和34年12月15日）、「原爆記念行事を厳粛荘厳に挙行することについての要望」（昭和39年3月23日）は、それぞれ第6回、第9回大会に対する地元からの批判的なメッセージと考えられる決議である。

（3）広島県内の非核・平和宣言

日本の国会・県議会あるいは市町村議会は、昭和29（1954）年以降、たびたび原水爆禁止や非核・平和の意志を表明してきた。広島県議会の場合、昭和29年5月の「原子兵器禁止並びに原子力の国際管理に関する決議」を皮切りに、昭和37年まではほぼ毎年決議を行っている。原水爆禁止・核実験禁止・原水爆禁止世界大会支持など表現はさまざまであるが、こうした趣旨を盛り込んだ県内の市町村議会の決議は、その後も毎年継続し、確認できただけでも昭和29年以降昭和36年までの間に38件に及んでいる。ところが、部分核実験禁止条約が締結された昭和38年以降、県内の議会の決議レベルでの原水爆問題への関心は途絶えてしまった（昭和50年8月、広島県史編さん室調べ）。ふたたび、議会において決議レベルでの原水爆禁止への関心が現れるのは、昭和57年以降のことである。同年の全国的な反核運動の高揚のなかで、3月25日、広島県議会は、政府に「非核三原則はもとより、第2回国連特別総会において、核兵器廃絶を目指して最善の努力を尽くされるよう強く要望」した意見書を採択した。また、4月末までに県内の10市16町村の議会が同様の決議をしている。

昭和57年3月25日の安芸郡府中町・町議会の決議は、他の県市町村議会の決議の多くが、軍縮・反核の努力を主として国に求める内容であったのに対し、非核自治体宣言という自らの意志表明であった。このような形式の議会決議は、昭和35年前後に相次いだ平和都市宣言にその先例をみることができるが、府中町の宣言は、57年以降全国的に広まっている自治体決議では、全国で2番目という先駆的なものである。

（4）原爆慰霊碑前の座り込みと抗議電報

昭和32（1957）年3月25日から4月20日の間、吉川清、河本一郎ら4人が、クリスマス島英水爆実験中止を求め平和公園の原爆慰霊碑前で座り込みを実施した。当時来日していたインドの文化使節団のサラバイ舞踊団長は、参拝のため訪れた原爆慰霊碑前で座り込みに遭遇し、激励の挨拶のなかで「インドではガンジーがこのような方法をとりました」と語っている（森滝市郎『『座りこみ10年』の『前史』と理念』）。

こうした原爆慰霊碑前の核実験抗議の座り込みは昭和37年と昭和48年にも行われている。昭和37年4月20日に、森滝市郎原水禁広島協議会理事長と吉川清同常任理事が、米の核実験再開の動きに抗議する碑前の座り込みを開始した。この時には5月1日に打ち切りまでに延べ5,000人が参加するという盛り上がりを示した。昭和48年7月30日には、フランスの核実験に抗議する17団体130人による座り込み

が実施され、8月29日までに6回行われた。8月27日のフランスの4回目の核実験に抗議する座り込みには、山田節男広島市長が途中約10分ほど参加し、注目を集めた。昭和48年以降、抗議の座り込みは、継続的な運動として定着するとともに広島県内外に広まっている。

核実験への抗議の意思表示は、核実験実施国の元首や駐日大使あての抗議電報という形でも行われた。広島市の場合、昭和43年9月9日のフランスの水爆実験に対する抗議電報以降、核実験への抗議電報を継続的に送り続けるようになった。

3 広島から世界へ

(1) 広島被爆者の海外渡航

広島市内にある幟町教会の神父フーゴ・ラッサールは、昭和21(1946)年3月、イエズス会総会出席のためローマに旅立った。9月、ローマで教皇ピオ12世に謁見、広島の実験を報告し、世界平和記念聖堂建設の意向を披歴した。教皇は、これに賛意を寄せただけでなく、これを祝福し、聖庁からの協力を約束した。総会後、彼は、ヨーロッパ、北米、南米を歴訪し、広島の実験を報告し、昭和22年秋、日本に帰国した(『世界平和記念聖堂』)。

昭和23年には、広島の実験を体験したメソジスト系キリスト者2人が相次いで渡米した。9月、広島女学院の院長松本卓夫は、流川町の校舎建設が一応完成したころ、容体が再び悪化し始めたので、療養のため渡米した。米国メソジスト教会世界伝道局の招きによるものであった。被爆者として渡米した最初の日本人のため、「異常な好奇心の的になり、入院中はモルモット扱いされ、あちこちひねくり回されて、いろいろの治療を実験的に試みられた」(松本の表現)。しかし2か月余にわたる治療のおかげで健康を回復した。退院と共に被爆の体験を聞かせて欲しいという要望が諸学校、教会関係、ロータリークラブ等からあり、一か半年にわたり、米国・各州諸都市を講演のため歴訪した(『霊は人を生かす』)。

流川教会牧師の谷本清は、昭和15年にアメリカの大学を卒業しており、アメリカ国内に多くの友人・知人を持っていた。また、彼の名前が、ジョン・ハーシー(昭和21年5月)やUP特派員ルサフォード・ポーツ(昭和23年3月)の取材により、広く世界で紹介されていた。これらのことが縁で、彼は、アメリカの実験を体験したメソジスト協会ミッション・ボードの招請を受け、昭和23年10月に渡米した。昭和24年末までの15か月間、彼は、アメリカで、被爆体験を中心に講演を行った。それは、31州256都市の472の教会その他の団体で582回を数え、聴衆は約16万人にもなった。彼のアメリカでの講演旅行は、昭和25年9月から8か月間、再び行われたが、この時の講演は、24州201都市242団体で295回を数え、聴衆は約5万6,200人であった(『広島原爆とアメリカ人』)。

海外渡航の困難な占領下で日本人多数に欧米渡航の機会を与えた国際運動があった。MRA(道徳復興)運動である。昭和25年3月24日、広島市を訪れたMRA本部からの派遣員2人は、6月の世界大会に楠瀬常猪広島県知事、濱井信三広島市長、川本精一広島市議会議長を招待することを伝え、「広島こそ現在の原子時代において世界平和への灯台であり、危険に対する警告となり、可能性に対しては道標となると固く信じている」と語った。MRAは60人を招待しており、戦後初の大型ミッションとなった。そのなかには、広島の実験を体験した3人のほかに、長崎市長・市議会議長・県知事の姿もあった。日本を旅立ったのは6月12日であった。世界大会は、6月16日～25日にMRA本部のあるスイスのコーで開催された。大会後、ミッションは、欧米の国々を訪問した後、9月4日に広島に帰国する(『日本の進路を決めた10年』)。留守中

の広島では、開催予定の四回目の平和祭が中止となるという出来事が発生していた（9-I-1参照）。

昭和39年4月～7月の75日間、広島市在住の米国人平和運動家バーバラ・レイノルズの提唱により実現した広島・長崎世界平和巡礼団（松本卓夫（元広島女学院院長）団長ら40人）がアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ベルギー、東西両ドイツ、ソ連を歴訪した。広島の市民運動による海外への本格的な働きかけの始まりであった（『ヒロシマ巡礼 バーバラ・レイノルズの生涯』）。

（2）広島・長崎市長の国連訪問と国連軍縮特別総会

1970年代半ば、国際的な平和運動や非同盟運動あるいは国連非政府組織（NGO）のなかでは、軍縮に対する関心が急速に高まり、日本に、大きな影響を与えた。日本原水協は、すでに第19回世界大会（昭和48（1973）年）のなかで、「核兵器開発・核軍拡競争がきわめて重大な、憂慮すべき局面」にあることを指摘し、核兵器完全禁止の国際協定締結を呼びかけ、翌昭和49年12月には、国連に代表団を派遣した。広島の平和式典で読み上げられる平和宣言のなかに国連が登場するのは昭和48年のことであるが、翌年には宣言のなかで「核兵器の全面禁止協定の早期成立」を求めた。

昭和50年8月1日、荒木武広島市長は、広島平和文化センターの平和文化推進審議会で国際連合訪問の意向を表明、翌昭和51年12月1日、広島・長崎両市長、大内五良広島県医師会長ら、国連本部でワルトハイム国連事務総長と会見し、三木武夫総理大臣の親書と『核兵器の廃絶と全面軍縮のために 国連事務総長への要請』を手渡した。

昭和52年7月末から8月初めにかけて日本で国連NGO主催の「被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム」が開催された。このシンポジウムは、翌年の第1回国連軍縮特別総会（SSD I）に向けて企画されたものであったが、被爆体験の国内外への普及という点で大きな画期となった。シンポジウムに向け、各地で被爆者調査が実施され、原爆被害の実情が改めて確認された。また、調査を通じて形成された各地の被爆者団体と反核団体の結合は、原水爆禁止運動の統一の基盤となるとともに、軍縮署名運動などの原動力となった。第1回総会（昭和53年）・第2回（昭和57年）の軍縮特別総会に向けた署名運動の署名数は、それぞれ1,800万人、2,370万人分であり、第2回総会に向けては、1,000近い地方議会が反核・軍縮の意見書あるいは決議を採択している。

第2回総会では特別総会でのNGOや研究機関代表の発言が79件あったが、日本関係では、「財団法人広島平和文化センター」（荒木武広島市長）、「広島大学平和科学研究センター」（栗野鳳センター長）、「第2回国連軍縮特別総会に核兵器完全禁止と軍縮を要請する国民運動推進連絡会議」、「長崎原爆被爆者対策協議会」の4団体の代表者が発言した（『（財）広島平和文化センター20年誌－センターの歩み』）。

4 原爆ドーム保存・被爆実態の解明・被爆体験継承

（1）原爆ドーム保存運動

戦後、原爆ドームについて、記念物等として残すべきという意見と、危険な建造物あるいは被爆の悲惨な思い出につながるなどの理由で取り壊すべきという意見があり、市民の間で繰り返し論議が起こっていた。しかし、市街地が復興し、被爆建物がしだいに姿を消していくなかで、保存を求める声が高まった。昭和39（1964）年12月22日、広島の3つの原水禁団体（原水協・原水禁・核禁会議）を含む11の平和団体代表は、濱井信三広島市長に原爆ドームの永久保存を要請した。この要請は、原水禁運動が分裂して

以来初めての3団体の共同行動であった。市長は、11団体の要請に対し、「来年度予算案に調査研究費を計上して、専門家に保存方法を研究させる」と、初めて保存の意志を明らかにした。昭和41年7月11日には、広島市議会が原爆ドーム保存を全会一致で決議、8月6日には、濱井市長が改めてドーム保存の意志表示を行うとともに、工事費4,000万円を国内外の募金によって賄う方針を示した。

広島市の募金活動は、昭和41年11月から始められ、翌年3月に目標の4,000万円の突破が明らかになった。募金は、突破判明翌日の市長の打ち切り声明にもかかわらず以後も続き、募金総額は約6,620万円にのぼった。募金総件数1万1,159件のうち、8,728件(78.2%)約3,664万円(55.4%)は、広島県内を除く日本全国各地からの寄金であり、募金運動への延べ参加人数は130万人を超えた。

募金をもとにした保存工事は、昭和42年4月に始まり8月に完工した。広島市は、保存工事完工を記念して東京など主要6都市で「ヒロシマ原爆展」を開催するが、各地で大きな反響を呼んだ。東京会場、名古屋会場にはそれぞれ5万人の入場者があったと報じられている。

原爆ドーム保存募金とそれに続く原爆展の成功は、被爆の事実を前面にすえることにより、多くの人びとの原水爆禁止への関心を引き出すことが可能であることを明らかにした。その後、こうした運動が、返還被爆資料展(昭和48年)・被爆の記録を贈る運動(昭和52年)・10フィート運動(昭和55年)・原爆瓦(ヒロシマの碑)募金(昭和56年)・第2回原爆ドーム保存募金(平成元年)と繰り返し行われ、いずれも大きな成功をおさめている。

原爆ドームは、募金開始から30年後の平成8(1996)年12月に「人類史上初めて使用された核兵器の惨禍を如実に伝えるもの」であるとともに、「時代を越えて核兵器廃絶と世界恒久平和の大切さを訴え続ける人類共通の平和記念碑」(世界遺産リストの記載)との価値が認められ、「ヒロシマ・ピース・メモリアル(原爆ドーム)」との名称で世界文化遺産に登録された。これにより、原爆ドーム保存に寄せられた願いは、世界共通の願いとして受け継がれることとなった。

(2) 被爆実態の解明と継承

1960年代半ば以降、広島では、原爆ドーム保存運動以外にも、原爆被爆の実態を明らかにし、社会や後世に伝え、残そうとする動きがみられた。昭和39(1964)年に始まる日本政府に原爆白書を作成することを求める原水爆白書作成運動は、行政や医学を含むさまざまな分野の資料への関心を高めるとともに埋もれていた数多くの資料の所在を明らかにした。

NHKは、テレビ番組で「カメラ・リポート・爆心半径500メートル」(中国地方向け、昭和41年8月3日)、「現代の映像・軒先の閃光」(全国放送、昭和42年8月4日)を放映した。これを契機に始まった広島原爆爆心地復元運動は、昭和43年3月以降、広島大学原爆放射能医学研究所の研究グループによる爆心追跡調査に発展し、昭和44年4月以降は、広島市による原爆被災復元事業として引き継がれた。この運動の中で行われた被爆地図復元作業では、市民から被爆の実態についての多数の証言を引き出すとともに、被爆死者の追悼などを目的としたさまざまな市民団体結成の契機となった。1960年代後半から戦災都市を中心に空襲被害の実態を掘り起こす動きが全国的に展開されるようになるが、爆心地復元運動は、こうした運動に方法論や思想面で少なからぬ影響を与えた。昭和50年6月から2か月間、NHKによる「市民の手で原爆の絵を残そう」との呼びかけは、多くの被爆者の共感を呼び、900枚の絵がNHKに寄せられた。これらの絵は、8月1日から6日まで広島平和記念館で展示されたのを皮切りに、その後国内外で被爆の実態を伝える役割を担い続けている。

出版物という形での被爆実態の解明と継承も活発となった。広島市や広島県などにより『広島原爆戦災誌』(全5巻)』(1971年),『広島・長崎の原爆災害』(1979年),『広島県史 原爆資料編』(1972年)・『原爆三十年－広島県の戦後史』(1976年)・『広島県戦災史』(1988年)が出版されているが,その編集過程で厚生省援護局や県内市町村役場の原爆被災者名簿などの行政資料が発掘され,陸軍省調査団や都築正男の医学的調査など被爆直後の貴重な原爆資料が資料編という形で公開された。

昭和60年を中心に市内の官公庁・学校・企業や県内各地の被爆者団体による体験記集が多数発行された。それまで年間の手記出版点数は数百点であったが,昭和57年以降,1,000点を数えるようになった(『原爆手記掲載図書・雑誌総目録 1945－1995』)。(宇吹 暁)

注・参考文献

- ・世界連邦運動ヒロシマ25年史編集委員会(編)『世界連邦運動ヒロシマ25年史－第2回世界連邦平和促進宗教者大会記念』(世界連邦建設同盟広島県協議会,1972年)
- ・丸木位里・赤松俊子『画集普及版 原爆の図』(青木書店,1952年)
- ・森滝市郎『『座りこみ10年』の『前史』と理念』(下島準三(編集責任者)『ヒロシマ 核実験抗議座り込み 500回の記録』(広島平和会館,1997年)所収)
- ・石丸紀興『世界平和記念聖堂』(相模書房,1988年)
- ・加藤裕子編『霊は人を生かす 松本卓夫の生涯』(新教出版社,1988年)
- ・谷本清『広島原爆とアメリカ人』(日本放送協会,1976年)
- ・バーゼル・エントウィッセル『日本の進路を決めた10年 国境を越えた平和のかけ橋』(ジャパントイムス,1990年)
- ・小谷瑞穂子『ヒロシマ巡礼 パーバラ・レイノルズの生涯』(筑摩書房,1995年)
- ・広島市・長崎市(編)『国連訪問レポート・1976－ヒロシマ・ナガサキ』(1977年3月31日)
- ・広島市(編・刊)『ドームは呼びかける－原爆ドーム保存記念誌』(1967年8月6日)
- ・朝日新聞東京本社企画部(編)『原爆ドーム保存工事完成記念・ヒロシマ原爆展』(1967年9月5日)
- ・朝日新聞東京本社企画部・広島平和記念資料館(編)『ヒロシマ原爆参考資料－原爆ドーム保存工事完成記念』(1968年1月15日)
- ・志水清(編)『原爆爆心地』(日本放送出版協会,1969年)
- ・ISDA・JNPC出版委員会(編)『被爆の実相と被爆者の実情－1977NGO被爆問題シンポジウム報告書』(朝日イブニングニュース社,1978年)
- ・NHK(編)『劫火を見た－市民の手で原爆の絵を』(日本放送出版協会,1975年)
- ・広島市・長崎市編『広島・長崎の原爆災害』(岩波書店,1979年)。504頁
- ・宇吹暁(編著)『原爆手記掲載図書・雑誌総目録 1945－1995』(日外アソシエーツ,1999年)

III 平和教育

本節では,日本の教育再生のプロセスを辿りながら,広島における教育の復興ならびに平和教育の展開について述べる。具体的には,まず原爆投下以前の日本および広島教育の状況や時代背景について紹介する。次に,広島への原爆投下とその後の学校再開状況について詳述する。その上で,戦後の教育政策において重要な役割を果たしてきた学習指導要領の各時期区分に対応させながら,新憲法に基づく民主主義教育の導入,東西冷戦の緊張関係によって生じた科学技術の発展のための教育,さらには進学率の上昇を迎えた高度経済成長期の教育,その後の安定成長期を迎えての「ゆとり教育」への転換について,それぞれ当時の広島の状況を交えながら説明する。

1 戦前・戦中における「教育の西の総本山」としての広島

近代以降の日本は,教育によって社会を発展させようと努めてきた。明治元(1868)年の明治発足以後すでに明治4年には文部省が設置され,その翌5年には学制(学校教育に関する法令)が公布されている。すなわち,文部省の設置や学制の公布が,大日本帝国憲法の公布(明治22年)や帝国議会の開設(明治

23年)に先行しているのである。この事態をみれば、当時の日本が教育に賭けた情熱の一端をうかがい知ることができる。

戦前および戦中の日本では、教育勅語(明治23年制定)に基づく教育が行われていた。教育勅語とは、教育に関する天皇からの命令であり、正式には「教育ニ関スル勅語」と呼ばれるものである¹⁾。勅語とは、天皇が自ら言葉で発した命令であり、当時は法令以上の権威を備えるものであった。その内容は、第1に、日本は天皇の祖先によって形成されたという天皇制に基づく国家観を教育の基本とすべきであること。第2に、親孝行などの儒教的道徳と、法律遵守などの近代立憲主義的倫理を大切にすること。第3に、有事があれば天皇のために尽力せよと、天皇制への絶対的帰依を義務づけていることである。当時の文部省は、教育勅語の謄本および天皇の写真(御真影)を各学校に配布し、①御真影への最敬礼と万歳、②教育勅語の奉読、③校長の訓話、④祝日歌の斉唱を行うことを求めた²⁾。こうして教育勅語は、教育の根本的な基準として絶対視され、その趣旨に従うことが義務づけられた。

こうした時代のなか、西日本における教育の拠点として発展してきたのが、広島であった。学校制度の発達と並行して、明治5年からは教員養成を担う師範学校が各主要都市に設置されるようになり、さらに明治19年には高等師範学校(中等学校教員養成機関)が創設された。その高等師範学校は東京に次いで、明治35年には広島に設置された。それが基盤となって昭和4(1929)年には広島文理科大学が創設された。こうして東日本では東京高等師範学校および東京文理科大学(現在の筑波大学)が、西日本では広島高等師範学校および広島文理科大学(現在の広島大学)が、それぞれ教育界における人材育成の中核を担うことになった³⁾。これらの高等教育機関の設置を契機に、高等学校、専門学校、中等学校、国民学校など、広島において各種の教育機関が充実し、広島は「教育の西の総本山」として、わが国の教育をリードしてきたのである。

2 原爆投下と学校教育の再開

昭和20(1945)年8月6日、アメリカ軍による原爆投下により、広島の街は一瞬にして焼け野原となった。戦災の記録によれば、当時の原爆で被災した学校は78校であった⁴⁾。その内訳は、国民学校39校、中等学校30校、大学・高等専門学校9校である。そのうち、全壊全焼34校、全壊7校、全焼4校、半壊20校、半焼1校、使用可能12校であった。被爆直後、これらの学校のほとんどが負傷者の臨時救護所として利用されたため、当面の間は、授業や勉強どころの話ではなかった。

たとえば、本川国民学校(爆心地から約350メートル)や袋町国民学校(爆心地から約600メートル)は、鉄筋コンクリートの外郭が焼け残ったため、原爆による負傷者が次々と収容される臨時救護所となった。その後、しだいに体調が回復して帰宅したり、肉親や親せきなどに発見されて連れ帰られたり、あるいは残念ながら死亡するなど、臨時救護所としての機能は縮小していったが、まともに授業の再開できる状況ではなかった⁵⁾。

ただし、学校再開に向けた最初の動きは、すでに昭和20年8月21日の時点で確認できている。実際、この日には国民学校の校長会が開催され、学校の復旧対策や授業の再開などについて協議された。それを受けて、県当局により9月15日からの学校再開が指示され、広島市内の各地で9~11月にかけて学校が再開されていった⁶⁾。つまり、原爆投下から約2週間のうちに、また終戦の日から約1週間足らずで、すでに広島では教育の復興や再生に向けた努力が行われていたのである。

終戦とともに、戦火を逃れるべく親元を離れ田舎に疎開していた多くの子どもたちが広島に帰ってきた。学校の再開は、これらの子どもたちによって進められた。しかし、原爆で家族や教師を亡くした子どもたちも多く、学校再開の日実際に集まったのは、きわめて少数であった。学校が再開されたといっても教室や教材はほとんどなく、教師が各自で硯や墨、筆などを持ち寄り、板を集めて墨を塗り、焼けた釘を石で打ちつけるなどして黒板をつくり、ゴザを敷いた上に石炭の箱を並べて机とした。教科書や学用品は、親類や疎開先で借りたり、教師が知人を尋ねながら譲り受けたりして、グループごとに1冊の教科書を活用した。また裏面が空白の紙であれば、それを綴ってノートとした。当然こうした状況では、本格的な授業にはならなかった⁷⁾。実際、十分な食糧も得られないなかで、学校によっては、子どもたちが教師とともに学校の焼け跡を整理し、そこで野菜づくりを行うこともあった⁸⁾。

3 広島の復興と指導者に誤り導かれなかったための教育

終戦直後、連合軍最高司令官総司令部（GHQ）の占領下に置かれた日本は、軍国主義から民主主義への転換を迫られることになった。実際、昭和21（1946）年にアメリカ教育使節団が来日し、教育の目的や内容をはじめ教育行政や教員養成に至るまでの報告書を作成した。それを踏まえて文部省は「新教育指針」（昭和21年）を公示し、昭和22年4月から新たな学校制度（6-3-3制）が始まることになった。

文部省「新教育指針」によれば、「日本には、国家や家があっても社会がないといわれる。それは日本人が国家に対して忠実であり、家族のよき一員であるが、大ぜいの人のなかや、旅先において、公德心を欠き、責任観念が弱く、規律や共同の訓練がないということの意味する。それはつまり個々の個人が不完全だからである」⁹⁾ことが示された。それゆえ「新しい日本の教育においては、一人一人の個性を完成することによって、おのずからに社会人としての資格をもそなえさせ、それがまたほんとうに世界及び国家の平和、家族及び個人の幸福をもたらすようにさせねばならない」¹⁰⁾とされた。また「日本国民の弱点として、合理的精神にとほしく科学的水準が低い」ため「軍国主義者及び極端な国家主義者が、こうした弱点を利用しやすい」¹¹⁾。したがって「真実を愛する心、すなわち真実を求め真実を語り真実を行う態度が、指導者に誤り導かれぬために必要である」¹²⁾ことが謳われた。すなわち、日本の戦後教育では、指導者に誤り導かれぬよう、人格の完成に向けて合理的かつ科学的に考える個を確立する。これが教育の目標として設定されたのである。

それと並行して、昭和21年には新憲法（日本国憲法）が公布された。これまでの戦前・戦中の旧憲法（大日本帝国憲法）では、教育が国民（臣民）の義務とされていたのが、新憲法下では教育が国民の権利として規定された。そして新憲法の精神に則り新たな日本の教育の基本を確立すべく、昭和22年には教育基本法が制定された。その第一条には「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と書かれている¹³⁾。

こうした理念に基づく教育を実現するため、学校教育の具体的な内容の規準として、昭和22年に日本で最初の「学習指導要領」が告示された。それに伴い、これまでの教科のうち、修身、公民、歴史、地理が廃止され、社会科、家庭科、自由研究が新設された。この学習指導要領は、アメリカのカリキュラム（コース・オブ・スタディ）を参考に作成されたものである。当時の学習指導要領は、あくまで試案として公示され、教師のための手引き書として位置づけられた。この学習指導要領の特徴は、子どもの興味や関心を

重視したアメリカの児童中心主義の影響を受けていることにある¹⁴⁾。カリキュラムを編成する際、大まかな考え方として、知識の系統性を重視した学習を目指すか、それとも子どもの興味や関心を重視した学習にすべきか、議論が分かれるところである。その意味で言えば、最初の学習指導要領は、子どもの興味や関心を重視した学習を志向するものであった。

こうした学習指導要領の方針に基づいて学校教育に導入されたのが、単元学習である¹⁵⁾。単元学習とは、児童生徒が自発的に生活上の身近な経験や話題などから、自らの興味や関心のある問題を発見し、その問題を追究し解明していく学習である。この単元学習の中核的教科として新設されたのが、社会科であった。すなわち社会科は、戦後の新しい理念に基づく教育の花形であり、単なる社会科の内容に関する学習だけでなく、他教科を積極的に取り込み、生きて働く力を育てるための教科であった。

その一方で、広島にも少しずつ復興の兆しが見えはじめてきた。原爆の惨禍を生き残った教師たちは、昭和21年に広島児童文化振興会を結成し、子どもたちのための文化的な活動を行った。また昭和23年には、多くの人たちの協力のもと、広島最初の文化施設として児童文化会館が設立され、昭和27年には市児童図書館が開館した。サンフランシスコ講和条約の締結とともにGHQによる日本の占領が終わり、言論統制が緩やかになるにつれて、子どもたちによる被爆体験記『原爆の子』が編纂されたのも、ちょうどこの時期であった¹⁶⁾。こうして復興に向けた未来への希望は、子どもたちに託されることになった。もちろん、親や親戚を失った孤児たちも多く、靴磨きなどをしながら自分の生計を立てることに精いっぱい、勉強する余裕はないという子どもたちもいた。

4 被爆体験の継承と科学技術の発展のための教育

戦後まもなくアメリカの影響を強く受けながら再出発した日本の教育は、指導者に誤り導かれぬよう人格の完成に向けて個を確立することが、その大きな目標となった。それゆえ学習指導要領では、知識の系統性よりも子どもの興味や関心のほうが重視され、児童生徒の身近な話題から自分で興味や関心のある問題を発見し、それを追究し解明していく単元学習が学校教育に導入された。ところが、昭和33(1958)年あたりになると、日本の教育は大きな方針転換を迫られることになる。実際、昭和33年および昭和43年の学習指導要領は、それ以前の学習指導要領とは、その性格が大きく異なっている。

昭和33年の学習指導要領の改訂では、子どもの興味や関心に基づく単元学習の成果が高く評価されず、廃止されることになった。むしろ、子どもの興味や関心よりも教科の系統性に沿った学習が重視され、科学技術の発展に向けて児童生徒の能力に応じた教育を展開することになった¹⁷⁾。それと並行して、これまでは試案(教師の手引き)にすぎなかった学習指導要領が、この改訂によって教育課程の国家基準(ナショナル・スタンダード)となり、それが法的拘束力をもつようになった¹⁸⁾。こうした学習指導要領の大幅な改訂の背景には、一方では子どもたちの学力低下があり、他方では東西冷戦によるイデオロギー対立の激化があった。

実際、1950年代後半になると、文部省をはじめ各研究機関によって子どもたちの学力調査が行われるようになり、そこで戦前・戦中の子どもの学力との比較が試みられた。その結果によると、戦後の子どもたちは、戦前の子どものたとえて基礎学力が明らかに低下していることが判明した¹⁹⁾。たとえば、算数の四則演算でいえば、昭和26年ごろの6年生は、昭和3年ごろの4年生と同程度の学力しかないのであった。

他方、国際情勢を見れば、昭和25年の朝鮮戦争に始まり、アメリカとソ連の東西冷戦を背景としたイデオロギー対立が激しさを増していた。そして昭和32年のスプートニク・ショックを契機に、理数科教育を強化したカリキュラムの現代化が図られることになった²⁰⁾。すなわち、東側のソ連が人類初の人工衛星の打ち上げに成功したため、アメリカをはじめとする西側諸国が大きな衝撃を受け、科学技術の発展のための教育に力を注ぐことになったのである。

ちょうどそのころ、広島では大学の研究者たちを中心に、原爆の惨禍を広く世界にアピールするため、原爆や戦争に関する資料の保管ならびに展示のための施設を建設しようとする動きがみられた。当時、広島市の中心部では平和記念公園の整備が行われていたが、その公園内に広島平和記念資料館の設置が決まり、昭和30年に開館した²¹⁾。それ以降、広島平和記念資料館は今日に至るまで、被爆の実相を後世に継承するための中核的施設として活用され続けている。

他方、市民レベルでは、昭和30年に反核・平和団体として原水爆禁止日本協議会（原水協）が結成され、核兵器廃絶を求める署名運動が行われた。さらに同年に第1回原水爆禁止世界大会（原水禁世界大会）が広島で開催された²²⁾。これを皮切りに全国各地で核兵器廃絶を掲げた平和運動が展開されていった。こうした動きは、子どもたちによる平和運動にも影響を与えた。それは佐々木禎子の死を契機に始まった折鶴による平和への祈りと、そのシンボルとしての慰霊碑の設立に向けた運動である。当時2歳で被爆した佐々木禎子は、小学校6年生のとき白血病を発症し、その回復を願って薬包紙などで鶴を折り続けたが、その翌年（昭和30年）に他界した。彼女の死後、同級生たちは禎子をはじめ、原爆で亡くなった子どもたちの追悼のための慰霊碑をつくる運動を始め、日本全国から集まった募金をもとに、昭和33年に原爆の子の像を建立した²³⁾。このサダコと折鶴の話は世界中に広まり、平和を願う世界各国の子どもたちによって作られた折鶴が、現在でも原爆の子の像に届けられている。

5 高度経済成長に伴う学力向上と平和教育の推進拠点としての広島

1960年代に入ると、日本は高度経済成長の時代を迎えることになる。昭和39（1964）年には東京でオリンピックが、また昭和45年には大阪で万博が開催され、それに伴い新幹線や高速道路が次々と整備されていった。そして昭和43年には日本の国民総生産（GNP）が、当時の西ドイツを抜いて世界第2位となり、日本はアメリカに次ぐ経済大国となった²⁴⁾。それはまさに「東洋の奇跡」と呼ばれるものであった。それと並行して、日常生活では、テレビ、洗濯機、冷蔵庫などの家電製品が次々と登場し、それらが急速に家庭に普及していった。この時代は、頑張れば勉強すれば、よい大学に入学でき、そうすればよい会社に就職できる。その会社で頑張れば給料が上がり、社会の生活環境がますます豊かになる。いわば、右肩上がりの時代であった。

こうした社会状況のなか、昭和43年に学習指導要領の改訂が行われ、これまで以上に教科の系統性が重視されることになった。それに伴い、各教科の学習内容が増大し、またその高度化が図られた。たとえば、算数や数学では、授業時数が増加し、集合や関数、確率などの現代数学の内容が導入された²⁵⁾。昭和33年以降の系統主義的な教育政策の結果として、日本の子どもたちの学力は著しく向上していった。実際、国際教育到達度評価学会（IEA）による学力の国際比較調査によれば、昭和39年の数学に関する調査（世界12か国の中学校2年生が対象）において、日本はイスラエルに次いで世界第2位を獲得した²⁶⁾。その後、昭和44年の理科に関する調査（世界18か国の小学校5年生および中学校3年生が対象）

では、小学校5年生ならびに中学校3年生とも日本が世界第1位となった²⁷⁾。この結果によって、日本の教育に世界からの注目が集まることになった。つまり、日本が戦争の惨禍から奇跡的な復活を遂げたのは、教育にその一因があると思われたのである。

このような右肩上がりの高度経済成長と並行して、高校や大学への進学率も大きく上昇していった。実際、1960年代の10年間で、高校進学率は約6割から約8割へ、大学進学率は約1割から約3割へと上昇している²⁸⁾。そうした動きと連動しながら、学生たちの運動も全国的な盛り上がりを見せるようになった。たとえば、昭和35年の日米安全保障条約の改定をめぐる反対運動、その後のベトナム戦争反対運動、さらに昭和43年ごろからの学生と大学の対立による大学紛争は、いずれも学生たちの間で始まったものである。小熊英二によると、これらの運動に参加した世代は、平和と民主主義という価値観のもとで育ってきた世代であった。小学生のころには自由で平等になるのが民主主義だと教わりながら、それが中学生や高校生になると、受験競争で他人を蹴落とすよう煽られる。それも大学に入るまでは我慢して勉強したものの、大学では学問を探求するどころか、退屈な講義を聞かされたうえで最終的には企業の歯車として社会に輩出される。もはや大学なんて資本主義の手先ではないか。こうした戦後民主主義の欺瞞に反抗すべく、学生たちは大学をバリケードで封鎖することで自らの主張を試みたのであった²⁹⁾。こうして学生運動は、全国の大学に拡大し、広島においても学生たちの築いたバリケードによって大学が一時封鎖された。

ちょうどそのころ、広島では、教師たちを中心に平和教育の推進運動が始まろうとしていた。実際、終戦後の新憲法において、日本は戦争を二度と繰り返さないことを誓ったにもかかわらず、朝鮮戦争やベトナム戦争などで日本はアメリカに協力し、さらには自衛隊を創設して軍備の拡大を図ろうとしている。こうした状況に対する危機感を抱いた広島の教師たちは、戦前に逆戻りすることのないように、昭和44年に被爆体験の継承を目的とした広島被爆教師の会を結成した。その後、日本教職員組合（日教組）の支援で昭和46年に原爆被爆教師の会全国連絡会（全国被爆教師の会）が、そして昭和47年には、平和教育の教材研究と情報共有を担う広島平和教育研究所が設立された。さらに昭和48年には、日教組および全国被爆教師の会が、第1回全国平和教育シンポジウムを広島市で開催し、その翌年には日本平和教育研究協議会が設立されることになった³⁰⁾。

昭和51年に全国被爆教師の会が開催され、その総会において「被爆地広島、長崎の両市を修学旅行で訪れる運動」の展開が決議された³¹⁾。これを契機に昭和54年からは広島への修学旅行が急増し、1980年代にはそれが全国に浸透していくことになった。そして昭和60年には、修学旅行生の平和記念資料館への来館者数が、全体の来館者数の約4割を占めるまでになった³²⁾。こうして広島は、平和教育の推進拠点として位置づけられることになったのである。

(卜部 匡司)

注・参考文献

- 1) 齊藤利彦「近代日本教育制度の成立」(柴田義松、齊藤利彦編著『近現代教育史』学文社、2000年)135頁
- 2) 齊藤利彦「近代日本教育制度の成立」(柴田義松、齊藤利彦編著『近現代教育史』学文社、2000年)136頁
- 3) 広島市編『広島原爆戦災誌(第二編 各説 第四巻)』(広島市役所、1971年)1頁
- 4) 広島市編『広島原爆戦災誌(第二編 各説 第四巻)』(広島市役所、1971年)6頁
- 5) 広島市編『広島原爆戦災誌(第二編 各説 第四巻)』(広島市役所、1971年)6頁
- 6) 広島市編『広島原爆戦災誌(第二編 各説 第四巻)』(広島市役所、1971年)6-7頁
- 7) 広島市編『広島原爆戦災誌(第二編 各説 第四巻)』(広島市役所、1971年)65-66頁
- 8) 広島市編『広島原爆戦災誌(第二編 各説 第四巻)』(広島市役所、1971年)7頁
- 9) 文部省「新教育指針：第一部前編」1946年(『戦後教育改革構想I期2：新教育指針(付・英文)』日本図書センター、2000年)27頁

- 10) 文部省「新教育指針：第一部前編」1946年（『戦後教育改革構想I期2：新教育指針（付・英文）』日本図書センター，2000年）28頁
- 11) 文部省「新教育指針：第一部前編」1946年（『戦後教育改革構想I期2：新教育指針（付・英文）』日本図書センター，2000年）29頁
- 12) 文部省「新教育指針：第一部前編」1946年（『戦後教育改革構想I期2：新教育指針（付・英文）』日本図書センター，2000年）29頁
- 13) 柴田義松「戦後日本の教育改革の展開」（柴田義松，齊藤利彦編著『近現代教育史』学文社，2000年）160頁
- 14) 水原克敏「現代日本の教育課程の歩み」（田中耕治，水原克敏，三石初雄，西岡加名恵『新しい時代の教育課程〔改訂版〕』有斐閣，2009年）46頁
- 15) 海老原治善『民主教育実践史（新版）』（三省堂，1977年）38 - 39頁
- 16) 長田新編『原爆の子』（岩波書店，1951年）
- 17) 水原克敏「現代日本の教育課程の歩み」（田中耕治，水原克敏，三石初雄，西岡加名恵『新しい時代の教育課程〔改訂版〕』有斐閣，2009年）56頁
- 18) 柴田義松「戦後日本の教育改革の展開」（柴田義松，齊藤利彦編著『近現代教育史』学文社，2000年）162頁
- 19) 久保舜一『算数学力-学力低下とその実験』（東京大学出版会，1952年）18頁
- 20) 津田徹「戦後の教育政策」（広岡義之編著『近現代教育史』学文社，2007年）164頁
- 21) 松本寛『新版・広島長崎修学旅行案内-原爆の跡をたずねる』（岩波ジュニア新書，1998年）72 - 76頁
- 22) 松本寛『新版・広島長崎修学旅行案内-原爆の跡をたずねる』（岩波ジュニア新書，1998年）44 - 45頁
- 23) 小堺吉光『ヒロシマ読本』（広島平和文化センター，1978年）50 - 51頁
- 24) 保阪正康『高度成長-昭和が燃えたもう一つの戦争』（朝日新書，2013年）148頁
- 25) 柴田義松「戦後日本の教育改革の展開」（柴田義松，齊藤利彦編著『近現代教育史』学文社，2000年）63頁
- 26) 国立教育政策研究所『数学教育・理科教育の国際比較』（ぎょうせい，2001年）26頁
- 27) 国立教育政策研究所『数学教育・理科教育の国際比較』（ぎょうせい，2001年）88頁
- 28) 保阪正康『高度成長-昭和が燃えたもう一つの戦争』（朝日新書，2013年）140頁
- 29) 小熊英二『社会を変えるには』（講談社現代新書，2012年）130 - 134頁
- 30) 山口誠「広島，ヒロシマ，広島，ひろしま-広島修学旅行にみる戦争体験の変容」（福間良明，山口誠，吉村和真編著『複数の「ヒロシマ」-記憶の戦後史とメディアの力学』青弓社，2012年）298頁
- 31) 山口誠「広島，ヒロシマ，広島，ひろしま-広島修学旅行にみる戦争体験の変容」（福間良明，山口誠，吉村和真編著『複数の「ヒロシマ」-記憶の戦後史とメディアの力学』青弓社，2012年）298頁
- 32) 山口誠「広島，ヒロシマ，広島，ひろしま-広島修学旅行にみる戦争体験の変容」（福間良明，山口誠，吉村和真編著『複数の「ヒロシマ」-記憶の戦後史とメディアの力学』青弓社，2012年）299頁

IV 原爆体験と原爆被爆者の平和観

1 原爆被爆者は何を体験し、何を伝えたいのか¹⁾

原爆被爆者は、昭和20年代のいわゆる「空白の10年」を経て²⁾、その後、現在に至るまで、「核兵器廃絶」と「原爆被害への国家補償」を求め続けてきた³⁾。被爆者援護施策に関しては、現在もなお、いくつかの解決すべき課題を残してはいるが、原爆被爆者と関係諸機関の不断の努力により拡充してきたことは事実であろう⁴⁾。

他方、「核兵器廃絶」に関しては、アメリカ、ロシア、フランス、中国をはじめ核保有国が歴然と存在し、それらの国々で計約1万7,000発の核弾頭を保有している⁵⁾。多くの原爆被爆者が、その現実に対する憤り、不満、あるいは諦観、そして同時に、核廃絶への大きな期待をもつことは容易に想像がつく⁶⁾。

本稿では、平成17(2005)年4月実施の『朝日新聞』「被爆60年アンケート調査」の自由記述式回答(体験記・メッセージ)に注目し、原爆被爆者の原爆体験に対する認識と後世へのメッセージの核心的部分について検討を行う。これは、原爆体験とメッセージの要約でもあるし、原爆被爆者の原爆体験・メッセージ、そして思いの核心的部分の考察でもある。同時に、原爆被爆者の「平和観」そのものを紐解くことでもある。原爆被爆者の「平和観」を分析・考察する方法はもちろんほかにもある。たとえば、松尾雅嗣が

昭和 58 (1983) 年に行った連想調査に基づいて「平和観」を分析することも可能であろう⁷⁾。しかしながら、本稿で試みる原爆被爆者の体験記・メッセージの分析は、原爆被爆者の「平和観」を探求する方法としては、適切な方法だと考えられる。原爆体験は原爆被爆者の「平和観」の基底であり、原爆被爆者のメッセージは、その「平和観」が表出されたものであると考えられるからである。この意味において、原爆体験記・メッセージ内容を考察することは、原爆被爆者の「平和観」そのものを知ることにもなるであろう。ただ、本稿で明らかにする原爆被爆者の体験記・メッセージは、それらの核心的部分であり、要約である。つまり、ここでの「平和観」もまた、「平和観」の核心的部分であり、要約であるのかもしれない。また、このアンケート調査が、各都道府県の被爆者団体の協力を得て実施する背景から、ある意味、限定的な、あるいはある特定の原爆被爆者の「平和観」であることも否定できない。そういった制約はあるものの、それでもなお、漠然と指摘され続けてきた被爆者の「平和観」を被爆者約 7,000 人のデータを用い計量解析し、再確認する作業の意味は小さくない。ここで明らかになる「平和観」は、被爆者全体のそれを説明する際にある一定以上の説得力を持つと考えられるからである。

2 対象と方法

『朝日新聞』「被爆 60 年アンケート調査」は、被爆者健康手帳および第 1 種健康診断受診者証所持者 3 万 8,061 人を対象とし、平成 17 (2005) 年 3 月～4 月に広島大学との共同事業として実施された。調査方法は、調査票の郵送自記方式 (各都道府県の日本原水爆被害者団体協議会を通じて郵送) で行われた。アンケートへの総回答数は 1 万 3,453 人 (回収率 35.3%)、そのうち、6,782 人が自由記述欄に体験記・メッセージを記入した (記入率 50.4%)。本稿で分析対象としたのは、この 6,782 人の原爆体験およびメッセージである。本稿では、その核心的部分の特徴を性別、被爆地別、被爆区分別でそれぞれ検討したい。

解析方法は、それら原爆体験・メッセージのなかで出現頻度の高い単語を抽出し、多次元尺度法、階層的クラスタリング法、テキストマイニング法による計量解析を行った。計量解析には統計解析ソフト R を使い、形態素解析には MeCab を利用した⁸⁾。

○以下のテーマに沿って、ご自由にお書きください。一つだけでも、いずれもでもかまいません。

1. ご自身の被爆体験の中で、今も忘れられないこと
2. 原爆で亡くなった方々や次世代へのメッセージ
3. その他、訴えたいことや知らせたいことなど

3 結果および考察

(1) 自由記述式回答者の背景特性について

平均年齢は 75.3 歳 (調査時年齢, 以下同)、性別は男 3,272 人 (48.2%) に対し、女 3,368 人 (49.7%) であった。年齢階級別では 70 歳代がもっとも多く 55.1% を占め、次いで 80 歳代 (22.2%), 60 歳代 (18.2%) であった。回答者の都道府県別居住地では、広島 1,993 人 (29.4%) がもっとも多く、次いで東京 944 人 (13.9%), 長崎 815 人 (12.0%), 福岡 421 人 (6.2%) であった。被爆地別では、広島での被爆が 4,298 人 (63.4%), 長崎での被爆が 2,257 人 (33.3%), 両市被爆が 3 人 (0.04%) であった。被爆状況別では、直接被爆が 3,572 人 (52.7%), 入市被爆が 1,939 人 (28.6%), 救護活動が 467 人 (6.9%), 胎内被爆が 56 人

(0.8%), 第1種健康診断受診者証所持者が729人(10.7%)であった。被爆当時の所属別では、学童・学徒が2,694人(39.7%), 市民(成人)が1,094人(16.1%), 軍人・軍属が1,254(18.5%)であった。

(2) 原爆体験記・メッセージの核心的部分

ア 全回答者を対象とした解析

表9-1には、6,782人の体験記・メッセージ中で出現頻度の高い上位50単語を示した。抽出単語は、原則として、名詞、副詞、形容詞ならびに原爆被害を表す動詞に限った。次に単語の同時出現頻度をもとに単語間の親疎遠近を与える距離を算出した。続いて、データマイニングの手法の一つである階層的クラスタリング法を用い、これら50単語の分類を行った。その結果が図9-1である。図9-1には単語のまとまりを示すために、筆者の解釈を示す5つの括弧・分類番号・内容を附した。また、図9-2では多次元尺度法を用い、より視覚的に単語間の親疎遠近を示すとともに、筆者の解釈を示す4つの楕円(破線)、楕円番号、内容を書き入れた。平面射影に伴う情報損失もあり、幾つかの前提あるいは限界はあるが、本稿では記述内容も吟味し、可能な限り簡素な楕円を描いた。なお、図9-1の分類番号と図9-2の楕円番号はほぼ対応している。ただし、図9-1の(4)・(5)は図9-2の(4)に対応している。

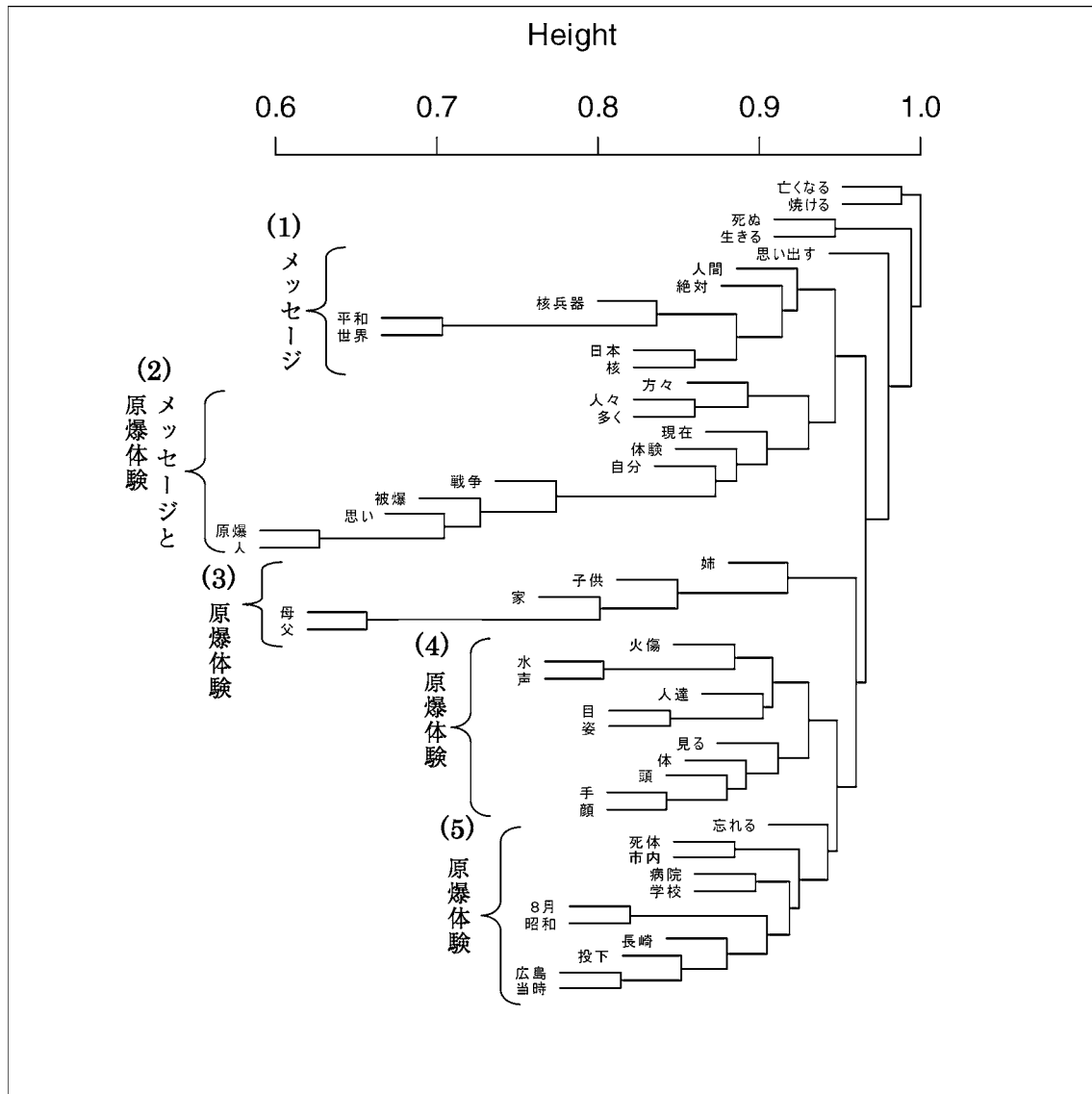
表9-1 朝日新聞「被爆60年アンケート調査」自由記述における出現頻度上位50単語

出現頻度順位	単語	出現頻度(延べ数)	出現頻度順位	単語	出現頻度(延べ数)	出現頻度順位	単語	出現頻度(延べ数)
1	被爆	5,060	18	長崎	1,278	35	思い	858
2	原爆	4,584	19	自分	1,276	36	人達	853
3	人	4,397	20	世界	1,188	37	市内	850
4	戦争	3,248	21	日本	1,101	38	絶対	812
5	広島	2,927	22	投下	1,078	39	焼ける	807
6	見る	2,570	23	核兵器	1,063	40	声	783
7	母	2,038	24	死体	1,056	41	方々	782
8	亡くなる	1,851	25	思い出す	1,028	42	昭和	777
9	平和	1,808	26	体験	1,017	43	姉	767
10	忘れる	1,794	27	目	1,014	44	手	755
11	水	1,694	28	人々	971	45	顔	745
12	家	1,644	29	核	970	46	火傷	740
13	父	1,536	30	姿	970	47	多く	736
14	死ぬ	1,504	31	病院	939	48	体	718
15	子供	1,503	32	学校	921	49	人間	716
16	当時	1,407	33	現在	911	50	頭	712
17	生きる	1,318	34	8月	887			

以下、図9-1・2によって、原爆・原爆体験に対する認識と被爆者のメッセージについて解釈を試みる。ごく大雑把に言えば、図9-1における分類(1)と図9-2における楕円(1)は原爆被爆者のメッセージ内容を示し、図9-1の(3)・(4)・(5)と図9-2の(3)・(4)は原爆体験に対する認識を示している。また、図

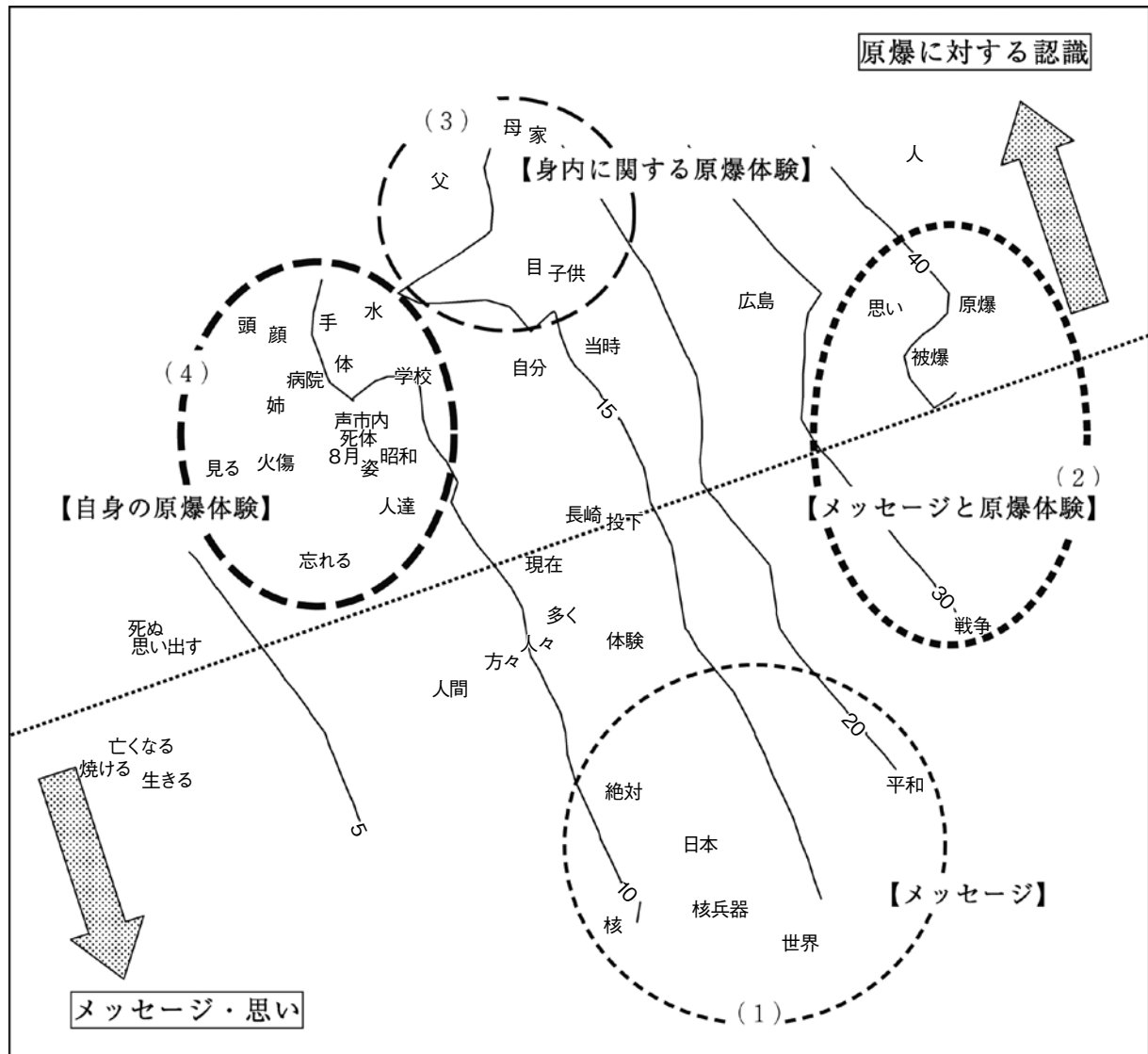
9-1・図9-2のそれぞれの(2)はメッセージと原爆体験に対する認識の両方の要素を含んでいる。

図9-1 出現頻度の高い50単語に関するクラスター分析の結果



* 佐藤健一広島大学原爆放射線医科学研究所・准教授によるクラスター分析の結果に、筆者が括弧、番号などを加筆した。以下同。なお、Height はクラスター結合時の距離を示す。

図9-2 多次元尺度法による原爆被爆者の原爆（体験）に対する認識構造とメッセージ



* 「死体」と「市内」は重ならないように最低限の移動を行った。等高線は出現頻度（相対頻度）を線形補間したものである。なお、各楕円にはそれぞれ異なる破線をつけたが、それらの破線は、図9-3～5の各楕円の破線に対応している。

原爆体験に対する認識については、図9—2に示すように、主に、二つの諸単語のグループに区分できる。一つは、図9—2楕円(4)の諸単語の集合である。被爆直後の被爆者の被害状況が「頭」,「顔」,「手」,「火傷」などの単語で表されている。同時に、被爆者が収容された「病院」の様子,至る所に放置された「死体」の様子が語られている。「水」と「声」の親近は、水を求める瀕死の被爆者の声を表している。このように、楕円(4)は、原爆投下後の脳裏から離れない地獄のような原風景の集合であることが理解できる。「水」,「死体」に関する用例の一部を次に示した。

用例 1

朝日新聞「被爆 60 年アンケート」自由記述における「水」の用例 (抄)

だよっていた。橋のたもとは死体の山、又われな姿がいまだに忘れられない。1—2) することもできない。ようようの声で兵隊さん。亦、道端に半焼けの人が寝て兵隊さん“け爛れた人が後から後から私達に「兵隊さんが大八車にかけて有ってやけた人が居られてく耳にしたものですから今思えばたくさんの」～なぜあの時、先輩の悲痛な求めに応じずが飲みたい」と、しきりにせがみましたが、れ手の足のない者、等の重軽傷が多かった。

水を求めて救助を求めている人も多数いた。水を求めて水路で折重なって最後をとげた被水をください、助けてください、と、手を差水を呉れ”と云っていたがどうすることも出水・水」と水を求めて縋りついて来る。可哀水一水と言って居られました。横川についた水を飲ませてあげればよかったのと思っ水を与えなかった。私の行いに、60年過ぎ水などはどこにもありませんでした。やっ水を下さい、苦しいと叫ぶ者で本当にこの世

朝日新聞「被爆 60 年アンケート」自由記述における「死体」の用例 (抄)

者をカバネ室に運びました。二、三人の上には眞夏の太陽に照らされて、道路にたおれた置されていました。又あちらこちらで人間の昭和20年8月入市して駅より舟入川口町迄れ水を下さいと云って死んだ人。毎日毎日、って、己斐小学校に行って見た時、運動場に、宇品まで見え呆然とし広島駅からガレキ、ていた。焼けこげた男女の区別もわからないの車庫(浦上)を通るたびに橋がもえた事と8月14日、6日経過した後でもあちこちに

死体を重ねて、置く場所もありませんでした死体が、屍臭をただよわせ、人間が馬に馬が死体を焼かれていた事を目のあたりにしまし死体が沢山、水を飲もうとしたら男の人が氷死体を焼いた日々あの臭い今でも忘れる事が死体が沢山埋められていた事。2. 近所のあ死体の中を本部、宿舎を探し歩いた。途中太死体、両手を前に、皮膚が破れヨロヨロ歩く死体をやいた事が頭から離れません。(乱筆死体が散乱しており、馬の死骸がお腹が大き

二つ目の諸単語のグループは楕円(3)である。これは、「母」、「父」、「家」といった身内に関係する原爆体験を表すグループであると解釈できる。原爆によって父・母を亡くしたこと、あるいは父・母にまつわる体験が原爆体験に対する認識の中で重要な意味を占めていることがうかがえる。以下は、「父」、「母」に関する用例である。このように、原爆体験に対する認識は、原爆投下後の地獄のような原風景と肉親にまつわる体験という二つの部分から主に構成されていた。

用例2

朝日新聞「被爆60年アンケート」自由記述における「父」の用例(抄)

軍工兵隊に入隊のため広島駅から工兵隊まで本当に今でも良く思い出します。母を亡くし戸の駅のホームで弟じゃ亡くなり、二日後にの嫁やその母の消息は尋ねるべくもなく只、るようになり親戚の人、町内の人、お世話で三菱製鋼所(茂里町)で社の方々のお世話での草鞋も、ちびてしまって歩く気力もなく、てないので、井戸があるかわかりませんが? たらしいとの情報を得たと母に話していた。ことが出来ました。町中は火がくすぶる中、

父と兄に連れられて焼け跡(一部まだ煙つい父と姉とで何度も田舎のおばさんの家から父も亡くなりました。父もやはり火傷です。父の勤務先であった県庁を頼りに尋ね歩いた父を大八車に乗せ長与村に向かいました。母父の火葬を行っていただきました。時は昭和父に、おんぶ、おんぶ、とねだった。帰り道父はその終戦の11月に亡くなりました。私父は翌日より1週間位毎日弟を探しにいて父は必死に兄を求めて、大変だったと思いま

朝日新聞「被爆60年アンケート」自由記述における「母」の用例(抄)

た人達が死んでいく人達でいっぱいでした。の防空壕に避なんしていることを聞く。但し、それが原子爆弾だったという情報がなく、ました。私が10才の時、妹は6才でした。の畠に皆出ていてしばらくは野宿しました。ぞうとします。時より思い出します。被爆後れられて五島に帰ったと申すべきでしょう。黒焦げの父。被爆12才の体験。8月11日無かったら、多くの人も亡くならず、私のくませ、祈るように子どもを抱きしめたが、

母も顔いちめん火傷と弟2人は片目がつぶれ母も火傷姉も重体であった。防空壕の入り口母、兄、姉ムコが姉を探しに何日も何日も中母の記憶があまりないのが悲しいです。母と母は家の下敷になり頭や首にくぎやらささつ母の体調が悪く病院にもかかることが出きず母はその後母の実家で亡くなりました。子供母と2人で父を探しに出た。爆心地500m母も若くして死なずにすんだんじゃないかと母親に会えた安堵感からか、抱かれたまま

原爆被爆者のメッセージに関しては、とくに詳細な検討は不要であろう。表9—1に示すように「世界」、
「平和」、「核兵器」、「核」という単語が高頻度に出現し、「核（兵器）廃絶」による「世界の平和」がその
核心的部分であることは明らかである。原爆体験を経て、核兵器のない世界平和を標榜し、核廃絶の言説
をリードする原爆被爆者のメッセージがここに凝縮されている。つまり、これが原爆被爆者の「平和観」
の核心的部分でもあるといえる。「核兵器」・「核」、「世界（の）平和」に関する用例を次に示した。なお、
図9—2における点線は、メッセージと原爆体験に対する認識の境界を示したものである。点線より上部
が、ほぼ原爆体験に対する認識の単語群であり、下部がメッセージ内容を示した単語群であると解釈でき
る。

用例3

朝日新聞「被爆60年アンケート」自由記述における「核」・「核兵器」の用例（抄）

<p>思うと、可哀想でなりません。世界中の人が爆を受けた者の不安感など考えますと決して全部一日も早くなくなる事を願っています。必要悪でなく絶対悪であることを訴えたい。たち永らく生きられた幸せな人々が次世代へにきれいな地球を残さなければ。日本政府は思っています。日本は被爆国ですからもっとした。2度と戦争は嫌です。すべての国からあった時は、言葉がでなかった思いがある。にある方々の思いを胸に、生ある限り戦争も</p>	<p>核をなくし戦争を止めて、同じ皆人間だから核などを使って尊い命を奪う事は許されませ核戦争があれば人類は滅亡します。次世代の核廃絶を人類として呼びたい 核の恐ろしさは伝えなければと思います。最核兵器廃絶の先頭に立って核保有国にせまる核兵器の廃絶を叫ぶべきだと思います 核兵器のない平和な国で人々が暮せる様祈る核兵器廃絶を世界中で願いたい。平和な世の核兵器もない平和な二十一世紀の実現に向か</p>
---	---

朝日新聞「被爆60年アンケート」自由記述における「世界(の)平和」の用例（抄）

<p>のような悲惨なことを二度と起こさぬように姿は一生忘れることはありません。ひたすら英知を磨くは何のため。人類の幸福のために。地球から核兵器をなくす運動を推進しである事を願っております。核兵器の廃絶と爆はおそろしい悪魔、サタンだ。これからの戦争を体験した私の願い戦争も核兵器もないく御願います。早く地球上に核兵器廃絶し爆兵器が世界から無くなるように努力され、戦争は私達だけで充分です。二度と興らない</p>	<p>世界の平和を人間の心の平和を念願する。こ世界の平和と福祉の日本の国を念願に生きて世界の平和のために「戦争を核を兵器を廃絶世界の平和を築いてもらう事を祈っています世界の平和を心より祈ってます。被爆地と生世界平和の為にも二度と使用してはいけない世界平和。皆んなで手をつなぐ事を願います世界平和の訪れる事祈り私の言を述べました世界平和を願ってやまない。又、イラク国よ世界平和が築かれて行きます様に、又、広島</p>
--	---

イ 性別での比較検討

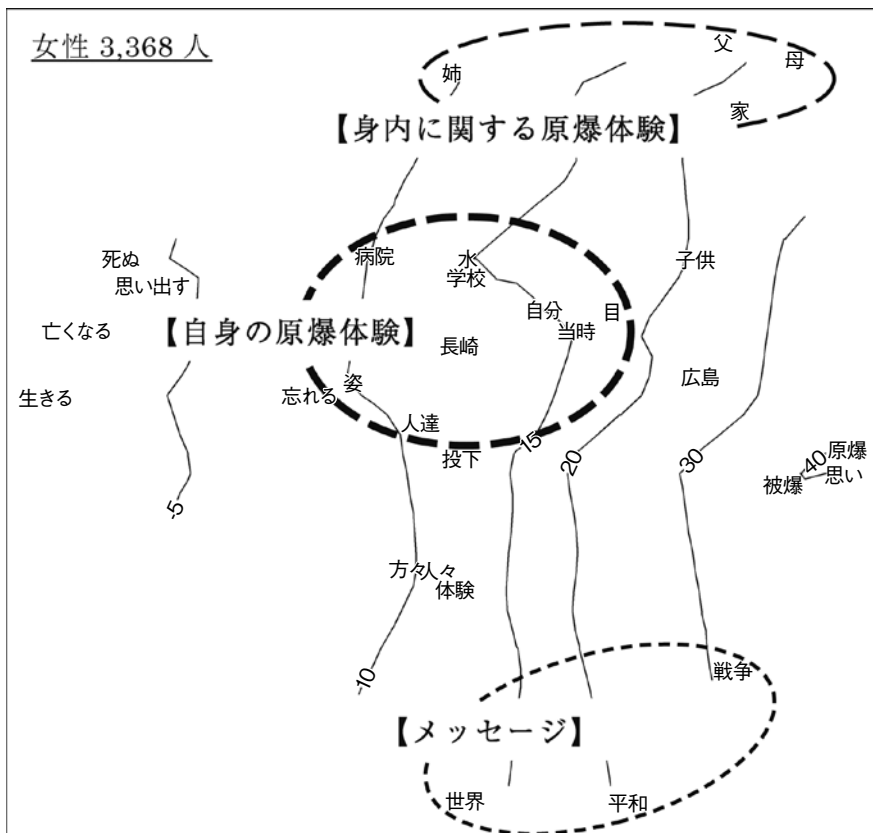
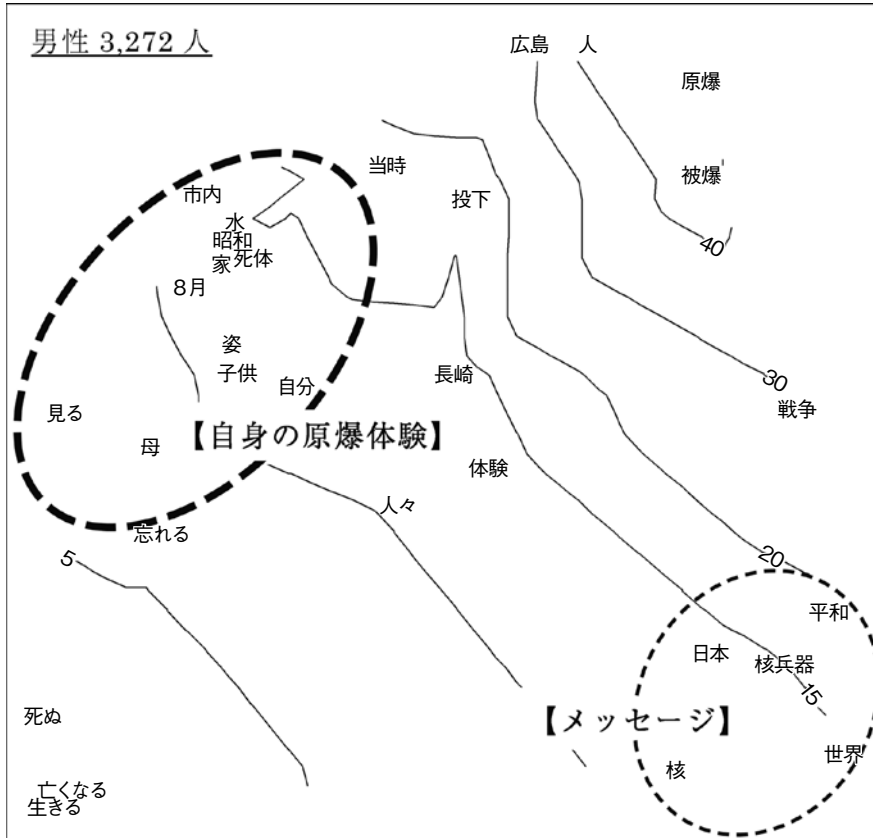
表9-2は性別における出現頻度上位30単語を比較したものである。男女ともに出現した単語は網掛け太字で示した(以下同)。両者の一致率は70%であった。

表9-2 性別における出現頻度上位30単語の比較

出現頻度 順位	男性 (3,272人)		女性 (3,368人)		出現頻度 順位	男性 (3,272人)		女性 (3,368人)	
	単語	出現頻度 (延べ数)	単語	出現頻度 (延べ数)		単語	出現頻度 (延べ数)	単語	出現頻度 (延べ数)
1	被爆	2,751	被爆	2,258	16	世界	637	当時	635
2	原爆	2,360	原爆	2,161	17	核	626	思い出す	609
3	人	1,798	戦争	1,639	18	投下	623	姉	585
4	広島	1,663	母	1,480	19	家	577	目	552
5	戦争	1,540	亡くなる	1,265	20	自分	575	世界	535
6	見る	1,274	広島	1,236	21	体験	556	長崎	530
7	平和	873	父	1,067	22	亡くなる	555	思い	515
8	水	833	家	1,040	23	母	538	病院	480
9	忘れる	820	子供	994	24	市内	524	学校	479
10	当時	759	忘れる	940	25	生きる	516	人々	476
11	長崎	737	平和	906	26	8月	500	人達	469
12	死ぬ	697	水	847	27	姿	498	姿	460
13	核兵器	675	生きる	780	28	子供	493	方々	454
14	日本	664	死ぬ	779	29	昭和	491	体験	452
15	死体	659	自分	692	30	人々	486	投下	448

女性の方が圧倒的に「母」に言及する頻度が高く、「父」、「姉」に関しては女性のみ出現している。このように、原爆体験に対する認識では、女性の方が、肉親にまつわる原爆体験を多く語る傾向にあった。30単語に関する多次元尺度法の結果が図9-3であるが、男性は身内に関わる原爆体験をあまり語っていないことが見て取れる。もちろん、「母」の出現が示すように、身内に関する体験を全く語らないということではないが、女性の方がより重点的に身内に関わる原爆体験を語る傾向が強いことは指摘できよう。このように、原爆体験に対する認識は、性別によってその重点の置き所が異なっている。メッセージに関しては、男性の方が、核兵器廃絶による平和を志向する傾向が強い一方で、女性は核兵器廃絶だけではなく、絶対非戦による平和志向が強いことが見て取れる。つまり、「平和観」は性別によって異なることを示唆している。

図9-3 出現頻出上位 30 単語に関する性別比較



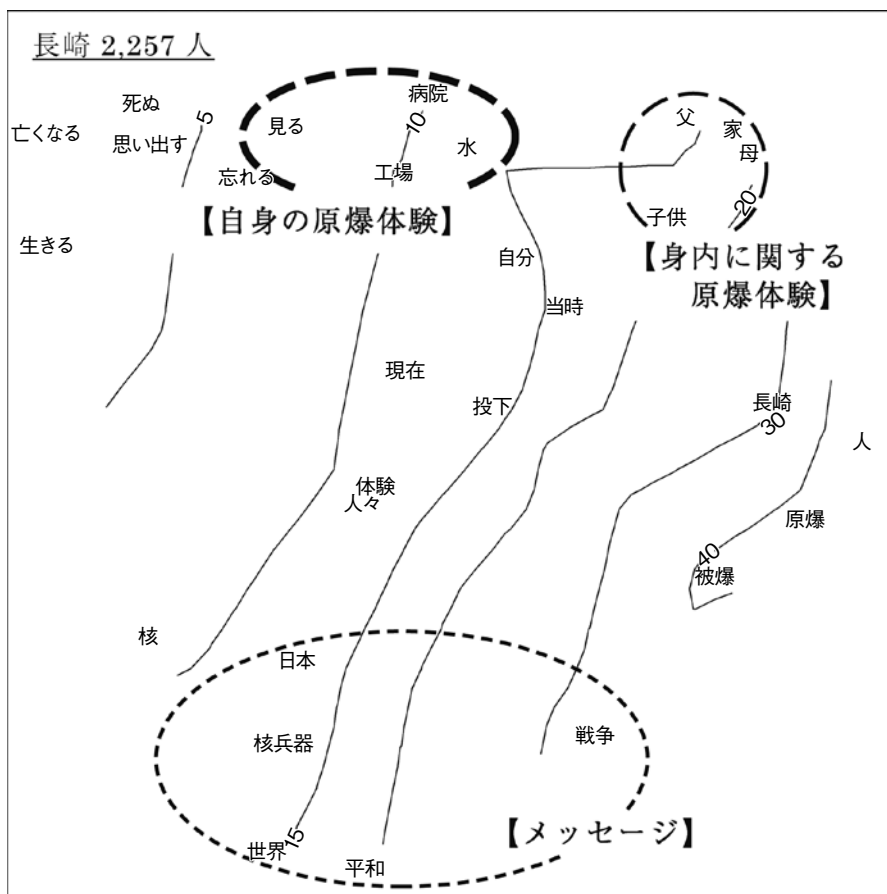
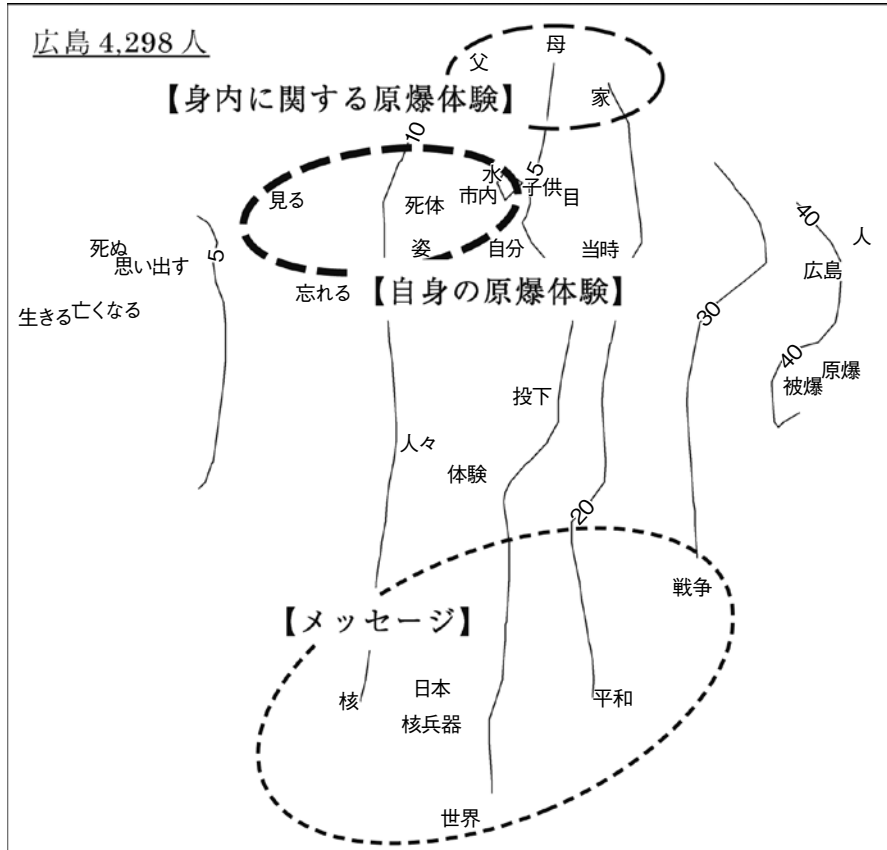
ウ 広島被爆者と長崎被爆者での比較検討

表9-3には被爆地別における出現頻度上位30単語を示した。両者は87%と高頻度で一致した。30単語に関する多次元尺度法の結果が図9-4であるが、両者の間にはほとんど違いが認められなかった。「怒りの広島」、「祈りの長崎」と指摘される向きもあるが、ここでは、それを示唆するような傾向は見いだせなかった。被爆60年が経過し、両被爆者の思いの核心は同じになっている可能性も示唆している。

表9-3 被爆地別における出現頻度上位30単語の比較

出現頻度 順位	広島 (4,298人)		長崎 (2,257人)		出現頻度 順位	広島 (4,298人)		長崎 (2,257人)	
	単語	出現頻度 (延べ数)	単語	出現頻度 (延べ数)		単語	出現頻度 (延べ数)	単語	出現頻度 (延べ数)
1	被爆	3,306	被爆	1,613	16	父	901	生きる	438
2	原爆	2,872	原爆	1,567	17	自分	856	当時	430
3	人	2,872	人	1,377	18	生きる	843	世界	421
4	広島	2,657	戦争	1,173	19	世界	742	投下	400
5	戦争	1,989	長崎	1,067	20	死体	723	自分	396
6	見る	1,605	見る	867	21	日本	711	日本	362
7	母	1,244	母	744	22	核兵器	695	核兵器	352
8	平和	1,192	亡くなる	626	23	体験	681	目	345
9	忘れる	1,170	家	624	24	市内	672	工場	344
10	亡くなる	1,148	父	580	25	姿	667	病院	342
11	水	1,119	平和	563	26	思い出す	647	思い出す	332
12	家	975	忘れる	558	27	投下	645	人々	324
13	死ぬ	972	水	519	28	核	637	体験	318
14	子供	931	子供	511	29	目	629	核	307
15	当時	929	死ぬ	488	30	人々	625	現在	304

図9-4 出現頻度上位30単語に関する広島被爆者と長崎被爆者との比較



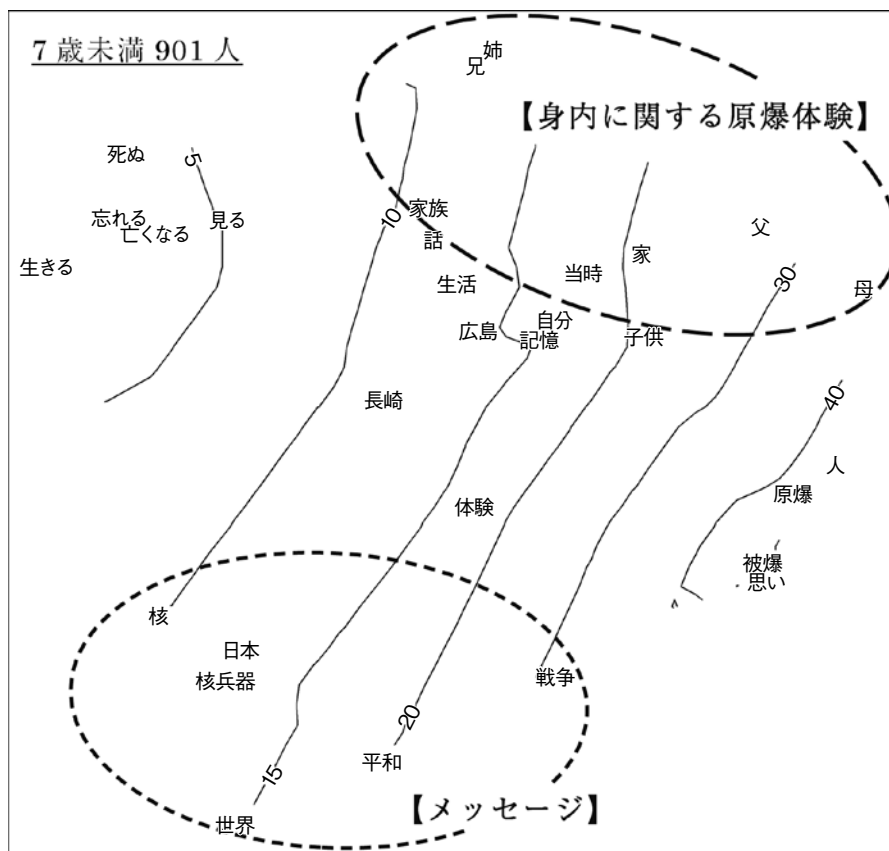
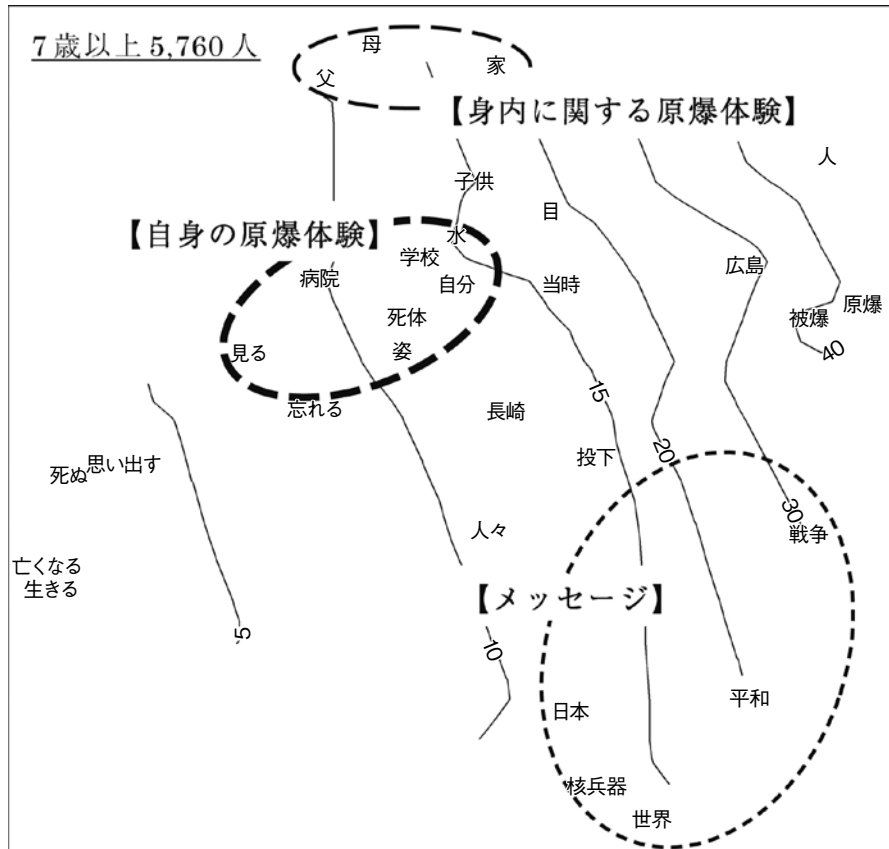
エ 被爆当時7歳以上とそれ未満との比較検討

表9-4は被爆当時7歳以上（回答時67歳以上）と7歳未満における各上位30単語を示したものである。両者の出現単語一致率は70%である。図9-5は30単語に関する多次元尺度法の結果である。表9-4が示すように、7歳未満被爆者の場合、「水」、「死体」といった原爆投下後の原風景を表現する単語は出現していない。図9-5に示されるように、自身の体験部分は表されていない。自身の被爆体験に代わって、「姉」、「兄」、「家族」といった単語によって身内にまつわる原爆体験が重点的に語られている。しかし、自身の体験は希薄でも「核（兵器）」なき「世界平和」というメッセージは7歳以上被爆者と同じであった。

表9-4 被爆時年齢7歳以上と7歳未満における出現頻度上位30単語の比較

出現頻度 順位	7歳以上 (5,760人)		7歳未満 (901人)		出現頻度 順位 -	7歳以上 (5,760人)		7歳未満 (901人)	
	単語	出現頻度 (延べ数)	単語	出現頻度 (延べ数)		単語	出現頻度 (延べ数)	単語	出現頻度 (延べ数)
1	被爆	4,182	被爆	822	16	父	1,118	生きる	184
2	原爆	3,881	母	723	17	生きる	1,115	広島	180
3	人	3,879	原爆	630	18	長崎	1,113	記憶	171
4	戦争	2,722	戦争	474	19	自分	1,011	世界	171
5	広島	2,693	人	462	20	世界	1,002	忘れる	158
6	見る	2,272	父	404	21	死体	987	日本	156
7	忘れる	1,603	亡くなる	307	22	投下	959	死ぬ	148
8	水	1,558	子供	274	23	核兵器	933	兄	144
9	平和	1,549	自分	249	24	日本	929	生活	141
10	亡くなる	1,505	家	246	25	思い出す	914	思い	140
11	家	1,377	見る	234	26	目	909	家族	138
12	死ぬ	1,334	平和	231	27	姿	891	長崎	137
13	母	1,295	姉	214	28	病院	846	核	125
14	子供	1,209	当時	211	29	人々	842	話	124
15	当時	1,174	体験	189	30	学校	840	核兵器	124

図9-5 出現頻度上位30単語に関する7歳以上と7歳未満との比較



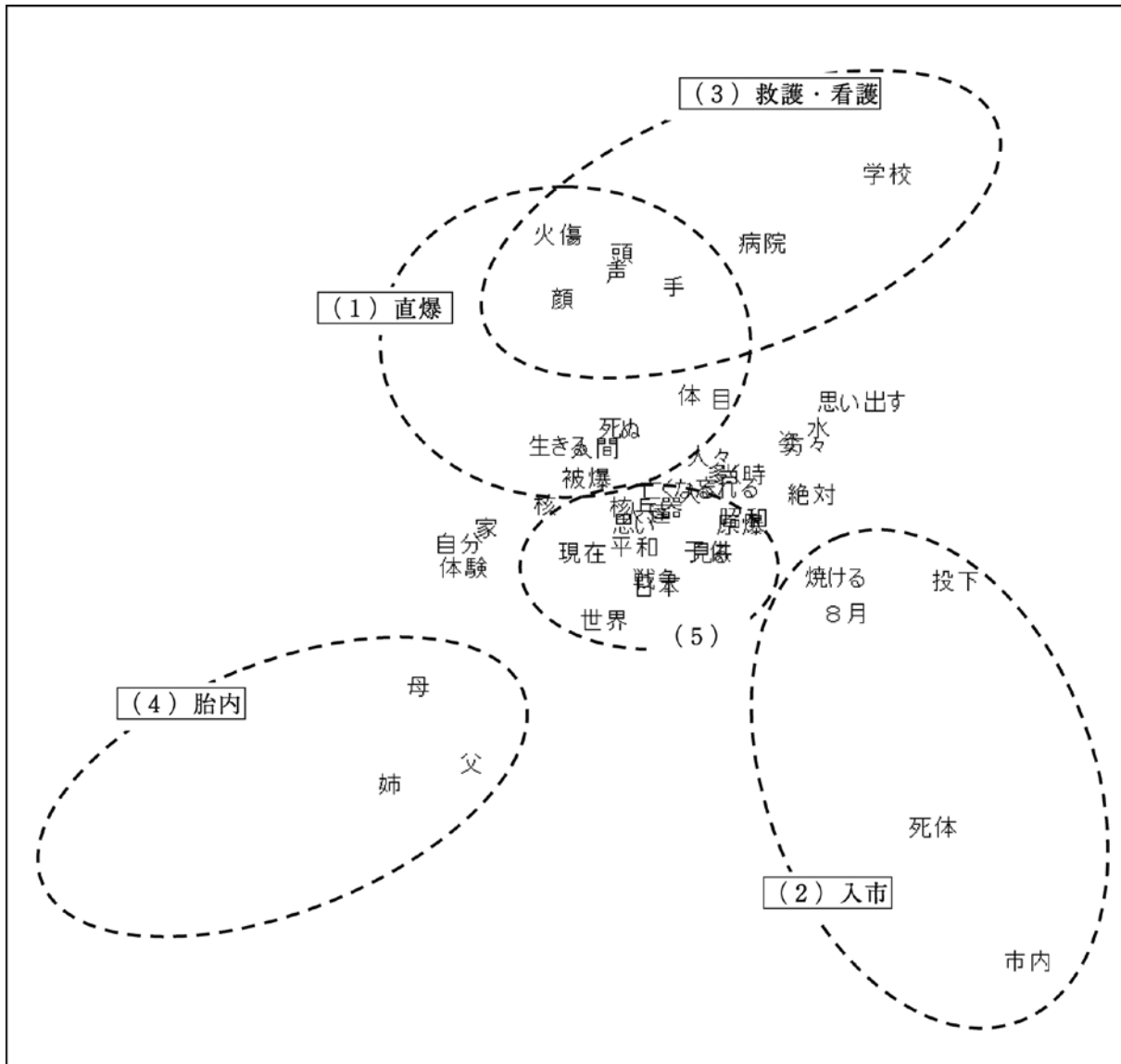
オ 被爆区分別での特徴

表9-5は、原爆体験記・メッセージの中で出現頻度の高い上位50単語を被爆区分別に集計したクロス表である。なお、出現頻度の高かった「広島」と「長崎」は意図的に削除した。原爆体験記・メッセージを被爆地別に検討する際に重複すると考えたからである。表9-5に基づき、対応分析を行い、視覚化したものが図9-6である。図9-6には、筆者の解釈を示す5つの楕円（破線）、楕円番号を加えた。平面射影に伴う情報損失はあるが、本稿では証言内容も吟味し、可能な限り簡素かつ意味を持ちうる楕円を描いた。

表9-5 被爆状況別単語出現頻度（クロス集計表）

単語	直接被爆	入市被爆	救護・看護被爆	胎内被爆	単語	直接被爆	入市被爆	救護・看護被爆	胎内被爆
被爆	1,685	754	188	32	目	639	315	96	6
原爆	1,470	824	212	22	人々	405	203	52	2
人	1,764	900	227	22	核	378	165	39	9
戦争	1,127	592	126	20	姿	380	209	60	2
見る	913	505	122	16	病院	334	160	72	7
母	628	272	34	21	学校	337	174	81	1
亡くなる	726	371	102	15	現在	440	206	42	8
平和	761	378	82	12	8月	337	224	50	2
忘れる	789	419	109	8	思い	407	197	43	5
水	541	302	87	0	人達	338	166	39	5
家	755	304	53	12	市内	271	272	37	0
父	452	224	27	17	絶対	384	227	62	3
死ぬ	601	268	74	9	焼ける	323	205	47	1
子供	551	302	72	9	声	408	156	53	2
当時	587	316	87	7	方々	301	175	56	5
生きる	601	248	58	7	昭和	315	174	43	3
自分	579	232	43	14	姉	252	115	10	10
世界	522	267	51	12	手	398	168	60	3
日本	415	220	47	8	顔	385	141	46	4
投下	395	301	84	5	火傷	332	113	40	2
核兵器	476	229	50	4	多く	336	175	46	3
死体	333	275	42	0	体	385	188	64	9
思い出す	431	257	87	4	人間	327	142	35	4
体験	488	204	40	15	頭	345	131	47	2

図9-6 被爆状況別による対応分析結果



楕円(1)は、直接被爆者が原爆体験を語る際に重点的に用いる単語の集合であると解釈できる。直接被爆者は、原爆体験を語る際、「火傷」、「頭」、「顔」などの単語によって、原爆投下後の地獄のような情景を重点的に語る傾向があった。楕円(2)は、入市被爆者が重点的に用いる単語群であると解釈できる。入市被爆者の場合は、「死体」、「焼ける」などの単語によって、自身が見た「市内」での情景を重点的に語る傾向があった。両区分における違いとしては、直接被爆者の場合は、被災地から郊外へ逃げる途中で目にした、他の被爆者、あるいは自身の様子を語るという特徴があり、他方、入市被爆者の場合は、被爆地（「市内」）に残された死体について重点的に語る特徴があると指摘できよう。この体験内容の相違は、被災地から郊外に向かって逃げる直接被爆者と肉親等を探しに入市した被爆者との時間的差異によるものと考えられる。

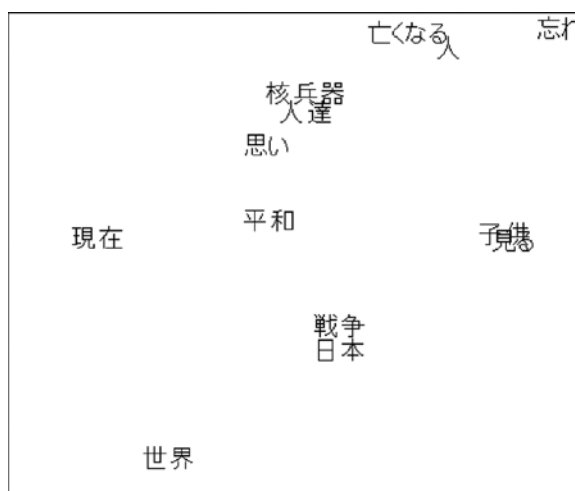
楕円(3)は、救護・看護被爆者が重点的に用いる単語のまとまりと理解できる。救護・看護にあたった被爆者の場合は、原爆体験を語る際、「学校」、「病院」という救護・看護の場所での体験を重点的に話す傾向があった。同時に、「火傷」、「頭」、「手」といった単語によって、直接被爆者の傷害の様子を語っていた。

つまり、直接被爆者の傷害の様子に関しては、直接被爆者と同様の情景を見たことを示唆している。楕円(4)は胎児被爆者が重点的に用いる単語群だと解釈できる。胎児であった被爆者の場合、「父」、「母」、「姉」という単語を多用する傾向があった。これは、原爆体験がかれらの肉親を通したものであるが故であろう。この傾向は、先に指摘した7歳未満の被爆者と同様の傾向であった。

楕円(5)は、原爆被爆者のメッセージ・思いの共通的部分だと解釈できる。楕円(5)を拡大したものが図9-7である。「核兵器」・「戦争」のない「世界」あるいは「日本」の「平和」を標榜する原爆被爆者の思いが見て取れる。同時にこのメッセージの核心的部分については、被爆区分にかかわらず、共通したものであることが示唆された。つまり、被爆者の「平和観」は被爆区分によらず共通していることを示唆している。

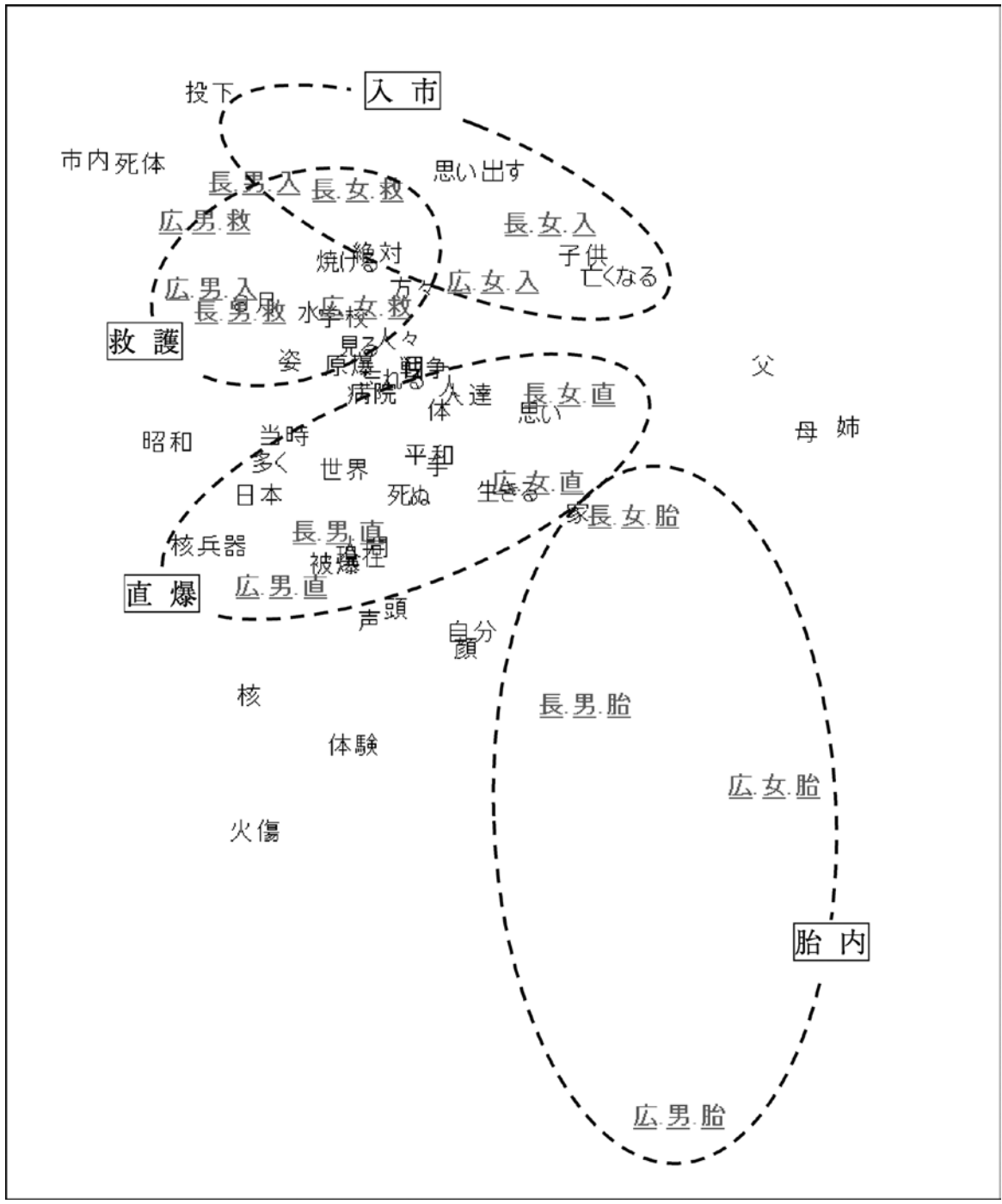
被爆区分以外の要因を検討するために、被爆地、性別についても検討した。その結果を示したものが図

図9-7 原爆被爆者のメッセージ・思いの共通的部分



9-8である。被爆区分が同じであれば、被爆地・性別に関しては、目立った傾向あるいは特徴は観察されない。筆者の付加した4つの楕円(破線)で示す通り、ほぼ被爆区分別にまとまりを見せている。つまり、原爆被爆者の体験内容の特徴付けに関しては、被爆区分が、被爆地・性別という要因よりも、より影響を与えていることが示唆されるのである。

図9-8 被爆地別・性別による対応分析結果



*下線部分の広は広島，長は長崎，男は男性，女は女性，直・入・救・胎はそれぞれ被爆区分を示す。

4 まとめにかえて

本稿では、原爆被爆体験の核心的内容（原爆体験に対する認識構造）、原爆被爆者のメッセージの核心的部分、そしてそれらの性別、被爆地別、年齢、被爆区分での特徴について検討してきた。原爆体験に対する認識は、自身が体験した原爆投下後の地獄のような原風景と肉親にまつわる体験という二つの部分から主に構成されていた。性別に関しては、女性の方が、肉親にまつわる原爆体験に、より重点を置いて語る傾向がみられた。他方、男性は、「核兵器廃絶による平和」を志向する傾向が強かった。広島・長崎で

の比較においては、「怒りの広島」、「祈りの長崎」の傾向は認められなかった。年齢に関しては、被爆当時7歳未満の被爆者では、原爆投下後の情景ではなく、家族にまつわる原爆体験が重点的に語られていた。

また、原爆被爆者が原爆体験を語る際、それぞれの被爆区分によって、重点の置き所が異なることが示唆された。各被爆区分における特徴は以下のようにまとめられよう。

1. 直接被爆者：「火傷」、「頭」、「手」によって、自身あるいは周囲の被爆者の傷害の様子を語る傾向がある。
2. 入市被爆者：「死体」、「焼ける」によって、自身が見た「市内」での情景を語る傾向がある。
3. 救護・看護被爆者：「学校」、「病院」という救護・看護を行った場所での体験を語る傾向がある。同時に、「火傷」、「頭」、「手」によって、直接被爆者の傷害の様子を語る傾向がある。
4. 胎児被爆者：「父」、「母」、「姉」を通した体験を語る傾向がある。

このように、被爆区分によって、原爆被爆者が目にした原爆の「原風景」に違いがあることが再確認できた。このことは幾つかの重要な視点をわれわれに提示する。たとえば、入市被爆者は、原爆投下後、時間の経過を経て入市した分、爆心地付近を直接被爆者とは違った視点でつぶさに見ているという点である。このことは、入市被爆者の原爆体験もまた原爆被害理解の深化のためには不可欠であることを示唆するのである。

原爆被爆者の平和観の表出とも言えるメッセージに関しては、その核心的部分は、「核（兵器）廃絶」による「世界の平和」であった。被爆者のメッセージは、性別により若干の違いはあるが、被爆地、年齢、被爆区分における違いは認められなかった。つまり、被爆者の「平和観」の核心的部分は、「核廃絶による世界平和」であったのだ。従来、原爆被爆者の平和運動の両輪の一つは「核兵器廃絶」だと指摘されてきたし、日本被団協もそう認めてきた⁹⁾。このことから原爆被爆者の「平和観」の核心的部分は「核廃絶による平和」であり、そのことはある意味自明であったのかもしれない。しかしながら、それは原爆被爆者を中心とした平和運動から発せられる言動から想像できることであり、計量解析などの統計学的手法を用い、指摘されたものではなかった。本稿での統計学的分析は、従来指摘されてきた原爆被爆者の「平和観」を裏付けるものとなった。そして、原爆被爆者の「平和観」の核心的部分は、被爆地、年齢、被爆区分によってその違いは認められず、共通していることも明らかになった。これまで「怒りの広島」、「祈りの長崎」として被爆地を区別する傾向もあったが、両者の「平和観」に違いは認められなかった。年齢、被爆区分、そしてそれに由来する原爆体験の違いはあっても原爆被爆者の「平和観」に大きな違いはなかったのだ。

原爆被爆者の「平和観」の核心的部分は、区分によらず共通して「核兵器のない世界平和」であると指摘して間違いのないであろう。ただ、原爆被爆者の「平和観」は性別により、重点の置き所が異なる可能性が示唆された。男性は核廃絶による世界平和を志向し、他方、女性は絶対非戦による世界平和を志向していた。この傾向は一般化できるのか、今後の検討課題としたい。

通常兵器と異なる原子爆弾被害の特徴は、原爆放射線に起因する悪性腫瘍等の晩発性傷害、いわゆる「原爆後障害」であろう。また今日的には、発症リスクを背景とする健康不安もその特徴の一つと指摘できよう¹⁰⁾。人類はなんとむごい「パンドラの箱」を開けたのだらう。厚生労働省によると平成25(2013)年3月末時点で20万1,779人の原爆被爆者が生存している。前年度の21万830人から約9,000人が死没している。被爆者の平均年齢も78歳を超えている。いつしか「歴史としての原爆」になることは抗えない事実であろう。原爆投下から68年が経過し、原爆被害研究はその成果を着実に積み上げ、そのおぞまし

さを提示し続ける。と同時に、その被害者である生き残った原爆被爆者たちは、悲惨な原爆体験に基づく、「反核兵器」というテーゼを確立し、「唯一の被爆国・日本」の立場を牽引してきた。それも原爆被爆体験を乗り越えてである。

「被爆60年アンケート調査」では、「心の支え」についても聞いている（回答者総数は1万2,323人）。「家族との生活」と回答したものが7,703人（62.5%）、「趣味」と回答したものが4,380人（35.5%）、「地域や社会での活動」と回答したものが2,799人（22.7%）、「核兵器廃絶運動」と回答したものが2,257人（18.3%）、「宗教の信仰」と回答したものが2,057人（16.7%）であった¹¹⁾。被爆者であるが故の「からだ」と「こころ」の傷を軽減するものは、家族であり、地域社会であり、平和運動であったのだ。こういった支えによって、悲惨な原爆体験を乗り越え、「核兵器のない世界」という「平和観」を確立してきた原爆被爆者の思い、願いに私たち次世代の日本人は如何に応えるべきなのか。今一度、自問したい。

（川野 徳幸）

注・参考文献

- 1) 本稿は、筆者の次の三つの論文に修正・加筆を行い、再構成したものである。川野徳幸「原爆被爆被害の概要」（『平和研究』第35号、2010年）19 - 38頁。川野徳幸、佐藤健一、大瀧慈「原爆被爆者は何を伝えたいのかー原爆被爆者の体験記・メッセージの計量解析を通してー」（『長崎医学会雑誌』85巻特集号、2010年）208 - 213頁。川野徳幸、佐藤健一「原爆被爆者の体験記・メッセージに関する被爆区別特徴について」（『広島医学』第65巻4号、2012年）322 - 326頁。
- 2) 日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）は、この時代を「病苦と貧困と差別に耐えてひっそりと生きていた」空白の10年と位置づける。広島県被団協は、2009年8月『空白の十年 被爆者の苦闘』を発行した。同書は、7,438人から回答を得たアンケートの集計・分析結果、及び就職や結婚での差別、後障害の苦悩などを切実に綴った71本の手記によって構成され、空白の10年の実態に迫ろうとしたものである。詳しくは、次のURLを参照。<http://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/about/about5-200910.html#anchor-04>（2014年1月31日アクセス）
- 3) 日本被団協ホームページ中の「50年のあゆみ」を参照。詳しくは、次のURLを参照。<http://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/about/about2-02.html>（2014年1月31日アクセス）
- 4) しかし、もちろんそのことが、被爆者援護法に基づく手当等が十分である、あるいは被爆者自身がその手当に満足しているということを意味しているわけではない。事実、『朝日新聞』「被爆60年アンケート調査」によると、回答者中約47%がその手当に満足していないと回答している。詳しくは、2005年7月17日付け同紙を参照。
- 5) SIPRI, *SIPRI Yearbook 2013* (SIPRI, 2013)
- 6) このあたりの原爆被爆者の思いについては、例えば、『朝日新聞』「被爆60年アンケート調査」、『読売新聞』「被爆65年1000人調査」（2010年7月30日）に詳しい。
- 7) 松尾雅嗣『連想調査による「平和」の意味分析』（広島大学平和科学研究センター、1983年）。
- 8) 詳しくは、石田基『テキストマイニング入門』（森北出版、2008年）と金明哲『テキストデータの統計科学入門』（岩波書店、2009年）を参照。
- 9) 両輪のもう一つは、「原爆被害への国家補償」。詳しくは日本被団協ホームページを参照。<http://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/about/about2-02.html>（2014年1月31日アクセス）
- 10) 『朝日新聞』「被爆60年アンケート調査」によると、90%以上の回答者が健康不安を感じていた。また、その健康不安の程度は、被爆区分、爆心地からの距離に依存していた。詳しくは、川野徳幸、大谷敬子、佐藤健一、富田哲治、大瀧慈「原爆被爆者の不安度における被爆状況依存性についてー朝日新聞社アンケート調査に基づく解析ー」（『広島医学』63巻4号、2010年）270 - 274頁を参照。
- 11) 詳しくは、2005年7月17日付け『朝日新聞』、あるいは川野徳幸、平林今日子、大瀧慈「原爆被爆者の「こころ」と「くらし」における（継続的）被害の実態：朝日新聞「被爆60年アンケート調査」結果を手がかりに」（『長崎医学会雑誌』Vol. 81 特集号、2006年）195 - 200頁を参照。

広島市長の平和宣言

1 平和宣言とは

広島市の平和宣言は、昭和 22（1947）年の第 1 回平和祭以来、昭和 25 年を除く毎年 8 月 6 日の平和記念式典で歴代市長により読み上げられてきた（昭和 26 年は「市長あいさつ」）。式典における平和宣言は、その年の広島や日本、世界が直面する平和の課題を掲げ、克服の道筋を国内や海外に発信してきた。広島市のホームページには「過去の平和宣言」が公開され¹⁾、その時どきの課題や時代背景を読み取ることができる。

2 歴代市長の平和宣言

(1) 濱井信三（任期昭和 22—30 年）

昭和 24（1949）年までの宣言は戦争の放棄と世界平和を強調する一方、核兵器を否定した記述はない。占領下で原爆に関する表現はプレス・コードにより厳しく制限された。昭和 27 年に講和条約発効で独立を回復すると、翌年に「原子爆弾がのこした罪悪の痕」という表現が登場するが、国内でも原爆や核への意識は低く、「平和確立」が強調された。

(2) 渡辺忠雄（昭和 30—34 年）

昭和 29（1954）年のビキニ被災事件をきっかけに原水禁運動が盛り上がるなか、初めて被爆者の原爆障害と放射能の危険性に言及し（昭和 30 年）、核兵器の製造・使用禁止を訴えた（昭和 33 年）。

(3) 濱井信三（昭和 34—42 年）

ほぼ毎年「核兵器の禁止」と「戦争の完全放棄」を訴え続けた。また米英ソによる部分的核実験停止条約締結の評価（昭和 38（1963）年）、ベトナム戦争への憂慮（昭和 40、41 年）など、国際情勢を踏まえた主張が登場した。

(4) 山田節夫（昭和 42—50 年）

核兵器の「禁止」「廃棄」などに代わる訴えとして「廃絶」が初めて登場し（昭和 45 年）、以後統一された。核抑止論批判（昭和 43 年）、片仮名の「ヒロシマ」表記（昭和 45 年）、国連・環境問題・平和研究の重要性の指摘（昭和 47 年）、名指しでの核保有国批判（昭和 48 年）など、テーマが多様化・具体化・国際化した。

(5) 荒木武（昭和 50—平成 3 年）

米ソの核軍縮の停滞を反映して国連への言及が増えた。長崎市との連携（昭和 50（1975）年）、被爆者援護法制定要求（昭和 55 年）、国際的平和研究機関設置の提唱（昭和 57 年）、世界平和連帯都市市長会議開催（昭和 59 年）、在外被爆者援護（平成 2（1990）年）など、広島発の提言や活動が宣言に盛り込まれた。

(6) 平岡敬（平成 3—11 年）

日本の植民地支配や戦争についてアジア・太平洋地域への謝罪（平成 3 年）、北東アジアへの非核地帯設置（平成 6 年）、被害と加害の両面からの戦争の直視（平成 7 年）、「核の傘」に頼らない安全保障体制の模索（平成 9 年）など、日本の足元を問い直す提言を次々と行った。

(7) 秋葉忠利 (平成 11 年—23 年)

初めて「です・ます」体で書かれ、被爆者への「感謝」を表現し、その役割を評価した (平成 11 (1999) 年)。敵対国同士の「和解」(平成 12 年)、世界の大学での広島・長崎講座の開講 (平成 13 年)、米国大統領の広島訪問 (平成 14, 15 年) を提言し、平成 17 年・22 年の核不拡散条約再検討会議を念頭に平成 32 (2020) 年までの核兵器廃絶の実現や核兵器禁止条約の締結を訴えた。

(8) 松井一實 (平成 23 年—)

「です・ます」体を継続するとともに、毎年、被爆体験談を公募し、平和宣言の前半で被爆体験を紹介している。また福島原発事故を受け、エネルギー政策の早急な見直しを求め続けるとともに、北朝鮮の非核化と北東アジア非核兵器地帯の創設 (平成 25 (2013) 年) を訴えている。

3 平和宣言の果たすべき役割

平和宣言の訴えは、細かく見ていくと、実は時代と共に変化してきていることが分かる。まず、占領下では「原爆」という言葉すら使用が避けられ、とにかく「平和」が強調された、という点に改めて驚かされる。

また、今日では定着している考えや訴えの多くが、平和宣言に初めて取り上げられたのは意外に遅い時期だった、という印象をうける。たとえば核兵器の「廃絶」という訴えが登場するのは被爆 25 年後。「長崎市との連携」は被爆 30 年後。「在外被爆者援護」は被爆 45 年後である。

また、初めてジャーナリスト出身者として市長になった平岡敬は、被爆の被害だけでなく、日本の戦争がもたらした加害についても初めて触れ、「核の傘」に依存しない安全保障体制を模索する必要性を投げかけるなど、それまでの平和宣言の枠組みを超える提言を行った。

21 世紀に入り、国際情勢が多様化するにつれて、平和宣言に盛り込まれる内容も、ますます多様化している。秋葉忠利は、それまで以上に海外への発信を念頭におき、初めて英語版の平和宣言を自ら読み上げて画像をインターネット上で公開した。一方、初めての被爆 2 世市長である松井一實は、被爆者の高齢化とともに被爆体験の継承が困難になりつつある中、被爆体験談を募集して平和宣言に盛り込むという初めての試みを行っている。

時代は移り変わっても、平和宣言に期待される役割の重要さは、変わらないどころか、ますます重要になるだろう。広島市長が党派や立場を超え、平和宣言を通じて広島「声」を世界に訴えることが、これからも求められている。 (水本 和実)

注・参考文献

1) 広島市ホームページ

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/0000000000000/1111135185460/>

エピローグ 広島復興経験をどう生かすか

～未完の試みからのささやかな提言～

はじめに

「広島の復興とは何か」をたずねる旅は、15人の専門家が執筆した計9章の論考と9本のコラムを通して描かれた。城下町から出発して明治以降、軍都として発展した広島は、原爆により人や街、歴史、文化、伝統を含むコミュニティーを一度はすべて失った。だが、被爆の3日後には広島電鉄の一部区間が片側運転で再開するなど、復興の歩みが始まった。敗戦を経て国の戦災復興計画に加え、「広島平和記念都市建設法」の制定により、広島は「平和」を希求する都市という新しい運命を受け入れたのである。

だが、平和都市という新たなアイデンティティーは、すんなり根付いたわけではない。焼け野原に都市が再興し、市民の暮らしが回復するなかで、「平和」は被爆者や市民の主体的活動に加え、行政、教育、保健・医療、メディアをはじめとする社会の多様な組織や制度、あるいは個人に支えられ、紆余曲折を経ながらだいに定着していったのである。

各章の中で記述された広島の復興の姿を整理してみよう。

I 広島の復興をたどってみて

1 I部「戦争と破壊」

(1) 第1章「近代化の中の広島」

江戸時代、地方都市では名古屋、金沢などに続く大城下町だった広島は、明治維新以降の近代化のなかで、明治21(1888)年に陸軍第5師団司令部が置かれ、日清、日露戦争の過程で、重要な軍事施設が集まる軍都として発展した。宇品港は軍事輸送の拠点となるなど、民生も軍や官に依存する一方、商工業、交通、教育機能も集中し、全国で6大都市に次ぐ人口規模の街となった。

(2) 第2章「戦争と広島、原爆投下の衝撃」

昭和6(1931)年の満州事変に始まる日中戦争や太平洋戦争を通じて軍事機能はさらに集中し、戦争末期には本土決戦に備えて西日本を統括する第二総軍司令部が置かれた。だが、原爆投下により、軍人だけでなく大勢の非戦闘員も含め、広島市の人口の約4割が無差別に殺され、街の軍事施設だけでなく、産業、交通、教育などあらゆる機能と、人びとの営みである文化、伝統、歴史も一瞬のうちに消滅した。

2 II部「都市の復興」

(1) 第3章「復興計画」

広島市の復興はまず、国の戦災復興事業による都市基盤の整備としてスタートした。昭和20(1945)年12月に閣議決定された「戦災地復興計画基本方針」に基づき、総理大臣直属の戦災復興院が全国115

都市で土地区画整理事業を開始した。その中核は、土地区画整理事業と街路、公園の整備であった。また広島市の復興審議会や新聞紙上などで、市民や行政関係者、外国人らから34件もの復興構想が公表された。被爆痕跡の保存や、「平和」のシンボル化など、その後の平和都市につながるアイデンティティーの萌芽が見出せる。

(2) 第4章「広島平和記念都市建設法」

戦災復興事業の財政難を打開する手段として、地元関係者が国や国会に働きかけた「広島平和記念都市建設法」が昭和24(1949)年に実現した。これにより広島は手厚い復興財源を得て復興を加速させただけでなく、同法第1条で広島市は「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴」たる「平和記念都市」と位置づけられた。新たなアイデンティティーはまず、法律として与えられ、それに基づき平和記念公園や平和大通り、河岸緑地など、今日の広島のシンボルゾーンの整備が決まった。

(3) 第5章「再開発をめぐる諸問題」

しかし平和の象徴としての街づくりは、平坦ではなかった。区画整理にせよ公園や河岸緑地整備にせよ、対象地域の大半は、被爆直後は焼け野原で、そこに多くの不法建築が建った。平和記念都市の復興の第一歩は、住民らが「立ち退き反対」を叫ぶなか、役所による不法建築の撤去から始めざるを得ない場所もあった。また基町の「相生通り」沿いの河川敷には違法なバラック建築が立ち並び、通称「原爆スラム」と呼ばれたが、戦災復興事業でなく住宅改良事業として基町地区に低所得者向け高層アパートを建て、バラックを解消した。今では基町高層アパートは、広島の復興の歴史を物語る建築物とされている。

3 Ⅲ部「復興する広島と市民の暮らし」

(1) 第6章「産業経済の再建」

広島の産業経済の復興を「工業統計表」のデータで見ると、もともと広島市には人口に比べて製造業が多く、原爆で事業所も労働人口も減少して打撃を受けた。だが、市外からの労働人口の流入や積極的な設備投資、職工や女性労働力の存在、軍事施設の民間転換などで、製造業は再建された。広島県全体で見ると、朝鮮戦争による特需や、広島県が昭和27(1952)年に発表した「生産県構想」で造船業をはじめ製造業は活気づき、昭和43年に広島県の製造品出荷額は中国・四国・九州で1位となった。広島県の産業経済の復興は、1970年代まで製造業に支えられた。

(2) 第7章「保健・医療の充実と被爆者支援」

広島市の医師・医療従事者の9割が被爆して医療機関は崩壊し、戦後の混乱期には急性伝染病や肺結核、性病が蔓延した。だが、昭和27(1952)年には社会保険広島市民病院が開設され、広島大学医学部附属病院をはじめ、公的病院を中心に保健・医療機関はしだいに充実していく。一方、被爆者医療に関しては、昭和28年に広島市原爆障害者治療対策協議会が設立され被爆者の無料治療が開始され、その後「原爆医療法」「原爆被爆者特別措置法」の制定で被爆者の医療面での救済が進んだ。昭和31年に設立された広島原爆病院をはじめ、数々の保健・医療機関が被爆者の治療や研究に当たっている。

(3) 第8章「メディアと復興」

戦前の広島の地元メディアを代表する『中国新聞』は、昭和19(1944)年に県内唯一の新聞となり、部数も38万部に達したが、原爆で壊滅的な打撃を受けた。『中国新聞』は自らも被災した原爆を伝えることから立ち上がり、原爆投下の事実、被爆者の実態、被爆地・広島復興、市民生活の再建を克明に紙面に記録してきた。「原爆報道」「核兵器廃絶」「平和」は『中国新聞』が戦後、一貫して追い求めてきたテーマである。そして『中国新聞』に代表されるメディアは、広島復興を記録しつつ、広島の新しいアイデンティティーの模索を後押ししてきた。

4 IV部「新しいアイデンティティーを求めて」

(1) 第9章「平和を模索する都市」

広島の新しいアイデンティティーを創り出すという、復興の重要なプロセスを進める上で大きな役割を担ったのは、広島市の平和行政である。8月6日に平和記念式典を行い、市長が被爆者や市民を代弁して世界に向けて「平和宣言」を読み上げる。市の一部局から財団法人化した広島平和文化センターも広島平和記念資料館を運営し、市民向けの平和活動を行っている。また、広島の市民らによる平和運動は、原水禁運動の分裂により、政治色と結びつくときの弱さを露呈したものの、原爆ドーム保存や被爆実態の解明、被爆体験継承など、政治と切り離れた具体的目標を掲げ、賛同者を集めることで、今日のNGO活動につながる方向性を見出した。さらに、小・中・高校における平和教育も、子供たちが原爆投下について考え、被爆体験を継承するための機会を提供してきた。

だが、被爆地・広島復興は、被爆者の存在を抜きには語れない。被爆者の思いは被爆者にしか語れないと言われるが、被爆60年の調査で、被爆者の多くが「核兵器廃絶」と「世界平和」を求めている実像が明らかになった。その切なる思いが広島復興を後押しし、それを受けて多様な人々が、それぞれの方法で平和を模索する街を創り上げた。

それが広島の新しいアイデンティティーなのかもしれない。

II おわりに 広島復興をどう生かすか

最後に、本書の意義を簡潔に整理してみたい。まず、広島復興をテーマにした、史上初めての広島県と広島市が共同事業による、本格的な刊行物であること。本書の編纂をきっかけに、広島県と広島市が平和に関する多様な事業で、連携を深めることが期待されている。次に、「復興」をテーマとする従来の文献の大半が、都市計画やインフラ整備など、ハード面のみに焦点を当てていたのに対し、本書は、保健医療や被爆者支援、市民生活やメディアに描かれた復興、平和を基調とする新たなアイデンティティーの創出など、ソフト面にもきめ細かくスポットを当てることにより、幅広い「復興」像を提示した。

執筆陣も、各分野の専門家を集め、単に時系列で復興の経過をたどるのではなく、これまでの復興史の定説を押さえつつ、平和をアイデンティティーとして成し遂げられた広島復興をたどる、という命題に沿い、新たな同時代史を紡ぎ出している。

以上を指摘した上で、今後の最大の課題は、広島復興体験から何を学び、どう生かすかということである。そのために、広島復興を辿りながら得られたいくつかの教訓を記しておきたい。

第1に、破壊は決して終わりではない、ということ。広島復興の第一歩は、すべてが失われたように見える被爆の瞬間から始まった。

第2に、復興は新しいものを創造すると同時に、過去から引き継ぎながら失いかけたものを復活させる営みであること。本書では十分描かれたといえないかもしれないが、広島復興には、すべてを新しく創造したのではなく、被爆以前に広島コミュニティーに存在していた社会機能や文化、伝統を取り戻す取組もあった。

第3に、悲惨な体験を持つ当事者は、もっとも強く平和を希求すること。広島における被爆者のように、その存在は復興に欠かせない。

第4に、復興の道はまっすぐではないこと。時には対立や衝突も起こりうる。だがそれを克服することで、復興はさらに確固たるものとなる。広島の再開発事業は、あちこちで住民との摩擦を生んだ。

第5に、復興を実現させるのは、特別な組織や指導者、制度よりも、市民一人ひとりの主体的な意識であること。戦災復興院や知事、市長などのリーダー、広島県や広島市などの担当者、あるいは広島平和記念都市建設法などの制度は、確かに重要な役割を果たした。だが、最後に復興を実現させ根付かせているのは、「平和都市広島の一員」という自覚を持って行動する市民一人ひとりによる日常的な努力の積み重ねである。

(水本 和実)

執筆者等プロフィール

(※執筆順, 敬称略)

水本 和実 (みずもと かずみ)

昭和 32 (1957) 年生まれ。東京大学法学部政治コース卒業。朝日新聞入社 (記者職), 米国タフツ大学フレッチャータウン法律外交大学院修士課程修了。朝日新聞ロサンゼルス支局長, 広島市立大学広島平和研究所助教授, 同教授を経て, 現在, 広島市立大学広島平和研究所副所長 (教授)。専門は国際関係・核軍縮。国際平和拠点ひろしま構想推進委員会委員なども務める。

安藤 福平 (あんどう ふくへい)

昭和 23 (1948) 年生まれ。京都大学大学院文学研究科博士課程 (史学科国史学専攻) 中途退学。昭和 51 (1976) 年 5 月～平成 21 (2009) 年 3 月, 広島県職員 (総務部県史編さん室, 昭和 63 (1988) 年 10 月から広島県立文書館, 平成 16 (2004) 年 4 月から同館副館長)。

石丸 紀興 (いしまる のりおき)

昭和 15 (1940) 年生まれ。東京大学工学部卒業, 東京大学大学院工学研究科修士課程修了。工学博士。広島大学工学部教授・広島国際大学教授を経て, 現在, (株)広島諸事・地域再生研究所代表。広島平和記念資料館の資料調査研究会メンバー, 専門は, 建築計画学・都市計画学。

著書として, 共著『広島被爆 40 年史・都市の復興』(広島市, 1985 年), 『世界平和記念聖堂・広島にみる村野藤吾の建築』(相模書房, 1988 年) など。

伊藤 敏安 (いとう としやす)

昭和 30 (1955) 年生まれ。同志社大学文学部卒業, 関西学院大学大学院社会学研究科修士課程修了。日本統計センター主任研究員, 中国地方総合研究センター地域経済研究部長などを経て, 平成 14 (2002) 年 11 月から広島大学地域経済システム研究センター教授, 平成 15 (2003) 年 4 月から同センター長併任。専門は地域経済学, 地方財政論。

著書として『地方分権の失敗 道州制の不都合』(単著), 『道州制』(共著) など。

千田 武志 (ちだ たけし)

昭和 21 (1946) 年生まれ。広島大学大学院経済学研究科 (修士課程) 修了。平成 9 (1997) 年, 呉市史編さん室長, 平成 14 (2002) 年, 広島国際大学医療福祉学部教授を経て, 現在, 呉市参与 (呉市史編さん担当), 広島国際大学非常勤講師。

小池 聖一 (こいけ せいいち)

昭和 35 (1960) 年生まれ。中央大学, 中央大学大学院文学研究科博士後期課程修了。博士 (史学)。平成 2 (1990) 年 4 月, 外務省入省。外交史料館に移行文書編纂担当官として勤務, 広島大学総合科学部助教授 (現代政治論), 広島大学文書館設立準備室長を経て, 平成 16 (2004) 年 4 月より広島大学文書館長 (現在まで)。平成 20 (2008) 年 9 月, 広島大学国際協力研究科教授 (協力外交論)。専門は, 日本近現代史, 日本政治・外交史, 近代日本文書学。

著書として『満州事変と対中国政策』(吉川弘文館, 平成 15 年), 『近代日本文書学研究序説』(現代史料出版, 平成 20 年) など。

西本 雅実 (にしもと まさみ)

昭和 31 (1956) 年生まれ。昭和 55 (1980) 年中国新聞入社 (記者職)。岡山支局を経て昭和 61 (1986) 年、編集局報道部に所属して以来、原爆・平和関連の取材を続ける。これまでの主な取材に「検証ヒロシマ」「世界のヒバクシャ」(以上、共著)「1945 原爆と中国新聞」(単著)などがある。平成 15 (2003) 年から編集委員。

宇吹 暁 (うぶき さとる)

昭和 21 (1946) 年生まれ。昭和 45 (1970) 年 4 月、広島県教育委員会事務局指導主事。広島県総務部県史編さん室指導主事 (～昭和 51 (1976) 年 4 月 30 日)。

昭和 51 (1976) 年、広島大学原爆放射能医学研究所助手 (原爆被災学術資料センター)、平成 6 (1994) 年、広島大学助教授、原爆放射能医学研究所附属国際放射線情報センターに配置換えを経て、平成 13 (2001) 年 4 月、広島女学院大学生生活科学部教授 (～平成 23 (2011) 年 3 月 31 日)。

卜部 匡司 (うらべ まさし)

昭和 51 (1976) 年生まれ。広島大学大学院教育学研究科博士課程後期修了/博士 (教育学)。広島大学大学院教育学研究科教育学講座助教、徳山大学経済学部准教授を経て、現在、広島市立大学国際学部准教授。

川野 徳幸 (かわの のりゆき)

昭和 41 (1966) 年生まれ。広島大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程修了 (医学博士)。広島大学原爆放射線医科学研究所附属国際放射線情報センター助手・助教、広島大学平和科学研究センター准教授等を経て、平成 25 (2013) 年 6 月から広島大学平和科学研究センター・教授。専門は原爆・被ばく研究、平和学。広島・長崎原爆被害、セミパラチンスク・チェルノブイリの核被害について社会医学的視点から調査研究を行っている。

永井 均 (ながい ひとし)

昭和 40 (1965) 年生まれ。立教大学大学院文学研究科博士課程後期課程満期退学/博士 (文学)。現在、広島市立大学広島平和研究所准教授。専門は日本近現代史。

著書として『フィリピンと対日戦犯裁判』(岩波書店, 2010 年), 『フィリピン B C 級戦犯裁判』(講談社, 2013 年), 共著に『日記に読む近代日本』第 5 巻 (吉川弘文館, 2012 年), 『平和を考えるための 100 冊 + a』(法律文化社, 2014 年), 共編書に『遠山郁三日誌』(山川出版社, 2013 年) など。

ひろしま復興・平和構築研究事業報告書

広島復興経験を生かすために一廃墟からの再生一

発行日：平成26年3月31日

編集・発行：国際平和拠点ひろしま構想推進連携事業実行委員会
(広島県・広島市)

【事務局】広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム
〒730-8511 広島市中区基町10-52

印刷 株式会社 きょうせい

